

博士学位申請論文

2016年4月

『紛争後社会における民主化、国家建設の取組と政治暴力の発生』

論文指導委員会

主査：久保慶一准教授

副査：栗崎周平准教授、山田満教授

外部審査委員：窪田悠一新潟県立大学専任講師

早稲田大学大学院政治学研究科 坂部（田中）有佳子

はしがき

この博士学位申請論文の題名には、紛争後社会、民主化、国家建設、そして政治暴力という4つのキーワードがある。これらのキーワードが、おぼろげながら著者の頭のなかをめぐるようになったのは、東ティモールの人々と関わり合うようになってからである。著者が初めて当地へ赴いたのは2004年の春、東ティモールが平和構築の成功例として謳われるようになった頃であり、当初は長い間の暴力がもたらした様々な課題に葛藤する人々の様子に触れながらも、東ティモールは「安全な」紛争後社会だと感じていた。しかし、2006年の急速な治安悪化では一変して出歩くことすら困難となり、やはり民主主義の導入も國家機関の構築も一筋縄ではいかないことを実感した。こうした著者自身の実体験が、本テーマの着想の源となった。

早稲田大学大学院政治学研究科に入学してから、このテーマに取り組むことは心中では決まっていたが、どのように分析し、アウトプットしてよいのかの試行錯誤の日々が長く続いた。入学当初の指導教員の伊東孝之先生には、東欧やロシア、ヨーロッパの経験を教えていただきながら、このテーマで研究を継続することを見守っていただいた。河野勝先生からは、学部時代から節目ごとにアドバイスをいただき、しばらく遠ざかっていた学術研究の場に戻る機会を提供していただいた。2007年の議会選挙監視で一緒にいたときからお世話になる山田満先生には、東ティモールの政治状況のみならず、平和構築がもつ諸課題について度々ご教示いただいた。栗崎周平先生には、フォーマルモデルの構築で悩んでいた際にアドバイザーになることを快諾頂き、著者の関心をいかにモデルの構築に繋げられるかを親身に助言してくださった。窪田悠一先生には、2015年のMidwest Political Science Association (MPSA)の研究大会の折に、最新の紛争研究の知見を共有のうえ激励していただい

た。そして現在の指導教員である久保慶一先生には、このテーマに最後までお付き合い頂き、方向性を見失いかねない本論文の議論が意味あるものとなるように、辛抱強く指導してくださった。こうした先生方のお力添えなしでは、本論文は完成しなかったであろう。

栗崎研究ゼミの皆さん、久保研究ゼミ、伊東研究ゼミの皆さん、河野研究ゼミの皆さん、飯田健先生、田中久穂先生、中井達氏、鷲田任邦氏からは、本論文の草稿や発展段階にある草稿に数々の有益なコメントをいただいた。2015年 MPSA ならびに日本比較政治学会、2013年アジア研究機構次世代国際研究大会、2013年日本国際政治学会、2011年日本比較政治学会では、本論文の発展段階の論文にパネリスト、参加者の方々からご批判、コメントを頂戴し、多大な示唆を得た。さらに、個別のお名前を列挙できないが、東ティモールへの赴任以来、紛争後社会が抱える課題に取り組む、実に多くの方々との交流があったゆえ、本論文を仕上げることができたと思う。この場を借りて御礼を申し上げたい。

在学中、日本財団・東京財団のヤングリーダー研究奨励奨学金（2010年度）、山根奨学生基（2011年度）、原口記念アジア研究基金フィールド・リサーチ補助金（2011年度）、科学研究費助成事業（特別研究員奨励費）「紛争後社会における民主化と国家建設の取り組みと政治暴力の発生」（2012年4月～2015年3月）、科学研究費助成事業（若手研究（B））「紛争後社会における民主化、国家建設による政治暴力の発生：アジアの事例分析とモデル構築」（2015年度～現在）の助成を受けることにより、研究を進めることができた。併せて御礼を申し上げる。

最後に、長期間の論文執筆を温かく見守ってくれ、そして精神的支えとなってくれた、両親、義父母、弟、義妹、夫と娘にも、感謝の意を表したい。

目次

第1章 本論文の問い合わせと方法論	1
第1節 本論文の主題	1
第2節 本論文の問い合わせ	4
第3節 本論文の方法論	10
第4節 本論文の構成	15
第2章 先行研究の概観と本論文の分析枠組み	18
第1節 先行研究の概観	18
第2節 本論文の分析枠組みと概念の定義	33
第2-1節 政治暴力、民主化と国家建設	33
第2-2節 政治暴力を起こすアクターの特定	41
第2-3節 環境設定	43
第3節 本論文における東ティモール事例の位置づけ	51
第3章 紛争後社会における小規模な政治暴力の発生—政治体制、政治制度が及ぼす影響	58
第1節 導入	58
第2節 理論と仮説	59
第3節 データと仮説検証の方法	68
第4節 分析と結果	76
第5節 結論	84
第4章 紛争後社会における政治勢力の組織的転換	93

第 1 節 導入.....	93
第 2 節 民主化、国家建設の試みと暴力	95
第 2-1 節 紛争後社会における権力分掌の交渉.....	98
第 2-2 節 政治勢力の組織的転換.....	104
第 3 節 モデル	111
第 3-1 節 部分ゲーム完全均衡.....	118
第 3-2 節 比較静学.....	120
第 3-3 節 脊しの信憑性、コミットメント問題の発生と回避	123
第 3-4 節 モデルが示す知見.....	125
第 4 節 東ティモールの事例分析	127
第 4-1 節 東ティモールの政治背景.....	128
第 4-2 節 政治勢力の組織転換.....	132
第 5 節 結論.....	148
第 5 章 紛争後社会における指導者による暴力	158
第 1 節 導入.....	158
第 2 節 紛争後社会における法の支配と指導者による暴力	159
第 2-1 節 2006 年騒擾の概観と先行研究、本論文の位置づけ	160
第 2-2 節 紛争後社会における法の支配と指導者の暴力	165
第 3 節 先行研究と本研究が提示する因果メカニズムの関係.....	168
第 3-1 節 紛争後社会における能力評価モデルと有権者によるモニタリング	169

第3-2節 紛争後社会における起死回生のギャンブル	173
第4節 因果メカニズムの提示	178
第4-1節 均衡	181
第4-2節 比較静学による検討	183
第4-3節 選挙と指導者による暴力の因果メカニズム	187
第5節 東ティモールにおける2006年騒擾	188
第5-1節 分析	189
第5-2節 指導者アルカティリの行動とその帰結	203
第6節 結論	206
第6章 結語	218
参考文献	226

第 1 章

本論文の問い合わせと方法論

序章では、本論文の主題である、紛争後社会における民主化、国家建設と政治暴力の発生を分析する意義を示す。次に、研究の問い合わせを設定する。第 3 節において、研究の問い合わせに答えるための方法論を示し、最終節において本論文の各章の概要を紹介する。

第 1 節 本論文の主題

一旦国内紛争が終結した社会において、人々が最も期待していることは、暴力が再び起きないことであろう。しかしながら、暴力の発生はたびたび観察されてきている。特に我々にとって問題と思われることは、なぜ暴力を回避しようとする努力がありながら、暴力が生まれ続けるのか、である。コンゴ民主共和国では、1960 年の独立以来、多数の反政府勢力と政府軍が繰り返し戦闘を引き起こしている。和平合意を経て 2006 年には初めての民主的選挙が行われた。戦闘に参加していた反政府勢力の一部は政権入りを果たしたが、北部キブ州では CNDP (National Congress of the People) という反政府勢力と政府軍の武力対立が続いた¹。アフガニスタンでは 2001 年ボン合意と呼ばれる和平合意が締結されたことにより、内戦が終結した。しかし、2011 年の議会選挙では投票日前までに少なくとも候補者 3 名、選挙運動参加者 23 名が殺害され、投票所の閉鎖が余儀なくされた地域が続出した²。2011

¹ IRIN (Integrated Regional Information Networks). “DRC: Violence Forcing North Kivu Civilians Out of Homes,” 1 July 2009. <http://www.irinnews.org/report.aspx?ReportID=85081> (最終閲覧日 2015 年 9 月 23 日)

² BBC (British Broadcasting Corporation). “Fear and Loathing on the Campaign Trail for Afghan MPs,” 14 September 2010. <http://www.bbc.co.uk/news/world-south-asia-11280861> (最終閲覧日 2015 年 9 月 23

年にスーダンからの分離独立を果たした南スーダンでは新しい国づくりが進んでいた。しかし2年後、指導者同士の内紛が激化し、マシャール前副大統領派兵士と大統領警護隊との戦闘により数百人が犠牲となった³。こうした事例を観察すると、暴力回避の努力の一環として、暴力を停止させ、紛争当事者間で交渉により妥協を見出そうとする試みや、停戦のち選挙の実施によって新しく代表者を選ぼうとする試みがあることがわかる。ところが、こうした試みの意図とは裏腹に、暴力は発生するのである。

本論文の主題は、紛争終結後の社会において、民主主義体制を導入し、それを根付かせる試みがあるにもかかわらず、政治暴力がどのような要因と作用によって誘引されてしまうのかを探っていくことがある。その紛争後社会では、武力競争の停止状態を定着させ、非暴力的手段による政治的竞争を実現する制度の導入が試みられてきた。特に冷戦終焉後、多くの紛争が終結した国家では、競争的で自由・公正な選挙の導入としての民主化を進めてきた。しかしながら、こうした努力が逆の効果をもたらす、つまり政治暴力も引き起こすことも指摘されてきた（Gurr 2000; Snyder 2000; Mansfield and Snyder 2005; Brancati and Snyder 2011, 2012）。このように紛争後社会における民主化は、期待通りの効果だけでなく、期待されざる効果をもたらしているようである。

暴力に対処しようとする国際社会においても、紛争終結後の社会における民主化は関心の的となってきた（e.g. 稲田 2011）。例えばブトロス・ブトロス＝ガリ（Boutros Boutros-Ghali）第6代国際連合（以下、国連）事務総長は『平和への課題』において、平和構築活動の一例に選挙支援や政府機関の改革と強化を挙げ、この実践に努めてきた⁴。また『民主化への課題』において同事務総長は、民主化は（人々に）開かれた参加型の社会を形成していく過

日）；Islamic Republic of Afghanistan, Independent Election Commission Secretariat. “IEC Press Release. On Security of Nangarhar Province 81 Polling Centers,” 7 September, 2010.

³ ウォールストリートジャーナル「南スーダン、戦闘やまらず—首都では450人死亡」2013年12月29日。<http://jp.wsj.com/articles/SB10001424052702304273404579266991150305258>（最終閲覧日2015年9月23日）

⁴ UN Document. An Agenda for Peace. A/47/277-S/24111, 17 June 1992.

程であり、デモクラシーとは多様な制度とメカニズムによって人々の意思による政治的権力を具現化するものである、と述べている⁵。民主化を支援する活動は人権擁護、制度構築など幅広い分野があるものの、民主化のための主たる国連の活動は、選挙支援から始まったことを指摘している。

このように、紛争後社会における民主化は、平和を生み出す、つまり暴力を阻止する目的を掲げて、政治勢力によって試みられ、国際社会もそれを後押ししてきた。それにもかかわらず暴力は繰り返し生起する。こうした暴力の発生は、これまでの平和政策がもつ、「民主化は平和をもたらす」という半ば暗黙の了解であった前提に疑問を投げかけている。

紛争後社会における暴力の再発に关心が集まる中で、その重要な要因として、弱い国家の能力の問題がしばしば取り上げられている。世界銀行が公表した 2011 年の世界開発報告『紛争、安全保障と開発』は、紛争を経験した国々において暴力が繰り返し起きることを示し、その原因のひとつに国家の統治能力の問題を指摘した。暴力とは、国家間戦争や内戦のみならず、民族間暴力、ギャング集団による暴力、鉱山資源、麻薬などの不法取引に基づく暴力、イデオロギー闘争に基づく暴力などがあり、これらは相互に連鎖して発生するため被害がそれだけ増大する点が憂慮されるという。このような勢力間の対立のみならず、世界銀行（2011）や Surke and Berdal (eds.) (2012) によれば、ラテンアメリカでは内戦中よりも内戦終結後に殺人事件発生率が高まる傾向にあり、家庭内暴力、性的暴力が増加し、一般市民、一般女性や子供が暴力に巻き込まれていることも指摘されている。一般犯罪、窃盗、カーハイジャックといった暴力も増加しており、紛争後の社会では様々な形態の暴力が観察されるのである（Höglund 2008, 89）。世界銀行の報告書は、こうした暴力の連鎖を断ち切るためにには国家の統治制度に対する市民からの信頼を回復させ、市民の安全、治安・司法部門の改革、人々の雇用を確保していくべきだと提言する。世界銀行のような開発の

⁵ UN Document. An Agenda for Democratization., A/51/761, 20 December 1996.

課題に特化してきた国際機関も、暴力を止めるには「弱い国家」⁶における統治の問題を無視することはできないと結論づけたのである。

国家建設という言葉は、政策担当者、あるいは国際社会など外部からの意図を反映して国づくりをするという意味合いが込められて使用されることが多い（武内 2013）⁷。冷戦終焉後、国際社会が内戦を経験した国へ支援を行おうとするのは、その内戦の再発のみならず秩序が悪化することによって周辺国を中心とした国際社会に対し様々な脅威が増大するためである。つまり、統治する能力が「弱い国家」は、近隣国に対してテロリズムや難民流入、麻薬密売の阻止、感染症の蔓延、石油等エネルギーの確保の困難といった問題を引き起こすことから、民主化に加えて、こうした国家における政治秩序の回復への支援が重要であると国際社会はみなすようになったのである（Fearon & Laitin 2004）。

そこで、本論文の主題は、民主主義体制の導入が政治暴力の発生に及ぼす要因と作用を探ることにあるが、その際には、民主主義体制の導入とともに進められる国家建設に着目することとしたい。

第 2 節 本論文の問い合わせ

本論文の問い合わせは、「紛争後社会における民主主義体制の導入は、政治暴力の再発に対してどのような影響を与えるのか、そして、なぜそのような影響が生じるのか」である。以下では、この問い合わせに含まれる、紛争後社会、政治暴力、そして民主主義体制という概念について定義を示す。

⁶ 破綻国家（failed state）やその候補である脆弱国家（fragile state）を含む。これらの定義については、明確な定義が定まっていない（Call 2008）。したがって本論文では、Call（2008）に倣い「弱い国家」（weak state）で統一する。

⁷ 今日の平和政策として外部アクターあるいは第3者が国家建設を推進しており、本論文でもこうしたアクターがもたらす影響の存在することを認める。ただし後述するように、本論文における「国家建設」の定義はその存在を必要条件とはしていない。

本論文における紛争後社会とは、内戦が一度発生し、その内戦が停止した後の社会を指す。内戦は、政治暴力のなかでも最も注目を浴びてきた暴力形態である。Small and Singer (1982) が、ある一国内において千人以上の死者が発生した武力紛争を内戦と位置付けたことを契機に、多数の犠牲者を伴う国内紛争を「内戦」とする共通認識が定着していった⁸。内戦を終えた社会を紛争後社会と捉える研究には、内戦を終えた 11 か国における急速な民主化に警鐘を鳴らした Paris (2004)、内戦終結後における国連による介入は内戦の再発を防止すると主張した Doyle and Sambanis (2006)、選挙制度や第 3 者介入がもつ、暴力の再発を抑制する効果の有無を論じた論文集である Hoddie and Hartzell (eds.) (2010) などがある。本論文は、こうした先行研究に準じ、上記にある紛争後社会の定義を用いる。つまり本論文で表現する紛争後社会とは、内戦後社会と同義である。

政治暴力とは、政治的係争から発展し、共通の目的をもつ人々を動員することによって勢力を組織化し、意図的に他勢力に対し危害を加えようとする行為である。この行為は、国家、政党、民族グループや宗教グループなどが行いうるが、その暴力の主な矛先は、政治体制またはその体制における特定の権威者に向けられている (Gurr 1970; Muller 1972, 928)。本研究では、この暴力のなかでも、特に実力行使を伴う暴力を分析対象とする。

政治暴力の源である政治的係争とは、何らかの共通のアイデンティティをもつ勢力が、公の場において対立を政治化させたもの (Marshall 1999, 27) である。政治的係争自体は暴力を含むものではないが、その係争への対処が協議や調停といった手段で、あるいは政治制度上で解決できなかった場合に、相手に物理的あるいは心理的な実害を与えるための手段を用いることとなる (Marshall 1999, 31-33)。共通の目的をもった組織が何等かの集合行為をなすには、その行為に必要な人材、物資、資金といった資源を調達し、行為が成功する

⁸ Small and Singer (1982) /Correlates of War (COW) project (<http://www.correlatesofwar.org/>) では、千人以上の死者が発生した武力紛争を内戦と位置付ける。特に Doyle and Sambanis (2006) は、この基準に加え、国家承認された国土内において、組織化された反抗勢力が国家主権に対して武力を行使し、内戦が終結したのち、ひとつの政治的単位のなかで両者が居住する展望をもつ場合を内戦と定義した。

機会があると組織の参加者が認識することが必要である（Tilly 1978, 84；Ellingsen 2000）。ここから、政治暴力は、ある目的が共有された参加者の間で、資源が充足し、暴力行為の機会が捉えられ、共通目的が暴力によって達成されうると判断されたときに生起すると考えられる。政治的係争を類型化する一つの方法は、どれほど勢力が組織化され死傷者が発生するかによって、ストライキ、暴動を含む騒擾（turmoil）、暗殺やクーデタを含む陰謀（conspiracy）、そして大規模なテロリズム、ゲリラ戦、革命を含む内戦（internal war）に分類する方法である（Gurr 1970, 11）。このように個別の暴力形態に分けてその発生要因を検討することは、暴力を研究する主要な手法となっている。

民主主義体制とは、競争的で自由・公正な選挙の実施が行われている政治体制のことをさす。紛争後社会を対象とした分析では、民主主義体制の概念は多義的に用いられてきた。前節で紹介した、国連が想定した民主化の活動の範囲が示すように、民主主義体制下で達成されることのなかには、選挙の実施だけでなく、人権の尊重、法の支配、平等、自由が確保されることも含まれうるからである。本論文では、内戦終結後は、エリート間の政治競争をいかに非暴力化するかが課題であるという点に着目する。この課題に対処することを念頭に考えると、紛争後社会における民主主義体制の導入とは、シュムペーター（Joseph Schumpeter）が提唱するミニマリストな民主制の確立、つまり競争的な自由選挙の実施を目指していることがわかる（Wantchekon 2004）。ミニマリストにとっての民主主義体制とは、「個々人が人民の投票を獲得するための競争的闘争を行うことにより決定力を得るような制度的装置」を備えていることを指す（シュムペーター 1995, 430）⁹。このような制度的装置のもとでは、選挙という非暴力的手段を通じて、代表者になる勝者と代表者になれない

⁹ 本論文で示す民主主義体制の定義は、一般的に民主主義の手続き的側面に限定したもので、非民主主義体制から民主主義体制へ移行する場合の基準として多くの研究者により用いられてきた（e.g., 岩崎 2006; 遠藤 2012）。この手続き的側面を捉えるときに、ダールのポリアーキーの定義を用いることが多い。例えば Linz and Stepan (1997) は、民主主義体制への移行が達成されるには、競争的で自由な選挙の実施が必要条件であると述べる。O'Donnell (1997) も、シュムペーターの定義と並んで多用されるダールのポリアーキーの概念を用いながら、競争的で自由・公正な選挙の実施は、民主主義体制の基本的な構成要素であることを示している。

敗者が生まれるが、敗者は次回の選挙まで、政治的竞争の結果に一旦譲歩するという前提がある（e.g., Przeworski 1991）。しかし、このルールを遵守しきれないアクター（行為主体）が、暴力を起こすことがあるのである。この民主主義体制の定義を踏まえ、本論文は、民主化を、非民主主義体制から民主主義体制への移行と定義する。つまり、非民主主義体制下において、竞争的で自由・公正な選挙が最初に実施されたときに、民主主義体制への移行が完了すると考えられる。

結論を先取りすれば、本論文は、上記の問い合わせに対して、以下のような答えを提示する。問い合わせの前半部分である「紛争後社会における民主主義体制の導入は、政治暴力の再発に対してどのような影響を与えるのか」に対しての答えは、民主主義体制は、政治暴力の再発を抑制する効果をもつが、その効果が発揮されるのは、内戦終結後時間が経過してからである。時間が経過すると、国家建設が進捗していると本論文では捉えている（第3章にて詳述）。本論文における国家建設とは、国家の能力の向上を意味し、特に「国家が国内の治安を維持し暴力を統制する能力（治安維持能力）を構築する過程」と定義する¹⁰。第3章の分析結果から、民主主義体制が政治暴力の再発を抑制する効果をもたないのは内戦終結直後であり、民主主義体制が抑制効果を発揮するまで、概ね10年程度要することが明らかとなった。この分析結果は民主主義体制が抑制効果を発揮するまでは、暴力の発生が観察されやすいことを意味する。ここで、ではなぜその特定の期間では抑制効果を発揮できないかの疑問が生じる。

そこで、本論文の問い合わせの後半部分である「なぜそのような影響が生じるのか」に答えるために、暴力が観察されやすい、内戦終結後における2つの状況を捉えて以下のように示す。ひとつは、民主主義体制の導入に向けて行われる政治勢力間の権力分掌の交渉の結果、その合意が履行されるという予想に関し悲観的なままであるとき、政治勢力は武装維持のほ

¹⁰ 国家建設の定義の詳細については、第2章を参照。

うが得策であると考えて暴力を選択する。しかし、お互いが相手に対し暴力を用いるという脅しに信憑性がある状況でも、政党への転換や国家機関への編入によって、暴力を回避できる場合もあることを示した。そこでは、政治勢力が合意の履行に対して不安を募らせる「コミットメント問題」をいかに緩和・解消するかが肝要であることが分かる。当該問題の緩和・解消は、政治勢力にとって負担が生じるので、第3者を含めた様々な工夫が必要であり、暴力の抑制は容易くないことを指摘した。

2つ目は、民主主義体制は導入されているが、国家建設が途上である紛争後社会では、治安改善の課題に直面する指導者が有権者からの業績評価を得ようと、市民の安全確保という政策効果を狙って超法規的な治安維持政策を採用し続けるため、指導者による政治暴力が生まれることを示した。超法規的な治安維持政策を好む指導者は、合法的な治安維持政策を望む有権者の代理人であるため、彼らからの政治的支持を得ることに注意を払う。しかしながら、自分に対する政治的支持が低迷すると、治安の確保を最優先する指導者は、自分の好みの政策を追求することがある。ただしその政策が失敗するほど、評価を挽回しようとする。そのとき、指導者はいずれの政策でも生じるコストに対して楽観的になると、ますます有権者の政策選好から乖離した政策を採用しやすくなる。そして有権者からの能力評価が取り返しのつかなくなるまでその政策を採用し続けるという、「起死回生のギャンブル」が発生することを論じた。政策の効果は事後でないと把握できないことと、有権者との治安維持能力の行動基準にずれがありうるという2つの不確実性が、指導者が「起死回生のギャンブル」をより追求しやすい状況をつくりだし、暴力が生じることを明らかにした。このギャンブルを回避する制度的な工夫のひとつとして、有権者のモニタリングの質を改善することを挙げた。

本論文の問い合わせに対する答えが、どのような学術的貢献ができたのかについて、先行研究を踏まえて以下に示す¹¹。第1に、小規模の政治暴力を含めて分析することで、より多様な政治暴力の形態に視野を広げて、既存研究の知見をもとに暴力が再発する原因を探った。先行研究では紛争後社会における政治暴力のなかでも、小規模の政治暴力にはそれほど関心を払ってこなかった。そこで本論文は、小規模の政治暴力でも平和を脅かす可能性を指摘し、事例分析を含めて小規模な政治暴力を扱い、この政治暴力に着目する意義を示した。

第2に、紛争後社会における民主主義体制が暴力を抑制する条件を分析する際に、国家建設の要素を取り込んだことである。民主主義体制の導入が暴力の発生に及ぼす効果については、暴力を誘発するあるいは抑制するという2項対立的な議論が主流であった。こうした議論では、どのようなときに民主主義体制が暴力を誘発し、どのようなときに暴力を抑制するのかを論じることが希少であった。そこで、本論文は、国家の治安維持能力の向上という視点を導入することにより、この2つの効果がそれぞれ表れる状況を特定した。

第3に、民主化と国家建設が同時に進行中である状況の国家を想定し、政治勢力が政治的目的を追求する行動から政治暴力が誘発される条件を明らかにした。既存研究は民主化と国家建設を別々に扱うことが主流であり、特に国家建設が民主化に及ぼす影響を議論することはあっても、それを実証する分析は希少であった。そこで、政治勢力を国家の執行権をもつ勢力と、それ以外の勢力という2者に分けて、ミクロ的な視点をもって各自が政治暴力を起こす要因を検討することで、理論分析に貢献しようと試みた。政治勢力が権力分掌を巡って交渉する局面では、国家の執行権を持つことが見込まれない各勢力には、民主化という政治体制の変容に伴い政党への転換という機会、それから国家建設の途上にあることから治安部門への編入という機会がある。そこでそうした機会がありながら、なぜ彼らが暴力を政治手段として選択するかを論じた。一方、国家の執行権を持った勢力は、治安

¹¹ 先行研究についての詳述は第2章を参照。

維持能力をどう扱うかの課題に直面する。執行権を得た指導者が治安維持政策を選択する局面では、競争的で自由・公正な選挙の実施があると、指導者は有権者からの政治的支持を維持したいというインセンティブをもつ。そこで、国家建設が途上であるがゆえ、治安維持政策の質について有権者が納得のいく基準がどこに位置するかが不透明という不確実性があるため、業績評価が悪化するほどその評価を挽回させようとする「賭け」に指導者が身を投じやすくなる。その結果、指導者は暴力を生み出すのである。

本論文の特徴は、民主主義体制の導入は政治的竞争を非暴力化するために権力を分掌していく試みでありながらなぜ暴力を促進しうるのか、という疑問に対して、国家建設の要素を取り入れ、紛争後社会の特定の文脈に沿って暴力発生の要因を特定したことである。分析結果は、いくつかの条件を満たせば暴力の抑制が可能である点を示唆している。本論文は、近年新興国家で多く観察される、民主化と国家建設が同時に進行する状況下における平和政策の議論に寄与することを試みている。

第3節 本論文の方法論

本論文では、以下の要領で議論を進める。本論文の問い合わせのうち、「紛争後社会における民主主義体制の導入は、暴力再発に対してどのような影響を与えるのか」の部分については因果効果を問うている。因果効果とは、説明変数がある値を取る時に得られる観察の体系的な要素と説明変数が別の値をとるときに得られる観察の体系的な要素との差である（キング他 2004, 97）。他方、本論文の問い合わせのうち、「そして、なぜそのような影響が生じるのか」の部分は因果メカニズムを問うものである。因果メカニズムは、一般的には原因と結果の間に存在する複数の結びつきのことを指す（キング他 2004, 101）。

本論の因果効果を問う分析では、まず、内戦に至らないような、小規模の政治暴力の発生を一般的に観察する（第3章）。そのうえで、民主化が小規模の政治暴力の発生にどのよ

うな影響を及ぼすかの因果効果を推論する。そこで、この因果効果を示す仮説を提示し、それを世界各国の紛争後社会のデータを用いて検証する。そのために最適な手法として統計分析による帰納的（経験的）アプローチを採用する。帰納的アプローチの最大の利点は、これまでの現実の経験に基づき、その因果関係が一般的に観察されうるかを示せることである（Clarke and Primo 2012, 109）。現実の経験に即していない理論であれば、その理論から導かれる結論も有用ではなくなるからである。データセットに基づく因果関係の推定ではあっても、ここで一般的な因果関係が導き出されれば、将来、同様の要因が引き起こす結果を推測することが可能となる。あるいはその因果関係から理論を発展させていくことができる点で、帰納的アプローチは有用である（Clarke and Primo 2012, 114-115）¹²。一方で帰納的アプローチが不利な点は、独立変数の1単位の変化による、予想される従属変数の変化を示す因果効果は示せても、因果メカニズムを説明することはできないことがある（ジョージ&ベネット 2012、150-169）。

因果メカニズムの定義は一様ではないが、ジョージ&ベネット（2012）の定義では、「因果能力を持つ行為主体が特定の文脈や条件下においてのみ、エネルギー、情報またはその他のものを他の実在に変容させる、究極的には観察できない物理的、社会的もしくは心理的プロセス」としている（ジョージ&ベネット 2012、155）。この定義では、特定の環境下でのみ因果メカニズムは作用し、その効果はそうした文脈をかたちづくる他のメカニズムとの相互作用に左右されることになる（ジョージ&ベネット 2012、165）¹³。本論文では、こうした定義と議論を踏まえ、因果メカニズムの解明とは、独立変数と従属変数の間に介在する複数の因果的な関係を明らかにすることと捉える。

¹² 因果メカニズムは、2つの変数の間の因果効果を定義したあとで明らかにできると主張する（キング他 2004, 101-103）。この点に鑑みて、本論文は因果効果の推論を先に実施している。

¹³ ジョージ&ベネットは、同じ結果をもたらすような異なる因果経路が多数あること（同一結果帰着性）、ある一定値の変数が多くの結果と論理的に一貫していること（複数結果帰着性）を認めている。

たとえ因果効果が明らかになったとしても、推論自体を実証するには、次に因果メカニズムを解明する必要がある。そこで第2に、民主化が、アクター（政治勢力）にどのような影響を及ぼすかを、それぞれの特定の文脈においてモデルを構築あるいは提示する。その際に演繹的アプローチを採用し、事例分析を併せて行う（第4、5章）。

演繹的アプローチ（合理的選択アプローチ）は、説得的な理論の構築と、その理論の実証を可能にする分析手法である（Geddes 2009）。このアプローチの第1の利点は、分析者が自身がモデルの前提を設定し、目指す理論構築に不可欠なアクターを選定し、各アクターの選好が何かを理由づけをし、このアクター間の行動がどのような帰結を生み出すかまで、理論的に一貫性のある議論を導きやすいことである。ただし、その前提の設定が決定的に重要であり、その前提が妥当でなければその論理的に導かれる結果も妥当でなくなってしまう（柏谷 2014）。したがって、選挙制度、社会のルールなど、アクターに課されている環境的制約を慎重に検討する必要がある。本論文では、確立した民主主義体制を前提として導かれた理論、他の地域や国の事例分析等を踏まえてモデルを構築する。しかし、この論文が主題とする紛争後社会という文脈が、そうした先行研究とは異なる文脈であることに留意しなければならない。この点に鑑みれば、紛争後社会という特異な環境下にあるアクターの行動からもたらされる帰結を分析する点からも、前提から設定できる演繹的アプローチは有用である。

演繹的アプローチにより因果メカニズムを解明する第2の利点は、反実仮想の議論が可能な点である（Clarke and Primo 2012, 92）¹⁴。特にフォーマルモデルにおける用語を用いると、均衡経路上（on-the-equilibrium-path）と均衡経路外（off-the-equilibrium-path）の両方を包含することができる（グライフ 2006; 河野 2002）。一般に、因果メカニズムは複雑な説明が可能となるという。それはフォーマルモデルを用いると、どの均衡がどのような条件で成立す

¹⁴ 因果メカニズムを示すモデルの有用性は、事例がもつ事実と、事例が発展する節目におけるアクターの意思決定に「意味合い」をもたせることにある（Clarke and Primo 2012, 92）。

るかを明示することができる点を示している。つまり、実際に起こる均衡のほかにも、起らなかつた均衡がどのような条件で生じなかつたのかが明らかになる。ここで留意したいのは、効率的な帰結、あるいはアクターの効用がより高くなる帰結がありうるのに、なぜアクターの効用が低くなる（非効率な）帰結が生じるか、の説明が必要な点である。例えば国際関係論における対立と協調の選択では、前者には必ずコストが生じるので、協調が両者にとって効率的であるはずなのに、なぜ非効率な対立や紛争が選択されてしまうのかを解明することが中心課題である（Kydd 2015）。これを本論文の主題にあてはめると次のように考えられる。本来民主化を通じて、非暴力手段に基づく政治的競争を目指す、つまりより効率的な帰結を望んでいるはずなのに、なぜある勢力は暴力を選び取るのかを解明することは、その勢力がどのような条件であれば暴力を選ばなかつたのか、を解明する手掛かりとなる。その手掛かりをつかむことができるのが演繹的アプローチによるモデル構築である。

この演繹的アプローチによって構築されたモデル（あるいは理論）の有用性を確認する手法は、事例分析である。事例内分析の手法として過程追跡を推奨したジョージ＆ベネット（2012）は、「原因と結果とあいだに介在する因果プロセスの確立のために合理的選択の枠組みと、過程追跡による詳細な事例研究を組み合わせる手法がある」と述べる。彼らが言及している「歴史制度分析」は、ベーツ他編著 *Analytic Narratives* で試みられ、歴史的叙述と演繹的な究明を併用するスタイルである（河野 2002）。この 2 つを組み合わせる利点は、演繹的アプローチによって構築された因果効果と因果メカニズムを示すモデルが、実際に事例に作用していたことを証拠によって裏付けて、初めて納得のいく因果的説明が実現することである（ジョージ＆ベネット 2012、230-231）。換言すれば、事例分析は演繹的アプローチによって構築されたフォーマルモデルの妥当性を担保し、さらに、独立変数と従属変数の間をつなぐメカニズム（解釈）を提供するという意味において経験的アプローチを

補完する役割をもつ (Laitin 2003)。これを踏まえて本論文は、特定の文脈、時代における問題に特化して、そこでのメカニズムの説明に重点を置く分析スタイルを採用し、分析結果から一般化への示唆を示すことを試みる。

本論文では、政治暴力がなぜ起こるかを分析するため、実際に観察された事例を、独立への道程が定まってきた 1999 年以降の東ティモールから抽出する。ひとつは、東ティモールの独立に対し懐疑的な政治勢力が、独立を牽引した勢力に仕向けた暴力や元兵士グループによる反政府的な活動を取り上げる。ふたつめは、2006 年に発生した、政府側による実力行使を取り上げる。この 2 つの政治暴力によって生じた犠牲者数は内戦の定義には該当しない数であるが、各暴力が発生していた当時の東ティモールでは治安を脅かす問題となっていた¹⁵。なお、なぜ数ある東ティモールにおける政治暴力のなかから、上記の暴力を選択したかの理由については、次章において説明する。

以上から、本論文は Laitin (2002) が挙げた、歴史的叙述（事例分析）、統計手法、そしてフォーマルモデルを統合して用いる、比較研究の 3 手法 (tripartite methods of comparative research) を適用することとなる。久保 (2013) が指摘するように、それぞれの手法に欠点がありながらもこのような比較政治学の視点と方法論は、平和政策の様々な試みが行われた際の前提が正しいかを実証的に分析することを可能してくれる。民主化はまさに暴力を止め、平和をもたらそうとする試みであったのだが、そこで前提とされてきたこのような政策的有用性を再検討する機会ともなる。

¹⁵ 反独立派と独立派間の暴力は小規模な武力衝突で、管見の限り死傷者の報告はあるものの、犠牲者数を明示したデータは現時点（2015 年 12 月現在）ではない。2006 年の 4 月から 7 月までの、本論文が分析対象とする政府側の実力行使があった時期における犠牲者数は、合計 38 名である（第 5 章参照）。

第4節 本論文の構成

本章で示した研究の問い合わせに答えるため、前節に示した方法論に沿って、本論文では次のように議論を進める。第2章では、分析を始めるためのいくつかの設定を行う。まず本論文の従属変数である小規模のものを含めた政治暴力、および主要な独立変数である民主化と、同時に進行している国家建設について定義づけ、先行研究を踏まえたうえでの本論文の位置づけを明らかにする。そして、紛争後社会を第1期間と第2期間とに区分することで、2つの特定の文脈を定める。これにより、政治勢力（主流派、非主流派）が暴力を引き起こす因果メカニズム構築のための環境を設定する。第1期間は、停戦あるいは和平合意の締結後、権力分掌のルールにつき交渉し、民主化に向けて各政治勢力が組織転換を図る期間である。第2期間は、民主化が本格的な局面に入り、各勢力がそのなかで政治的目的を果たそうとする期間である。このような重要な概念の定義づけと環境設定を行うことにより、分析枠組みを提示する。第3節では、本論文における事例分析で東ティモールの事例を用いる理由について述べる。

第3章では、民主主義体制が、小規模な政治暴力の再発に対してどのような影響を与えるのか、その因果効果を推定する。第3章の分析対象期間には、第1期間、第2期間の両方が含まれる。ここでは、第1に紛争後社会における小規模な政治暴力の存在を、内戦と比較しながら確認する。第2に、政治体制・政治制度が暴力に対する抑制効果を發揮するに至る因果関係を議論する。民主主義体制は、一般的に暴力の再発リスクを低める特徴をもつ。ただし、紛争後社会においては、時間が経過し国家建設が進捗したときに、暴力に対する抑制効果がより強くなると推論する。また、議院内閣制は、暴力の再発リスクを低める制度的特徴があると推論する。こうした仮説を生存分析と呼ばれる統計手法によって検証する。

この分析の結果、民主主義体制は内戦終結後から大凡10年程度は、民主主義体制は暴力の再発リスクを低めないということが明らかになった。そこで、その該当時期となる、内

戦終結直後における民主主義体制が政治勢力に及ぼす影響を第4章、第5章にて分析する。

つまり、なぜ民主主義体制が暴力の再発リスクを低めないのかの因果メカニズムを探ることとする。

第4章は、分析枠組みで示した第1期間を取り上げ、政治勢力の間の権力分掌を巡る交渉から、再び武器を手に取ろうとする勢力があらわれる要因を示す。ここでは、民主主義体制下での政治的競争と国家建設が開始することを見込んで、政治勢力が、政党への転換、国家機関への編入、あるいは武力を維持するという組織転換の選択を迫られている点に注目する。交渉当事者間の合意が遵守されない危機感が、政治勢力の武装維持を促す一方、こうした武装維持の回避も一定の条件を満たせば可能であるという因果メカニズムを、フォーマルモデルを構築して明らかにする。そして同モデルを検証するために、1999年以降の東ティモール政治勢力の事例を分析する。すなわち、権力分掌の交渉を主導した主流派と各非主流派の間の交渉経緯を論じるが、非主流派としては、反政府勢力となったCPD-RDTL (Conselho Popular pela Defesa da República Democrática de Timor-Leste)、政党への転換を決めた民主党、そして独立運動に参画しその後治安部門への転換に成功あるいは失敗した元兵士・退役兵士グループに着目する。

第5章は、分析枠組みの第2期間を取り上げ、競争的で自由・公正な選挙の実施が進むが、国家建設が途上である紛争後社会において、指導者による暴力が生じる要因を明らかにする。ここでは、政治的支持を得たいという指導者が、合法的な治安維持政策を選好する有権者からの業績評価を勘案しながらも、超法規的な治安維持政策を選択するという因果メカニズムを、フェアロン (James Fearon) の選挙アカウンタビリティのモデルを援用して提示する (Fearon 1999)。選挙は、指導者に対する業績評価によって有権者が指導者を懲罰する機能と、自分の選好に見合った政治家を有権者が選択する機能を持ち合わせている。懲罰される、つまり再任されない可能性を危惧し、超法規的な実力行使を志向する指導者も、

合法的な実力行使を選好する有権者に沿うように行動することがある。一方で、支持の低迷が続くと評価の挽回をはかりたくなり、どの政策であってもそこから生じるコストがそう変わらないと見込んだとき、指導者は超法規的な実力行使を選択する。以上の因果メカニズムのモデルの分析結果を踏まえて、東ティモールにおいて最大の国家危機となった2006年騒擾の際の指導者であったマリ・アルカティリ首相（当時）の行動を分析する。

最終章となる第6章は、本論文の分析により導き出された結論と示唆を整理し、本論文から得られる今後の研究課題を示すこととする。

第 2 章

先行研究の概観と本論文の分析枠組み

本章では、本論文に関わる先行研究を概観したうえで、本論文の分析枠組みを提示する。

第 1 節で、本論文の主題である紛争後社会における民主化、国家建設と政治暴力の発生にかかる先行研究を概観し、本論文が目指す分析とのつながりを明らかにする。第 2 節において、本論文の分析に必要な概念を定義づけし、民主化と国家建設の関係を論じたうえで、分析の環境設定として紛争後社会を 2 つの期間に分けることにより、分析枠組みを提示する。第 3 節では、本論文が分析する事例を東ティモールの経験から抽出する妥当性を議論する。

第 1 節 先行研究の概観

本節では、内戦発生の規定要因に関する先行研究、内戦終結後の政治暴力の再発の規定要因に関する先行研究をレビューし、民主主義体制が及ぼす影響について、議論が交錯していることを指摘する。次に民主主義体制が政治暴力の発生・再発に及ぼす影響に関する先行研究を確認し、各先行研究の問題点を指摘する。

内戦発生の規定要因に関する先行研究

内戦が発生、そして繰り返される主要因が経済状態 (Collier et al. 2003, 53) にあるという主張は、最も盛んに議論されてきた。ひとつは、経済状態の不平等に対する不平 (grievance) が生まれ、反政府勢力が政治暴力を発生させるという議論である。一方、人々の貧困状態が、政治暴力への参加の機会費用を低くさせ、反政府勢力に参加して利益を得ようとする

という強欲（greed）の議論が浮上した。2つの議論の有効性の有無については、長らく研究者の関心を集めていた（窪田 2013）。

経済的、社会的条件の程度に関わらず、人口の規模がより大きい国では、それだけ反政府勢力が生起し、より大規模な犠牲者が発生する可能性があるという指摘がある（Sambanis 2004）。多くの先行研究では暴力発生、再発に寄与する要因として分析に含められている。

エスニック問題による対立は、宗教、人種、言語等のアイデンティティに関わる根深い問題であり、政治的、あるいは経済的問題よりも交渉による解決がより困難であると論じられてきた。例えば、特定のアイデンティティを共有する勢力は、その性質上外部のメンバーをよせつけることができないため団結力が高い分、交渉相手との妥協点を見出すことができず、紛争に繋がりやすい（Kaufmann 1996）。また、特定のアイデンティティを共有する勢力は、国家の治安維持能力が弱まると、自分たちの安全が脅かされるようになると不安が高まるところから、他の勢力との対立が深まりやすい、と論じられている（Lake and Rothchild 1998）。

政治制度が政治暴力の発生・再発に及ぼす影響についても多くの議論されているが、ここではその中でも執行府と立法府の関係に着目する。なぜならば、執行府と立法府の関係を規定する政治制度は、政治勢力にとって最も基本的な権力分掌の手法のひとつだからである。

大統領制は、有権者が大統領と議会議員をそれぞれ選出するため、執行権をもつ大統領と立法権をもつ議会という、有権者から選ばれた代表が2重に存在することとなる。したがって、執行府と立法府が互いに代表であることを主張して対立しやすくなるため、議会運営が立ち行かなくなる可能性がある（Linz 1990）。この制度的特徴は、複数ある政治勢力に、一方では執行府、一方では立法府における権限を分掌することが可能であるが、それゆえに国家運営上の対立が生まれやすいことを示唆している。さらに、国民から選ばれる代表

者である大統領が執行権を一手にひきうけるため、政府の安定をもたらしやすい面ももつものの、選挙の敗者を大統領就任期間に排除しやすい制度である（Linz 1990）。つまり、大統領を選ぶ選挙は勝者が全てを得ることから、敗者との権力の分掌が難しい。また、大統領の就任中は、大統領の政策についてどれだけ評価が悪化しようとも解任させることはできないため、反発する者の不満が高まる可能性がある。さらに、政策決定においても、大統領制は側近のアドバイザーや従事者の意向が反映される傾向にあり、多様な意見を取り入れにくい（Lijphart 1999, 118）。一方で議院内閣制は、議会が国民により選ばれた唯一の機関でありここから内閣が発足するため、執行府と立法府の対立は避けられやすい。そして、一党だけでなく連立政権を樹立することが可能であり、幅広い政治代表を執行府へ輩出する潜在性がある。また、議院内閣制は執行機関の長である首相が、そのほかの閣僚とともに内閣のなかの協調関係を重視し、多数の勢力間における権力分掌が可能であることから少数派の政治的メッセージが排除されにくい、という期待が生まれる（Lijphart 1977, Lijphart 1991）。

Reynal-Querol（2002a, 2002b, 2004）は、確立した民主主義体制においても内戦は起こることから政治制度に着目し、大統領制と議院内閣制、選挙制度を組み合わせ、内戦の発生の有無について考察している。多元的な集団の異なる選好を政府が受容しやすいかどうかは、政治制度の組み合わせによって変化するという。そのうえで、反政府勢力は、暴力による政治行動の機会費用が高い場合、暴力を選択しないという議論を展開している。そして分析の結果、非民主主義体制、民主主義体制どちらにおいても、大統領制は権限を一元化する傾向にあるため、内戦を引き起こしやすいと結論づけている。

暴力の発生に対して政治体制が及ぼす影響についての議論は、最も意見が分かれているといえる。民主主義体制がそのほかの政治体制よりも暴力発生を回避する（Krain and Myers 1997; Collier and Hoeffler 2004）という議論があるが、その体制の発展の度合いを考慮して、

成熟した民主主義体制、徹底した独裁体制よりも、新興の民主主義体制や独裁体制において暴力が多発するとの指摘（Hegre et al. 2001; Fearon and Laitin 2003; Snyder 2000）もある。成熟した民主主義体制では、暴力によらない政治活動や、選挙を通じた政治的競争の場が提供されており、徹底した独裁体制においては、圧政が暴力の余地を残さない。そのため、独裁体制から民主主義体制、もしくはその逆の移行が観察される転換期である場合、またはいずれの体制とも決定づけられず不安定である場合、反政府勢力には暴力以外の手段がなく暴力に訴えやすい、というのである。

内戦終結後の紛争再発に関する先行研究

先行研究は、内戦終結後に暴力が再発するか否かという問題に対して、上記に示した経済状態、対立争点、政治体制の特徴に加えて、内戦中あるいは内戦終結時の人々の経験が影響を及ぼすことを論じてきた。具体的には、紛争終結の方法、第3者介入、犠牲者の規模、内戦の期間という要因が指摘してきた。

経済状態が内戦の再発に影響を及ぼすとする議論では、内戦の発生と同様に不平と強欲の要因が扱われてきた。ひとつは経済水準の低さや生活の質の悪化は人々の生活水準の改善への欲求を生み出すので、経済成長がそうした欲求を満たすことで紛争の再発を抑制する効果をもつという（e.g., Quinn et al. 2007; Sambanis 2008）。この議論に則って、乳児死亡率が高まるほど紛争の再発リスクも高まるとする分析結果もある（Walter 2004）。このような経済的、社会的条件に対する不平に加えて、青年人口が多く、山岳地帯をもつ地形や、金銭やアルコールなどの参加による恩恵の機会があると反抗を容易にするといった議論もある（Collier, Hoeffler and Rohner 2009）。つまり、人がもつ強欲の面が、貧困状態である人々を紛争後社会でも暴力に誘引するという指摘がなされてきた。

エスニックに基づく対立に関し、Walter (2004) は、エスニック問題が紛争当事者間の対立争点となっている場合は、一旦暴力が収束しても、当事者のどちらかが不満であれば再び勢力を結集させて暴力に訴えやすいので、暴力の再発に繋がると論じる。

民主主義体制が及ぼす影響については、内戦の再発に関しても意見が分かれている。紛争後社会においても、民主主義体制は、暴力によらない政治的竞争の場を付与するので、暴力を抑制する効果をもつという期待があり、暴力の再発を抑えるという分析結果がある (Mukherjee 2006; Collier and Rohner 2008)¹⁶。反面、そうした抑制効果は認められないとする論文も多くある (Walter 2004; Quinn et al. 2007; Collier et al. 2008; Kruetz 2010)¹⁷。

民主主義体制は政治暴力を抑制する効果があると議論する一方、内戦終結後や、他の体制から民主主義体制に至る過程では多発するという知見も得られている。こうした先行研究の知見の多様性は、どこから生じているかを精査することが求められていると本論文は考える。とりわけ、内戦終結後、民主主義体制が暴力再発を抑制する効果の無いことを指摘した論文では、分析対象の期間が、10年から59年と幅広い¹⁸。こうした多様な期間が分析対象となっても、抑制効果はないとする分析結果が多くあることは、民主主義体制が抑制効果をもたないという議論を説得的なものにしている。これは一見、暴力を経験した国では非暴力の政治参加は実現しないという悲観的な展望を示すように見える。しかしながら、民主主義体制が抑制効果を發揮するとする逆の考察があることや、確立した民主主義体制を分析対象とした既存研究と照らし合わせると、政治体制がもつ長期的な効果を含めて、さらに検討する余地が残されているといえる。

¹⁶ Collier and Rohner (2008) は、ゲリラ戦やクーデタなど、内戦以外の政治暴力の形態を扱う数少ない論文である。

¹⁷ なお、Walter (2004) は自らの分析結果から、新興ではない、確立した民主主義体制である場合には抑制効果をもたらす傾向があると指摘する。

¹⁸ Collier et al. (2008) は10年、Quinn et al. (2007) は33年、Walter (2004) は51年、Kruetz (2010) は59年。

ここからは、内戦中あるいは内戦終結時の人々の経験に示される要因を確認していく。

紛争終結の方法には、交渉の末に締結される和平合意 (peace agreement) あるいは停戦合意 (ceasefire agreement) に基づく終結と、紛争当事者のいずれかの一方的勝利による終結がある。和平合意とは、対立争点の解決のために、紛争当事者全員もしくは主要メンバーの間で署名または公的に受諾される合意のことである。停戦合意は、対立争点に関しては触れず、軍事活動の停止が主な目的である。一方的勝利は、紛争当事者の一方が敗退する、殲滅される、または降伏文書を公表することによる終結である¹⁹。交渉による終結は、交戦の中止や政治的争点に関する協議を通じ、紛争当事者間の懸念を緩和させて紛争の再発防止に有効であるという議論 (Hartzell, Hoddie, and Rothchild 2001; Doyle and Sambanis 2006, 103) がある。他方、一方的勝利は、勝者と敗者が明確なので敗者が勝者に挑戦しにくいため紛争の再発を抑制する (Walter 2004; Fortna 2008; Toft 2010) という議論も展開されている。

内戦終了直後もしくは終了間際から、国家の能力が機能不全である場合に外部アクターの支援を受容する国が多く観察されている。国連、地域機関、特定の国家主導によるミッション派遣など、様々な形態の関与がある第3者介入の有効性を問うた研究では、紛争が終了した2年から5年後を目安とした短期間は内戦のない状態を維持できるとの立場 (Doyle and Sambanis 2006; Fortna 2008) がある。その一方で、より長期的な平和期間で観察した場合、なんらかの合意が紛争当事者間にあったうえで第3者介入があれば平和の維持が可能であると主張する立場 (Quinn et al. 2007) と、強制的な第3者介入による平和の維持は難しいとする立場 (Mukhjahee 2006) もある²⁰。

内戦期間の長さや犠牲者の規模といった内戦がもたらした被害経験は、内戦の再発に影響を及ぼすという。内戦が長期化するほど戦闘員の疲弊が増すことで戦闘意欲が低下し、

¹⁹ ここで挙げた紛争終結の方法の分類とその定義については、本章の分析で使用する Kreutz (2010) を主に参照した。

²⁰ 強制的な第3者介入とは、国連憲章第7章に基づいて、紛争当事国政府の同意なしに秩序を回復・維持をはかる介入のあり方である。

また人的、財的資源が減少して戦闘の継続が難しくなることが原因で、一旦終結した武力対立を再び立ち上げる、つまり暴力を再発させるコストが高くなり、暴力の再発リスクを低めるという。Walter (2004) は、特に内戦期間が長引くほど内戦の再発リスクが減少すると主張する。同様に、紛争による犠牲者が多いほど、内戦の再発のリスクは減少すると考察している。

このように内戦終結後において政治暴力が発生・再発する要因を探る先行研究では、数あるうちの政治暴力のなかでも、「内戦」の再発の有無に注目してきたことが分かる。そして、民主主義体制をはじめとする内戦の再発に影響を及ぼすと考えられる各要因がそれぞれに分析されてきた。ただし、紛争後社会が内戦終結直後からどれまでの期間を指すのかの観察対象期間に関し分析者によってばらつきがあり、その分析手法が統一されていない。そのため、各要因が発生・再発に影響を及ぼすかの結果について、コンセンサスが得られにくい問題がある。特に、民主主義体制という政治体制の特徴が及ぼす効果については、2つの相反する効果が実証分析でも論じられながら、なぜそうした効果が両方みられるのかについては、説得的に論じられていない。

また、内戦の過程が動態的であることを考えれば、内戦発生のマクロ要因を分析するだけでは不十分であるとの観点から、分析レベルを地域や組織、個人におとしこみ、発生要因の解明を試みる研究も増加している（窪田 2013）。内戦は、アクターの選好、戦略、価値、アイデンティティが変化していくという内生性をもつ。そのため、内戦の研究では、その変化を捉えるべく、因果の経路やメカニズムを細分化して分析することが益々要求されてきている（Kalyvas 2007）。

民主主義体制が暴力の発生に対して与える影響に関する先行研究

ここから、政治暴力の発生と再発に影響を及ぼす要因のうち、実証分析での分析結果において一致がみられていない、民主主義体制に着目する。民主主義体制が暴力発生を抑制

する効果がある、または誘発する効果があるとする、相反する2つの主張が議論されてきたことは言及した。以下では、なぜ民主主義体制が内戦を抑制、あるいは誘発するかを議論するそれぞれの先行研究を概観する。

暴力の発生を抑制するという立場の議論は、一般に、民主主義体制は、暴力によらない政治参加を可能とし、少数派が政治参加をしやすい場を提供すると考える。こうした仕組みとして、競争的で自由・公正な選挙の実施がある²¹。プシェヴォルスキ(Adam Przeworski)が述べるように、民主主義体制とは、特定の制度のなかで複数の政治勢力が競争し、公式の政治プロセスの結果を覆すことができない状態、つまり、誰が統治するかの不確実性を制度化している状態である(Przeworski 1991, 10-19)。一方、独裁体制／権威主義体制とは、現職の政権あるいは統治者が期待されざる結果を導く行動を禁止できるように、突如新しいルールを形成することが可能である(Przeworski 1991, 45-47)。言い換えれば、独裁体制／権威主義体制とは、統治者の地位にある者以外にとって、将来の政治参加が可能かの展望が予測しにくい体制である。これに対して、民主主義体制では各政治勢力は直近の敗者となった残念な結果だけに左右されるのではなく、制度を通じて将来に亘っても利得の追求の機会が与えられている。

選挙が定期的に実施されることは、各政治勢力に未来における政治参加の余地を残すことを意味し、暴力を選択する誘因が薄れ、選挙を通じた政治参加を積極的に採用するようになる。統治者側は、選挙法の改定などにおいて政治的競争の場を設定する有利な立場にあるが、そこで反政府勢力にとって受容しやすい場が作られ、選挙への参加コストが反抗のコストよりも低くなった場合、反政府勢力は選挙への参加を受容する(Shugart 1992)。

²¹特定の勢力による過度の権力行使を回避する民主主義体制の制度には、定期的な選挙の実施のほかに、三権分立や地方分権といった抑制と均衡の確立、そして公式、非公式による政治的交渉などがある(Mukhaerjee 2006)。社会に跨る係争を解決する手段である投票のほかにも交渉、妥協、調停といった行為が制度を通じて少数派にとっても可能かどうかが、彼らの判断を決定づけるであろう(e.g., Rummel 1995)。しかしこうした議論は、本論文の民主主義体制の定義では取扱まらない制度に関わる議論であり、本論文では取り上げないこととした。

人々が投票という行為によって代表者を選択することは、社会が暴力に対して非寛容となることを意味する。なぜなら、投票という手段で政治的競争に決着をつけていくというルールが成り立つのので、政治暴力が容認されない政治的環境となるからである。そのようなとき政治勢力にとって、暴力による政治的利得の獲得というコストが高まり、逆に非暴力的な政治参加のコストが低くなる。反対に、独裁体制／権威主義体制では、少数派の交渉の余地はなく特定の価値や視点を社会に強要させるべく、多数派は力による強制や脅迫を行うことから（Rummel 1995）、暴力は、政治的な表現の手段として社会でも許容され続けるのである。その場合には、政治勢力にとって、暴力による政治的利得の獲得のコストが低くなり、非暴力的な政治参加のコストが高くなる。

このように、民主主義体制が暴力発生を抑制する効果を持つと考える場合、競争的で自由な選挙の実施という意味をもつ民主主義体制の導入は、政治的競争の手段の非暴力化であると考察できる。

一方、民主主義体制を導入したばかり、つまり民主化をした国や、あるいは新興の民主主義体制に着目する研究群のなかには、民主主義体制が暴力発生を誘発する効果があると議論しているものがある。ここからは、選挙過程において生起する政治暴力、多数派と少数派の対立から生起する政治暴力、ナショナリズムが起こす政治暴力について検討する。

紛争後社会という文脈において、民主化が影響して生起するとされる政治暴力のなかでも最も注目されてきたのは、選挙暴力である。これは恐らく、民主主義体制の導入が、競争的で自由な選挙の実施と捉えられてきたことが背景にあるだろう。選挙暴力とは、有権者登録やキャンペーン、候補者への妨害、選挙当日の有権者、選挙行政関係者への妨害、結果発表後の候補者への復讐、暴動など、選挙関係者、物象、あるいは施設に対する暴力行為である（e.g., Fisher 2002, 9-10）。Höglund（2009）は、特に紛争後社会という環境における

る選挙暴力の発生の要因をリスト化している。その要因には大別して、政治の特質、選挙の特質、選挙制度、があると指摘する。

政治の特質とは、選挙関係者が紛争中に慣れ親しんできた暴力を使用する習慣が、選挙暴力を発生させるという議論である。Jastard (2008) は、この要因を暴力の遺産と名付け、暴力の管理が一元化されていない紛争後社会では、紛争当事者が容易に再び武器を手に取ることができるため、人々が選挙暴力に参加しやすいと指摘する。一方でそうした要因で人々が暴力を選択するとは限らないという分析もある。Bellows and Miguel (2009) は、シェラレオネの住民への調査を踏まえ、紛争中の立ち退きや家族が紛争の犠牲になったなどの負の経験があると、選挙参加に意欲的になるという分析結果を提示した。Blattman (2009) は、ウガンダ北部の住民を対称としたサーベイ結果より、反政府勢力に誘拐されたなどの紛争中にうけた不幸な経験があると、投票行動やコミュニティ活動の参加に積極的になると指摘した。

次に選挙の特質を要因とする議論では、選挙の導入が政党間競争を加速化させ、暴力の発生に至ると論じる²²。例えば、独立から間もないジンバブエでは、政治的支持を獲得したい政党と、台頭してくる別の政党との支持獲得争いが激化し、2党の支持者同士の暴力に発展したという (Lebas 2006)。反政府勢力と政府間の内戦が終結した後の2度目の選挙が実施された2007年のシェラレオネでは、2大政党の政党間競争が激化すると、服役中の元反政府勢力や武装組織のメンバーが意図的に釈放され、それぞれの政党の私兵団に加わり、政党支持者同士の暴力に加勢したという (Christensen and Utas 2008)。

²² 紛争後社会という文脈に限らずとも、政党間競争の激化が、相手の政党や無党派層の投票を減じさせるために暴力を生み出す (Collier and Vicente 2012; Robinson and Torvik 2009)、あるいはある民族グループが新しい支持層を引き込むために民族対立を促進させる暴力を生み出すと指摘する先行研究がある (Wilkinson 2004)。今後の紛争後社会における選挙暴力の分析に示唆を与えるものと思われる。

選挙制度を要因とする議論では、一般的に比例代表制がより多くの政治勢力を政治の決定過程に取り込むことができるため選挙暴力を抑制できると論じられてきた（Lijphart 1977, 1991; Reilly 2005）。ただし、比例代表制は必ずしも暴力を抑制しないことも、アンゴラやリベリアの紛争後社会における選挙の事例で明らかになっている（Mozaffar 2010, 85）。また、紛争後社会という環境下では、選挙行政や政治制度の欠如によって、自由で公正な選挙の実施が阻まれることが更なる制度上の問題として浮かび上がる。どの立候補者、有権者からみても中立的な選挙行政機関や選挙委員会を確立できていなかった、紛争当事者が政党としての政治参加が可能でなかったなど、選挙環境が整っていなかった場合、選挙結果の信憑性が損なわれかねないからである。そして選挙の状況・結果に不満をもった政治勢力が暴力に転じる可能性がある。したがって、第3者の支援を含めた課題解決の努力が行われるのであるが、逆に政治的竞争が激化して暴力を引き起こすケースもあり、こうした努力の成果は定かではない（e.g., Reilly 2008）。なお、民主主義体制における権力分掌のありかたには、多数決型とコンセンサス型がある（Lijphart 1999）。民主主義体制がもつ様々な政治制度の組み合わせにより、多数決型は多数派の意見が反映されやすい特徴をもち、コンセンサス型は少数派の意見を導入する余地を残す特徴をもつ。この議論が紛争後社会の暴力を論じる際に注目される理由は、多元的な社会では暴力の再発の火種となる対立を増やすためにコンセンサス型民主主義が望ましいと考えられてきたからである。ただし、上記の選挙制度ひとつをとっても、原則として比例代表制がコンセンサス型を形成しやすい特徴をもつたが、実証分析ではその特徴が暴力を抑制するか否かは裏付けられず、議論の余地がある。

次に選挙暴力以外の暴力の発生に目を向けよう。Gurr (2000) は、政府あるいは多数派勢力と少数派勢力間の紛争が起こるメカニズムを、いくつかの段階に分けて提示している。ガーラ（Ted Robert Gurr）は、勢力間における利益の差異が顕著になり、勢力としての集合活

動に参加する誘因が高まってきたなかで、特に権威主義体制から民主主義体制への体制変動、指導者の交代といった政治的環境の変化が起こると、エスノ・ポリティカルな活動を引き起こすと論じている。このエスノ・ポリティカルな活動が、抗議運動ではなく実力行使を伴う反政府活動となるのは、政府の国家の能力を強化しようとする行為が、少数派の勢力にとっては彼らを排除するような行動と認識されるからだという。少数派勢力が民主主義体制に期待するのは、平等な権利と機会が全ての市民に与えられているか、そして多様な意見が認められるかである。つまり、制度化された民主主義体制では少数派勢力は非暴力的手段を選択する余地があるが、高い国家の能力を有する国家であれば、複数の集団の主張に対応できる力を備えているので、なお非暴力的手段が選択される傾向が高まる。一方、民主化の途上にある政治体制は、少数派の権利や主張の保護がおざなりになるという危惧感を少数派に与える。そして国家の能力が弱ければいっそう、少数派を保護する資源や制度をもたないので、少数派は暴力以外の手段では、自らの安全を得られないと判断するというのである。

ついで、民主化が、ナショナリズムを促進させることにより国内の暴力が発生するという議論がある（Snyder 2000）²³。この議論は、民主化によって既得権益が脅かされるエリートが、ナショナリズムを用いて人々を結集させて政治的支持を得ることにより、排除された別の勢力との対立が激化して暴力が発生すると論じている。スナイダー（Jack Snyder）は、過去から存在するナショナリスト間の対立ではなく、政治的支持を得たいエリートの行動が、排除したい勢力との対立を生み出すことから暴力が発生すると分析する。この排除の対象となりうるのが、エリートが対峙する勢力、少数のエスニック民族、労働者階級など

²³ また、民主化の途上にある国では対外戦争を起こしやすいという指摘もある（Mansfield and Snyder 1995、2002、2005）。非民主主義体制から民主主義体制へ移行する場合、政党、立法府、司法府、独立したメディアの存在といった政治制度は不在になりがちであるという。こうした政治制度の不備は、体制変動により権力を失うエリートや新興の政治勢力にとって、既得権益や利益を守るために行動をとりやすい環境となる。そこでエリートはナショナリズムを鼓舞し对外脅威を喧伝することで、選挙における政策争点を対外戦争に定め、政治的支持を勝ち取ろうとする（Mansfield and Snyder 2005, 53-57）。

である（Snyder 2000, 37）。その際、民主化という状況では、確立した民主主義体制と比べると、議会、政党、メディアの自由、行政府などが確立していないため、市民が得られる情報の供給が限定的であり、また市民は情報の信憑性に懐疑的となる。市民側も政治制度が脆弱であることから政治参加はしづらく、エリートによるナショナリズムの高揚に、情報の不足から市民が説得させられやすくなる、と論じているのである。スナイダーの議論は民主化が暴力を発生させる条件のひとつに、弱い政治制度を挙げている。ただし、この弱い政治制度が何を指すかについて、彼は必ずしも明確に定義づけてはいない。多様な人々の意見を集約する議会、政党、あるいは多様な意見を伝達するメディアの自由の不在といった要素は、民主化に伴って機能すると期待される政治制度が未確立であるという点を示している。

しかしこの議論に関連して、こうした弱い政治制度を、行政府や国家機関と置き換えて論じる箇所もみられる（Snyder 2000, 36-39）。また、1990年代前半のルワンダとブルンジの事例分析に基づいて、治安維持能力、徵税能力がないような弱い国家では、そのような国家の能力しかないため人々の声を反映する政治は行えないで、エリートがナショナリズムを用いて政治的支持を得ようとする可能性は低下すると議論している（Snyder 2000, 306-307）。このように、民主化、政治制度と国家の能力の関係が必ずしも明確には論じられていない。国家の能力の脆弱性について言及する箇所が幾つかあるものの、民主化が進む状況では、弱い国家の能力が暴力を抑制するか否かという課題については直接的に論じておらず、さらなる検討の余地がある。

Brancati and Snyder (2011, 2012) は、紛争後社会の文脈に、政治制度の脆弱性の議論を落とし込み、暴力の再発の有無を分析した。すなわち、自由で公正な選挙に必要な政治制度や行政機関、司法システム、自由な報道の環境が整っていない場合、内戦終結直後の選挙の実施は内戦の再発リスクを高めると主張した。なぜなら、その状況で最も有利にある勢

力は、紛争当事者であった武装勢力であり、それまでの当該勢力に対する支持を、選挙でも得ることができる。また、選挙結果に不満であった場合には結果を拒否し暴力を再開させやすいため、あるいは当選した勢力の政治運営が排除的である場合には新たな対立が生まれやすいためと論じている。ただし、紛争が一方の軍事的勝利で終結する場合、武装勢力の動員解除が選挙に先行する場合、平和維持活動が展開する場合は、内戦の再発リスクが下がるという。

このように、民主化の過程において暴力がどのように発生するかを議論している既存研究では、選挙の実施から直接的に生じる選挙暴力については、政治の特質、選挙の特質、選挙制度といった各要因に関する実証分析が進んでいる。対して、その他の暴力が発生する要因として挙げられる政治制度や国家の能力は、実証となると分析対象が幅広く、今後の研究では、各制度の特徴を精査する余地があると考える。そのとき着目すべき点は、ガードは不満をもつ少数派という視点から、スナイダーらは利益を維持したいエリートの視点から論じていることである。この視点の違いはありながらも、いずれも、多数派と少数派あるいはエリートと市民という当事者間の行動が互いにどのように影響しあうのかを含めて論じている。この共通点は、特定の文脈に応じて、2者間の戦略的な相互作用を論じる必要性が示唆されている。この示唆は、アクターのミクロ的な視点に基づく因果メカニズムの分析の有用性を指摘した Kalyvas (2007) の指摘と同様のものと思われる。

そして既存研究の多くは、民主化という過程を暴力の要因としながら、弱い国家あるいは制度の存在が、暴力の発生を促進させると主張しているが、それらを厳密に実証分析するには至っていない。例えば Brancati and Snyder (2012) は民主化と暴力の間の因果効果の推定が分析の主要目的となっており、理論上議論されている弱い国家や制度を全て検証して

いるわけではない²⁴。今後の研究では、弱い国家や制度のどのような特徴が暴力の発生に影響を及ぼすのかについては、国家がもつ諸制度のうち、どの制度が暴力の発生に影響を及ぼすのかを特定し、その特徴を捉えて分析することが有用と考えられる。

先行研究の問題点のまとめ

これまで、政治暴力の発生・再発の規定要因と民主主義体制が政治暴力の発生・再発に及ぼす影響を論じる先行研究を概観し、各研究の問題点を指摘した。まず、内戦終結後に政治暴力がなぜ再発するかを論じる研究群では、政治体制、政治制度、社会経済条件に加え、内戦中における人々の経験として紛争終結の方法、第3者介入の有無、紛争期間や犠牲者数などが論じられてきた。そのうち、民主主義体制が政治暴力を抑制するか、あるいは誘発するかについては、内戦終結後における「紛争後社会」を指し示す観察期間が多様であることから、どのようなときに各効果が發揮されるのかを論じることが希少であった。また、内戦の再発のマクロ的な要因を分析する研究は進んでいるが、アクターの選好などが変化していく過程を捉えることができないので、因果メカニズムを分析することが今後の分析課題であるといわれる。

こうした分析課題に対し、民主主義体制がなぜ政治暴力を起こすのかを論じる研究群がある。民主主義体制の導入（民主化）の際に生じる選挙暴力に関する実証研究は手厚いが、他の暴力に関しては、確立した民主主義体制において所与とされている諸制度を問題視して議論するため分析対象が幅広く、分析は途上にある。特に、既存研究は民主化を暴力発生・再発の要因としながら、弱い政治制度、とりわけ弱い国家の存在が暴力の発生を促進させていると論じるが、この議論を厳密に実証分析するには至っていない。以上の点に鑑みれば、弱い国家がもつ様々な特徴をより具体的に捉え、各特徴がなぜ紛争後社会に

²⁴ Brancati and Snyder (2012) は、仮説の提示に至るまでは、独立した司法システム、官僚制、メディアの自由など、複数の制度の不備を議論していた。しかしながら、実証分析における政治制度の説明変数は、行政府の制度化のみを操作化している。

における暴力の発生・予防に影響を及ぼすかを分析することが、学術的貢献に寄与しうると考えられる。

第 2 節 本論文の分析枠組みと概念の定義

本節では、本論文の分析枠組みと概念の定義づけを行う。まず従属変数と説明変数を特徴化し、次に因果メカニズムを分析するに必要な、アクターの特定化を行う。そしてそのアクターが行動する環境を設定し、これらを分析枠組みとして提示する。

第 2-1 節 政治暴力、民主化と国家建設

本論文における従属変数は、小規模なものを含めた政治暴力の再発である。前章において示したように、政治暴力のなかにも暴動、特定の勢力による暗殺、テロリズム、ゲリラ戦、そして内戦などの多様な暴力形態がみられ、個別の暴力形態ごとの分析は盛んである。特に、紛争後社会という特定の文脈下において多数事例（ラージ N）を扱う先行研究では、一定の数値に基づく基準を導入し、国家として承認された国土内において存在する、組織化された反抗勢力によって、国家主権に対してふるわれた武力行使を内戦と定義する。そのうえで、「内戦」の発生あるいは再発を抑制、誘発する要因を議論している（e.g., Fearon and Laitin 2003; Collier and Hoeffer 2004; Walter 2004; Doyle and Sambanis 2006; Fortna 2008）。一方、紛争後社会の各国あるいは地域を扱う研究群では、前節で論じたように内戦に収まらない選挙暴力のほか、カンボジアにおける 1997 年の政変（クーデタ）や、ルワンダにおける虐殺の継続といった個別の暴力形態を観察、分析している（Peou 2000; Prunier 2009）。また紛争後社会で生み出される新たな暴力として、家庭内暴力（domestic violence）、性的犯罪、一般犯罪の増加も指摘されるようになった（世銀 2011; Surhke and Berdal (eds.) 2012）。この

ように多様な暴力形態の観察があることから、それぞれの暴力の発生要因を探ることは益々重要視されてきている。

本論文は、次節にて詳述するように、因果メカニズムを明らかにしていく際、特定の暴力に焦点をあて分析することとなる。これまで、紛争後社会の文脈における多事例比較の研究では内戦が注目され、その発生要因の説明が試みられてきた。一方で、これまで分類化してきた暴力形態を概観すれば、一定数の犠牲者の発生を想定する内戦の定義には当てはまらない暴力形態は多くある。そこでそうした暴力形態を小規模の政治暴力として着目する意義を指摘しておきたい。紛争当事者の対立が緩和され多数の死傷者が生まれていないという状態は、第1章冒頭あげたような事例を観察する限り、持続的な平和がもたらされることを担保するものではない。なぜなら、暴力そのものは動態的であり、その質や規模が変容して発展していく可能性もあるからである。例えば、アンゴラにおける民主化を試みた1992年の大統領選挙では、決選投票の段階になって紛争当事者間での襲撃が始まったことにより治安が悪化し、その後内戦へ再突入している(e.g., Hartzell and Hoddie 2007)。そこで、本論文は、紛争後社会における平和を脅かす可能性をもつ内戦以外の政治暴力にも目を向け、その発生要因を探ろうとするものである。

次に、本論文の説明変数は民主化である。前章にて示したように、民主化とは、非民主主義体制下において、競争的で自由・公正な選挙を実施することである。ここで、紛争後社会における民主化は、しばしば国家建設と同時に進められることに本論文は着目する。理論上、民主化と国家建設は、必ずしも同時に進行するとは限らない。民主化だけが進む、あるいは国家建設だけが進むという想定も可能である。ただし、前節において論じたように先行研究では、民主化が進むなか、国家の能力が弱いことがさらに暴力を促進させるという議論を行っている。そのような既存研究が多い背景には、実際にこうした経験をする国家が多く観察されるためと考えられる。本論文の冒頭で示した、コンゴ民主共和国、ア

アフガニスタン、南スoudanといった国々は、いずれも近年、民主化と国家建設を同時に進行させている国々である。したがって、民主化、国家建設が同時に進行するという想定のもとでの分析は、政策上、学術上の貢献に寄与出来るものと考える。

分析枠組みの設定を進める前に、国家建設について検討する必要があるだろう。国家建設とは、国家という主体が「国家の能力」と呼ばれるものを獲得してゆく過程である（粕谷 2014）。国家は領土をもち、その領土内では権力を独占し統制する力（主権）が存在する。ウェーバー（Max Weber）は、近代国家とは制定法によって維持される行政と法秩序を有し、行政スタッフの組織だった協力的な活動が行われる特徴をもつと定義する（Weber 1947, 143）。

どのような政治体制であるにせよ、ウェーバーのいう近代国家による独占的な権力の行使が市民に許容されるには、強制力の範囲が特定された管轄権と持続的な組織があるかが問題となる。その領土内において統治者の意思決定を行政組織が実行することにより、国家は市民との間の統治契約を履行し正統性（legitimacy）を得ていくのである²⁵。Krasner and Risse（2014）は、どのような主体が関わるのであれ、正統性の確保は国家建設の成功に必要な条件であることを主張する²⁶。同様に Paris and Sisk（2009）は、国家建設が達成されるの

²⁵ legitimacy の邦訳に関しては、「正当性」と「正統性」の2つがあり論者の解釈により選択されている。管見の限り legitimacy が含有する意味は、手続き的な根拠による正しさを指す場合と道義的・規範的な根拠による正しさを指す場合の2つがある。しかしながら、この2つの場合分けをしたとしても、どちらの邦訳をどちらの意味に当てはめるかのコンセンサスは研究者の間ではみられない（大沼 1998、10 頁；クリコワ 2000；山本 2006、171-176 頁、218-222 頁；青井 2002；星野 2002、77-100 頁；篠田 2003；井上 2006；武内 2013）。本論文に関わる legitimacy の議論では、legitimacy とは国家建設が進捗するなかで徐々に形成されるものであり、この2つの場合分けを厳密に区分けすることはできないと判断した。この2つの意味で使われているのが、ダール『ポリアーキー』の邦訳で使われる「正統性」と考え、本論文では「正統性」を採用した（ダール 2014、72-73 頁）。

²⁶ Krasner and Risse（2014）は、国家が国家として限定的な役割しか果たさない場合、公共財や公共サービス外部アクターの提供を、しばしば外国のほか国際機関や NGO（Non-Governmental Organization）など非国家主体が支援するケースが増大している点に着目し、彼らの行為に対し如何に正統性を与えられるかが課題であることを挙げている。このような国際社会が主導した国家建設が人々の生活の改善をもたらしていないとして批判し、市民から得られる正統性が新国家に必要だとする研究群がある（e.g., Chandler 2007；Roberts 2008；Newman, Paris and Richmond (eds.) 2009）。外部アクターの関与の是非やその効果については今日的問題として重要な論点であり、

は、公的機関が合法的に統治する権限があると市民が信念（belief）をもったときであるという。このことによって、公的機関の正統性は確保されるといえる（Paris and Sisk 2009, 14）。一般に、正統性の是非が語られる際、国家や法が正統性をもつかが問題となっている。それは、正統性の根源が人々の意思にある一方で、正統性の有無は国家や法というシステムレベルで決まるため、この2つのレベルを分析しなければならないからである（Hardin 2007）。ウェーバーは、正統性が明らかに国家、法あるいは体制と人々の信念から生まれると議論した（ウェーバー 2012、30）。しかしながら、どのように人々が特定の国家、体制あるいは法が正統性をもつようになるのかについては曖昧なままである（Hardin 2007, 248）。

以上の議論を踏まえ、本論文は、国家の能力の向上には、国家や法が正統性をもつまでの過程が含まれることに留意するが、正統性の有無については論じない。暴力を起こす勢力が存在しうる限り、正統性の確保の達成状態を観察することはできないし、またその達成状態を分析することが本論文の主眼ではないからである。そのため、正統性の有無については、本論文の議論の対象外とする。しかし、国家の能力が構築されていく過程に焦点をあてているため、反政府勢力や市民といった国家の構成員が、国家の能力を合法的なものとみなすかどうかは不透明であるという状況を想定する。

国家の能力の中身が何を指すかは分析者によって決定される。柏谷（2014）によれば、ウェーバーの近代国家の定義とティリー（Charles Tilly）が掲げる国家の定義（Tilly 1985）から、国家の能力とは、官僚機構（行政）の力、軍事力、法制度の整備（法の支配）、徴税能力に大きく分類できるという²⁷。弱い国家において必要とされる国家の能力は、この分類ほぼ一致している。例えば Krazner and Risse（2014）の議論では、国家の能力とは安全な水、

外部の関与は所与、あるいは避けられず、課題は外部の関与の質をいかに高めるかの議論に発展していると見受けられる。このような研究群を認識しつつ、本論文の主眼は国家建設の本来の主体である国家、体制あるいは法と人々の間の関係にあり、この関係を中心に論じていくこととする。

²⁷ ティリーは、戦争を維持するためには国家の機能が必要であり、そのうちの重要な要素として国家の財政を指させるための官僚化された徴税能力を挙げる。

栄養のある食事、治安、公衆衛生といった集合財やサービスの提供を指している。また Paris and Sisk (2009) は、治安維持、法の支配（とくに普及伝播された法と効果的な警察、司法システムが存在すること）、緊急支援も含めた公共サービスの提供、徴税および予算の計画、配分、執行を挙げている (Paris and Sisk 2009, 15)。これらの議論を鑑みれば、国家建設は、治安維持、法の支配、徴税と予算執行、基本的な公共サービスの提供など、国家が持つべき能力が破綻している、あるいは脆弱な国家において求められる、ということができる。こうした国家の能力の構築あるいは回復が国家建設なのである。

本論文では、国家建設を、国家の能力の向上のことを指すと理解し²⁸、特に「国家が国内の治安を維持し暴力を統制する能力を構築する過程」と定義づける。この限定的な定義づけをしたのは、治安維持能力の構築・回復が、紛争後社会を抱える国家がもつ最優先課題であるからだ (Sisk 2010)。紛争後社会は暴力を通じて秩序が混乱している状態であるため、可能な限り迅速に秩序の立て直しが求められる。秩序が欠如しているということは、国軍や警察などの治安部門、各種法制度が機能していないということを意味し、それは国家の能力がないことに等しい。そのとき、国家あるいは執行権を握る政治勢力は、治安維持能力を立ち上げて対応していくことを迫られるのである。したがって、本論文では国家建設のなかでも特に治安維持能力に特化した分析を行う。

ここから、民主化と国家建設が同時進行することが、どのような帰結を生じさせるのかを議論した先行研究を概観する。民主化と国家建設が同時に進行することで、社会の不安定や対立、暴力を生み出すと論じる悲観的な先行研究は数多い。

まず、既存研究は、国家建設はそれ自体が勢力間の対立を生み出しやすいので、そこに民主化が加われば、対立は益々多発するだろうと主張する。国家に必要な制度の確立は一

²⁸ 本論文が主題としている民主化、国家建設と、政策上議論されている平和構築(peacebuilding)との関係については、Call (2008) あるいは Paris and Sisk (2009) が議論するように、民主化や国家建設は平和構築の一部と捉えられる。

朝一夕にかなうものではない。西欧諸国では、中世からの領土統一から国家建設が開始されており、大衆が政治制度に参加するのは国家のなかにおける諸制度が整備されてからである。つまり、エリートは権力間の交渉を行いながら、治安維持、貨幣経済、係争解決、権利の保障のための制度を確立し、その後大衆はその政治システムに取り込まれていった。そのなかで大衆は、参政権の拡大やシステム改善の要求など積極的な参加を模索していくことで、国民国家が形成された。Rokkan (1975)によれば、各種制度が整備できた鍵となる要因は、利害対立が最も激しく反映される国家建設に大衆が不在であったことという (Rokkan 1975, 570,572, 597)。また、西欧諸国では段階的な制度の構築が行われたのに対し、第3世界を中心とする新興国家では国家建設が急がれる傾向にある。ここに民主化が加わったため、大衆の政治参加、制度の正統化、福祉の再配分までが同時に進行し、そうした資源配分を巡って対立する社会層や勢力団体の反発、歪みが多く生まれたことから危機が増加したとティリーは指摘する (Tilly 1975, 608-609)。以上を踏まえると、国家建設自体にも必然的に対立をうみだしうる性質が内包されていることを先行研究は示唆している。つまり、西欧諸国の場合は国家建設を先行させたことが功を奏したのに対し、新興国家では民主化と国家建設が同時に進行していることで、さらに対立が深まるのである。

こうした同時進行の作用が及ぼす負の影響を危惧し、民主化の前に国家建設をすすめるべきだという議論は根強い。例えばダールは「国家意識の薄弱な多くの新国家では・・・反対勢力の組織化は国家統合にとって脅威とみなしがちだから・・・民主主義は・・・非寛容と抑圧をたやすく正統化する言い訳となる」として、民主化以前に国家という単位について参加者が同意する必要性を挙げている (ダール 2014, 69)。紛争後社会がいつ競争的な自由選挙を行うべきかという観点をもつ分析でも、Paris (2004) や Rose and Shin (2001) は、暴力の再発を避けるために「自由化以前の制度化」(Institutionalization before Liberalization)

の促進を主張してきた²⁹。この主張の背景には、各国家機関のもつ合法的な所掌範囲、機能、能力が確立していない状況で代表者が選出されると、その代表者が権力を乱用し競争相手に危害を加えるという懸念がある。Wantchekon (2004) も、紛争後社会において民主化を進める際、通常市民社会が脆弱であるため、国家機関が選挙の勝者に独占される可能性が増大するとし、治安部門や司法当局の創設の重要性を強調している。

さらに、民主化と国家建設を同時進行で進めると、民主化が国家建設に負の影響を及ぼすとの考察もある³⁰。Charron and Lapuente (2010) は、民主主義体制を導入した低所得国では、人々が富の再配分など短期的な利益を求めるようになり、行政能力などの中長期的な投資が必要な分野に資源が投入されないと指摘した。Bates (2008a, 2008b) はアフリカ諸国における民主化が人々の間で略奪行為を促進させ、治安悪化を促して国家の崩壊に繋がると主張した。このように民主化と国家建設の同時に進めると、勢力間の対立を深刻化させたり、互いに負の影響を及ぼしたりすることから問題であるという指摘が多い。

しかし、実際に民主化と国家建設を同時に進行させると、なぜ民主化が暴力を抑制する効果を持ちえないかについて、因果メカニズムを明らかにした先行研究は少ない。前節で論じたとおり、選挙暴力に加え、少数派の不満から生じる暴力、エリートの政治的支持獲得という目的から生じる暴力の発生要因として、脆弱な国家の能力が問題視されたものの、その実証分析は希少なのである。また、国家の能力が新しい政治体制のもとで構築されて

²⁹ Paris (2004) の議論は、自由主義的経済と民主主義の確立を前提としているため、「自由化」と呼んでいる。

³⁰ 一方で、民主化と国家建設の同時進行を積極的に捉える先行研究もある。国家が法的規制を整備することによって社会の自律性を保障するという、国家と社会の双方向の関係構築を強調する (Bratton and Chang 2006; Hadenius 2001, 251-253)。より端的に、公権力の正統性を回復するには、つまり市民から信頼される公権力を構築したいのであれば、民主化による公的な統制の確立が必要であると議論する研究もある (Cawthra and Luckham 2003, 320-323)。実証分析に関しては、端緒についたばかりといえる。Bäck and Hadenius (2008) は民主化が行政能力の向上という正の影響を及ぼすことを明らかにした。Slater (2008) は、国家に圧力を加えられる強力な政党の創設、国家に国民の情報を集約することが可能な有権者登録、そして国家が領土の隅々に亘って行政能力を必要とする選挙行政の構築が、選挙を実施するという意味での民主化がもたらす国家の能力を向上させる要素だと指摘する。

いくなか、それまでの紛争当事者は新たな政治的競合の場を受容するかもしくは暴力を行使するかという戦略を練るであろうとの指摘がある (Jastard 2008)。ただしこうした視点から、各政治勢力がどのような条件のもとで、政治暴力を政治的目的の達成のための手段として選び取るのかの因果メカニズムを捉えようとした先行研究に Fearon (1995a), Fearon (1998a) があるが、このほかは大変少ない³¹。

そこで、本論文は、「紛争後社会における民主主義体制の導入が政治暴力の再発に対してどのような影響を与えるのか、そしてなぜそのような影響が生じるのか」という本論文の問い合わせに答えるにあたって、以下の作業を行う。第1に、問い合わせの前半部分に答えるため、民主主義体制の導入が及ぼす因果効果を推定する。ここでは、民主化とともに国家建設を同時に進めるという文脈のなかで、民主主義体制の導入が政治暴力の再発を抑制しない場合があることを示す。そして、第2に、問い合わせの後半部分に答えるため、民主主義体制の導入が行われても、国家建設が途上であると、暴力再発を抑制しないのはなぜかを説明する因果メカニズムを考察することを目指す。これまでの議論を踏まえ、因果メカニズムの特定には、紛争後社会という環境下は、民主化とともに国家建設が進行中であるとみなすことが、より精確な理解に繋がると本論文は考える。

民主主義体制の導入が政治暴力の再発を抑制しないという因果メカニズムを議論するには、政治勢力がもつミクロな視点から分析し、戦略的相互作用を分析する必要がある。この際、特に着目すべきは各アクターがもつ、暴力を用いるコストであろう。通常、実力行使には自らの安全も脅かされるコストが伴い、そのコストの発生は当該アクターにとって非効率である (Fearon 1995b)。そのようなコストがかかるとしても、政治的係争が発展して実力行使に至ったとすれば、非暴力的手段としての調停や妥協が失敗したことを示唆している。ここで、民主主義体制の導入の途上、そして国家建設の途上で暴力が発生する

³¹ Fearon (1995a), Fearon (1998a) の分析内容については第3,4章で詳述する。

ことはある程度予測可能だが、政治勢力が暴力を選択するまでに、どのようなメカニズムが働くのかを分析することが求められていると考える。また、紛争当事者間の対立が新しい政治過程でどのように変換されたかに加え、新興の政治勢力と既存勢力の対立、民主化によって主権を得るであろう市民の立場も加味する必要性がある。このような因果メカニズムの考察にはミクロな視点の導入が不可欠であるため、紛争後社会において政治暴力を起こすアクターを特定し、その間の戦略的相互作用を分析することとなる。

第 2-2 節 政治暴力を起こすアクターの特定

本論文では、政治暴力を起こす行為主体として、政治勢力のなかで政権を担う主流派、およびそれ以外の非主流派という 2 つのアクターを想定する。主流派は政府、あるいは指導者と置き換えられる。非主流派は反政府勢力、あるいは野党と言い換えてよい。ここで想定するのは、ある国の執行権を得ている、あるいは得るであろう政治勢力と、その執行権を得たいが得ていない、あるいは執行権から何等かの資源を得ようとする政治勢力であり、それぞれが単一アクターである。つまり、主流派と非主流派はそれぞれ、もてる意思がひとつであり、各アクターの内部に複数の異なる選好（をもつ人々の間の対立）は存在しないと仮定する。

従来の研究において分析してきた、非主流派が起こす代表的な暴力形態はゲリラ戦である（Rummel and Tantar 1974）。ゲリラ戦は特定の勢力による集合行動とされ、現行政府の転覆を図る目的による国家権力に対する武装活動、サボタージュ、爆発物等の使用、警察、村落、軍事基地等への散発的な襲撃が含まれる。軍事上、ゲリラ戦とは、劣勢にある勢力が、通常政府を交戦相手として自らの政治的目的を果たそうとして用いる暴力である³²。そ

³² ハンティントンは、弱者が、戦術的に攻撃が有効となるように時間、場所、形態を選択して戦略的に行う交戦形態である、と定義する（Huntington 1962, xvi）。ゲリラ戦の目的は、交戦相手の戦力、時間、インフラといった能力の一部の損失であり、能力そのものの除去ではない（Kalyanaraman 2003）。ゲリラ戦は通常、優勢にある国家と劣勢にある反抗勢力間という非対称

の特徴は、相手を驚愕させ秩序を乱し不確実性を与えることである。劣勢にある勢力は元々相手の能力を完全に損失させるような戦力を持ち得ていないため、攻撃は散発的であり、必ずしも犠牲者を多く出すことを主眼としていない。

一方、主流派が起こす暴力の形態として、主流派が治安維持のために行う超法規的な実力行使を本論文では取り上げる。この暴力形態を分析する理由は、前述したように、紛争後社会において主流派が抱える課題は、秩序の回復という責務をいかに成し遂げるか、であるからだ。主流派は、治安維持能力を用いて秩序を構築しようとするが、国家建設の途上であるがゆえに、2つの政治的関係に憂慮しながら、治安の安定に努めると考えられる。第1は政治勢力間あるいはエリート間の関係であり、第2は有権者との関係である。政治勢力間の関係では、政治的竞争に打ち勝つという目的をもって、権力分掌にかかる交渉を背景に反政府勢力に対し攻撃を加える可能性や、選挙過程においては対立勢力に対する物理的暴力を加える可能性がある。あるいは、自分の任期中に反対勢力がクーデタを生じた場合それに対抗して鎮圧することも考えられる。例えば、1997年のカンボジアで生じた「7月政変」は、人民党を率いるフン・センが、軍事部門ポル・ポト派との連携をひそかに強めたフンシンペック党の本部を襲撃した事件である。この政変は、政党間競争の激化の結果であり国軍の暴力行為であるとの批判はあったものの、フン・センと人民党は国の安定のためであったとして自らを擁護し、批判の声を抑えることに成功している（Peou 2000）。またルワンダでは、1994年のフツ族によるツチ族の大虐殺事件の発生後、両民族による新政権が発足しているが、その後も両民族による暴力が継続した。既存研究では、この暴力は互いの陣営に恐怖を植え付けることによって政治的支持基盤を強化する目的があり、この暴力に対する批判の声も抑えられたと分析する（Eide 2012）。

的な交戦状態である。この場合反抗勢力は限定的な戦力で対抗せざるを得ないので、優勢の相手に対して真正面から対抗するのではなく、潜んで相手に驚愕を与える、奇襲攻撃を加える等の交戦手法を採用する（Kalyvas and Balcells 2010）。

しかし指導者の治安維持能力の用い方、あるいは指導者が置かれる制度的環境によっては、治安の安定、ひいては平和を要求する一般市民の不満を増大させることにもなりかねない。つまり有権者との関係にも配慮しなければならないときもある。指導者による日頃の政策実行に対して有権者が不満をもち、示威活動あるいは暴動を発生させる可能性もある。こうした有権者の不満を他の政治勢力が利用して、大挙して指導者を政治的に失墜させようと企てるかもしれない。このように、反政府的な暴力の鎮圧の対応に追われる主流派は、治安維持能力の行使がどのような影響を及ぼすのかを加味しながら、鎮圧のための治安維持能力の行使の質や程度を見極めると考えられる。

ただし、主流派と非主流派間の政治暴力の分析の際に留意したいのは、従来の議論が設定していた前提が冷戦終結後変容しつつあることだ。従来は、非主流派（反政府勢力）によるゲリラ戦に対して、圧倒的な力をもつ主流派（国家あるいは政府）が制圧するという分析の前提が主流であったが、主流派が持ちうる軍事力も低能力化しているため、非主流派の軍事力とさほど変わらなくなっているという。この状態によって生じる軍事力が対称的な紛争は、軍隊や治安部局が組織されていない弱い国家において冷戦終焉後、多く観察されている（Kalyvas and Barcells 2010）。主流派と非主流派のうちどちらが優勢であり劣勢であるかという固定化した前提是妥当ではなく、変容しうるものである。したがって、2者間の政治暴力は、質や規模の転化がありうることに留意したい。

第 2-3 節 環境設定

ここから、内戦が一旦終結した社会における環境設定を試みる。停戦から始まる民主化と国家建設の過程のなかで、各政治勢力が互いに政治的・軍事的立場をどのように位置づけ、新しい政治的競争の場において暴力を選択するのだろうか。このメカニズムを分析す

るために、本論文では政治勢力の置かれている環境を第1期間、第2期間に分けて分析することを提案する。

なお、第3章は、民主主義体制の導入が、なぜ内戦に至らない小規模な政治暴力を発生させうるかを推論してその因果効果を推定することが主眼であるため、紛争後社会を長期的に俯瞰しており、第1期間、第2期間を網羅することを想定する。第1期間をとりあげるのは第4章、第2期間をとりあげるのは第5章である。

第1期間

第1期間とは、停戦後、権力分掌のルールを模索あるいは方向性が定められ、民主化と国家建設に向けて、各政治勢力が組織的転換を図る期間である。まず、紛争後社会は、内戦がなんらかの方法によって終結することによって到来する。紛争終結の方法には、大別して紛争当事者のいずれかの一方的勝利による終結と、交渉の末に締結される和平合意あるいは停戦合意による終結がある（第1節参照）。前者は軍事的な力の優劣で勝敗が決定するので、紛争当事者間における事後の交渉の余地はなく、勝者の意向通りに紛争後社会の権力分掌が決定すると考えられる。一方、停戦あるいは和平合意の締結による紛争の終結は、紛争当事者間の交渉があったことを意味する。通常、停戦合意は、軍事活動の停止のみに関する合意であり対立争点についての言及はないが、和平合意は基本的な対立争点の規制あるいは解決方策が示されている（Wallenstein and Sollenberg 1997）。

和平合意の締結は、冷戦終焉後の第3者介入の増加傾向を背景として主要な紛争の終結方法となっている（Wallenstein and Sollenberg, 1997）。冷戦期は、終結した国内紛争の約58%が軍事的勝利によるものであり、交渉によって終結した紛争は10%程度であった。他方ポスト冷戦期において軍事的勝利による終結は全体の約13%まで減少し、交渉による終結は全体の約38%に増加した³³。Hartzell and Hoddie (2007) が網羅した、ポスト冷戦期の交渉によ

³³ Kreutz (2010) より抽出。もとのデータは UCDP (2010)。ただし、指導者交代や戦略的選択による撤退、死者25名に達さず紛争が収束しつつある (UCDPのデータの条件を満たしていない)

って終結した国内紛争事例の 77%が、権力分掌に関する取り決めを含んだ合意を締結している。

一旦紛争の終結が到来すると、次の政治的競争の場に移行することとなる。そこでは対立争点を含め、各勢力がもちうる権力をどのように分掌するかが、紛争当事者あるいは広く政治勢力にとって関心の的になる。民主化と国家建設が進められるという前提に立つと、選挙における権力分掌、あるいは国家の能力における権力分掌を巡っての交渉が始まるのである。この内戦終結直後からはじまる交渉は、交渉により内戦が終結したとしても、その後に交渉が必要でないということにはならないと考えられる。なぜならば、和平合意や停戦合意は、対立争点について全ての解決策を提示しているとは限らないからである。実際、どの政策がどれだけ詳細に示され、履行が可能であるのかの和平合意の緻密性についてはばらつきがあり、事後対立の火種になることも少なくない（Stedman 2002）。また、緻密に合意がつくりこまれたとしても、その合意の履行を確実にさせる強制力をもつアクターが基本的には存在しない、つまり無政府状態が続いているのであれば、その合意の履行段階においても、紛争当事者間の交渉は実際には継続すると考えられるのである。したがって、停戦後も権力分掌にかかる交渉は継続すると想定する。

紛争後社会においては、軍事力の配分、新政府内の閣僚ポストの配分、領土配分、経済資源の配分、言語政策や教育政策などに関する取り決めなど、軍事的、政治的、経済的、あるいは領土に関わる権力分掌がある（Hartzell and Hoddie 2007）。元来、政府がもつ政治手段には、大きく 2 つの形がある。ひとつは強制、説得、誘導に要する暴力手段であり、もうひとつは非暴力手段で主に経済資源、コミュニケーション手段、教育制度、政治的社會化についての支配手段（社会経済的制裁手段）であるという（ダール 2014、82）。紛争中

ない）、停戦に向けた交渉が開始された、など、軍事的勝利による終結あるいは交渉による終結いずれにも含まれない終結方法（その他）がデータセットに含まれている。ポスト冷戦期における最も多い終結方法は、「その他」であり、全体の約 48%である。

の社会では、特に上述の暴力手段が一元化されず、政府と反政府勢力によって用いられてきた。しかし、紛争後社会においては暴力手段、非暴力的手段のいずれも、どの政治手段が誰にどれだけ分掌あるいは配分されていくかが、各政治勢力の関心事となるはずである。したがって、内戦終結直後からはじまる権力分掌にかかる交渉は、主に政治勢力間での政治的竞争を反映しており、ここに政治暴力の源があると考えられる。

本論文では、第4章において、交渉によって内戦が一旦終結した社会を想定して、この第1期間を取り上げる。上記で議論したように、本論文では内戦終結直後から、民主化と国家建設がはじまることを見通して、主流派と非主流派の間における権力分掌を巡る交渉が開始されていると想定する。そこで、新しい政治的竞争の場を整えていくにあたって各政治勢力に判断を迫られるのが組織転換だと捉える。権力分掌のルール決定に関わる交渉に直面した非主流派が、政党へ転換する、国家機関（治安部門）へ編入する、あるいは武力を維持するかの意思を、どのような条件で決定するかを分析する。

第2期間

第2期間は、競争的で自由・公正な選挙の実施と、本格的な治安部門の構築・回復が開始し、各勢力が権力をどのように追求するかを模索する局面であると捉える。

国家建設の途上である紛争後社会を扱う本論文では、前述したように、治安維持能力を市民が合法的なものとみなすのかどうかが不透明な状態であると想定している。この想定のもとでは、国家の構成員である主流派と非主流派、市民などの間で、治安維持能力にまつわる法あるいは法の支配に対する認識が一致するかどうかが、暴力の発生の有無を解明する要素と捉える³⁴。法、ルール、慣習とは、いずれも人々が従う行動基準であるが、特に

³⁴ Hadfield and Weingast (2014)によれば、法の秩序（legal order）、法の支配（rule of law）、法（law）の間には区別が可能な厳密な定義がなく同義で使われることが多いという。それに倣い、本論文も先行研究を扱うときには同義と考える。ただし、以下のことに留意したい。法の支配は、統治者を含め国家の構成員全員が法に従うこと意識した概念である。そのことから、公権力行使が過度になることを懸念して、国家建設、平和構築を議論する著作では、法の支配を分析する

法は、責務や義務を定める慣習的ルールがある社会において、それを権威づけ、確実に社会に行き渡らせ、ルールの制定や変更操作を可能とさせるものである（ハート 2014, 157-166）。

そうして法秩序が成り立つには、一般市民が服従することはどちらかといえば受動的な問題であり、公務員の行動の共通の評価基準としてルールが公務員に受容されることが必要である（ハート 2014, 192）。この議論を踏まえれば、法に対する認識が一致するか否かの問題は、国家建設のゆくえを決定づける課題であることがわかる。

ここで、先に民主主義体制の確立について、国家の構成員の間で認識の一致をどのように位置づけるかを確認しておく。民主主義体制の確立を決定づける基準のひとつとして考えられるのが、民主主義体制下の選挙という制度を人々が受容したかどうかである。ハンティントン（Samuel Huntington）は『第3の波』において、民主化が定着したと特定できる基準は、「2回の政権交代がなされたときである」とした（Huntington 1991, 266）。この基準がもつ含意は、民主主義とは選挙によって指導者を選定することであるから、民主主義では指導者が選挙の結果敗退したときに実権を勝者に明け渡すことができるかが問われる、ということである。さらに、エリートのみならず一般国民も、政治体制ではなく指導者の交代であることを共通認識として捉えていなければ、2回の政権交代は発生しないとハンティントンは指摘する。この議論の中核は、選挙という制度のもと、指導者の交代をエリート、国民ともに受容できたときに民主主義は確立する、という点である。

リンスとステパン（Juan Linz and Alfred Stepan）の議論は、より直接的に民主化の進捗と国家建設との関係に言及し、法に対する認識が一致する重要性を指摘する。民主主義が「街で唯一のゲームとなった政治状況」も、ハンティントンと同一の見解に基づく指摘であろう（Linz and Stepan 1996）。彼らによれば、民主化の移行が完了するには3つの条件が必要であるという。いかなるアクターも、①非民主主義的な体制の確立を認めないと行動

際、特に法の制定と効果的な警察、司法システムの確立に焦点をあてることが多い（Linz and Stepan 1996; Paris and Sisk 2009）。

をし、②ほぼすべての人が、集合行為が可能な社会生活を納めるためには民主主義的な手続きと制度が最も適切な方法であることを態度で示し、③各政治勢力が、国家のどの領域であれ、新たな民主主義の過程で規定された個々の法律・手続き・制度の枠内での紛争解決を受入れ習慣化していることである (Linz and Stepan 1996, 6)³⁵。リンスとステパンの指摘は、非暴力的にアクター間の係争を解決していくことが、選挙過程を含めどの状況においても要求されており、そのためには国家の能力を高める必要性を示している。ただし上記の既存研究は、国家の能力が民主主義体制のもとで機能するための方策、つまり法に対する認識が人々の間で一致する条件は何か、を直接的に議論していない。

第2期間は、新しい治安部門を創設し、競争的で自由・公正な選挙によって選出された指導者が治安維持能力を用いる時期である。このとき、人々がその能力を合法的であるとみなす基準としての法に、指導者がどのような条件で準じる、あるいは準じないのかを解明することが問われていると考える。換言すれば、法がどのように指導者と人々の共通の行動基準になりうるのか、が課題のまま残っている。有識者や政策形成者の間で、紛争後社会の民主化と国家建設にまたがる政策課題として、法の支配の重要性がつとに指摘された。紛争後社会を含む新興国家では、法の支配の形成が試みられてきたにもかかわらず失敗している。この失敗を繰り返さないためには、これまで存在していなかった法あるいは法の支配がどのように形成されるのかのメカニズムを把握することが求められている。しかしそれは学術的に解明しきれていないのである (Hadfield and Weingast 2014)。

本論文では、治安維持能力による実力行使について、人々が合法的であるかをみなすかは不透明な状態であることから、国家の構成員の間で法に対する共通の認識は存在しないが、構成員同士で模索する可能性があると考える。ハート (Herbert L.A. Hart) が法の秩序

³⁵ リンスとステパンは、移行が完了したのちの民主主義の定着には、国家が機能する前提としての5つの領域（活性化する市民社会、政治社会、法の支配、官僚制の機能化、制度化された経済社会）が相互に補完しあう必要性を示した。

の成り立つ条件として裁判官、立法者を含めた公務員によるルール受容を挙げたように、法は、前もってルールを規定し、統治機構の自由裁量を制限する手段としてみなせる (Hadfield and Weingast 2014)。もっとも、本論文で試みるように紛争後社会を議論する際に、安定した統治機構の存在が前提にある議論を直接的に適用することは難しい。ただし、そのような強制力が存在しなくても、アクターが自己強化的 (self-enforcing) にルールに従うようになると議論した研究群がある (Hadfield and Weingast 2014)。本論文がこの研究群のなかで注目するのが Weingast (1997) である。ワインガスト (Barry Weingast) の論文は、法の支配がどのように自己強化的に確立するかを、統治者と 2 つの市民勢力の交渉のなかで見出そうとした。すなわち、一方の市民勢力を味方につければ統治者は権力の濫用が可能となるが、2 つの市民勢力が異なる利害をもっていても、統治者が侵犯をした場合に市民勢力間で調整 (coordination) が可能となれば、統治者の権力濫用を防止できることを示している。この両者、そして統治者に共有の認識をもたらす契機となるのが、憲法の制定、エリート間の協定 (pact) の制定、あるいは外生的に発生する危機であるという。これらの契機は、権力を濫用しようとする統治者やエリートに対して、国家の強制力の限界 (あるいは基準) を指し示すことになる。ワインガストが説明するように、新しい民主主義体制が確立されるためには、民主的手続きあるいは国家の権力が許容される境界線が引かれる、つまり法が社会のなかで自己強化的になるには、多元的な社会勢力間で基準を設定するという調整が必要ということになる。

社会間の調整問題を解決するとは、コミュニケーションや文化の共有を通じて、他人が支持することに自分も支持するようになることである。そこで互いが同じように支持するという共通の認識 (common knowledge) を形成することが必要条件となっている (Chwe 1998)。比較制度分析では、各個人がもつ、他人がどのように行動するかの信念と、行動と結果に関する因果関係についてのその人の理解を構成する「内面化された信念」があり、この後

者が多くの社会構成員の間で共有されることにより、社会の制度の一要素となっていくと考察されている（グライフ 2006）。

以上の議論を踏まえ、本論文では、治安維持能力における「内面化された信念」が国家の構成員の間で共有されていない状況において、暴力が生み出される過程を明らかにする。前述したように、紛争後社会では、国家建設は途上にあるという想定であるため、国家あるいは統治者と有権者の間では、どのような治安維持能力が合法的であるかの基準が一致しているとは限らないと想定できる。また民主主義体制下にあるという前提に基づき、統治者と有権者の間における治安維持能力の行使に関して基準の不一致があることから、治安維持能力の行使が合法的であるかどうかを有権者が評価することが可能な状況に置かれていることを想定する。

第3章では、紛争後社会においては、秩序の回復のための治安維持能力の構築が途上であるとき、民主主義体制がもつ暴力を抑制する効果が發揮されないと推論する。第5章では、有権者との間で治安維持能力の行使に関して基準が一致しないとき、指導者の暴力が生じやすいことを明らかにする。指導者による実力行使が市民に許容されない場合、法に基づく公権力の統制が有効でない点を指摘できよう。そこで本論文は、そのような環境下にある指導者と有権者のどのような行動が、指導者の暴力を伸長させるのかを検討する。その際、本論文では、指導者は民主主義体制下にいることから、有権者から政治的支持を得たいとする誘因を手掛かりに分析する。

政治勢力にとって紛争後社会における民主化と国家建設は、暴力を放棄し非暴力手段に基づく競争への参加を促す環境を整備することを意味する。これらはいずれも、各政治勢力の運命を決定づける権力分掌のあり方が形成されていく過程である。したがって政治暴力の発生の要因を知るには、以上議論してきたように、第1に権力分掌のルールが決定する

過程、第 2 にそのルールが施行されていく過程における政治勢力の行動を分析する必要があると考える。

第 3 節 本論文における東ティモール事例の位置づけ

本節では、紛争後社会における民主化がなぜ政治暴力を生み出すかの因果メカニズムを解明していく際に、東ティモールの事例を分析対象として選択する妥当性を示す。

東ティモール（国名：東ティモール民主共和国、República Democrática de Timor-Leste）は、21 世紀到来後に初めて独立した主権国家である。その歴史は、16 世紀半ばからのポルトガルによる統治、第 2 次世界大戦時下における日本軍の侵入、大戦後の再びのポルトガル統治、そして 1975 年以降の 24 年間に亘るインドネシアによる統治を通じ、他者による支配と暴力によって象られてきた。インドネシア統治下では抵抗運動が展開され、インドネシア治安当局や民兵、時には東ティモール内の政治勢力が一般市民や反対勢力に対し住居からの強制退去、拘留、拷問を遂行し、暴力による死者数は約 10 万 2800 人に上った (CAVR 2005, 44)。このように独立運動は多くの犠牲を伴った。転機となったのは 1999 年、インドネシア、ポルトガル領政府、国連の間での合意によって、8 月末に国連ミッション UNAMET (United Nations Mission in East Timor) 管理のもと、インドネシア統治下における特別自治州の立場をとるか、あるいは独立するかを問う直接投票が行われたことである。78.5% の投票者が自治提案を拒否したとの結果が発表されると、インドネシアへの統合を支持する民兵による集団殺害や性的虐待が横行し、1400 名の犠牲者及び最大 30 万人の難民が発生した (CAVR 2005, 110)。このように、東ティモールの政治勢力とインドネシア当局との内戦は四半世紀に亘って続いたのちに終結しており、本論文が設定する紛争後社会の定義に合致するものである。

1999 年前後から、国際社会による夥しい量の支援が東ティモールの独立に向けて始まった。まず、国連憲章第 7 章下のもとで多国籍軍 INTERFET (International Force for East Timor) の派遣により直接投票後に悪化した治安の回復がはかられた。その後独立までの 2 年半の間、議会、行政、司法行政権限を担う国連平和維持活動 (Peacekeeping Operations: PKO) の UNTAET (United Nations Transitional Administration in East Timor) が派遣され、暫定統治を行うこととなった。この間、政治勢力の多くは、CNRT (Conselho Nacional de Resistência Timorense : 東ティモール民族抵抗評議会) と呼ばれる超党派組織に属していたが、選挙を見据えた政党は、選挙準備を開始していた。2001 年に制憲議会選挙、2002 年に大統領選挙が実施され、憂慮されたような選挙を妨害するような暴力の発生はなく、つつがなく新しい指導者を選出することができた。

2002 年 5 月の独立以後も UNMISSET (United Nations Mission of Support in East Timor) が新生国家を治安維持、行政、司法面などで下支えする態勢が続く。2004 年 5 月に軍事および警察権限が国連より東ティモールに移譲され、同国は主権国家としての第 1 歩を踏み出した。この間、国連平和維持活動、人道支援、2 国間支援などを含む国際支援の全体額は、2000 年度の 1 年間で 5 億ドルに達したものの、その後国連平和維持活動の軍事部門の縮小とともに減少している。しかし 2005 年の時点で低所得国の一人当たりの国際支援額が 17 ドルであるのに対し、東ティモールでは 189 ドルという国際比較上大変恵まれた立場にあった (Sakabe 2008, 220-223)。このような支援が続くも、当時の一人当たりの国内総生産 (GDP: Gross Domestic Product) は 379 米ドル³⁶で、主要な経済活動は自耕自給の農業に留まっていた。このため、人口の四分の一を占める青年層は就職口を求めて都市部に流入するが、失業率は 40% を超えていた³⁷。

³⁶ International Monetary Fund, *Democratic Republic of Timor-Leste: 2009 Article IV Consultation*, IMF Country Report No.09/219 (2009).

³⁷ Republic Democratic of Timor-Leste (RDTL), *National Census 2004*.

このように、東ティモールには民主主義体制の導入がなされ国際社会の後押しもあり民主化、国家建設が進められたものの、政治暴力は多発している。独立に反対する勢力や元兵士・退役兵士グループが参加した 2002 年のディリ暴動、2004 年のディリ暴動、2006 年の国軍と警察の衝突に至る騒擾、2007 年の国政選挙前後に発生した暴力、2008 年の大統領・首相暗殺未遂などが挙げられる。これらは Babo-Soares (2012) をはじめ東ティモール研究者も観察・分析してきた政治暴力であるが、いずれも先行研究が内戦発生・再発の基準としてきた死者 1000 名以上に至る規模の暴力には至っていない。

独立前後に小規模な政治暴力が発生したという東ティモールの経験は、以下に挙げる 3 つの理由から、本論文が主題とする分析には、適切な事例のひとつといえる。第 1 に、東ティモールは民主化、国家建設が同時に進められてきた新生国家である。同国では、選挙によって自らの代表者を選ぶ経験はインドネシア統治下まで皆無であった。インドネシアの第 27 番目の州として州知事はインドネシアの中央政府から任命されていた。さらに、その下位レベルにある郡知事、村長、集落長といった各地方自治に関わる長も、ポルトガル統治時代から、上からの任命によって就任していた。つまり、東ティモール人自ら選挙で代表者を選出したことは殆どなかったのである (e.g., 田中 2014)³⁸。また、植民地支配時に集権的支配構造のもとでエリートが行政を経験していた他の新興国家とは異なり、この新生国家には国家の能力も十分に備わっていなかった。長い間宗主国であったポルトガルは、各地に分散する 70 ほどの王国の長に自治を任せており、後に各県にポルトガル人の県知事を配置したものの、東ティモール人を取り込んだ行政機構を確立することはなかった。インドネシア統治下ではインドネシア治安当局が治安維持を担い、7,000 人規模の行政職もインドネシア人が占めていた (AGLD 2003)。この状況下で、東ティモール人の国家の運営経

³⁸ ただし、1982 年のインドネシア統治下で、村長、集落長を選出する選挙が行われた。しかし実際は古くから政治的力をもつリウライ（東ティモールの首長）の家系や、「正統な」家系からの立候補者によって選挙が進められ、競争的で自由な選挙ではなかった (Hohe 2002a)。

験は末端的な行政業務に限定されていた。しかし、独立決定直後にインドネシア人公務員は自国に引き上げたことから、全ての国家機関は一旦解体され、東ティモールの国家の能力は無に等しくなった。そのため独立に向けた準備は、自由で公正な国政選挙の実施、國家機関の構築を含んでいたが、特に後者については、人材育成も含めると、法制度や組織を整備し国家のもつ能力として確立するまでに相当の時間を要することが容易に想像されたのである。このような東ティモールの経験は、民主化と国家建設を同時に開始しており、本論文が設定する主題と、展開する議論の前提に沿うものである。

第2の理由は、紛争後社会の東ティモールが第3者介入（third party intervention）³⁹をうけたなかで小規模の政治暴力を経験したことである。この経験は、本論文が焦点をあてる政治暴力の分析に有用な示唆をもたらしうる。他に類をみない量の第3者介入に支えられていた東ティモールは、内戦の再発がみられなかったという意味では「成功例」といえるが、小規模の政治暴力は生起していた。そしてこうした小規模の政治暴力の経験は、内戦に至らなかつたが国家そのものと市民に甚大な負の影響をもたらしていた。このことは、紛争後社会では政治暴力はその発生規模がたとえ限定的であっても見逃せない点を示している。また、従来の紛争研究は内戦の再発要因のひとつとして第3者介入の量や質に着目してきたが、東ティモールの事例は第3者介入が小規模の政治暴力を抑制しきれない点を示唆している。特に東ティモールの民主化や国家建設を扱う先行研究は、東ティモールに対する第3者介入の質に対して批判的な指摘が多くある⁴⁰。こうした先行研究の指摘を踏まえれば、本

³⁹国際法上では国家主権、主権平等原則にもとづく不干渉原則を踏まえて「第3者干渉」と訳されるのが通例である（e.g., 大沼 2001）。一方国際政治学では、その不干渉原則を踏まえて外部アクターによる介入は強制的要素を含むことを前提に「第3者介入」と訳されることが多い（e.g., Lyons and Mastunduno(eds.)1995; 青井 2000; 星野 2002）。本論文では後者の背景をもとに、前節であげた Krasner and Risse (2014) をはじめとして正統性の是非が議論されていると考え、「第3者介入」の訳を採用する。

⁴⁰ 東ティモールにおける1999年以降の第3者介入の質に批判的な議論として、以下参照。主に国連の暫定統治下において、東ティモール人の政治参加が限定的であったという議論を開拓している。彼らの意思が十分に反映されなかった点を、国連ミッションのリーダー層の立場や国連

論文が主眼とする小規模の政治暴力が、第3者介入が存在するなかで生じた事例を扱うことで、政治暴力が生じるメカニズムを理解する際に、第3者介入のどのような役割が暴力を阻止できなかったのか、をより精確に分析することが可能となろう。具体的な作業としては、政治暴力を引き起こす政治勢力間の戦略的な相互作用を分析する際に、彼らが第3者介入をどのように捉えていたかを加味することが妥当と思われる。

東ティモールの事例を取り上げる第3の理由は、東ティモールは2002年5月に憲法を採択しており、これをもって民主主義体制を導入したとみなせるためである。表2-1に示すように、2002年以降、東ティモールは、政治体制の制度化の度合いに応じて、より民主主義体制であるか否かを測定する Polity IV 指標によれば、独立した2002年以降、民主主義体制であると位置づけられている⁴¹。

年	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	07	(8)	(9)	10	11	12	13	14
指標	6	6	6	6	7	7	7	7	7	7	7	7	7

表2-1：東ティモールのPolity IV指標（2002-2014年）

東ティモールは、2002年の独立以来2016年2月現在まで、13年が経過している。第3章の分析結果は、民主主義体制の暴力を抑制する効果は、紛争終結の後、概ね10年は発揮されないと示している。この結果を踏まえると、独立後のこれまでの経験はほとんどが、民主主義体制の暴力抑制効果がなかった期間であると捉えられる。そして、本論文の分析は、前節で明示したように、民主化とともに国家建設を同時に進める必要があるという文脈のなかで、民主主義体制の導入が行われても、暴力再発を抑制しないという因

ミッショーンがもつ制度的な特徴から論じている（Chopra 2000; IPS and JIIA 2003; Martin and Mayer-Rieckh 2005; Babo-Soares 2002; Matsuno 2008）。

⁴¹ -10から+10の指標によって計測され、-10を最も徹底された独裁体制、+10を最も確立した民主主義体制としている。Polity IVでは、+6以上の値である場合に「民主主義体制」と位置づけている（Marshall et al. 2009）。Polity IV指標に関する説明は第3章参照。

果メカニズムを考察することを目指している。したがって、上述した東ティモールにおける政治暴力は、いずれも分析の射程に含まれるものである。

観察してきた東ティモールにおける政治暴力のうち、非主流派の暴力として本論文がとりあげるひとつは、CPD-RDTL (Conselho Popular Democrático Defesa da República Democrática de Timor-Leste) の反政府的活動である。2000 年以降、CPD-RDTL は併合派民兵と結託し、散発的に当時の主流派である CNRT (Conselho Nacional de Resistência Timorense：東ティモール民族抵抗評議会) に対する暴力行為を繰り返し、近年も反政府活動が観察されている⁴²。CPD-RDTL は、独立直後、主流派側と権力分掌に関わる交渉を試みている (Hasegawa 2013, 32)。その交渉後も、なぜ武装の維持を決定したのかを明らかにすることにより、本論文で設定した、権力分掌にまつわる交渉が行われる第 1 期間を分析することができる。したがって本論文で採用する事例にふさわしいと考える。また、このほかに、2002 年ディリ騒動に参加した反政府勢力のなかにいた、独立運動に貢献したが処遇が手薄なため不満を覚えた元兵士・退役兵士グループを取り上げる (e.g., Scambray 2009; Babo-Soares 2012)。このグループを非主流派のひとつとして捉え、主流派とどのような交渉をし、暴力行為に加わったのかを分析することも、この本論文の問い合わせに答えるにあたり妥当な分析事例である。

非主流派の暴力に対する主流派の鎮圧が、東ティモールにおいて最も問題となったのは、最大の国家の危機といわれた 2006 年騒擾である。法と秩序を崩壊させた 2006 年の騒擾は、反政府勢力を含むデモ、首都部の混乱、警察機能の一時停止、全人口 96 万人中、最大 15 万人の国内避難民の発生、そして再びの豪州軍を中心とする国際部隊の投入に至り、東ティモールが弱い国家であることを人々に再認識させる事件となった。国際社会も「平和構

⁴² Early Warning Early Response Mapping System. “Youth Beaten by CPD-RDTL” May 20, 2012. https://belun.crowdmap.com/reports/view/162?l=ja_JP (accessed May 29, 2012)

築の成功例」であった東ティモールで 2006 年騒擾が生起したことを憂慮した⁴³。この騒擾は、軍と警察の銃撃戦に発展し、騒擾が悪化するなかで指導者が採用した治安維持政策に対する批判が高まり、当時の首相マリ・アルカティリは自ら辞任している。したがって、この騒擾が悪化したのは主に主流派側に原因があるという認識が一般であり、この騒擾における主流派の分析を行うことは妥当と考えられる。

CPD-RDTL や反政府勢力に参加した元兵士・退役兵士グループは、既存研究において最も注目されてきた勢力である。ただし、多くの事例研究が各勢力の行動の一部分を捉えているものの、なぜ各勢力が武装の維持を選んだのかを検討する体系的な分析は殆どない (McCarthy 2002; Smith 2004; Babo-Soares 2012; Hasegawa 2013)。また 2006 年騒擾についても、この騒擾が国家の危機となるほど悪化した要因を分析する先行研究は少ない。既存研究は、当時の東ティモールの制度の脆弱性 (OHCHR 2006)、あるいは指導者アルカティリの権力強化 (Hasegawa 2013) が発生要因であると指摘する。しかしアルカティリが、なぜ政治的支持を失うまで公権力の実力行使を重ねたのかについては既存研究では説明が難しいことから、さらなる分析の余地があると考えられる。本論文における分析は、なぜ CPD-RDTL、元兵士・退役兵士グループといった非主流派、指導者アルカティリによる主流派の暴力が発生したかについて、新しい説明を提供することが可能になると考える。

本節では、因果メカニズムのモデルを構築・提示しそのモデルを用いて事例を分析するにあたり、東ティモールの特定の事例を扱う妥当性を提示した。なお、事例分析に必要な東ティモールの政治背景については第 4、5 章において詳述することとする。

⁴³ UN Document. Report of the Security Council mission to Timor-Leste, 24-30, November 2007, S/2007/711, para.22.

第 3 章

紛争後社会における小規模な政治暴力の発生

—政治体制、政治制度が及ぼす影響—

第 1 節 導入

内戦終結後に民主主義体制を導入することは、政治勢力に対し、非暴力的手段による政治的競争の場を提供することを意味する。しかし、この民主主義体制の導入によって、暴力が回避されるという主張と、暴力が繰り返されるとの主張があり、相反する議論が主張されてきたことを第 1、2 章で確認した。

武力による他勢力との対立にひとたび決着がつき民主主義体制が導入されると、武装勢力には少なくとも 2 つの選択肢があると考えられる。ひとつは、武器の放棄を前提として、暴力を使わず政治に参加するという選択肢である。もうひとつは、武力組織としての形態を維持し、反政府勢力として政治的アジェンダを主張していくという選択肢である。

たとえばコロンビアでは、1960 年代から 80 年代にかけて活動した 7 つの左翼的ゲリラ勢力のうち、多くの勢力は武装解除、動員解除を進め一部のメンバーは野党勢力の主力となつた。一方、FARC (the Fuerzas Armadas Reolucionarias de Colombia) と ELN (the Ejército de Liberación Nacional) は 90 年代に入ってもその武力を維持し続けた (Guáqueta 2009)。ミャンマーでも、1948 年の独立以来、カレン族、カチン族、ワ族など多くの少数民族が軍事政権と対峙してきており、自治権や連邦制の導入を要求した。殆どの組織が 1980 年代後半から停戦に応じたが、カレン族の民兵組織 KNU (Karen National Union) は、近年もタイとの

国境付近で政府軍との武力衝突を散発的に繰り返している（UCDP 2012）。ポルトガルが宗主国であったモザンビークでは、反政府組織であった RENAMO（モザンビーク民族抵抗運動）が、1992年内の内戦終結後に政党への転化を遂げた（Manning 2008）。RENAMOは、財政や人材面から政党活動の継続に苦慮しつつも、議会選挙では内戦当時の政府側であった FRELIMO（モザンビーク解放戦線）と拮抗し、議席の30%をもつ有力な野党となった。

本章では、第1章で示した問い合わせの前半部分である、「紛争後社会では、民主主義体制は政治暴力の再発に対してどのような効果を及ぼすのか」を明らかにするため、計量分析によって因果効果を推定することを試みる。ここでは、民主主義体制の導入と、国家が治安を維持し暴力を統制する能力を向上させていくという国家建設の関係を捉え、民主主義体制がもつ暴力再発を抑制する効果が、国家建設が進むことにより強まっていくと論じる。そして内戦に限らず小規模の政治暴力も分析対象とすることにより、より多様な暴力形態にこの因果効果の推定を適用することを目指す。第2節において、紛争後社会における政治暴力が再発する要因についての既存研究をレビューし、以下の仮説を導出する。民主主義体制の存在は政治暴力の再発リスクを低めるが、この暴力を抑制する効果は、内戦終結からの時間が経過するにしたがってより強くなる、という仮説である。もうひとつは、議院内閣制という政治制度は、政治暴力の再発リスクを低める、という仮説である。第3節では分析に使用するデータと仮説検証の方法を示す。第4節において分析と結果を明らかにし、本章の結論と今後の課題を提示して最終節を結ぶこととしたい。

第2節 理論と仮説

民主主義体制の導入は、紛争後社会において、政治暴力の再発に対してどのような影響を与えるのか。第2章でも指摘したように、この点に関する既存研究の知見は、必ずしも一貫していない。一般的には、民主主義体制は、暴力に依存しない政治的競争の場をつくる

ので暴力の再発リスクを低めると考えられている（Przeworski 1991）。その一方で、非民主主義体制から民主主義体制へ転換したばかりの国では、再発リスクを低めてはいないとする分析（Walter 2004; Quinn et.al. 2007; Collier et al. 2008; Kreutz 2010）が多くある。しかし、民主主義体制が本来もつと想定される暴力を抑制する効果が、ある条件下では強くみられないのはなぜかという問題について、理論的に一貫した説明はあまり示されてこなかったと思われる。

本論文は、民主主義体制のもつ暴力を抑制する効果について、このように相反する知見が得られているのは、民主主義体制がもつ暴力を抑制する効果は、国家建設の進捗の度合いに影響されるためではないかと主張する。この主張と類似する指摘は、先行研究においてもなされてきた。たとえば、新しい政治体制に転換されたばかりのときに暴力を抑制する効果が發揮されないのはなぜなのか、を検討する先行研究は、弱い国家の存在が暴力発生を促すと議論してきている（Gurr 2000; Snyder 2000; Brancati and Snyder 2011, 2012）。こうした議論も踏まえながら、本節では、民主主義体制が本来もつ暴力を抑制する効果と、それが特定の条件下では強く発揮されないのはなぜかという問題を、暴力行使のコストという観点から考察し、その考察を踏まえて仮説を導出する。最後に、分析に際して考慮されるべき統制変数について検討し、その暴力再発に与える影響に関する仮説を導出する。

まず、民主主義体制が本来もつと想定される、暴力を抑制する効果について検討しよう。この点を暴力行使のコストと、非暴力的な政治参加から得られる期待利得という観点から説明した古典的な研究としてプシェヴォルスキのモデルが挙げられる。プシェヴォルスキは、民主主義体制が暴力を抑制する効果をもつ理由として、民主主義体制が選挙の敗者にも将来の政治参加を保障し、今日の選挙の敗者が将来にわたって選挙という非暴力的な手段によって権力を奪取する可能性を制度化している点を挙げている（Przeworski 1991）。つまり、この制度化とは、選挙による統治者交代のルールが存在していることを意味する。

一方非民主主義体制下では、主流派（統治者）は思うがままにルールを変更するため行動の予測がつかず、非主流派にとっては将来にわたって政治参加が許容されるという保障はない（Przeworski 1991, 45-47）。こうした条件下では、非主流派側に、たとえ多大なコストを払ってでも暴力で権力を奪取しようとする誘因が生じると考えられる。これに対し民主主義体制下では、定期的で公正な選挙の実施により、将来に亘ってどの政治勢力にも平和的に政治的利得を追求する機会が制度化されている。そのため、選挙で負けた時点で多大なコストを払ってでも暴力行使して選挙結果を覆そうとするより、次の選挙で平和的に権力を奪取することを試みるほうが合理的となるのである。

このような議論を踏まえれば、民主主義体制が本来もつ暴力を抑制する効果について、以下のような仮説を導出することができる。

【仮説 1】紛争後社会において、民主主義体制の存在は、政治暴力の再発リスクを低める。

民主主義体制がもつ暴力を抑制する効果に関連して、その中でも特定の政治制度が暴力を抑制する効果をもつという議論についても検討しておく必要がある。第2章で論じたように、民主主義体制下でみられるさまざまな政治制度のなかでも、最も基本的な権力分掌のありかたを示す執行府と立法府の関係については、議院内閣制が暴力の発生リスクを低めると議論されている。大統領制は、選挙の勝者が敗者と権力を分掌することが難しく、多様な意見を採用しにくい制度的特徴を有していることから、各政治勢力は、政治参加を避け暴力を選択しやすくなる（e.g., Linz 1990; Reynal-Querol 2004）。他方、議院内閣制は、執行府と立法府の間の対立が避けられやすく、連立政権の樹立などで多数の勢力間で権力を分掌しやすいため、多様な意見を包摂できる制度的特徴を有していると考えられる（Lijphart 1977; Lijphart 1991）。したがって以下の仮説を導出する。

【仮説 1 (a)】紛争後社会において、議院内閣制の存在は、政治暴力の再発リスクを低める。

次に、民主主義体制がもつ暴力を抑制する効果が、「国家が国内の治安を維持し暴力を統制する能力を構築する過程」を意味する国家建設にどのような影響を受けるかを考察してみたい。ここで注目したいのが、国家建設の進捗の度合いが、政治勢力にとっての暴力を起こすコストに影響を及ぼすという点である。

国家建設の定義から示されるように（第2章にて詳述）、国家建設が開始したばかりの国は、治安維持能力が低いと考えられる。Sisk (2010) は、紛争後社会における統治者の最重要課題は秩序の構築であり、人々に安全を与え、基本的な生活を維持できるよう整えることが統治者にとって短期的に成し遂げなければならない課題であるという。紛争後社会は、「制度自体を正当づける根拠としての法的枠組みが崩壊している場合、正当に設立される権威 (authority) の土台がない。・・・定義上、全員が権威に同意する正当な制度がないということである。」（Lake 2010, 34）といった状況にある。つまり、紛争後社会では、内戦を通じて秩序が混乱しており、なるべく迅速に制度の立て直しにより新しい秩序が構築されようとしている。この秩序回復のためには強制力が必要であることから、国家建設が始まるのである。

秩序が欠如しているということは、国軍や警察などの治安部門が暴力を統制するという機能を果たしていないことを意味する。言い換えると、治安部門そのものが存在していない、あるいは治安部門が存在したとしても、それが合法的権限を有するかが定かでない、ということである。すなわち、その治安部門が公権力を行使することに人々が懐疑的となることから、本来国家の能力に期待されるような、暴力を抑制する効果はないと考えられる。

先に論じた、民主主義体制が暴力再発のリスクを低めるという仮説を導出するにあたって、一般的に暴力手段に基づいて権力を奪取することは各勢力にとってコストが高いと考えた。暴力による権力奪取のコストが高いのは、反政府的な暴力に対して国家（政府）は治安維持能力をもって鎮圧を試み、その鎮圧から生じる非主流派への物理的な損害は大きいと考えられるからである。つまり国家による鎮圧は、治安維持能力が高いほど鎮圧効果も高いので、暴力を起こすコストが高くなると非主流派は考えるだろう。治安維持能力が高いということは、主流派による国内における暴力独占ができている状態なので、非主流派は軍事力上劣勢な立場にあると考えられる。そのため、暴力行使が成功する可能性は低く、また失敗に至れば厳しい処分に課される可能性は高いだろう。このように、治安維持能力が十分に高い国家では、非主流派が暴力を起こすコストは高いのである。

しかし、国家建設が途上で治安維持能力が低い状況では、非主流派の暴力を起こすコストが低下することから、暴力によって政治的目的を達成しようとする可能性は高まると考えられる。治安維持能力が低いという状況は、ダールが想定するように、軍隊や警察力が非常に小さい場合、あるいはどの政治勢力も軍隊や警察力を独占的に使用できない状態である（ダール 2014, 82-83）。民主主義体制が存在しており選挙に則った統治者交代のルールがある一方、国家建設が途上であるならば国家が反政府活動を鎮圧する能力が低いので、その鎮圧から生じる非主流派の被害は少ないだろう。そこで非主流派は、次の選挙で勝者となることを待つよりも、今暴力で権力を奪取するほうが政治的目的を達成できる可能性が高いと考えるようになる。つまり、民主主義体制下でも国家建設が途上である場合は、非主流派にとって暴力を起こすコストがより低くなる。したがって、暴力を選択しやすい、と考察できる。

民主主義体制が存在しても、国家建設が途上である場合、暴力を抑制する効果が低くなるという仮説の妥当性を実証的に検証するためには、国家建設の進捗の度合いを何らかの

形で測定することが不可欠である。それを測定する一つの方法は、国家の能力を具体的に示す指標を用いることである。例えば、治安維持能力であれば人口に対する軍人・警察官の数の割合、官僚機構の力であれば官僚の数の割合、法の支配であれば世銀のガバナンス指標、徴税の能力であれば、国内総生産に占める税収の割合などである（粕谷 2014）。ただし、長期に亘って世界各国の状況を年毎に計測しているデータはみあたらないことから、国家建設の状況を的確に示す指標を本章の分析に採用することは難しい⁴⁴。

そこで本章では、内戦終結後の経過時間を、国家建設の進捗の度合いを示す指標とみなすこと、国家建設の進捗の度合いを客観的に測定するというアプローチを採用する。内戦終結から時間が経過すればするほど治安維持能力の構築が進展するという仮定は、それほど非現実的なものではないように思われる。まず先に論じたように、秩序の構築・回復は主流派にとっての最重要課題であり、そのためには一旦権力を奪取した勢力は、治安維持能力の向上に力を注ぐ（Sisk 2010; Lake 2010）。したがって、一般的には、時間の経過とともに、国家の治安維持能力は高まっていくと考えられる。時間の経過とともに主流派が治安維持能力を向上させるという想定は、先行研究でも論じられている。Shugart (1992) は、停戦後主流派（政府）は、非主流派（反政府勢力）が軍事力を維持すると、非主流派から突然の襲撃がある可能性に不安を覚えるので、直ちに非主流派を武装解除させたうえで、主流派の軍事力で軍隊を維持、あるいは再構築しようとする、と指摘する。Fearon (1995a; 1998a) は、新国家設立に向けて、クロアチアにおける多数派のクロアチア人勢力と少数派のセルビア人勢力の対立がなぜ暴力化したかを論じている。その理由をセルビア人側が、

⁴⁴ 本論文における国家建設の定義では、治安維持能力を測定することが妥当である。一般的に治安維持能力を操作化するには軍事費や軍人の数を用いる。軍事費や軍人の数に関しては、COW の National Material Capabilities (v.4.0) があり、1800 年代中葉から 2007 年までの各国を網羅したデータセットがある。ただし、このデータの質に関しては国別あるいは年代別に差異が大きくあり、使用するには慎重を要すると、作成者が注意を促している。筆者が確認したところ、本章の分析をするための国のデータは、推定値が多く含まれており、今回の分析には使用しないこととした。法の支配を示す Worldwide Governance Indicators (WGI) は、1996 年から 2 カ年毎、2002 年以降年毎ごとのデータを集積している。

新国家が一旦誕生すれば、軍事力を増強した多数派が権力分掌に応じないことを見込んだからだと説明する。フェアロンは、この議論をするためにモデル上で、多数派が暴力で勝利する確率 p は、新国家の設立前(p_1)と比較すると、設立後に上がる(p_2)という仮定をおいている($p_1 < p_2$)。この仮定は、新国家が誕生すると、その国家の治安維持能力は多数派の軍事力によって構築されると設定している。そして暴力で政治的目的を達成できる可能性が低くなると非主流派が判断し暴力を先制して用いた、という議論を開拓しているのである。このような先行研究を踏まえれば、内戦終結後は、治安維持能力は誰の手中にあるかが不明な状態であるが、主流派が国家の治安維持能力を掌握して秩序構築を進めるので、時間が経過することで治安維持能力は向上していくと考えられる。これまで論じてきたように、国家の治安維持能力が向上するということは、国家による国内における暴力独占が整ってくる状態である。その状態では、非主流派は軍事力上劣勢な立場となることから、暴力を起こすコストは高くなり、暴力手段を避けるようになると考察できる。

もちろん、内戦終結から時間が経過すれば、つねに自動的に国家建設が進捗するというわけではないため、内戦終結後の経過時間と国家建設の進捗の度合いがつねに一致するわけではないだろう。しかし、内戦終結後の経過時間であれば、いつの時代、どのような国でも客観的に測定することができ、長期間にわたる多数の国を分析対象とする本章の分析でも変数として用いることができるという利点がある。そのため、本章では、国家建設の進捗の度合いを測る指標として、内戦終結からの経過時間を用いることとした。これまでの議論により、以下の仮説を導出する。

【仮説 2】紛争後社会において、民主主義体制のもつ政治暴力の抑制効果は、内戦終結からの時間が経過するにしたがって、より強くなる。

最後に、先に述べた仮説を検証していくにあたって、考慮すべき統制変数と、それが暴力の再発リスクに対してもつと予測される効果について、先行研究の議論を参考にしながら検討しておく。すでに第2章で述べたように、内戦の発生あるいは再発については、先行研究においてさまざまな要因が指摘されてきた。それらの要因は、本章が分析対象とする、小規模なものを含む政治暴力の再発に対しても、似たような効果をもつと考えられる。本章ではこうした統制変数として、第3者介入、紛争終結の方法、紛争の継続期間、紛争犠牲者の規模、経済規模、人口規模、対立争点の影響を検討する。

まず、紛争後社会に展開させる国連PKOのように、紛争後社会が国家建設の途上にある、つまり治安維持能力が低いという問題に対処するため、強制力をもつ第3者介入によって暴力を抑制することができると期待されている（Doyle and Sambanis 2000; Fortna 2004）。第3者介入はどの紛争当事者にもある選択肢ではなく、またいずれ撤退する時期がくるため、駐留している間は暴力の再発リスクを低めるとても、撤退後における暴力の抑制効果を直接的には及ぼしにくいと考えられるが、少なくとも短期的には暴力の再発リスクを低めると考えられる。したがって、第3者介入は、内戦終結後の政治暴力の再発リスクを低めるという仮説を導出することができる。

紛争終結の方法について先行研究は、第2章にて確認したように、一方的勝利に基づく終結、交渉による終結それが、暴力の再発リスクを低めると指摘している。このように対立する見解が存在するが、本論文では、和平合意や停戦合意の締結は、様々な憶測を各勢力にもたらしうると考える。交渉による終結では、対立争点において妥協点を見出すことが期待されているが（Hartzell and Hoddie 2007, 5）、各組織の戦力、能力が基本的に維持されたまま停戦を迎えてるので、交渉を進めながらある勢力が合意を突然破り武力対立を再度起こすことが可能である。紛争当事者同士の和平合意は政治的解決の施策を明確に提示しており、係争の回避が期待されるという主張もある（Hartzell, Hoddie, and Rothchild 2001;

Doyle and Sambanis 2006, 103)。ただし、これは和平合意のなかでも特に各政治プロセスの細部が決められているケースを想定していると思われる。実際、どの政策がどれだけ詳細に示され、履行が可能であるのかの和平合意の緻密性についてはばらつきがあり、事後対立の火種になることも少なくない (Stedman 2002)。必ずしも細部まで決定していないケースを含む和平合意全体を考える場合、解決策、履行策が明確には提示されておらず、両者の間で疑心暗鬼となることから、停戦合意や和平合意の締結が平和をもたらすとは考えにくい。停戦合意が締結された場合、あるいはそうした明確な合意がないままなんらかの理由で停戦を迎えた場合も、紛争当事者は同様の問題に直面するといえる。こうした理由から、交渉による終結は、停戦合意あるいは和平合意が、政治暴力の再発リスクを下げるとは限らないと考える。他方、一方的勝利による終結は、勝者と敗者が明確なので、暴力手段を敗者が用いる余地がない (Wagner 1993; Walter 2004; Fortna 2008; Toft 2010)。また本論文は、政治暴力が再発するとき、政治勢力には暴力を起こすコストが生じるにも関わらずなぜ暴力を用いるのか、という点に関心を払ってきた。この立場からは、一方的勝利で紛争が終結すれば、敗者側にとっては暴力を再度選択することは大きなコストを伴うので、政治暴力は再発しにくいと考えられる。したがって、交渉による紛争終結は、内戦終結後の政治暴力の再発リスクを高めるという仮説を導出する。

紛争期間については、内戦が長びくほど戦闘員の疲労は増し、武力組織の戦力は低下するため、次の暴力を起こす意欲は低下する、と論じられている (Walter 2004)。このような既存研究の議論が正しいとすれば、内戦期間が長くなるほど、内戦終結後の政治暴力の再発リスクは低くなると予測できる。

同様に、紛争犠牲者の規模についても、内戦中の死傷者が増大すると、武装組織の戦力は低下し、次の暴力を起こす意欲は低下する、と論じられている (Walter 2004)。したがつ

て、紛争犠牲者が多くなるほど、内戦終結後の政治暴力の再発リスクは低くなると仮定できる。

経済規模については、経済水準の低さは人々に不平をもたらすと論じられてきた。また、経済水準が低いなかで武力組織に参加することで、恩恵を受ける機会があると暴力に参加しやすい状況を生み出すと議論されてきた（Quinn et al. 2007; Sambanis 2008; Collier, Hoeffler and Rohner 2009）。したがって、経済発展水準が高いほど、内戦終結後の政治暴力の再発リスクは低くなるという仮説を導き出すことができる。

人口については、人口規模が大きい国では、それだけ反政府勢力が生まれる可能性が高まるので、より犠牲者の規模が拡大すると議論されている（Sambanis 2004）。したがって、人口が多いほど、内戦終結後の政治暴力の再発リスクは高まるという仮説を導出できる。

エスニック問題が紛争当事者間の対立争点となっている場合、一旦暴力が収まっていても、一方の当事者が不満をもつと、エスニック集団は再び勢力を結集させやすいので、暴力を起こしやすいと論じられている（Walter 2004）。したがって、対立争点がエスニック問題である場合には、内戦終結後の政治暴力の再発リスクは高まるという仮説が導きだせる。

第3節 データと仮説検証の方法

本章で扱うデータは、1946年から2009年の間に、各国において発生した政治暴力とその発生日及び終了日を明示した UCDP Conflict Termination Dataset v.2010-1, 1946-2009 から、国内における政治暴力（データでは *intrastate conflict* と呼称）の事例を抽出したものである。このデータセットでは、明確な対立争点があること、組織化された集団が紛争当事者でありその片方が政府であること、そして1年間に戦闘行為の結果25人以上の犠牲者が生起し

たという³点を満たした際に、政治暴力の発生・再発とみなしている（Kreutz 2010）⁴⁵。ここで、ある対立争点をめぐって政治暴力の再発があった場合には、その発生と再発を合わせて一つの「紛争エピソード」として扱っている。そして、一国内において複数の異なる対立争点による政治暴力がある場合、それぞれが個別の紛争エピソードとなる。つまり、一国の政府に対し複数の反政府勢力が政治暴力を起こしている場合には、各対立を別々の紛争エピソードとして扱う。したがって、各紛争エピソードを一つにまとめた、一国内の暴力の有無を示しているデータセットよりも、各反政府勢力による暴力の再発を個別に捉えられる点で、本章の分析に適したデータである。

本章は、内戦が終結し秩序が喪失している社会を分析対象としているため、このデータセットから、1,000名以上の犠牲者を伴う政治暴力、つまり内戦が終結し、その後に政治暴力が発生していない紛争エピソード、あるいは犠牲者の規模を問わず、政治暴力が再発している紛争エピソードを抽出した。その結果、対象国数は67カ国、対象となる紛争エピソードは90紛争、各紛争エピソードのなかで暴力の再発ごとに数えた事例は全体で82事例であった（補遺3-1：紛争エピソードと事例一覧参照）。この新しいデータセットには各紛争エピソードにおける年ごとに観察したデータが入力されており、観察数は全体で2,206となつた。本章の分析における従属変数は内戦終結後からの暴力停止期間、つまり暴力が発生

⁴⁵ UCDP の Termination Dataset と Kreutz (2010) の作成したデータセットの間では、厳密には幾つかの紛争エピソードにおける政治暴力の停止期間のデータに関して差異がみられる。これは、各年における犠牲者数のデータに関する取扱いの違いに基づくものである。前者のデータセットは、特定年の犠牲者数に関する明示的なデータが存在した場合のみに武力紛争の発生を観察し、そのような特定年の犠牲者数の明示的なデータがない場合に政治暴力は停止したと判断してコードィングしている。一方、Kreutz (2010) のデータセットは、UCDP Termination Dataset が参照する、The PRIO Battle Deaths Dataset, 1946-2008, Version 3.0 Documentation of Coding Decisions にある、犠牲者数を特定するもととなる様々なデータと照らし合わせてデータセットが作成されていると考えられる。Kreutz (2010) では、特定年に犠牲者数が一人でも発生した可能性がある場合には政治暴力は継続したとみなしている。そのことから、Kreutz (2010) のデータセットは政治暴力が持続しているとみなすデータが増加している。

しない期間である。紛争エピソード別に捉えた最大の暴力停止期間は 62 年であった。この暴力停止期間は年単位で入力した⁴⁶。

このように作成したデータセットを用いて、本章では内戦が終結した年を起点として、政治暴力が再発しなかった期間の長さが、どのような要因によって決定づけられるかを検証するため、計量分析を行う。起点から事象（イベント）が発生するまでを生存時間として捉えた場合、この生存時間の長さを縮めるか、伸ばすことができるかの要因について検討していくには、生存時間分析（survival analysis）が有効である（筒井他 2007、173）。特に、時間経過とともに制度が強化される、あるいは協力が深化するといったように、ある説明変数が生存時間のなかで影響をあたえる度合いが変容するという仮説を検証するには、この分析手法が適切である（Box-Steffensmeier et al. 2003）。本章は、政治暴力が発生することを事象（イベント）として捉え、政治暴力が発生するまでの期間の長さについては、共変量（covariate）によってそれぞれの説明変数が生存時間の長さに与える影響度を推定する。そして本章は、内戦終結後から、説明変数の影響度が時間経過とともに変容するという仮説を立てたため、共変量の影響が生存時間中どのように変化するかにも焦点をあてて分析する。

分析に用いたのは、生存時間分析の中でも、コックス比例ハザードモデル（Cox proportional hazards model）と呼ばれる手法である。このモデルは、セミパラメトリックモデルという、各説明変数の生存時間への影響の大きさを評価できるモデルの一種である。個体_iの共変量のベクトルを $\bar{Z} = [z_{i1}, z_{i2}, \dots, z_{ij}]$ とし、個体_iのハザード関数を $h(z_i, t)$ とすると、Cox 比例ハザードモデルの定義は、

$$h(z_i, t) = h_0(t) \cdot \exp(\beta \bar{Z}_i) = h_0(t) \cdot \exp(\beta_1 z_{i1} + \beta_2 z_{i2} + \dots + \beta_j z_{ij})$$

⁴⁶ 政治暴力の開始日、政治暴力の終了日が明確である事例については、政治暴力終了年から、政治暴力の停止期間（単位は年）について少数点第 2 位までの値を入力した。UCDP のデータでは、開始日、終了日が不明である事例については、データ上 1 月 1 日開始、あるいは 12 月 31 日に終了となっている。この場合、政治暴力終了年における暴力停止期間は 0 年であり、翌年 1 月 1 日から暴力の停止が開始したとみなし、暴力停止期間を入力した。

となる。モデルの定義にある $h_0(t)$ とは、すべての共変量のイベント発生への影響が 0 となつた場合のハザード関数でベースラインハザードと呼ばれる。 $\beta_1, \beta_2, \dots, \beta_j$ が推定すべき未知のパラメータで、ベースラインハザードに対する共変量の影響を示している。

生存期間への影響の大きさをはかるには、ハザード比 (hazard ratio) を用いる。ハザード比とは、個体間を比較した場合の相対的なリスクを意味する。1 を基準として 1 より小さい値はある事象が起こるリスクの減少、1 より大きい値はある事象が発生するリスクの増加を意味する。

コックスモデルの特徴は、個体間のハザード比が、時間によらず常に一定であると仮定する（比例ハザード性の前提）。つまり、コックスモデルは比例ハザード性が満たされていることを前提として分析を行う。比例ハザード性の条件をモデルが満たしているか、あるいは各説明変数が満たしているかについては、共変量の値ごとにカプラン・マイヤー法で生存率関数を求め、二重対数プロットの値 ($\log[-\log\{s_i(t)\}]$) をグラフで示す方法と、シェーンフィールド残差が時間に依存するか否かで確認する方法を用いて分析を進めることとする（筒井他 2007, 187-190）。

ただし本章は、時間の経過とともに、独立変数が生存時間に与える影響が変化するという仮説を提示している。すなわちこの仮説は、比例ハザード性の条件が満たされないことを前提に置いたこととなる。そこで、内戦終結後の時間経過によって、各説明変数（共変量）の影響が異なるとの仮説を検証するため、民主主義体制の説明変数に自然対数化した時間を掛け合わせた交差項の効果を分析し⁴⁷、観察期間中における時間の推移から得られる各説明変数の限界効果を推定する。また、交差項の効果についても、同じく時間経過に伴うハザードの変化の推移を測る必要がある（Box-Steffensmeier et al. 2003）。

⁴⁷ 生存時間分析において時間経過による影響度の推移を測る際に、自然対数化した時間を交差項に用いるのは通例だが、その他にも、平方根化した時間を自然対数化した時間、あるいは平方根化した時間を用いる手法がある（Box-Steffensmeier et al. 2003）。

分析の際には、一国内の紛争エピソード同士の独立性が担保されていない可能性を考慮し、各紛争エピソードをクラスター化した標準誤差（Clustered Standard Error）を採用する。またこの分析では、ひとつの紛争エピソードのなかで武力紛争が繰り返し起こる場合に、リスクの増減をどのように捉えるかという事象の反復終結の課題がある。紛争の研究では、再び暴力が発生すれば、再発がない場合よりもその次の再発を経験するリスクが高まるという議論がある（e.g., Quinn et al. 2007; Collier et al. 2009）。そこで各紛争エピソードのなかで再発ごとに、つまり新たに事例が観察されるごとに階層化（stratification）することにより、再発を何度経験したかによってリスクが異なることを前提に検証した（Box-Steffeinsmeier and Jones 2004, 160-161）。

記述統計

表 3-1 は、内戦終結後に再発した政治暴力のうち、犠牲者数を 25-999 名と 1,000 名以上に分けて事例数を比較している。合計 82 事例のうち、66% が 1,000 名未満の犠牲者を伴う政治暴力であり、従来着目されてきた内戦の基準にはあてはまらない政治暴力が多く発生していることが分かる。これにより、内戦が一旦終結した後には、内戦の再発よりも、小規模の政治暴力が頻発していることが指摘でき、内戦が観察されなくとも、治安や政情が不安定な社会が多いことが明瞭である。

		犠牲者数		
		25-999	1000以上	合計
事例数	54	28	82	66%
	割合(%)	34%		

表 3-1：紛争後社会における犠牲者規模別による政治暴力の事例数の比較

次に、一旦内戦が終結したのち、政治暴力の再発はめずらしくないことを確認しよう。¹⁹⁴⁶ 年以降に発生した一国内における 90 の紛争エピソードのうち 48、つまり 53% の紛争エピソ

ードが再発を経験している（表 3-2）。また、再発が観察された紛争エピソードのうち、2 回以上の政治暴力を繰り返すエピソードは約半数を占めている。したがって、反政府勢力にとって、一度目の内戦の終結が決定的な終結ではなく、繰り返し政治暴力を起こすことが選択肢のひとつとなっている。

	再発の有無		再発の頻度				
	再発なし	再発あり	1	2	3	4	5
紛争エピソード数 全体(%)	42 47%	48 53%	16 29%	13 14%	5 6%	2 1%	2 1%

表 3-2：紛争後社会における政治暴力の再発の有無及び再発の頻度

表 3-3 では、説明変数と統制変数の記述統計量を示す。政治体制については、民主主義体制 1、それ以外を 0 と設定したダミー変数を用いた。民主主義体制の変数に関する操作化は Marshall et al. (2011) の PolityIV 指標を用いて以下のとおり行った。PolityIV 指標は、政治体制の制度化の度合いに応じて、より民主主義体制であるか否かを測ることができる。より具体的には、執行府長の選出方法、執行府長の公的行動への制限、政治的競争が制度化しているかという観点から、-10 から +10 の指標によって計測され、-10 を最も徹底された独裁体制、+10 を最も確立した民主主義体制としている。PolityIV で分類されるように、+6 以上の値である場合に「民主主義体制」とした。+5 から -5 の場合には「アノクラシー」、-6 から -10 の場合には「独裁制／権威主義体制」である。

PolityIV 指標は、同指標を測定する要素に政治暴力や内戦を含むため、この指標自体に暴力の内生性が存在するとの指摘から、暴力の発生の要因を検討する際に polity 指標を採用することに疑問視する先行研究がある（柏谷 2014）。この問題に対する解決策のひとつとして、Polity 指標を構成する要素のうち、暴力の影響を受ける PARREG (regulation of participation) および PARCOMP (competitiveness of participation) という 2 つの要素を統制変数として投入

する方法がある（Gleditsch and Ruggeri 2010）。PARREG とは、政治参加が法によって保障されているかを示す要素であり、PARCOMP は政治参加の競争性が担保されているかを示す要素である。本論文における PARREG は、PolityIV が PARREG=1 あるいは 3 の際に 1 とするダミー変数として操作化した。PARCOMP は、PolityIVにおいて PARCOMP=0、1、あるいは 2 の際に 1 とするダミー変数として操作化し、この 2 つの変数をモデルに投入した。

議院内閣制については、Chibub, Gandhi and Vreeland (2009) のデータを用い、議院内閣制の特徴をもつ場合に 1、それ以外を 0 とするダミー変数を設定した。このデータは、民主主義体制下については、執行府と立法府の特徴を示す政治制度として、大統領制、半大統領制、議院内閣制に分別している。また権威主義体制／独裁制下については、文民による独裁制、軍政の独裁制、君主による独裁制に分別している。ここでは、議院内閣制以外の政治制度の場合には 0 の値をとるダミー変数が設定されている。

第 3 者介入は、軍、文民警察あるいは軍事監視要員を含む介入である、停戦監視あるいは治安維持などの任務をもつ、どの紛争当事者からも中立である、という 3 つの条件を満たす必要がある。この変数は、そのような条件を満たす外部アクターによる介入があった場合に 1 としたダミー変数によって表した⁴⁸。データは、Heldt and Wallenstein (2006) を採用し、United Nations Department of Peacekeeping Operations (2012) を用いて改定した。

紛争終結の方法については、紛争当事者いずれかによる一方的勝利と、交渉の末に締結された和平あるいは停戦合意による終結との 2 つに大別できる。この変数は、交渉による紛争終結である場合に 1 としたダミー変数によって表している。データは、Kreutz (2010) を採用し、そこでは和平合意、停戦合意、一方的勝利、その他という 4 つの紛争終結の方法

⁴⁸ Heldt and Wallenstein (2006) による平和維持活動（本章では第 3 者介入と表現する）の定義は、①軍、文民警察、あるいは軍事監視要員の派遣があること、②紛争当事者の引き離し、停戦監視、緩衝地帯の監視、治安維持に責任を負うなどのマンデートが課せられていること、③紛争当事者に対し中立（neutral）であることとしている。

を4つに区別してコーディングされていることから、和平合意および停戦合意を1、それ以外を0として操作化した。

紛争期間（年単位）とは、事例ごとに暴力停止期間に入る以前の紛争の継続年数を示しており、モデルに投入する際には自然対数化した。紛争犠牲者数（1,000あたり）は、事例ごとに暴力停止期間に入る以前の紛争で発生した犠牲者の数を示しており、モデルに投入する際には自然対数化した。データは、Kreutz (2010) のデータを採用し、UCDP Battle-related Death Dataset v5 (2011) を用いて改定した。経済発展水準に関しては、一人当たりのGDPを用い、Banks (2010) のデータを採用し、United Nations Statistical Book (2012)、IMF (2012) を用いて改定し、モデルに投入する際には自然対数化した。人口（1,000あたり）は、人口規模に関する変数である。人口変数は Banks (2010) のデータを採用し、やはりモデルに投入する際に自然対数化した。対立争点は、エスニック問題が紛争の火種となっている場合に1、それ以外を0としたダミー変数である。データは、Walter (2004) のデータを Kreutz (2010) が改定したものを探用した。紛争当事者がエスニック別に勢力を構成している、あるいは当事者自らが、特定のエスニック集団であることを宣言しているのであれば、エスニックに基づく対立とみなすという操作化を行っているデータである。

	観察数	平均値	標準偏差	最小値	最大値
民主主義体制	2206	0.316863	0.465359	0	1
議院内閣制	2133	0.133615	0.340318	0	1
第3者介入	2206	0.114687	0.318716	0	1
交渉による紛争終結	2206	0.540345	0.498483	0	1
紛争期間(自然対数)	2206	0.494707	1.676443	-2.52573	3.77666
紛争犠牲者数／1000(自然対数)	2206	1.367765	2.241026	-3.91202	7.09829
一人当たりGDP(自然対数)	2206	6.638869	1.379624	3.21888	10.8089
人口(自然対数)	2206	10.14237	1.73786	6.62804	14.107
対立争点	2206	0.444696	0.497045	0	1
PARREG	2073	0.22383	0.41691	0	1
PARCOMP	2073	0.489629	0.500013	0	1
民主主義体制 * 時間(自然対数)	2114	0.829122	1.351342	-2.52573	4.13916
紛争犠牲者数／1000(自然対数) * 時間(自然対数)	2114	3.100443	5.55754	-10.6294	20.63724

表 3-3：記述統計量

表 3-4 では、データセット内にある事例がどのような政治体制のもとにあるかを、観察数に基づき確認する。紛争後社会において、暴力停止を維持しやすい政治体制は、必ずしも民主主義体制ではないことが分かる。ただし、各事例の経験をみると、暴力停止期間が最も長い政治体制は民主主義体制であり、独裁／権威主義体制、アノクラシーよりも長期に暴力を回避できることを示唆している。

	観察数	割合	暴力停止期間(平均)
民主主義体制	699	32%	20年
アノクラシー	632	29%	9年
独裁／権威主義体制	875	40%	13年

表 3-4：政治体制と暴力停止期間

第 4 節 分析と結果

表 3-5 は分析結果である⁴⁹。モデル 1 は、仮説 1 を分析したものである。民主主義体制はハザード比が 0.44 であり、暴力の再発リスクが 56% 減少することを意味するが、統計上有意ではない。つまり、民主主義体制が政治暴力の再発リスクを低める傾向にあるものの、統計上はその傾向を確定できない。モデル 1 における民主主義体制の共変量の 2 重対数プロットの値を示すグラフは、比例ハザード性が満たされていれば共変量の層別で平行になるはずである。しかしそのグラフは平行であるかは確定できないので、比例ハザード性の前提を満たしていない可能性がある（補遺 3-2 参照）。また、シェーンフィールド残差の検定結果はグローバルテストで 0.0603 となり、モデル 1 はカイ二乗検定が有意であったことか

⁴⁹ 分析結果の頑健性を確認するため、PolityIV 指標の民主主義体制とする基準の閾値を 7 以上とし分析を行った。分析結果はいずれの変数の係数も表 3-5 のモデル 1、モデル 2、モデル 3 と同じ符号をもち、統計上の有意性を確認した。ただし、表 3-5 にある分析結果と異なるのは、モデル 1、2 いずれにおいても PARREG が有意な結果となった点である。

ら、時間に依存する変数を含んでいることを意味する⁵⁰。ここから、比例ハザード性の条件が満たされていないと判断し、分析を進めた。

⁵⁰ Box-Steffeinsmeier et al. (2003)によれば、シェーンフィールド残差による検定では、モデルとしての比例ハザード性を検定するグローバルテストと、各変数の比例ハザード性を検定するローカルテストがあるが、どちらを優先して検定結果を用いるかについて、先行研究での見解は一致していない。したがって本論文では、両方のテストを用いて、特定の変数が比例ハザード性の条件を満たしていない場合は、自然対数化した時間の変数を投入することとした。1,000人あたりの紛争犠牲者数の変数に自然対数化した交差項を含めているのは、この対処のためである。この対処をしたのち、モデル2とモデル3について、グローバルテストおよび仮説に関わる変数に関してローカルテストで確認し、ともに比例ハザード性が確認できる結果となった。

	モデル1			モデル2			モデル3		
	ハサード比	係数	Z値	ハサード比	係数	Z値	ハサード比	係数	Z値
民主主義体制 議院内閣制	0.440	-0.821	-1.47	3.312	1.198	1.14	3.801	1.335	1.39
第3者介入	0.544	-0.609	-1.08	0.577	-0.550	-0.99	0.811	-0.210	-0.4
交渉による紛争終結	1.497	0.404	0.97	1.122	0.115	0.3	1.107	0.102	0.26
紛争期間(自然対数)	1.192	0.176	1.21	1.382	0.323	2.43 ***	1.423	0.353	2.55 *
紛争犠牲者数／1000(自然対数)	0.978	-0.023	-0.22	1.617	0.481	2.61 ***	1.473	0.388	2.02 ***
一人当たりGDP(自然対数)	0.974	-0.026	-0.15	1.013	0.013	0.07	0.995	-0.005	-0.03
人口(自然対数)	1.007	0.007	0.06	1.092	0.088	0.63	1.188	0.173	1.07
対立争点	2.382	0.868	1.92 **	2.805	1.031	2.22 ***	2.762	1.016	2.29 ***
PARREG	1.632	0.490	1.39	1.936	0.661	1.58	1.799	0.587	1.32
PARCOMP	0.827	-0.190	-0.41	0.842	-0.172	-0.35	0.784	-0.243	-0.48
民主主義体制 * 時間(自然対数)				0.272	-1.302	-2.59 ***	0.319	-1.143	-2.46 ***
紛争犠牲者数／1000(自然対数) * 時間(自然対数)				0.706	-0.348	-3.33 ***	0.716	-0.334	-3.22 ***
観察数	1805			1805			1745		
	145.5821			-145.2738			-141.325		

Log-likelihood
 反復終結に關しては階層化
 *p<0.100, ** p<0.05, ***p<0.01
 GRSR=Clustered Robust Standard Error、各紛争エピソードにおいてクラスター化

表3-5：分析結果

モデル2は、仮説2を分析したものである。民主主義体制の変数とともに、比例ハザード性の条件が満たされていない1,000人あたりの紛争犠牲者数の変数に関し、自然対数化した時間を交差項として投入した。モデル2を分析した結果、民主主義体制はハザード比が3.312となり、暴力再発のリスクが200%以上増加しているが、統計上有意ではない。一方、民主主義体制と自然対数化した時間の交差項のハザード比は0.272で統計上有意であり、時間の推移による限界効果の測定が有効であることを意味している⁵¹。

図3-1は、モデル2における、時間経過による民主主義体制の限界効果を示している⁵²。横軸が自然対数化した時間であり、縦軸が限界効果を表している。限界効果を表す線とともにその信頼区間95%の上限値と下限値を表す線が、いずれも0を下回る値を占めている区間がある。この区間が限界効果として統計上有意な部分である。図3-1では、横軸の数値が1.98以降の区間がそれに該当する。この自然対数化した値を戻すと、大凡6年以前の期間においては、再発リスクの増減が分散しており統計上有意ではなく、この期間に限って仮説1は棄却された。ただし、紛争終結後6年以降に、民主主義体制は政治暴力の再発リスクを低める効果をもつという結果が得られ、この期間においては、仮説1と2が支持された。

図3-2は、限界効果がどれほどのハザードの変化をもたらすかをパーセンテージで表している。図3-2からは、図3-1で示した統計上有意な時間軸の範囲では、74%から98%の再発リスクの減少となり、民主主義体制は時間経過とともに暴力の再発リスクを低めていく傾向があることを確認できる。

⁵¹ 本章の分析結果の頑健性を確認するため、時間を平方根化した変数、平方根化した時間をさらに自然対数化した変数を交差項として投入しなおし分析したところ、モデル2、モデル3とともにいずれの変数の係数も同じ符号と統計上の有意性が確認でき、一貫した結果を得られた。

⁵² モデル2における民主主義体制の変数はハザード比が3.312であり、時間が0の場合には暴力の再発リスクを増加させる効果をもつ。しかし、時間経過が進むにつれてこの効果が減少する傾向が、民主主義体制*時間(自然対数)の交差項のハザード比が0.272であることからわかるが、この傾向がいつから観察されるのかは、表3-5の分析結果から明らかにすることはできない。したがって、時間が0以上になる場合の民主主義体制の限界効果を見る一つの手法として、グラフによる表示を用いることが有効である(Bromber et al. 2006)。

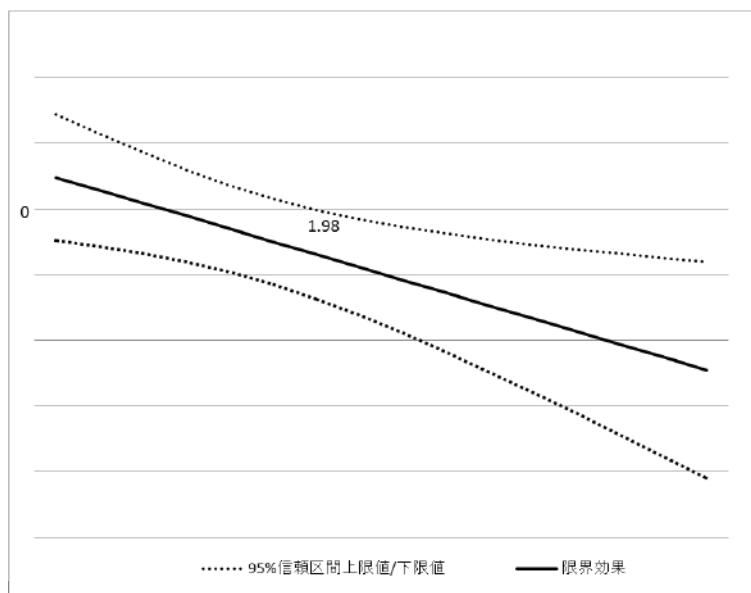


図 3-1：モデル 2 における時間経過による民主主義体制の限界効果

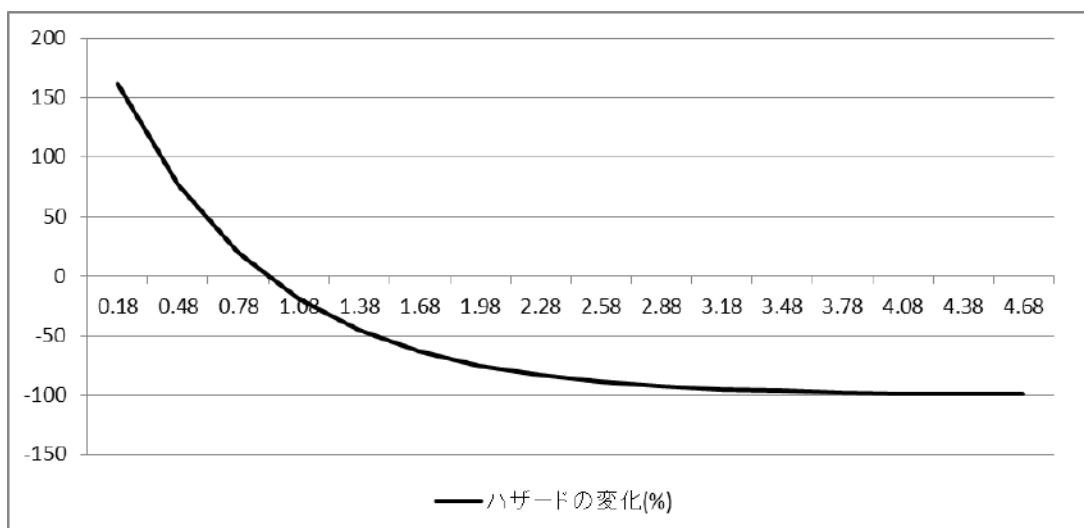


図 3-2：モデル 2 における民主主義体制の時間経過によるハザードの変化

モデル 3 は、仮説 1 (a) を含めて分析したフル・モデルである。民主主義体制はハザード比が 3.801 であり、暴力の再発リスクが 280% 以上増加しているが、統計上有意ではない。議院内閣制はハザード比が 0.288 であり、暴力の再発リスクが約 70% 減少することを意味し、

統計上有意な値となった。モデル 3 における民主主義体制と自然対数化した時間の交差項は統計上有意であり、ここでも、時間の推移による限界効果の測定が有効であることを意味している。

図 3-3 は、モデル 3 における、時間経過による民主主義体制の限界効果を示している。限界効果を表す線とともにその信頼区間 95% の上限値と下限値を表す線が、いずれも 0 を下回る値を占めている区間がある。この区間が限界効果として統計上有意な部分である。図 3-3 では、横軸の数値が 2.58 以降の区間がそれに該当する。この自然対数化した値を戻すと、大凡 13 年以前の期間においては、再発リスクの増減が分散しており統計上有意ではないため、分析結果は仮説 1 を棄却している。ただし内戦終結後 13 年以降に、民主主義体制は政治暴力の再発リスクを低める効果をもつことがわかり、仮説 1, 2 が支持された。図 3-4 は、モデル 3 における民主主義体制の限界効果がどれほどのハザードの変化をもたらすかをパーセンテージで表している。図 3-4 からは、図 3-3 で示した統計上有意な時間軸の範囲では、88% から 97% の再発リスクの減少となり、時間経過とともに民主主義体制が暴力の再発リスクを低める傾向があることを確認できる。

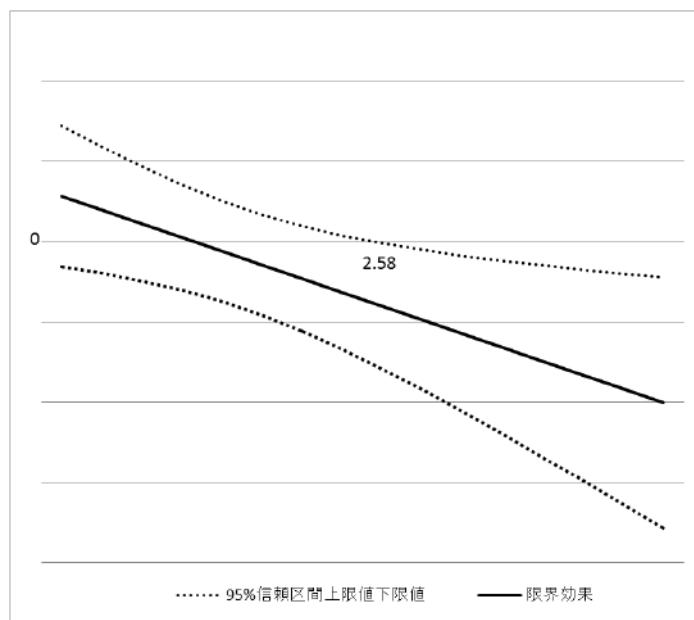


図 3-3：モデル 3 における時間経過による民主主義体制の限界効果

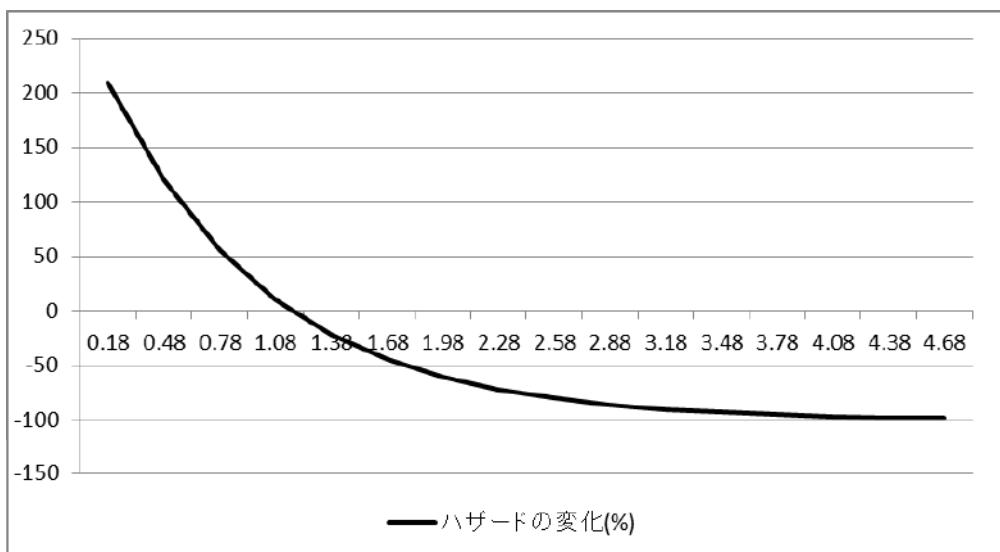


図 3-4：モデル 3 における民主主義体制の時間経過によるハザードの変化

観察期間 62 年に亘る仮説検証を試みた結果、内戦終結直後から 6 年から 13 年目までの間では、民主主義体制は政治暴力の再発リスクを低めることはない。しかし、その後の期間については、民主主義体制は、時間経過とともに再発リスクを低めていくことが明らかとなり、仮説 1 と 2 が支持された⁵²。

以上の結果から、内戦が止んだばかりの国家において、競争的で自由・公正な選挙の実施に期待される、小規模なものを含めた政治暴力を抑制する効果については、注意を要するということが明らかとなった。近年の紛争後社会でみられるように、内戦終結直後に制

⁵² UCDP や COW の定義より厳密な内戦の定義として、内戦後、非主流派が主流派と同じ領土に居住し一元化された政治体制のもとで政治的竞争を続ける意思があることを含む定義がある (Doyle and Sambanis 2006; Sambanis 2004)。現実のケースでは、この違いを正確に区別することは難しい。なぜならば、勢力の中核が主流派と同じ領土に居住している国内グループであっても、一部のメンバーが国外から投入される国外グループを含む場合、この国内と国外グループが混合することがままあるからである。さらに長期的に概観すると勢力の構成も固定化されておらず、動態的であるからだ。Kreutz (2010) のデータセットでは、全観察期間に亘って①反政府勢力が国内グループのみのケース、②国内と海外グループの混合のケース、そして③反政府勢力が国外グループのみのケースに分けることができる。そこで③のケースに該当するギニアビサウ、オマーン、アメリカのケースを除去して分析したところ、分析結果は仮説にかかるわる変数および殆どの変数の係数が表 3-5 のモデル 1、モデル 2、モデル 3 の分析結果と同じ符号をもち、統計上の有意性を確認した。しかしモデル 3においては、仮説 1 (a) の議院内閣制が暴力の再発リスクを低めるとする仮説は棄却された。この制度の効果についての精査は今後の課題としたい。

度を応急的に整え、大衆の参加により新しい指導者や代表者を選出することは可能である（e.g., Lyons 2002）。しかし国家建設が始まったばかりのこの時期においては、治安維持能力が機能する状態には至っていないので、反政府勢力にとっては暴力に訴えやすい状況であると推測できる。また、政治制度がもつ抑制効果についても確認した。少数派にとっても政治参加が可能な権力分掌のあり方として、多元的な集団を許容する制度は各政治勢力に暴力を使用する誘因を減じさせるという効果について、本章でもその効果を確認した。本章の分析は、紛争後社会という環境下における政治暴力の再発の有無を論じるには、政治勢力が置かれる政治的競争の場に加えて、彼らの意思決定に影響を及ぼす国家の能力の構築状況を踏まえて分析する必要があるということを示している。

このほかの分析結果に目を転じよう⁵⁴。反政府勢力の政治的・軍事的立場に影響を及ぼすであろう第3者介入は、政治暴力の再発リスクを低める傾向にあるものの、統計上有意ではなかった。もともと第3者介入は内戦終結前後の時期から短期間の介入に限定されることから、長期的な期間を分析対象とする本章では、限定的な期間の第3者介入のプレゼンスの有無が、各勢力に与える影響を測っていることになる。暫定的ではあるが、今回の分析結果では、第3者介入は暴力の再発を抑制する効果をもつとはいえないことが分かる。ただし、第3者介入の効果に関する先行研究では、強制的な介入、交渉による合意があることを前提とする介入など、様々な介入のタイプによる分析が進められている。したがって、そのようなタイプ別に基づく分析を進めることがさらなる理解に必要かと思われる。

エスニック集団同士の内戦であった場合、モデル1から3いずれにおいても暴力の再発リスクが高まる傾向を持ち、統計上有意であった。Walter (2004) は、内戦が停止したとしても、なんらかの不満を持てば、エスニック集団は勢力を再び結集させやすく、暴力を振る

⁵⁴ 分析の結果、紛争期間、紛争犠牲者数に関する仮説は棄却された。経済規模については、モデル1と3では一人当たりのGDPが大きくなるほど政治暴力の再発リスクを低めるがモデル2では再発リスクを高めており結果が一定ではなかった。人口規模に関する仮説は支持された。このように、ここで挙げた各変数における仮説は一部が棄却されており、仮説のさらなる検討が今後の研究課題となりうるであろう。

いやすいと議論する。留意したいのは、紛争後社会においてエスニック集団が持つ不満とは、内戦を引き起こした対立争点が引き続き問題となっているのか、あるいは、紛争後社会において生まれた新しい対立争点なのかは、本章の分析から明らかにすることはできない。そのため、さらなる分析が必要である。

なお、交渉により紛争が終結した場合、モデル1から3いずれにおいても、暴力の再発リスクが高まるという傾向をもつものの、統計上有意ではなかった。この結果は、交渉による紛争終結が政治暴力の再発リスクを高めるあるいは低めるともいえない。本章の分析結果は、従来の研究による、一方的勝利あるいは交渉による終結どちらが再発防止に有効であるかの議論に対して、一方を支持するものではない。

第5節 結論

本章では、先行研究が等閑視しがちであった、小規模なものを含めた政治暴力を扱い、政治体制、政治制度、そして国家が治安を維持し暴力を統制する能力の構築が、紛争後社会における暴力再発に対して及ぼす影響を検討した。本論文の問い合わせのひとつは、民主主義体制が政治暴力の再発に対してどのような影響を及ぼすのか、であった。この問い合わせに対し、本章の分析結果は、民主主義体制がもつとされる政治暴力の再発リスクを低めるという効果は、国家の治安維持能力が向上するときになって、初めて発揮される、という答えを提示した。本章では、仮説の導出の際に以下のように論じた。内戦終結直後における競争的で自由・公正な選挙の実施は、国家の暴力を統制する能力が乏しいため、政治勢力が暴力を回避する誘因を高めることができない。しかし、国家の能力が向上したときに政治勢力にとって暴力を起こすコストが上がることから、暴力を抑制する効果をもつ。本章の分析結果は、こうした議論が妥当であることを示唆するものである。紛争後社会において民主主義体制が暴力抑制に対して有する効果について先行研究にみられる相反する知見に対し、

時間経過による国家建設の進捗が民主主義体制の暴力を抑制する効果に対して与える影響を考慮することで、本章は一貫した説明を提示したといえよう。

また、議院内閣制という政治制度は、暴力の再発リスクを低めることを確認した。この結果は、政治体制の特徴とは別個に、特有の政治制度が暴力の再発に与える影響を検討する余地を示している。

反政府勢力が暴力をもって活動を展開する見極めの材料となるのが、政治体制、政治制度とともに、国家の能力の程度である。これらを分析対象として導入する意義を本章は示したといえる。反政府勢力は金や人員を調達し、政治的な影響を及ぼそうとする強い意思が必要である。それなりの尽力を注がなければならぬのは、政党として政治活動を展開するにも同様である。国民からの支持を得るためにキャンペーン、資金の収集、候補者の選定、さらには運営能力まで相当の組織力が問われる。暴力か非暴力かという狭間のなかで、各勢力が制度を通じて政治参加するには、組織的な能力の判断とともにどれほど政治的主張が聞き入れられるか、そして国家（政府）がもつ暴力の統制能力の度合いを考慮することは、想像に難くないだろう。

本章では、検証に用いたデータが1年の中に25人という一定の犠牲者数以上が表れた際にコード化されているため、25人未満の小規模な犠牲者数が発生した暴力行為については含まれておらず、政治暴力のなかでも一部を捉えたにすぎない。しかし、紛争後社会における政治暴力について、分析対象を従来注目されていた内戦から小規模なものを含めた政治暴力に拡張したことにより、先行研究で議論してきた内戦を再発させる規定要因の分析を踏まえて、小規模なものを含めた政治暴力の再発の要因を論じることが可能となった。本章の分析結果は、紛争後社会において、民主主義体制の導入から大凡10年は、小規模のものを含めた政治暴力を抑制する効果をもたないというものであった。では、本来民主主義体制がもつ政治暴力を抑制する効果が、この特定の期間において生じないのはなぜなの

か。この疑問を解いていくにあたっては、国家建設が途上であるという点を加味し、上記に示したような、反政府勢力が暴力手段を用いるか否かの意思決定を分析していくことが有用になると考えられる。

【補遺 3-1】紛争エピソードと事例一覧

紛争エピソード 国名 (country)	反政府の 紛争当事者(conflict)	紛争終了年	紛争再発年 (ある場合)
Bolivia	Popular Revolutionary Movement	1946	
	MNR		1952
	ELN		1967
China	PLA	1950	
Greece	DSE	1949	
Iran	KDPI	1988	
	KDPI		1990
	KDPI		1993
	KDPI		1996
Philippines	HUK	1954	
	CPP, Military Faction (forces of Honasan, Abenina & Zumel)		1969
	CPP		1997
	CPP		1999
	BDPS	1948	
Soviet Union	UPA	1950	
China	Taiwanese insurgents	1947	
Paraguay	Opposition coalition (Febreristas, Liberals and Communists)	1947	
	Military faction (forces of Alfredo Stroessner)		1954
	Military Faction (forces of Andres Rodriguez)		1989
Myanmar	KNUP, KNU	1992	

	KNU	1995
	KNU	1997
Myanmar	CPB-RF, CPB, PVO - "White Band" faction ABSDF ABSDF	1988 1994
Myanmar	APLP, Mujahid Party, ANLP, CPA, RPF, ALP ARIF, RSO RSO	1988 1991 1994
Costa Rica	National Liberation Army	1948
Yemen (north)	Opposition coalition Royalists National Democratic Front AQAP	1948 1962 1980 2009
Myanmar	KIO	1992
Guatemala	FAR I, FAR II, EGP, ORPA, URNG	1995
China	Tibet Tibet Tibet	1950 1956 1959
Indonesia	Republic of South Moluccas	1950
Thailand	CPT	1982
Cuba	M-26-7 Cuban Revolutionary Council	1958 1961
Indonesia	Darul Islam Darul Islam, PRRI, Peresta	1953 1958
Argentina	ERP, Monteneros	1977
India	NNC NNC NSCN - IM NSCN - IM NSCN - K	1959 1961 1992 2000 2005
Iraq	Military Faction (Free Officers Movement), Military faction (forces of Colonel Abdul Wahab al-Shawaf) NCRC, Military faction (forces of Brigadier Arif) SCIRI SCIRI	1959 1963 1982 1987

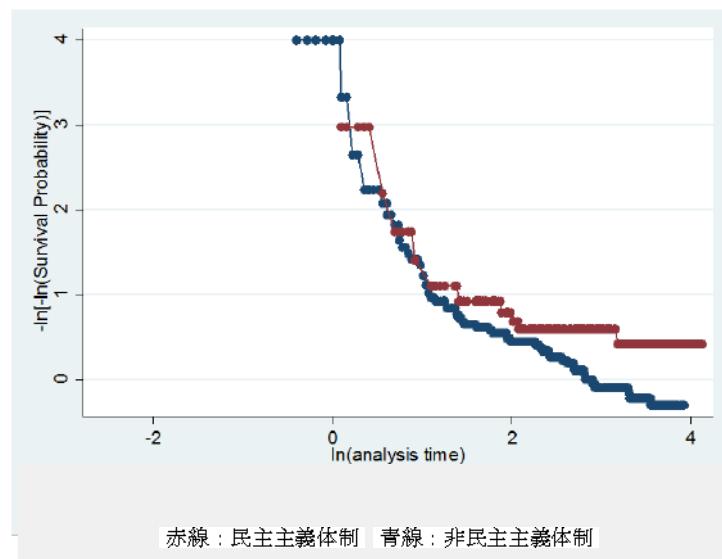
	SCIRI	1991
	Al-Mahdi Army, Ansar al-Islam, ISI	2004
Lebanon	Independent Nasserite Movement /Mourabitoun militia LNM, LAA,Amal, NUF, Lebanese Forces - Hobeika faction,Lebanese Army (Aoun)	1958 1975
Laos	Pathet Lao, Neutralists Pathet Lao LRM	1961 1963 1989
Myanmar	NSH, SSIA, SNUF, SSA, SURA, SSNLO SURA, SSRA, TRC, MTA Shan (1993-2002) SSA-S	1970 1976 1993 2005
Ethiopia	TPLF, EPRP, EDU, EPDM, Military faction (forces of Amsha Desta and Merid Negusie), EPRDF	1991
Nepal	CPN-M	2006
France	OAS	1962
Iraq	KDP KDP, PUK, KDP-QM PUK	1970 1973 1996
Ethiopia	ELF, EPLF, ELF-PLF Eritrea	1991 1998
Sudan	Anya Nya/SSLM Southern Sudan (1983-2004)	1972 1983
Congo/Zaire	CNL Opposition militias FLNC AFDL, RCD, RCD-ML, MLC CNDP	1965 1967 1977 1996 2006
Burundi	CNDD, Frolina, Palipehutu-FNL, CNDD-FDD Palipehutu - FNL	2006 2008
Chad	MOSANAT, Revolutionary Forces of 1 April, Islamic Legion, MPS, Military faction (forces of Maldoum Bada Abbas), MDD, CNR, CSNPD, FNT FARF, MDD, MDJT FUCD, UFDD, RAFD, AN, UFR	1994 2002 2005

Dominican Republic	Military faction (Constitutionalists)	1965
Indonesia	OPM	1978
Peru	Sendero Luminoso, MRTA	1999
	Sendero Luminoso	2007
India	MNF	1968
South Africa	SWAPO	1988
Syria	Muslim Brotherhood	1982
Cambodia	Khmer Rouge/FUNK	1975
	KNUFNS, Khmer Rouge, KPNLF, FUNCINPEC	1998
Nigeria	Republic of Biafra	1970
Guinea	RFDG	2001
Philippines	MIM, MNLF, MILF	1990
	MNLF, ASG, MILF, MNLF-NM, MNLF-HM	1993
Pakistan	Mukti Bahini	1971
Sri Lanka	JVP	1971
	JVP	1989
Uganda	Fronasa, Kikosi Maalum, UNLA,	1979
	FUNA, NRA, UNRF	1981
United Kingdom	PIRA	1991
	PIRA	1998
El Salvador	ERP, FPL, FMLN	1991
Oman	PFLO	1975
Rhodesia/Zimbabwe	ZANU, ZAPU, PF	1979
Chile	Military faction (forces of Augusto Pinochet, Toribio Merino and Leigh Guzman)	1973
Bangladesh	JSS/SB	1992
Pakistan	Baluchi separatists	1977
	BLA, Baluch Ittehad, BRA	2004
Angola	FNLA, UNITA	1995
	UNITA	1998
Ethiopia	WSLF	1983
	ONLF	1996
	ONLF	1998

	ONLF	2004
Indonesia	Fretilin	1989
	Fretilin	1992
	Fretilin	1997
East Timor	Militia against independence	1999
	Military Faction(petitioners, gangs)	2006
Morocco	POLISARIO	1989
Mozambique	Renamo	1992
Afghanistan	PDPA, Jam'iyyat-i Islamiyi Afghanistan, Harakat-i Inqilab-i Islamiyi Afghanistan, Jabha-yi Nijat-i Milli-yi Afghanistan, Mahaz-i Milli-yi Islamiyi Afghanistan, Hizb-i Islamiyi Afghanistan - Khalis faction, Hizb-i Islamiyi Afghanistan - Hekmatyar faction, Ittihad-i Islami Bara-yi Azadi-yi Afghanistan, Harakat-i Islamiyi Afghanistan, Hizb-i Wahdat, Military faction (forces of Shahnawaz Tanay), Junbish-i Milli-yi Islami, Taleban, UIFSA Taleban, Hizb-i Islamiyi Afghanistan - Hekmatyar faction	2001 2003
Nicaragua	FSLN	1979
	Contras/FDN	
Somalia	SNM, SPM, USC, USC/SNA(1996), SRRC(2002)	2002
	ARS/UIC, Harakat Ras Kamboni, Al-Shabaab, Hizbul-Islam	2006
Iran	MEK	1982
	MEK	1986
	MEK	1991
	MEK	1997
	MEK	1999
	PJAK, Jondullah	2005
Liberia	NPFL, INPFL	1995
	LURD, MODEL	2000
South Africa	ANC	1988
India	Sikh insurgents	1993
Sri Lanka	LTTE, TELO, EPRLF	2001
	LTTE	2003
	LTTE	2005

Yemen (south)	Yemenite Socialist Party - Abdul Fattah Ismail faction	1986
India	ULFA	1991
	ULFA	1994
Indonesia	GAM	1991
	GAM	1999
Rwanda	FPR	1994
	FDLR	1997
	FDLR	2009
Sierra Leone	RUF, AFRC, Kamajors, WSB	2000
Yugoslavia	Republic of Croatia, Croatian irregulars	1991
Azerbaijan	Republic of Nagorno-Karabakh	1994
	Republic of Nagorno-Karabakh	2005
Bosnia-Hercegovina	Serbian Republic of Bosnia and Herzegovina, Serbian irregulars	1995
Egypt	al-Gamaa al-Islamiyya	1998
Georgia	Republic of Abkhazia	1993
Tajikistan	UTO	1996
	UTO, Movement for Peace in Tajikistan	1998
Bosnia-Hercegovina	Croatian Republic of Bosnia and Herzegovina, Croatian irregulars	1994
Russia	Republic of Chechnya (Ichkeria)	1996
	Republic of Chechnya (Ichkeria)	1999
Yemen	Democratic Republic of Yemen	1994
Pakistan	MQM	1996
	TNSM, TTP	2007
Congo-Brazzaville	Cobras, Cocoyes, Ninjas, Ntsiloulous	1999
	Ntsiloulous	2002
Guinea-Bissau	Military Junta for the Consolidation of Democracy, Peace and Justice	1999
Yugoslavia	UCK	1999
USA	al-Qaida (The Base)	2002
	al-Qaida (The Base)	2004
Ivory Coast	MPCI, MPIGO, MJP, FN	2004

【補遺 3-2】モデル 1 における民主主義体制の 2 重対数プロット



第 4 章

紛争後社会における政治勢力の組織的転換

第 1 節 導入

本章は、本論文の問い合わせの後半部分に該当する「民主主義体制がなぜ政治暴力を抑制する効果を発揮しないのか」に答えるための分析を行う。第 3 章において、「民主主義体制の導入が政治暴力の再発に対してどのような影響を与えるのか」という問い合わせに対して、大凡内戦終結後から 10 年までの間は、民主主義体制の存在は、政治暴力の再発リスクを低めないという分析結果を提示した。この分析結果から、民主主義体制は本来非暴力的な政治手段として導入されることが多いが、なぜ暴力を抑制することができないのかという疑問が生まれる。前章では、治安を維持し暴力を統制する国家の能力（治安維持能力）が脆弱であるためと論じたが、分析は因果効果の推定に留まったことから、民主化、治安維持能力の脆弱性がなぜ政治暴力を生み出すかの因果メカニズムを明らかにすることが求められよう。この因果メカニズムを明らかにすることは、民主化を政治的競争の非暴力的手段の導入と理解されてきた議論の前提を再検討する機会ともなる。そこで、政治勢力が直面する権力分掌の交渉経緯に焦点をあてて、政治暴力が、暴力を用いるコストをどのように捉えるかの議論をより精緻化し、なぜ政治勢力が暴力を選択するのかのメカニズムを明らかにすることを試みる。

先行研究では紛争後社会における民主化、国家建設とその結果としての暴力については別個にその因果関係が扱われてきた。そこで本章では、まず民主化と国家建設の両方の視点を導入する意義を検討し、こうした状況下におかれた政治勢力間の権力分掌にかかるわる

交渉経緯を分析する。この分析では交渉当事者間の合意が守られないというコミットメント問題（Fearon 1995a, 1998a）の議論を素地とし、交渉に直面した各勢力が、政党への転換や、国家組織への編入を図る中で、どのような条件のもとでコミットメント問題が発生するかを論じる。つまり、反政府勢力は武器を所持し続けるのか、また逆にそうした選択を回避することは可能なのかが分析の焦点となる。そこで、コミットメント問題が発生し非主流派が武装の維持を決定するか、あるいはこの問題を解消して政党や国家組織への転換を選択するか、という帰結の違いを説明する因果メカニズムをフォーマルモデルによって提示する。

次に同モデルに基づき、1999 年から 2004 年までの期間を取り上げ、東ティモール独立に伴う、政治勢力の組織的転換を巡る勢力間の交渉経緯を分析することを試みる。同国では国連の暫定統治下のもと、東ティモール人大半の支持に基づき選挙の実施と国家機関の創設が積極的に推し進められており、先行研究において暴力を抑制する効果を指摘されてきた第 3 者の存在があった。このように暴力の再発の抑制が期待されるような状況であったにもかかわらず、CPD-RDTL や Sagrada Familia といった暴力手段を用いる勢力が生まれてきた。そこで、こうした勢力が生まれる環境として、民主化、国家建設の初期段階にみられる、政治勢力間の交渉に着目する。

本章の構成は以下の通りである。まず第 2 節で、民主化から生じる暴力、国家建設から生じる暴力について検討し、国家建設のなかでも治安維持能力の構築が最優先課題である点を指摘する。そして、政治勢力がどのように民主化、国家建設にかかわるのかを明らかにするために、政治勢力間の交渉過程に焦点をあてるなどを提案する。第 3 節では、モデルを構築し、コミットメント問題の生起と解消の可能性を検討する。第 4 節では、第 3 節で明示したモデルに基づき、東ティモールの諸勢力が経験した、反政府勢力としての武力維持、

国家機関への編入、政党への転換を分析する。最後の節では、結論と今後の研究課題を提示する。

第2節 民主化、国家建設の試みと暴力

紛争後社会における民主化は、暴力を抑制するという効果が期待される一方で、暴力を生み出す可能性もあることから、諸刃の剣であるといえる。本論文における民主化とは、非民主主義体制から民主主義体制へ転換するため、競争的で自由・公正な選挙を実施することを指す（第1章参照）。特に内戦終結後は、エリート間の政治競争をいかに非暴力化するかが問題である。民主主義体制では、選挙という非暴力的手段を通じて代表者になる勝者と敗者が生まれるが、敗者は次回の選挙まで、政治的竞争に一旦譲歩することが前提にある（e.g., Przeworski 1991）。しかし、このルールを遵守しきれないアクターが、暴力を起こすことがある。この民主化が行われる環境下で、政治勢力がもつ戦略的検討のひとつは、この非暴力的な政治的竞争の場に参加するのか否かである。この政治参加のためには、政治勢力は政党への組織転換を迫られる。

一方、国内の治安を維持し暴力を統制する能力を構築する過程である国家建設にも、政治勢力は大きく関心を寄せることになろう。その理由は第1に、政治勢力がなんらかの行動をする際には、秩序を保つための国家の能力が機能しているかどうかを見極めるからである。内戦終結直後は、前章まで論じてきたように、治安部門そのものが欠如しているか、あるいは治安部門は存在していても、国家の構成員が治安部門の行動を合法的であるかを認めるのかが不透明である。第3章で論じたようにこのようなとき、各政治勢力は暴力を政治手段として用いやすいであろう。また、政党への転換など非暴力的手段を政治勢力が採用するとき、紛争後社会では、これまで武装してきた政治勢力に武器を放棄させることが、非暴力的な環境を整備するために直面する課題である。しかしそのとき、各勢力は、他の

勢力も同時に武器を放棄することを確認し、自身の安全確保ができなければ武器を放棄しないであろう⁵⁵。このように、国家がもつ治安維持能力の欠如あるいは不足は、政治勢力を不安にさせる。

国家建設に政治勢力が関心を強くもつ第2の理由は、政治勢力が国家建設に参加できる可能性があるからである。国家建設への参加とは、治安部門が組織として構築をされるとき、政治勢力の一部がこの治安部門の要員として採用されることを意味する。言い換えれば、法と秩序の回復のための公権力の創設は政治勢力にとっては権力分掌の手段のひとつであり、誰が軍事力を所有するかは、彼らにとって重要な問題である。民族対立が顕著なボスニア・ヘルツェゴビナでは、1995年のデイトン合意において、クロアチア人で構成されるHVO (Hrvatsko Vijeće Obrane) 軍と、ボスニア人で構成される ABiH (Army of Bosnia and Herzegovina) 軍がボスニア・ヘルツェゴビナ連邦軍 (Federation Army of Bosnia and Herzegovina) に統合されるはずであった。しかし、前者の2つの軍は、連邦軍とともに外国からの財政支援を受けつつ並行的に存在し (Kaldor 2003) 、連邦軍に統合されたのは約10年後の2006年であった。アフガニスタンでは2001年のボン合意において新しい国軍にどの勢力が加入するのかは定めなかった。そのため、国軍ではなく反タリバン同盟に所属する各勢力が、各勢力が実権を握る各地域において実質的な治安維持を担当している (Giustozzi 2009)。このように武器を所有していた勢力は、停戦を迎えて、軍事力を即座に手放すことを躊躇するのである。

以上の議論を踏まえれば、民主化と国家建設が同時に進行するということは、政治勢力が武力を手放し政党へ転換する、あるいは軍事力に関わる権力分掌を模索する可能性があることを意味する。合意によって内戦が終結すれば、その合意は各勢力にとって暴力に基づく交渉手段を制限することになり、非暴力的手段による政治的竞争の場が整えられる段

⁵⁵ 国連や民間警備会社などの第3者が治安を確保するための支援を提供しているが、この効果は千差万別である (Edelstein 2009; Avant 2009)。

階となる。ただし、なんらかの不満があると合意は覆されて暴力が再び用いられることもある。例えばアンゴラでは政府（MPLA: Movimento Popular de Libertação de Angola）と反政府勢力 UNITA（União Nacional para a Independência Total de Angola）の間で、合意を締結しては、それが破られ暴力が生起するということが繰り返されてきた。1991年のビセス合意（Bicesse Accords）は、一党制から複数政党制への制度変更、UNITA 軍事部門の政府軍への統合などの条項を盛り込んでおり、UNITA が非暴力の政治に参加するための環境を整えていき、停戦後、大統領選挙と議会選挙が実施された。しかし発表された投票結果に不満をもつ UNITA は、大統領選の決選投票への参加を拒否し、内戦が再発した。1994年のルサカ合意（Lusaka Accords）は、ビセス合意と同じく政府と UNITA の間で政治的、軍事的な権力分掌につき定めたが、UNITA が軍の武装解除という合意内容に反して自身の軍を維持した（Hartzell and Hoddie 2007, 122）。そして UNITA はそのまま第 2 次コンゴ戦争に参加したのである。このように UNITA は、合意において政党としての選挙への参加や、武装解除を予定していたにもかかわらず、2 度に亘って合意を破棄し、武装の維持を選んだ。しかしながら、2002 年 2 月 UNITA の創設者が MPLA によって暗殺されると、同年 4 月に UNITA の幹部と MPLA はルサカ合意の内容を踏襲したルエナ合意文書（Luena Memorandum of Understanding）を取り交わし、UNITA は自らの武装解除と政党への転換を宣言した（Vines and Oruitemeka 2009）。

このように、紛争当事者間の合意は暴力から非暴力へと政治的競争の手段を転換させようとする試みであるが、失敗して暴力が再発することもあれば、停戦の合意が守られ、暴力発生を回避できることもある。そこで、紛争後社会における暴力がなぜ発生するのかを理解するには、停戦ののちの民主化と国家建設の初期段階である、競争的で自由・公正な選挙の実施と、国家機関の創設に向けた権力分掌を決定していく過程を分析することが有効である。

第 2-1 節 紛争後社会における権力分掌の交渉

停戦ののち各政治勢力は、民主化に向けた第 1 回目の選挙以前に、権力分掌の可能性を探るべく交渉をしばしば展開する。そのような交渉は、軍事力、新政府内の閣僚ポストの配分や領土配分、言語政策や教育政策などに関する取り決めを生み出すことが可能である。一般に紛争終結の方法には、紛争当事者一方の軍事的な勝利により終結する場合と、交渉によって終結する場合がある。第 2 章で論じたように、権力分掌の合意を締結して暴力を終了させようとする試みは、冷戦終結以後、主要な国内紛争の終結の方法となっている。しかししながら、交渉に基づく紛争の終結は、実際には合意内容が曖昧なままであり権力分掌の中身が明確でない、あるいは交渉結果どおりの合意が履行されるかを保障するものではない。そのため、当事者間に様々な憶測をもたらし、当事者が再び暴力を用いる可能性があるのではないかとも、先行研究では検討されてきた。第 3 章では、紛争後社会においては、交渉による紛争終結は小規模なものを含めた政治暴力の再発リスクを必ずしも高めないと確認した。こうした議論を踏まえれば、かりに交渉に基づく紛争の終結により合意があつても、合意の内容は解釈を加えられるなどにより修正あるいは更新され、停戦後の権力分掌の交渉は継続すると考えられる。そこで、内戦終結後の当事者間の不安はどういうに生じるのか、その不安は緩和・解消されるのかを明らかにすることが求められるだろう。

Fearon (1995a, 1998a) は、自由選挙を行い、新しく国家機関を設立する過程のなかで権力分掌の合意が破棄される「コミットメント問題」が浮上することを指摘した⁵⁶。この議論では、政治勢力の間には政治的、軍事的な力に差がある多数派と少数派がいる。多数派が新国家における代表者になるが、一旦新国家が設立されれば公権力を掌握でき、自らの軍事

⁵⁶ フェアロンの議論の多くは主に国際紛争下でのコミットメント問題を論じているが (e.g., Fearon 1995b)、本章で特に着目したのはそのなかでも国内紛争終結におけるコミットメント問題である。

力が増強するので、権力分掌の合意が破棄される可能性がある。このことを少数派は見越して暴力行使を継続するという問題をフェアロンは提起したのである。

「コミットメント問題」の発生を憂慮し、合意を履行する段階において如何に暴力を抑制できるかを議論し、政治勢力間の合意履行のモニタリングや合意の性質を問う研究群がある。例えば Walter (2002) は武装解除のプロセスにおいて、第 3 者の監視あるいは強制の重要性を挙げた。紛争後社会における交渉当事者は互いに情報の不確実性をもち、合意履行をモニタリングする能力がなく、どの勢力も軍事力に基づく一方的勝利を望んでいることから、合意を破棄しようとするインセンティブがいつでもあり、このような前提のもとではコストのかかるシグナル (costly signal) は有効でないという。そして、確実に合意が履行されるという信憑性を反政府側（非主流派）に与えるためには第 3 者による監視あるいは強制が必要であると議論する。Hartzell and Hoddie (2007) も、第 3 者の監視、特に国連平和維持活動 (PKO) による介入がある場合に合意が履行される環境が整いやすいと主張する。ただし、そのうえで合意が暴力を抑制する効果をもたらすのはその取り決め方であると強調し、特に政府と反政府勢力が抱える、権力分掌の合意を遵守する 2 種類のコストに着目した。第 1 に、権力分掌を取り決めることにより、国家権力へのアクセスが限定される、つまり特定の勢力による権力の独占はできないというコストが生じるという。第 2 に、合意の履行を開始すれば、勢力のリーダーはこの合意を破棄した場合は非難を浴びるコストが生じるというのである。そこで、より多面的に合意を形成することで国家権力の独占を防ぎ、こうした合意を履行する活動が相手に信頼感を与えるという。多面的な合意形成というコストのかかるシグナルが発生することによって、コミットメントの信憑性が強まり、暴力が抑制されやすくなると議論している (Hartzell and Hoddie 2007, 92)。

以上のコミットメント問題の発生とその緩和・解消を議論する先行研究に対し、紛争後社会における選挙の実施と国家機関の設立の過程を踏まえて、幾つかの検討を行いたい。

まず Fearon (1995a; 1998a) は、多数派の軍事力が増強される以前に、つまり新国家樹立の前に、先制的に少数派が暴力手段を講じるのは、コミットメント問題が発生しているからであると論じた。フェアロンの議論は、コミットメント問題の発生がほとんど不可避的であり、民主化と国家建設が進むところではこの問題が生じざるを得ないことを示唆していると考えられる。一方、このコミットメント問題を緩和あるいは解消する可能性も先行研究では模索してきた。

Hartzell and Hoddie (2007) の挙げた国家権力につき広範囲の政策分野にわたる権力分掌が、暴力の抑制をもたらすという主張であるが、必ずしも各勢力が国家権力のすべてを掌握することを望んでいるとは限らない、と思われる。つまり、ある勢力は軍事力を、ある勢力は領土を、あるいは自治の承認を望むという可能性があるといえる。例えばインドネシアのアチェでは、インドネシアの領土のもとで、統治の手法として自治を選択し、地方政党の設立や天然資源からの税収入の分与を国が認めることとなった。Walter (2002) は武装解除のプロセスに焦点をあて、この合意の確実な履行こそが重要であると主張する。政治勢力間にある政策争点は各事例で異なるわけであり、全ての政策分野で合意を取り付けることは、これまでの合意内容を観察しても現実としては難しい (Stedman 2002)。合意の幅を広げる以外に、どのような合意内容とその後の履行のあり方が暴力を回避できるのかは、議論の余地があると考えられる。

ついで、なぜ合意が遵守されない不安が生じるかであるが、その根源は幾つかあると思われる。第 1 はこれまで先行研究が議論してきたように、治安維持能力の不在であり、安全を確保してくれる者も、交渉結果を担保する者もいない無政府状態であるため、紛争当事者が、合意の履行について疑心暗鬼になると考えられる (e.g., Sisk 2010)。第 2 に、交渉相手との交渉に至るまでの互いに対する不信があるからだと思われる。本論文では第 1 章で確認したように、紛争中の紛争当事者間だけでなく、様々な政治勢力が権力分掌の交渉に加

わる可能性を加味するとしていた。当事者同士は紛争中に対立した当事者であったのか、上意下達の主従関係にあったのか、あるいは対立していた当事者のなかから生まれた新興勢力であるのかなど、様々な関係がありうる。それまでの2者の関係が協調的あるいは対立的であったのか等の歴史的な経験が、不安をどれだけ生み出すかを決定づけると考えられる。第3に、当事者と交渉に基づく合意の履行を取り巻く環境の変化がある。合意の履行が危ぶまれる理由として、第1に挙げた無政府状態であることとも関連するが、外的に合意の履行の前提となる安全確保が脅かされる可能性がある。例えば近隣国の治安悪化が紛争後社会のある国に波及する、あるいはその国の中でも一地域の治安悪化が全国に波及し、合意の履行が困難になる場合がある（e.g., Fearon and Laitin 2004）。こうした外部条件の変化については、治安そのものだけではなく、感染症の蔓延や経済状況の悪化など、社会経済条件が変化することによって、基本的な社会生活の確保ができなくなるという可能性も含まれるだろう。最後に、交渉による合意の履行に伴う費用は誰が負担するかは、しばしば問題となる（Stedman 2002）。つまり、財源確保の有無も合意の履行の信憑性に影響を及ぼす要素である。

こうした不安を除去する一つの方法として、さきにあげた Walter (2002) などが、第3者介入の有効性を議論している。より具体的には、合意履行のモニタリングあるいは強制が、当事者間に安心感を与えて合意の破棄が回避されやすくなるとする指摘である。この指摘は、国際関係論の議論が着想源となっており、無政府状態にある国家間関係において、紛争当事者間の交渉が、その後の合意履行をいかに確保するかという問題を抱えていることを踏まえている。そこで外部からの強制の度合いが交渉結果に影響するとの議論から類推して、国内秩序がない一国内社会でも第3者介入がもつ役割があるとする（Fearon 1998b）。つまり、ここでの第3者介入は、当事者間の調停に立ち入って情報を付与するあるいは交渉の道筋を立てる役割ではなく、合意が確実に履行されるようになんらかの措置をする役割

をもつ。国連PKOの役割のひとつに合意履行の監視や強制の役割を挙げ、Fortna（2008）は、中立的な監視あるいは強制的な執行権をもつPKOがいずれも平和維持に貢献していると指摘する。Lindley（2007）も同様に監視や強制する役割が平和維持に一定程度有効であるという。Walter（2002）は、武装解除の合意が確実に履行されるように、つまり突如武装解除の約束が破棄されないよう、第3者が監視あるいは強制する役割があることを主張している。

第3者介入の有効性を主張するなかで、特に第3者のもつ強制力以外の役割を指摘する研究も多い。Hartzell and Hoddie（2005, 2007）は、合意の履行を強制することは逆に紛争当事者間に相手が履行することに悲観的である点を示すので有効ではなく、むしろ第3者介入の役割とは、紛争当事者間が互いの意思や履行の進捗状況を把握できるようにコミュニケーションの仲介役を務めることだと述べる（e.g., Hartzell and Hoddie 2007, 106）。Hartzell and Hoddie（2005）は、内戦終結直後5年間は平和裏な選挙の実施を行えるよう監視する役割として、第3者介入が有効であると分析した。また、Fortna（2008）は、国連PKOがもちろん多機能な役割として、紛争当事者間のコミュニケーションの仲介、選挙監視、平和の配当とよばれる雇用創出、治安部門の創設の支援、国際支援を受けやすい環境の創出、などを列挙している（Fortna 2008, 102）。そして事例分析の結果、紛争当事者の経済的な要求に対してPKOが対応することにより内戦の再発を抑制できると主張している。

このような先行研究を踏まえると、先に述べた非主流派の不安が生じる様々な要因に対して、第3者が不安を解消あるいは軟化させる効果をもつ可能性があることが指摘されている。つまり、非主流派の不安に対処する手法として、治安面はさることながら、社会経済面や財政面における第3者の役割が考えられるのである。ただしこの実証に関しては紛争当事者間の不安が生じる分野が多方面にまたがるため、分析は途上にあるといえる。そこで

本章では、既存研究を踏まえ、武装勢力の組織的転換するという文脈における、第3者あるいは外部条件がもつ役割を分析することが有用だと考える。

最後に、これまでの議論の多くは、停戦を含む紛争中の交渉結果が明示的に書かれた文書がある合意が主な分析対象となっている⁵⁷。ただし、アフガニスタンのボン合意における軍事分野の取り決めのように、その合意内容は多様な解釈が可能であり、停戦後に実質的な取り決めが決定される場合や、当事者間の合意が文書で取り交わされない場合もあると考えられる。停戦後、選挙の実施や国家機関の構築を進める時期は、紛争中に取り交わした合意の履行の時期でもあるが、その合意内容に修正を施す時期でもある。したがって、本論文で扱う当事者間の交渉は、明示的、默示的な交渉いずれも含まれる。当事者間の交渉の時期とは、ある合意が取り交わされた時期から、選挙の実施、本格的な国家機関の構築が始まる時期までを対象とする。

本章では以上の議論から、コミットメント問題の緩和・解消の可能性について、先行研究が設定した前提や交渉の環境を、よりミクロな政治勢力の視点からみて分析を深める余地があると考える。非主流派に不安が生じる原因是、合意履行が確実視できないことであり、従来の研究で第3者は、交渉当事者の様々な不安を緩和あるいは解消する役割を持ちうることが議論されてきた。しかし、各政治勢力は、特定の政策分野やイシューに関わる交渉を展開する場合もあり、その特定の政策争点に関わる合意の履行に対する不安を抱えることも多く、どのような第3者の関わり方が、彼らの非暴力的手段の選択を促すのかを検討する余地がある点を指摘した。そして、従来の議論が想定していた要因以外にも、政治勢力間の歴史的関係や、近隣国の治安悪化や合意履行のための財源確保の欠如などの外部条件の変化によって非主流派の不安が生じやすくなることを本論文は提示した。

⁵⁷ Hoddie and Hartzell (2005) は、権力分掌の合意には、インフォーマルなものを含めるとしている。

そこで、権力分掌の交渉の末に紛争当事者が武力を維持するか、それとも放棄するかという意思決定のメカニズムを説明するには、紛争後社会においては選挙の実施と並んで、国家機関の構築が目指されていることに鑑み、彼らには暴力とならんどのような政治手段の選択肢、つまり組織転換の選択肢があるかを確認する必要があると考える。そして、暴力を起こすコストと比較して、こうした組織転換にはどのようなコストが生じるかを検討することとしたい。

第 2-2 節 政治勢力の組織的転換

先行研究に依拠すれば、紛争後社会における武装勢力の組織的転換の選択肢には（1）政党への転換、（2）武装の維持、（3）国家機関への転換、がある。なお、これらの選択肢と密接に関わる概念として、DDR がある。DDR とは、武装解除（Disarmament）、動員解除（Demobilization）、再統合（Reintegration）の 3 つの段階を経るプロセスであり、紛争当事者に武器を放棄させるうえで重要な役割を果たす。1 つ目の D の武装解除とは、紛争地域における小型武器、軽火器、重武器の回収・破棄である。2 つ目の D の動員解除とは、紛争当事者による軍事組織解体の開始、及び元戦闘員が市民生活へ移行するプロセスである。R の再統合とは、社会復帰を目指して、経済的市民生活を元戦闘員とその家族に提供するプロセスを指す。さらにこの延長線上で、国からの金銭的補償や栄誉が得られる施策が適用される場合がある⁵⁸。以下では、この DDR のプロセスも念頭に置きつつ、上記の 3 つの選択肢について検討していく。

第 1 に政党への転換とは、選挙への参加を表明し、暴力ではなく発言によって政治的主張を発信し、折衝によって自らの目的を果たす行動をとることを意味する。このような転換に成功した例として、モザンビークの抵抗勢力であった RENAMO（Resistência Nacional Moçambicana）が挙げられる。モザンビークでは 1975 年の独立からまもなく政府軍と

⁵⁸ UN Document S/2000/101, 11 February 2000.

RENAMO の間で内戦が開始したが、1992 年の和平合意に基づく内戦の終結が決定すると、政党への転換を果たし、RENAMO はモザンビーク政治において主力野党の座を得るようになった (e.g., Manning 2008)。同じく、本節冒頭で提示したアンゴラでも、内戦終結後、反政府勢力が第 1 野党となった。政府（与党 MPLA）と反政府勢力 UNITA が和平交渉を繰り返していたが、UNITA が和平合意を破棄し、暴力の再発を余儀なくされていた。しかし 2002 年の停戦合意以降、両者は 1994 年のルサカ合意を遵守した。2008 年の国政選挙では MPLA が勝利を収め、UNITA は第 1 野党となり、政党への転換を成功させている。その一方で、合意によって政党への転換が保障されたにもかかわらず、政党組織が存続しなかったケースもみられる。シェラレオネの反政府勢力 RUF (Revolutionary United Front) は、1999 年のロメ和平合意において政党としての登録と結社、表現の自由が確保されていた。しかし、RUF 指導者のサンコー (Foday Sankoh) が特別裁判所に出廷して以来、その後継者は財政的困難に陥り政党としての組織力を欠いていった (Mitton 2009)。このような事例分析を踏まえて、政党として持続するための人的資源、組織能力、さらには支持者の獲得といった内部条件、そして国際支援の有無といった外部条件が、武装勢力が政党への転換を成功させるための要因と指摘されている (Kovacs 2008, 140)。

これから選挙を控える政府と反政府勢力が抱えるリスクについて、Shugart (1992) は、政府と反政府勢力が、暴力と選挙それぞれにより生じるコストを比較して行動を決定すると分析する。政府の立場では、反政府勢力を鎮圧 (suppression) するコストと、反政府勢力の政治参加を許容できるかという忍耐 (tolerance) のコストを比較している。反政府勢力は、暴力を継続する抵抗 (resistance) のコストと、選挙に参加 (participation) するコストを比較している。政府の忍耐コストが抑圧コストを下回り、反政府勢力の参加コストが抵抗コストを下回ったときに各勢力は非暴力を選択、つまり選挙に参加する。この議論に沿えば、上記で示した RENAMO や UNITA、RUF といった非主流派の組織転換の分析では、参加コ

ストが小さいときに政党への転換を決定することが強調されている。つまり、政党へ転換する負担が小さく、政党に転換したあとも組織を維持できるのかが非主流派の政党転換の決定要因であると分析されている。

次に、武装勢力には暴力を起こす反政府勢力として武力を維持し続ける選択がある。コロンビアでは、1960年代から80年代にかけて活動した7つの左翼的ゲリラ勢力のうち、多くが武装解除、動員解除を進め一部のメンバーが政治参加している。その一方で、FARC (the Fuerzas Armadas Revolucionarias de Colombia) と ELN (the Ejército de Liberación Nacional) はその武力を維持し続けている (Guáqueta 2009)。同様に、ウガンダ北部で20年以上活動を継続する LRA (Lord's Resistance Army) は、一部の元戦闘員に対する DDR が進められながらも、中核幹部が政府軍との停戦に向けた交渉・合意締結とその破棄を繰り返し、反政府勢力としての活動を維持している (Borzello 2009)。武器の放棄を躊躇する要因として、政党へと転換する組織的能力の欠如、人員や財政不足、支持者の不足といった内部条件、あるいは政党として議席を得る見込みがないような選挙制度、国際社会の支援の欠如、第3者の監視が無いなどの外部条件がある (De Zeewu (ed.) 2008, 20-23)。さらに、武器を手にとりやすい、貧困のため武装勢力に参加して報酬を得たいというインセンティブ、犯罪に対処する制度が欠如した環境などが、武装勢力を維持させやすいという (Höglund 2008, 89)。こうした指摘は、Shugart (1992) の議論に沿えば、非主流派は、選挙への参加コストが大きければ大きいほど、また抵抗コストが小さければ小さいほど、武力を維持するという点を示している。

第3に治安部門への配属は、紛争後社会において武装勢力を非武装化する手段のひとつであり、直接的に国家機関への加入が可能である。主流派（政府）側が元戦闘員を採用する理由は、内戦終結後の秩序を回復させる必要があるためである。つまり、国軍や国家警察といった国内外の治安を担う治安当局を立て直す際に、当局が早急に再構築され、治安維

持を担うという即効性が求められていることから、元戦闘員らのもつ能力に期待しているのである（e.g., Höglund 2008, 91-92）。ただし既存の軍隊や警察は、それ自体が反対派を攻撃、弾圧した紛争当事者の一部であることから、治安部門による公権力行使が合法的であると人々が認めるかは定かではない状態である。そのため治安部門が治安維持を担う役割を果たすには、市民からの信頼を醸成する必要があるという（Cawthra and Luckham 2003, 312）。したがって元戦闘員を治安当局に採用するには、信頼醸成のために DDR プロセスを経て十分な訓練を積む必要があるが、それは長期的な実践によって培われるものである。

元戦闘員らの立場からすれば、武装解除自体が交戦能力を喪失することを意味するので躊躇する可能性がある。したがって政府側は、彼らに安全確保の手段を提供する必要がある。治安部門への編入は、元戦闘員らにとって安全確保のためには恰好の手段である。アフガニスタンでは、各政治勢力が、当面の現金や社会的地位を得たいがために国軍要員の地位を要求したが、政府は要求に見合った国軍要員のポストを十分提供することができず、政府に忠実な勢力のメンバーを優先して採用するに留まった（Giustozzi 2009）。

治安部門への編入の過程において、元戦闘員らは DDR を経る必要がある。DDR を成功づける要因は、政党に転換する要因や武装維持を決定する要因と同じく、指導者層の決断、武力組織あるいは政党としての体力をもつという内部組織的な条件と、国際支援の有無といった外部条件が挙げられている。先行研究では、この外部条件、特に国際支援を受けて DDR 政策がどのように形成されるかに着目し、治安の安定を求めて DDR を推進する必要があるという。一方、彼らの内戦中に犯した罪に対し正義を要求する必要もあり、DDR と正義の追求との間での政策のバランスが重要な指摘もある（Berdel and Ucko (eds.) 2009）。

以上の議論から、武装勢力が DDR を経て治安部門へ編入する場合に、政府側も武装勢力も何かを失うリスクを抱えることが明らかである。政府が元戦闘員らを加入させるには、DDR のプログラムを編成して十分な訓練と長期的な治安部門の活動を実践させることによ

って、人々からの信頼を醸成していく必要がある。この長期的なコストの大きさは、各政治勢力が内戦中にどれだけの被害を及ぼしたか等の組織的な特徴、及び政府とどれほど敵対してきたのか等の政府との関係で決定すると考えられる。政府側が治安部門への編入を認める際には政府側にもコストが生じるのであり、本章では便宜的に編入コストと呼ぶ。

非主流派にとって治安部門への編入が最適な選択であるかも、各勢力によって異なる。政治勢力にとっての民主化とは、政党としての政治参加を選び、議会での議席を得て交渉を持続することを意味するのに対し、治安部門に編入するとは、権力分掌に関して決着がつくという点で、交渉は収束する。したがって、治安部門への編入が実現することは、交渉はその一回限りで終結することとなる。治安部門への編入に関して、提案内容が望ましければ交渉妥結に満足するが、提案内容がその勢力にとって望ましくない、あるいは民主化後も交渉を継続したい等の要望がある可能性がある。このような場合、当該勢力は治安部門への編入に満足せず、政党へ転換し交渉を継続する、あるいは武装勢力として交渉を継続するという選択肢がある。つまり、交渉ができなくなることは、ある政治勢力にとっては政治的目的を果たせなくなる可能性がある。本章では、非主流派に生じる、交渉の機会を手放すというコストを便宜的に出口コストと呼ぶ。

以上、本節では、組織転換の選択肢を提示し、その組織転換には、主に非主流派にとってどのようなコストが生じるかを論じてきたが、従来の研究には分析上の課題が2つ残されていると考える。

ひとつは、民主化に伴う政党への転換、あるいは国家建設に伴う国家機関への編入という、政治勢力がもつ組織的転換の選択肢が、多くの先行研究では別個に議論されていることである。先に示した紛争後社会における政治勢力の政党化についての事例分析を所収した De Zeewu (ed.) (2008) や政党化と暴力の維持のコストを比較した Shugart (1992) は、非主流派が政党への転換か暴力の選択肢の間で意思決定することを論じた。Berdal and Ucko

(eds.) (2009) は各地における DDR が成功（治安部門への編入を含む）するかあるいは失敗して暴力行為を選択する非主流派の事例を分析している⁵⁹。こうした先行研究では、それぞれ政党への転換か否か、治安部門への編入か否かについてコストが発生することを示し、コストが小さい選択肢をとると論じている。

しかし、紛争後社会において、民主化と国家建設が同時に進行しているとするのならば、民主化に伴う政党への転換、国家建設に伴う治安部門への編入いずれも組織転換の選択肢として各政治勢力が持つはずである。その場合には、政党への転換と治安部門への編入という 2 つの選択肢は、暴力の維持という 3 つの選択肢と併せて分析する必要があると考えられる。

次に、従来の研究ではある特定の組織的転換の有無について、その決定要因を多くの研究では一国内の特定の勢力（非主流派）を時系列で追い、その勢力が特定の帰結に至るまでの複数の要因が言及されるが、どの要因がどれだけ重視されるかは各事例によって異なる。例えば、De Zeeuw (ed.) (2008) は、エルサルバドル、モザンビーク、シェラレオネをはじめとする 8 か国の政治勢力による政党への組織転換が成功あるいは失敗に至った過程を分析している。Berdal and Ucko (eds.) (2009) は、紛争後社会において DDR プロセスを経た勢力を中心に取り上げ、DDR がどれほど成功あるいは失敗するかという観点から分析している。こうした分析は各帰結に成功と失敗、あるいはその混合のヴァリエーションがあることと、各事例に政治的、文化的、歴史的な文脈の差異があることが強調されており示唆に富むものである。

しかし、先行研究の各分析では取り上げる要因が各文脈に伴って選択されていることから、当事者そのものが抱える負担が何であるかが不明であり、事例同士の比較が難しいままとなっている。そのため、なぜある勢力は武力の維持を決定するかという本章のような

⁵⁹ シエラレオネの RUF やアンゴラの UNITA を扱った章では、本章で示している DDR より広い定義で political reintegration を含めたため、政党に転じた勢力の例を挙げている。

問い合わせをもって事例を扱う際には、どの帰結に焦点をあてるかにより分析が幾通りも生じる可能性がある。例えば、ある勢力が治安部門への登用の選択肢を採用するか、あるいは採用せずに暴力を選択するかに分析の焦点を置いた場合、DDR や治安部門への登用を得る機会がなかった、各勢力に政治的目的の追求がみられなかつた、といった分析が可能である。一方、同じ勢力を分析対象としていても、政党への転換か暴力かという選択肢を分析の焦点に置いた場合には、内部的な組織改革が困難である、選挙において有権者からの支持が確保できない、といった説明が可能である。確かに複数の要因が絡み合い、各勢力が組織転換を決定したと考えることは妥当である。ただし一勢力が辿った道程が成功した、失敗した、という視点だけから追っていては、そもそも各勢力にどのような選択肢があつたうえで各帰結に至る効用を比較し、特定の選択肢が選ばれたかを理解することは難しい。政党に転換する、治安部門への登用を求めるといった選択肢を、どの勢力も同じようにもつ。しかし、なぜある勢力だけが武力の維持を選択したかについては、そのほかの選択肢がなぜ選ばれなかつたのか、を含めて議論しなければ、各勢力が置かれた環境のなかでの真の決定要因を捉えきることはできない。

また事例研究の多くは、主に非主流派のコストについて深く考察している。これは分析の関心が非主流派の組織転換にあるためであると思われる。他方本章では、Shugart (1992) が関心を寄せたように、非主流派が組織転換を決定するまで、主流派との交渉過程があると論じている。そのため、非主流派の組織転換に伴い主流派が抱えるコストを加味することにより、非主流派が暴力を選択するか否かという問題において、非主流派の交渉相手である主流派との戦略的相互作用を明らかにすることが可能になると考える。

そこで本章では、紛争後社会においてそれまで武力を保持していた勢力が、民主化ならびに国家建設に伴って組織転換を迫られるなか、第 1 回目の選挙が行われるまでの事前交渉において、どのような条件のもとで自らの運命を決定するかを検討する。フォーマルモデ

ルによる考察は、交渉当事者を特定したうえで、持ちうる複数の選択肢のなかからひとつのみ選択肢が選ばれる条件を明確にできることから、本章が提示する問い合わせの分析に有用と考える。

第3節 モデル

本節では、各政治勢力が組織的転換を決定する条件と、コミットメント問題の発生と回避のメカニズムを明らかにするために、モデルを構築する。本モデルには、主流派 (L: Leading Faction) と非主流派 (F: Follower) という2者のプレイヤーが存在し、前者のLがアジェンダセッターである。この2者が交渉するのは、2者の間で係争対象となっている政策あるいは政策群 $x \in X = [0,1]$ である。主流派、非主流派は長年の紛争を通じて勢力の大きさ、政策で何を望んでいるかなどの特徴を互いに既知であるため、完全情報ゲームである⁶⁰。

各者の効用は、主に政策における立ち位置と、非主流派の組織転換によって生じるコストから成り立っている。まず、主流派と非主流派が交渉する政策は、政策空間の0と1の間のいずれかの位置で決定される。2者が交渉する政策とは、領土、新しい国家機関におけるポスト、福祉の再分配、言語、教育課程、旧兵士に対する待遇などである。政策空間において、主流派が採用する政策は x_L 、非主流派が採用する政策は x_F である。主流派の理想点は政策空間上において $x_L = 0$ であり、非主流派の理想点は $x_F = 1$ である。ここでの両者の効用の一部はゲームが終了した際の政策の位置 x からの距離で測ることができ、 x の値が各派の理想点から離れるほど利得は下がる。したがって、ある政策の実現からえられる主流派の効用は $-|x_L - x|$ 、非主流派の効用は $-|x_F - x|$ である。

⁶⁰ 主流派と非主流派の間でどの政策あるいは政策群を交渉しているかは、個別事例で明らかになる。本節では、「政策」と統一する。

前節で論じたように、各派には暴力を用いることによりコストが生じる。主流派は、非主流派による暴力に対して抑圧しなければならない。その際、武器、人員などの物理的な投入のみならず、その行動が合法的であると人々から許容されない場合、鎮圧コスト $C_L \geq 0$ を負う。非主流派は、暴力を交渉手段として持続的に用いるための、武器、人員の調達やその維持、また、暴力が人々から許容されない場合、抵抗コスト $C_F \geq 0$ が伴う。各派とも、こうしたコストを全く負担ではないと考えていれば、値は 0 である。

各派がもつ政治的交渉力

政治的交渉力とは、議会内における政治勢力がもつ、法律案を通過させるための力の大きさである。主流派と非主流派とともに政党に転じた場合には、選挙で一定の社会からの支持を得られると、民主化後の議会で議席を持つ。この議会における、主流派の政治的交渉力を $\delta \in [0,1]$ 、非主流派の政治的交渉力を $1 - \delta$ とする。主流派のもつ議席数が、法律案を通過させるための閾値を超えている場合は、その勢力がもつ政治的交渉力は $\delta = 1$ である。閾値は通常、各国の憲法などの明文化された規定や慣行などの非公式なルールによって設定され、同じ国の中でも法律案の性質によって異なる閾値が設定されている場合もある。例えば、議会内における可決条件が絶対過半数である場合には、ある勢力が単独で法律案を通過させるには、議席数が全議席数の $1/2$ を超える必要がある⁶¹。つまり、主流派が単独で $1/2$ 以上の議席を有していれば、政治的交渉力は $\delta = 1$ となる。議席数が全議席数の $1/2$ 未満であるが一定の議席を有している場合は、他の政党との連合を組んで政治的交渉力を増強できる可能性があり、主流派の政治的交渉力は $0 < \delta < 1$ の範囲をとる。議席をも

⁶¹ 本章の事例分析の対象となる東ティモールの閾値については、以下のとおり。東ティモール憲法によれば、一部の法律案を除いて、法律案が議会を通して大統領が公布の有無を判断するには、国民議会の絶対過半数が承認する必要がある（東ティモール憲法第 88 条 2 及び 3）。

たない場合は、 $\delta = 0$ であり、主流派は、議会において政治的交渉力を全くもたないことを意味する⁶²。

交渉継続の好ましさ

次に、各派がもつ交渉継続の好ましさを定義する。第2節で論じてきたように、交渉が妥結すると、非主流派は政党となるか、あるいは国家機関（治安部門）のメンバーとして受け入れられる。この交渉に伴う非主流派の組織転換において、主流派はどのような負担を強いられるかを思案する。非主流派が国家機関、具体的には治安部門に編入する場合、主流派は DDR や訓練を中長期的にプログラムとして組むため、プログラムに対する財政負担や、新しい治安部門の信頼醸成を形成していくまでに暴力が再発するリスクを抱える。一方で、政党となった非主流派と交渉を継続すると、新しい議会で係争となる様々な問題に関し交渉をもちかけられて負担が増加する可能性がある。このような主流派の懸念を一般化すると、主流派は忍耐コストと編入コストの大きさを比較し（各コストに関しては前節参照）、交渉を妥結するか、議会内で交渉を継続するかどちらを望ましいかを考えることとなる。そこで交渉を継続することの望ましさの度合いを θ_L とし、 $\theta_L \geq 0$ とする。交渉の継続と、交渉を妥結することの間で無差別の場合、 $\theta_L = 1$ とする。 $\theta_L > 1$ のとき、交渉の継続のほうが交渉の妥結より望ましく、 $\theta_L < 1$ のとき、交渉の妥結が交渉の継続より望ましいと考える。

同じく、非主流派も交渉妥結と継続の間で選好をもつので、非主流派の交渉継続の好ましさを θ_F と表し、 $\theta_F \geq 0$ とする。非主流派の選好を決定づける要因のひとつは、政策の内容である。主流派との政策争点について民主化以前に決着をつけなければならないのか、

⁶² 民主化後の議会内における政治的交渉力については、Fearon (1995a) を参照した。なお、再度確認しておくと、本論文における主流派とは、政権を担う勢力のことである（第2章 2-2節を参照）。政権を担う勢力が議会においてまったく議席を持たないという状況は、もちろん一般にあまり起こらない。ただし、その状況は、大統領制において大統領が政党を率いない無所属の政治家である場合、首相・内閣が特定の政党・議員と結びついていない専門家内閣である場合など、現実に生じることも十分あり得る。

あるいは議会のなかで実現できるものかを検討する。また、政党として交渉を継続するための組織的な能力が十分であるかを思案する。この思案には、第2節で論じたように、非主流派がもつ参加コストと出口コストの大きさの比較を含めて、交渉の継続の好ましさを決定する。交渉の継続と、交渉を妥結することの間で無差別の場合、 $\theta_F = 1$ とする。 $\theta_F > 1 > 1$ のとき、交渉継続が交渉の妥結より望ましいと考え、 $\theta_F < 1$ のとき、交渉の妥結が交渉継続より望ましいと考える。

暴力行使の場合の勝率

暴力に至った場合の暴力行為による勝率を、主流派は $p \in (0,1)$ 、非主流派は $1 - p$ とする。

コミットメントの実現可能性に対する予想

妥結した政策 x というコミットメントが確実に履行されるかの、各勢力がもつ不安はコミットメントに対する不信となり、両者にとって交渉の成否を決定づける要因のひとつである。前節で論じたように、治安維持能力の不在はいわゆる無政府状態であることを意味するので、不信が増殖しやすい状況である。勢力間の信頼関係は、それまでの2者間の歴史的経験に基づいて形成されており、その関係によって不信の度合いが決まる。さらに、合意を履行する際の治安や経済状況も不信の度合いを決定づける要素である。そこで、歴史的な経験、治安や経済状況といった要因からの影響を受けた、政党への転換する場合のコミットメントの実現可能性に対する予想を示す事前確率を r 、国家機関へ編入した場合のコミットメントの実現可能性に対する予想を示す事前確率を q と設定する。

合意が確実に履行されるという予想をもつ、あるいはもたないということは、交渉における両者の選択に大きく影響を及ぼす。紛争後社会の文脈では、第3者による監視あるいは強制は、交渉当事者の不信を拭う有効策とされてきている。前節で確認した従来の事例分析でも、政党への転換、治安部門への編入いずれの際にも、第3者介入によって各勢力に合意を破棄しないように促すことが可能だという点を示している。したがって、本章では事

前確率 r 及び事前確率 q は、第3者介入の有無や、近隣国の治安状況、社会経済状況の変化、合意履行のための財政確保の有無など、なんらかの外生的要因によって高められたり、逆に低められたりすると考える。

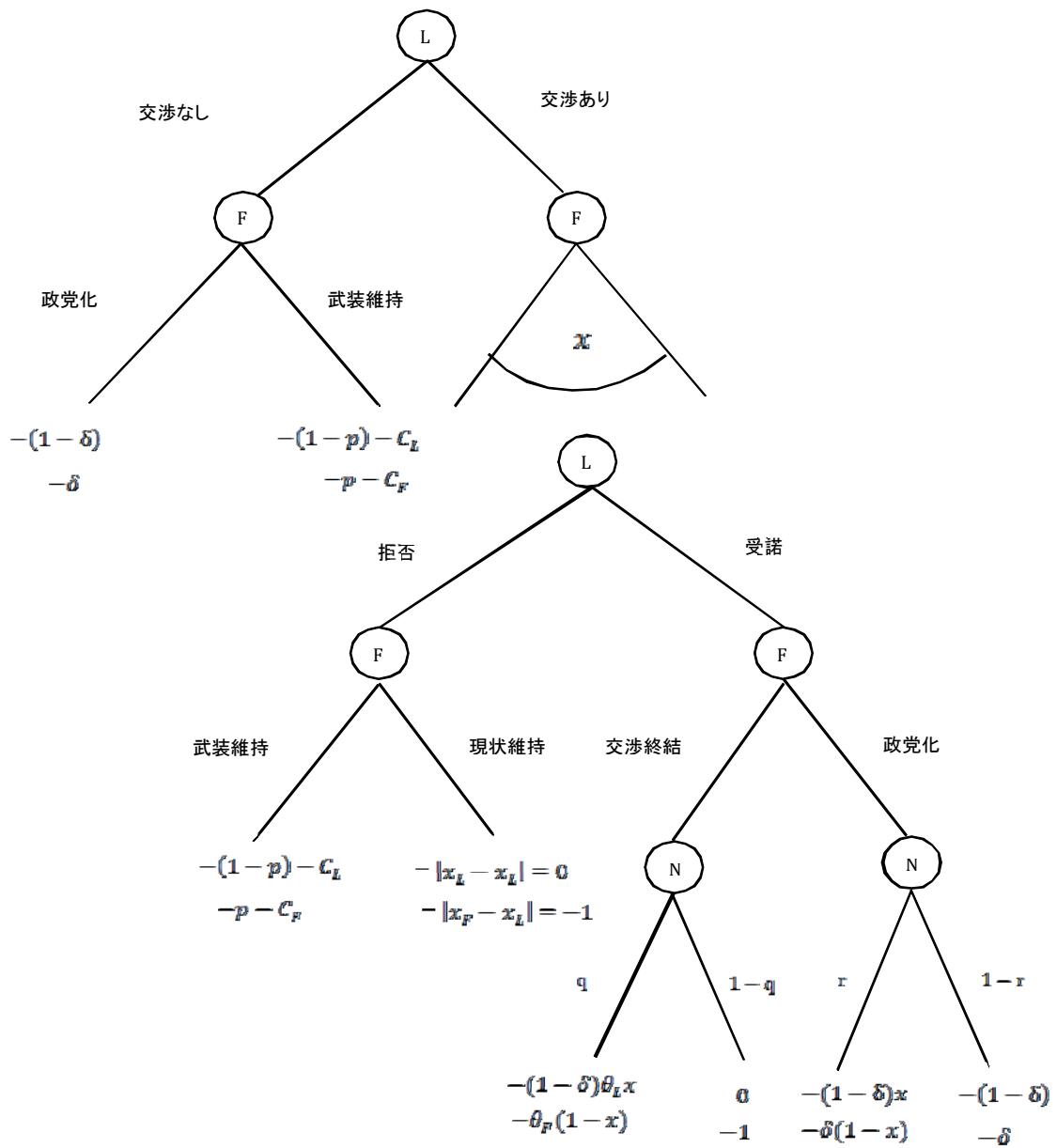


図 4-1：紛争後社会における政治勢力の組織的転換モデル

手番

ゲームの手番は以下のとおりである（図 4-1）。

①主流派（L）が非主流派（F）に対し、交渉の機会を付与するか否かを決定する。
②主流派が交渉の機会を設けなければ、非主流派は政党に転じるかあるいは暴力を維持するかの選択をする。非主流派が政党に転換するとき、主流派の効用は、 $-\delta|x_L - x_L| - (1 - \delta)|x_L - x_F| = -(1 - \delta)$ である。非主流派の効用は、 $-\delta|x_L - x_F| - (1 - \delta)|x_F - x_F| = -\delta$ である。一方、非主流派が交渉の機会を得られずに武装組織として維持を決定するとき、主流派の効用は、 $-p|x_L - x_L| - (1 - p)|x_L - x_F| - C_L = -(1 - p) - C_L$ である。非主流派の効用は、 $-p|x_F - x_L| - (1 - p)|x_F - x_F| - C_F = -p - C_F$ である。

③非主流派が交渉の機会を得た場合は、非主流派が政策 $x \in [0,1]$ を提案する。主流派はそこで非主流派による政策 x を受諾するか拒否をするかを決定する。

主流派が非主流派による政策提案を拒否すると、非主流派には、非主流派は反政府勢力となって暴力による影響を及ぼそうとするか、現状維持のいずれかを選択する。武装を維持する場合には、主流派の効用は、 $-p|x_L - x_L| - (1 - p)|x_L - x_F| - C_L = -(1 - p) - C_L$ である。非主流派の効用は、 $-p|x_F - x_L| - (1 - p)|x_F - x_F| - C_F = -p - C_F$ である。政策 x が非主流派の提案したとおりに実現しないものの何ら行動をおこさないとき、主流派及び非主流派の効用は、交渉をしたもの失敗に終わり現状から変化がなかった現状維持の状態と変わらなくなる。主流派の効用は、 $-|x_L - x_L| = 0$ である。非主流派の効用は $-|x_F - x_L| = -1$ である⁶³。

主流派が非主流派の政策提案を受諾する場合、非主流派は、この交渉をもって主流派との交渉を終えるか、もしくは政党に転じるかを決定する。

⁶³ $-|x_L - x_L| = -|0 - 0| = 0$
 $-|x_F - x_L| = -|1 - 0| = -1$

選挙前に交渉を終結する場合の主流派の効用は、 $-(1 - \delta)\theta_L|x_L - x| = -(1 - \delta)\theta_Lx$ である。主流派が政策の実現において抱える負担は、非主流派の勢力の大きさに加えて交渉を継続する好ましさの度合いによって決定する。非主流派の効用は、 $-\theta_F|x_F - x| = -\theta_F(1 - x)$ である。非主流派が政策の実現において抱える負担は、交渉継続の好ましさによって決定する。政策 x が非主流派による提案のとおりに実現しなかった場合の主流派及び非主流派の効用は、交渉をしたもののが失敗に終わり現状から変化がなかった現状維持の状態と何ら変わらなくなる。主流派の効用は、 $-|x_L - x_L| = 0$ である。非主流派の効用は $-|x_F - x_L| = -1$ である⁶⁴。ここから、非主流派が交渉を終結する場合、交渉にて妥結した政策 x がそのとおりに実現するか否かを事前確率 q で決定すると設定すれば主流派の期待効用は、 $E_L(q) = -(1 - \delta)\theta_Lx \cdot q + 0 \cdot (1 - q) = -(1 - \delta)\theta_Lxq$ である。非主流派の期待効用は、 $E_F(q) = -\theta_F(1 - x) \cdot q - 1 \cdot (1 - q) = 1 - q(1 - \theta_F(1 - x))$ である。

主流派が非主流派の提案した政策 x を受諾する場合、非主流派には、交渉を終結して治安部門に編入するか、あるいは交渉を継続するために政党に転じるという選択肢がある。交渉案が受諾され、政党に転じる場合の主流派の効用は、 $-\delta|x_L - x_L| - (1 - \delta)|x_L - x| = -(1 - \delta)x$ である。非主流派の効用は、 $-\delta|x_F - x| - (1 - \delta)|x_F - x_F| = -\delta(1 - x)$ である。一方、主流派が受諾した政策（群）の提案 x がそのとおりに実現しなかった場合、交渉の機会がないなかで非主流派が政党に転じた場合の効用と同様、主流派の効用は $-\delta|x_L - x_L| - (1 - \delta)|x_L - x_F| = -(1 - \delta)$ である。非主流派の効用は、 $-\delta|x_L - x_F| - (1 - \delta)|x_F - x_F| = -\delta$ である。交渉案 x がそのとおりに実現するか否かは、事前確率 r で決定すると設定すれば、主流派の期待効用は、 $E_L(r) = -(1 - \delta)x \cdot r - (1 - \delta)(1 - r) = -(1 - \delta)(1 - r(1 - x))$ である。非主流派の期待効用は、 $E_F(r) = -\delta(1 - x) \cdot r - \delta(1 - r) = \delta(xr - 1)$ である。

⁶⁴ $-|x_L - x_L| = -|0 - 0| = 0$
 $-|x_F - x_L| = -|1 - 0| = -1$

第 3-1 節 部分ゲーム完全均衡

本ゲームは完全情報ゲームであるため、後ろ向き帰納法で解く。本節で明らかになるとおり、ゲームには多数の部分ゲーム完全均衡が存在する。ただし、本章は、暴力の発生と回避をもたらすメカニズムを明らかにすることが主眼であるため、非主流派が反政府勢力として暴力を維持するという信憑性があるときに、コミットメント問題の解消が可能かどうかに分析の焦点を絞ることとする（補遺 4-1 参照）。

非主流派の選択により暴力が発生するか否かに注目すると、非主流派が最終ノードで武力を維持する選択肢をとる条件は、 $C_F + p < \delta$ （主流派が交渉の機会を提示しない場合）、あるいは $C_F + p < 1$ （非主流派の政策の提案を拒否する場合）である。

この状況を受けて、主流派は交渉の機会を提供しない、交渉の機会を提供したうえで非主流派が提示する政策 x を受諾する、あるいは拒否する、を選択する。主流派が交渉の機会を提示しない場合、非主流派が条件 $C_F + p < \delta$ をとつていれば非主流派は武力を維持する。ただし、このときの主流派が交渉の機会を提示しない条件は、 $C_L = 0$ および $p = 1$ である（補遺 4-2 参照）。この条件から、非主流派の武力を維持する条件は成り立たないので ($0 \leq \delta < 1$)、均衡自体も成立しないのである。

主流派には、ア) 交渉の末、非主流派が武力を維持し暴力が発生する、イ) 交渉の末非主流派が政党化する、およびウ) 交渉の末非主流派が交渉を終結し非主流派が国家機関に編入するという 3 つの帰結が想定できる。ここで、暴力を用いることに関する負担に関し、主流派がとる条件がア)、イ)、ウ) の間で重複する場合がある。 $0 \leq (1 - p) + C_L < 1$ において武力の維持が選択され、 $(1 - p) + C_L > 0$ において政党あるいは国家機関への編入が選択されることから、 $0 < (1 - p) + C_L < 1$ が、ア)、イ)、ウ) が成立する条件が重複する範囲である。

ア) の状況が帰結となるのは、主流派が交渉の機会を提示したが、非主流派の提案 $0 < x \leq 1$ を拒否した場合であり、 $C_F + p < 1$ 、 $0 \leq \delta < 1$ が満たされると、非主流派は武装の維持を決定する。

一方、暴力を回避するには、イ) あるいはウ) の状況が成立する条件を満たさなければならぬ。この条件を満たすための非主流派が提示する政策 x および社会からの支持 δ については、 $0 \leq x \leq 1$ かつ $\delta = 1$ という条件もしくは $x = 0$ かつ $0 \leq \delta \leq 1$ という条件が成立している必要がある。

そのうえで、以下のどちらかの条件を満たすことで、非主流派は交渉の末政党に転換する。第 1 に $0 \leq x \leq 1$ かつ $\delta = 1$ という条件のもとで $\delta = 1$ および $1 - q(1 - \theta_F(1 - x)) \leq (1 - xr)$ が成立することである。第 2 に $x = 0$ かつ $0 \leq \delta \leq 1$ という条件のもとで、 $1 - q(1 - \theta_F) > \delta$ が成立することである。

また、以下のいずれかの条件を満たすことで、非主流派は交渉の末、国家機関へ編入する。第 1 に、 $0 \leq x \leq 1$ かつ $\delta = 1$ という条件のもとで $1 - q(1 - \theta_F(1 - x)) \leq (1 - xr)$ が成立することである。第 2 に、 $x = 0$ かつ $0 \leq \delta \leq 1$ 条件のもとで $1 - q(1 - \theta_F) \leq \delta$ が成立することである。第 3 に、 $q = 0$ および $\delta = 1$ が同時に成立した場合である。第 4 に $\theta_L = 0$ が成立する場合である（補遺 4-3 参照）。以上の議論から、次のとおり命題を導出する。

命題

主流派および非主流派にとって暴力行使の負担が十分に小さいとき（条件 $C_F + p < 1$ 、 $0 < (1 - p) + C_L < 1$ が成立する場合）、両者の間で交渉が行われ、非主流派は武力を維持する、あるいは政党化する、国家機関へ編入する可能性をもつ。ここで非主流派が主流派の政策における理想点以外を提示した場合 ($0 < x \leq 1$)、

a-1) 条件 $\delta = 1$ のもと、 $1 - q(1 - \theta_F(1 - x)) > (1 - xr)$ が成立すれば非主流派の政党化が実現し、 $1 - q(1 - \theta_F(1 - x)) \leq (1 - xr)$ であれば国家機関への編入が実現する。

a-2) 条件 $\theta_L = 0$ のもと、 $1 - q(1 - \theta_F(1 - x)) \leq \delta(1 - xr)$ が成立すれば、非主流派の国家機関への編入が実現する。

また、非主流派が主流派の政策における理想点を提示した場合 ($x = 0$) 、

b-1) $1 - q(1 - \theta_F) > \delta$ が成立すれば非主流派の政党化が実現する。

b-2) $1 - q(1 - \theta_F) \leq \delta$ が成立すれば非主流派は国家機関の編入を選択する。

証明は補遺 4-1 を参照のこと。

第 3-2 節 比較静学

本節では、上記に示した命題に関する比較静学を行う。比較静学は、そのほかのパラメータの値を一定とした場合、あるひとつのパラメータの値が変動したときに、プレイヤーの最適行動がどのように変化するかを分析するものである。ここでは、主流派および非主流派の暴力による負担が十分に小さいとき、非主流派が提示する政策の条件 ($0 \leq x \leq 1$) の位置の違いで場合分けをし、どのようなパラメータの値の変動によってプレイヤーの最適行動が変化するかを議論する。

非主流派が提示する政策が主流派の理想点でない場合

非主流派が提示する政策の立ち位置が主流派の理想点でない場合 ($0 < x \leq 1$)、複数のパラメータの変動によって、暴力回避の可能性を高められることが確認できる。命題 a-1) につき、 $\delta = 1$ のもとでは暴力を回避できるが、 $0 \leq \delta < 1$ では暴力が発生する。また、非主流派が政党への転換を決定づける条件として、 $1 - q(1 - \theta_F(1 - x)) > (1 - xr)$ がある。この式を変換すると、

$$q < \frac{xr}{(1 - \theta_F(1 - x))} \quad (4-8-1 \text{ 式})$$

が得られる。4-8-1式より、政黨への転換は、他のパラメータを一定とした場合、政黨への転換する際のコミットメントの実現可能性に対する予想を示す事前確率 r が大きくなるほど、コミットメントの実現可能性に対する予想を示す事前確率 q が小さくなるほど、あるいは非主流派の交渉継続の望ましさ θ_F が大きくなるほど成立しやすいことが分かる。反対に国家機関への編入が実現するには、この4-8-1式が満たされないことが条件となる。他のパラメータを一定とした場合、国家機関へ編入した場合のコミットメントの実現可能性に対する予想の事前確率 q が大きくなるほど、あるいは非主流派の交渉継続の望ましさ θ_F が小さくなるほど、国家機関への編入が成立しやすい。

命題 a-2) につき、 $\theta_L = 0$ のもとでは、 $1 - q(1 - \theta_F(1 - x)) \leq \delta(1 - xr)$ が成立しなければならない。この式を変換すれば、

$$q \geq \frac{1 - \delta(1 - xr)}{(1 - \theta_F(1 - x))} \quad (4-8-2\text{式})$$

が得られる。ここでは他のパラメータを一定とした場合、国家機関へ編入した場合のコミットメントの実現可能性に対する予想を示す事前確率 q が大きくなるほど、非主流派の交渉継続の望ましさ θ_F が小さくなるほど、主流派の政治的交渉力 δ が大きくなるほど、あるいは政黨へ転換した場合のコミットメントの実現可能性に対する予想を示す事前確率 r が小さくなるほど、4-8-2式は成立する傾向をもつ。つまり、国家機関への編入がしやすい状況となる。

非主流派が提示する政策が主流派の理想点である場合

主流派の政策における理想点を提示した場合 ($x = 0$) も同じく、複数のパラメータの変動によって、暴力回避の可能性を高められることが確認できる。命題 b-1) につき、 $r = 1$ および $1 - q(1 - \theta_F) > \delta$ が政黨へ変換する条件であることから、この式を変換すると、

$$q < \frac{1 - \delta}{(1 - \theta_F)}$$

(4-9-1 式)

が得られる。他のパラメータを一定とした場合、国家機関へ編入した場合のコミットメントの実現可能性に対する予想を示す事前確率 q が小さいほど、非主流派の交渉継続の望ましさ θ_F が大きいほど、あるいは主流派への政治的交渉力 δ が小さいほど、政党化が成立する傾向をもつ。

命題 b-2) につき、 $1 - q(1 - \theta_F) \leq \delta$ が成立すれば国家機関の編入を選択する。つまり、4-9-1 式が満たされない時に成立する。他のパラメータを一定とした場合、国家機関へ編入した場合のコミットメントの実現可能性に対する予想を示す事前確率 q が大きくなるほど非主流派の交渉継続の望ましさ θ_F が小さくなるほど、あるいは主流派の政治的交渉力 δ が大きくなるほど、国家機関への編入が成立する傾向をもつ。

以上の議論を、以下の表 4-1 にまとめます。

暴力回避の諸条件	組織転換の帰結	暴力回避の必要条件	暴力回避を高める条件 (パラメータ変化)
$0 \leq x \leq 1$			
a-1) $1 - q(1 - \theta_F(1 - x)) > (1 - xr)$	政党	$\delta = 1$	$r \uparrow \quad q \downarrow \quad \theta_F \uparrow$
$1 - q(1 - \theta_F(1 - x)) \leq (1 - xr)$	国家機関	$\delta = 1$	$r \downarrow \quad q \uparrow \quad \theta_F \downarrow$
a-2) $1 - q(1 - \theta_F(1 - x)) \leq \delta(1 - xr)$	国家機関	$\theta_L = 0$	$r \downarrow \quad q \uparrow \quad \theta_F \downarrow \quad \delta \uparrow$
$x = 0$			
b-1) $1 - q(1 - \theta_F) > \delta$	政党	$r = 1$	$q \downarrow \quad \theta_F \uparrow \quad \delta \downarrow$
b-2) $1 - q(1 - \theta_F) \leq \delta$	国家機関		$q \uparrow \quad \theta_F \downarrow \quad \delta \uparrow$

表 4-1 : 暴力を回避するための諸条件

第 3-3 節 脊しの信憑性、コミットメント問題の発生と回避

本節では、前節まで論じてきた均衡の条件を踏まえて、紛争後社会における政治勢力間の交渉から暴力が発生するのか、その発生は回避可能かを検討する。

交渉の機会を非主流派に与えることなく暴力に陥る均衡は、前節で確認したとおり、非主流派が暴力行使を負担と考えていないだけでなく、主流派が暴力行使により必ず勝利し自分の理想の政策が実現することを確実に見込んでいるので、そもそも非主流派による脅しは信憑性が伴わない。したがって、主流派が交渉の機会を非主流派に提供したときに生じる、非主流派による信憑性のある脅しを検討した。このとき、非主流派が暴力行使を選択する条件は $C_F + p < 1$ である。この条件は、非主流派にとって暴力にかかる抵抗コストが小さくなるほど、あるいは非主流派の暴力による勝率が上がるほど、暴力による脅しは信憑性を増していくことを示している。

暴力による脅しを感じ取る主流派は、交渉を通じて非主流派の提示する政策の立ち位置 x を拒否あるいは受諾するかを選択する。まず、暴力を回避するには提示された政策を受諾する必要がある。提示された政策がどの位置であっても暴力を回避できる可能性はあるものの、政党への転換あるいは国家機関への転換を成功させるにはいくつかの条件を満たす必要がある。逆に以下の条件が満たせなければ、非主流派は武力の維持を決定するのである。

主流派が、非主流派が提示してきた政策 x を受諾し、非主流派が政党となるには、主流派の政治的交渉力が圧倒的に高いことと、政策 x の実現、つまり合意を履行する可能性が高いことが条件となる。命題 a-1) の場合、政治的交渉力が完全に主流派側にあるので、非主流派にとっては議会での政治的交渉力を期待できない。そのため、コミットメントが確実に実現するかが政党へ転換を決定づける重要な基準であり、合意履行の実現可能性が高まるほど、つまり r が高いほど、政党へ転換しやすいのである。命題 b-1) の場合、非主流

派が提示した政策 x は主流派の理想点と合致しているが、非主流派と主流派の間の政治的交渉力の差は拮抗している可能性があり、主流派は議会における交渉力に自信をもてない。

この場合、主流派にとっても合意が確実に実現されることに確信をもっていなければならぬ（ $r = 1$ ）。以上を鑑みれば、政党に転換する際のコミットメントの実現可能性に対する予想を示す事前確率 r が低い状況にあるとき、何らかの外生的な要因をもってこの事前確率 r を高めることができれば、暴力を回避し政党への転換を促せる可能性がある。

もうひとつの暴力の回避のあり方は、民主化前の交渉限りで交渉を妥結させる方法である。非主流派が主流派の理想点以外を提示してきた場合、命題a-1)より、主流派が完全な政治的交渉力をもち（ $\delta = 1$ ）、かつ非主流派にとって交渉の妥結が望ましいほど（ θ_F が小さいほど）、国家機関への編入が実現する。非主流派にとっての交渉継続が望ましくないという状況は、参加コストが出口コストを上回っていることを示している。例えば実現したい政策内容が、憲法制定に関わる喫緊の問題であり交渉継続にそぐわないケース、あるいは政党への組織化や維持が難しいという内部条件の厳しさなどにより参加コストがあまりにも高いというケースが考えられる。もう一つの国家機関への編入が実現する可能性としては、命題a-2)より、主流派が交渉の妥結を優先し、交渉の継続を全く望まない場合（ $\theta_L = 0$ ）、交渉を民主化前に妥結させることを望む。主流派にとって交渉継続が望ましくないという状況は、忍耐コストが編入コストを上回っていることを示している。また、いずれの場合も非主流派のコミットメントの実現可能性に対する予想を示す事前確率 q が低い場合、何らかの外生的な要因によって事前確率 q が高まれば、非主流派は国家機関の編入を決定しやすくなる。

非主流派が主流派の理想点を提示してきた場合（ $x = 0$ ）、同じく非主流派は命題b-2)より、交渉の妥結が望ましいほど（ θ_F が小さいほど）、あるいは、コミットメントの実現可能性に対する予想を示す事前確率 q が高いほど、非主流派は交渉の妥結により国家機関へ

の編入を望むようになる⁶⁵。非主流派にとり交渉の妥結が望ましいという状況は、参加コストが出口コストを上回っていることを示している。ここでも、交渉を終結し国家機関へ編入させるというコミットメントの実現可能性に対する予想を示す事前確率 q が低かった場合、なんらかの外生的な要因によって事前確率 q を高めることは、暴力の回避に有効な手立てであることが確認できる。

第 3-4 節 モデルが示す知見

事例分析に入る前に、本モデルの分析結果が、どのような知見を提供しているかを確認する。従来の研究では、民主化に伴う政党への転換、あるいは国家建設に伴う国家機関（治安部門）への編入という、政治勢力がもつ組織転換の選択肢が別個に議論されることが多かった。しかし紛争後社会において、民主化と国家建設が同時に進んでいるという状況に鑑みれば、政党化、国家機関への編入という組織転換は、武力を維持して反政府勢力として活動する、という選択肢と並んで政治勢力がもちうる選択肢なのであり、この 3 つの選択肢を踏まえた分析が有効であると考察した。そこで、本モデルを構築することにより、この 3 つの選択肢が非主流派にあるとき、主流派との権力分掌の交渉の末、どのような条件で、各選択肢をとるのかを明らかにすることが可能となった。

本モデルが示す第 1 の知見は、主流派との権力分掌にかかる交渉の結果、政党化や治安部門への編入よりも、暴力手段をとることが得策だと判断すると、非主流派は暴力を維持するということである。そして、第 2 に、合意の履行が確実でないという不安が続くとコミットメント問題が生じることによって非主流派は暴力を選択するのであるが、このコミットメント問題は、幾つもの条件が満たされないと解消できないことが明らかとなった。非主流派が政党化を決定するには、自分の政治的交渉力が全くないなか、合意の履行が確

⁶⁵ ただし、前項にあったとおり、 $q = 0$ の場合であっても、主流派が社会からの支持を完全に得ている場合 ($\delta = 1$) は、非主流派は国家機関への編入を果たし暴力を回避できる。

実現できるか、あるいは合意の内容を主流派の選好に沿わせなければならない。非主流派が治安部門への編入を決定するには、少なくとも主流派が招いてくれることを待つか、あるいは編入の希望を通すために合意内容は相手の意向に従うかの条件を飲み込まなければならない。したがって、主流派と非主流派間の権力分掌の交渉のなかで、こうした条件に非主流派が応じなければならないと考えれば、交渉の結果、非主流派が武装の維持を選択することはそう珍しいことではないことが示唆されよう。

しかしながら、本節におけるモデルの分析結果は、コミットメント問題の緩和・解消に関して、いくつかの新しい示唆をもたらしている。圧倒的な政治的交渉力をもつ主流派と政治的交渉力をもたない非主流派の関係において、非主流派が政党化か暴力かを選ぶという 2 者択一を前提とした従来の議論では、通常非主流派は暴力を選択する以外に政治的主張を継続する方法がなかった。なぜなら、選挙で勝ち、議席を得る可能性がないので、暴力に訴えるしか手段がないからである。したがっていかに参加コストを下げ、政党化を促すかが議論されてきた (e.g., Shugart 1992; Kovacs 2008)。一方、本節での分析結果は、主流派の理想点ではない政策位置を提示した非主流派が、議会における政治的交渉力がないにもかかわらず、政党化を選択する可能性をもつことを示した (a-1) の命題参照)。この帰結が成立する条件には、非主流派が交渉継続の意思を強くもつこと、そして政党化した際のコミットメントの実現可能性に対する予想を示す事前確率 r が高いことが含まれている。懸念となっている対立争点についての交渉を妥結し、その重要な合意の実現が確実であると非主流派が見込むことで、暴力の回避が可能となるのである。この成立条件は、参加コストを下げるることは別の条件が政党化を促進させる点を示している。

第 2 に、国家機関への編入は、主流派あるいは非主流派のどちらかの強い意思が働くことで実現することが明らかとなった。従来の事例分析では、治安部門への編入は、主流派の主導で好みのメンバーを優先して登用するという説明がなされていた (Giustozzi 2009)。本

章の分析は、従来の説明だけに留まらない、暴力の回避が可能な条件を見出したといえる。

a-2) の命題より、主流派に、非主流派との交渉継続を全く望まないという強い意思がある場合、主流派は政策面では妥協しても、国家機関へ編入させるというインセンティブをもつことが分かる。対して b-2) の命題は、非主流派は、相手の理想の政策位置であってもそれを提示して国家機関へ編入する可能性を持つことが分かる。つまり非主流派は、国家機関への編入を強く望むほど政策面で妥協することで、国家機関への編入を実現させる可能性があることを示している。

第4節 東ティモールの事例分析

本節では、前節において形成したモデルを用いて、東ティモールの各政治勢力の組織転換に関する意思決定を検証する。東ティモールの事例を本論文にて適用する理由は、第1章にて論じたが、特に東ティモールの事例が本章のモデルを検証するにふさわしい理由として、主に以下の2つが挙げられる。

ひとつは、民主化と並んで国家建設がまさに同時に行われており、これを多くの人々が望んでいた、という点である。独立か、インドネシア下での自治かを問う国連監視下での直接投票は、投票率が98.6%、そのうち独立支持票が78.5%に達しており、大方の東ティモール人が独立の第1歩を踏み出すことに賛同した。したがって、先行研究が暴力の再発の要因として指摘する社会の亀裂（e.g., Kaufmann 1996）は部分的であり、民主化、国家建設に対して不満をもつ人々は少数派であった。そのようななかで、ある政治勢力が暴力の維持を選択するならば、それは周囲からの支持を得づらくとも、自らの政治的目的を追求しようとする意思の表れとみられるだろう。このように暴力を起こしにくい環境であるということは、非主流派にとって暴力を起こすコスト（抵抗コスト）がある程度生じることを意味する。それにもかかわらず暴力を選択した勢力がいるということは、分析上、抵抗コス

ト以外の暴力を促す要因を精査する余地を残しており、本章のモデルを用いた分析対象としてふさわしいと思われる。

第2に、国連による平和維持活動が存在する環境下で、東ティモールには政党に転換する、国家組織に転換する、あるいは反政府勢力として暴力を維持するという帰結のヴァリエーションがある、という点である。これは、第3者による合意の監視あるいは強制が暴力の再発の回避に有効であるという議論を踏まえると、そのような第3者の存在がある環境下においてでも、各政治勢力の意思決定に多様性がみられたことを意味する。このような多様な帰結から、第3者がどのように交渉当事者に関与したかを比較することが可能である。

東ティモールでは、国際社会からも、一般市民の間でも、民主化に加えて国家建設が望ましいとして進められ、非暴力による政治的競争の確立を目指したが、それにもかかわらず暴力を維持する勢力が生まれた。ここに、紛争後社会の政治勢力間の交渉に焦点を置く本章の分析にとって、東ティモールを取り上げる意義がある。

第4-1節 東ティモールの政治背景

東ティモールは、1974年にポルトガルにおけるカーネーション革命が勃発するまで、同国による植民地支配下に置かれていた。この革命により植民地維持を重要視していたカエターノ政権が崩壊すると、東ティモール人による複数の政党が結集し1975年に「東ティモール民主共和国」独立を宣言したが、直後にインドネシア軍が侵攻した。このインドネシアの侵攻は、共産主義的志向をもつ勢力による東ティモールの統治が実現することを憂慮したためといわれる。そこでインドネシア軍は、コモド作戦と呼ばれる対東ティモール不安定化政策を進めたのである。翌年にインドネシアは27番目の州として東ティモール併合の声明を発表した。1970年代後半より東ティモールの各派による民族解放運動が展開され

たが、インドネシアに対する抵抗運動と同時に東ティモール勢力間でも内部抗争が始まり、1999年までの死者数は約10万2800人に上った（CAVR 2005, 44）。

この間の歴史を紐解くと、東ティモール勢力のなかにも、自決権行使、独立を熱望する勢力と、インドネシアへの併合を好む勢力とが混在し、インドネシアに対する抵抗運動と並んで東ティモール勢力の間での政治的攻防が続いていることが分かる。1974年時に発足したのは、インドネシアと併合を謳う APODITI（Associação Popular Democrática Timorense：ティモール人民民主協会）、ポルトガルとの連邦を主張する UDT（União Democrática Timorense：ティモール民主同盟）、そして独立の権利や植民地主義の拒否をマニフェストに取り込んだ ASDT（Associação Social Democrática de Timor：ティモール社会民主協会）であった。このほかにも、KOTA、労働党などが結成されたが、のちに APODITI と一体となり、独立派と対峙してインドネシアによる侵略の協力者となっていました（松野 2002, 45-50）。特に、1975年のフレティリン（Frente Revolucionária do Liberatação Nacional de Timor Leste：東ティモール独立革命戦線）による独立宣言直後、インドネシア政府は、UDT, APODITI などの勢力とともに東ティモールはインドネシアの一部であるとするバリボ宣言を署名したと主張した。そのうえで、12月初旬にはスロジャ作戦と呼ばれる軍事行動を開始している。この経緯を踏まえインドネシア側は、UDT らの樹立した臨時政府によって、インドネシアに対して併合を希望する請願書が提出されたと主張した。そして 1976 年 7 月にその併合案が議会で可決、承認されることにより、インドネシアは併合の妥当性を示そうとしたのである。

独立派を牽引したのは、ASDT を母体として翌年 1975 年に組織改編し、東ティモール独立を宣言したフレティリンであった。このフレティリンと併合派の間では、1974 年から、東ティモールの地位を巡る対立から、互いの支持者に対する略奪、誘拐、殺害を含む暴力が発生した（CAVR 2005, 56-58, 59-60）。

一方、独立派内の政治抗争も激化していった。当時フレティリンに所属していたシャナナ・グスマン (Xanana Gusmão) 、ジョゼ・ラモス・ホルタ (José Ramos Horta) 、マリ・アルカティリ (Mari Alkatiri) は、独立後 8 年が経過した 2010 年現在、東ティモールの政治勢力図をなす三つ巴を構成している (Yamada 2010)。彼らの軌跡を追うと、抵抗運動の歴史の様相が浮かび上がってくる。1999 年までの間、フレティリンは軍事部門ファリンティル (Forças Armanadas de Libertação Nacional de Timor Leste: FALINTIL) を組織化し抵抗運動の主力を担っていた。しかし、フレティリン内での抗争も激しく、ファリンティルの指導者であったグスマンは、同組織内の強硬派から一線を画し「マウベレ (苦闘する者) の統一」を標語に全国的に抵抗運動を纏め上げることに努めた。1987 年にグスマンがフレティリンより脱党し、新たにラモス・ホルタとともに超党派組織 CNRM (Counselho Nasional Resistência Maubere) を設立したために、アルカティリの率いるフレティリンの主導力は急速に失われた。この際には併合派であった UDT も CNRM に参加することとなり、それまで袂を分かつていた勢力が連携するようになった。その後 1998 年に、CNRM は CNRT (Conselho Nacional de Resistência Timorense : 東ティモール民族抵抗評議会) に改編され、CNRT は東ティモールの独立後の将来像を見据えて政策方針を集約した「マグナカルタ」を掲げた (Walsh 2011)。そして、CNRT は東ティモール人を代表する組織として国際社会の主な交渉相手となる⁶⁶。

⁶⁶ CNRT は抵抗運動の結束を高めて、状況を訴えるべく国連人権委員会、各国議会での外交活動や各国の市民社会との連携を活発化させていった (e.g., 田中・福武 2013)。1997 年に国連事務総長特使に就任したジャムシード・マーカーは、東ティモール問題に関するインドネシア・ポルトガル政府間の交渉がはじまると、CNRT を含む東ティモールのあらゆる勢力間のインフォーマルな「全東ティモール人包括対話」 (AIETD: All Inclusive East Timorese Dialogue) の開催も並行的に側面支援した (Marker 2003)。AIETD は原則として東ティモールの政治的議論をすることを禁止し文化的側面の議論に限定したため、政治面の交渉には至っていないが、独立派 (主に CNRT) 、併合派も含めて多様な立場の勢力が対面したこと自体が成功であったと Marker は評価している (Marker 2003, 65)。その後、1999 年末から 2002 年の独立まで、国連が PKO ミッション UNTAET を派遣して、東ティモールの暫定統治を行った。東ティモールとしての最終決定権は同ミッションの事務総長特別代表に委ねられていたが、意思決定過程において東ティモール人の政治的代表との数々の協議が執り行われており、その相手が CNRT であった。

このように分散化していた東ティモール内の各政治勢力は一旦 CNRT のもとに結集され、1999 年 8 月、東ティモールは国連管理下の直接投票を迎えた。民主国家としての独立という揺籃期において、新たな政治的竞争の場が設けられ、この CNRT は再度分散化していく。つまり、CNRT がインドネシアに対する抵抗という共通目標を失い、各勢力が自らの目的を追求するようになったのである。これは、これまで抵抗運動としてゲリラ戦を戦ってきた各勢力が、どのような政治的立場に転換していくのかという問題として捉えられることができよう。2002 年 5 月 20 日に「東ティモール民主共和国」の成立が宣言されたのち、選挙の実施と国家機関の構築に向けた勢力間の交渉が繰り広げられた。

CNRT は、1999 年以降続々と東ティモールへの支援を提供する国連東ティモール暫定統治機構（UNTAET: United Nations Transitional Administration for East Timor）をはじめとする国際組織や各国援助機関の主な交渉相手であった。したがって本章の分析では、CNRT を初期の主流派とみなす。CNRT の中心人物は、その代表であったグスマンである。ただし、CNRT は、2001 年 8 月の制憲議会選挙を念頭に各派が選挙準備に入るため、同年 6 月に正式に解散した。この時期から、制憲議会選挙で最も多くの議席を獲得したフレティリンを主流派とみなすこととする。このフレティリンの中心人物は、この政党の事務局長であったアルカティリである。2002 年 4 月にはグスマンが無所属で大統領選挙に立候補し、当選した。2002 年 5 月の独立に伴い、政治的な主権は東ティモールに移譲された。ただし、2004 年 5 月まで国連 PKO に治安維持を委ねていた。それまで国連平和維持隊と国連警察が一次的に東ティモールの治安維持の責任をもっており、治安部門の創設支援においても国連 PKO がその権限を担っていた。したがって、本章の分析は 1999 年以降 2004 年 5 月までを対象とする。

第 4-2 節 政治勢力の組織転換

武装の維持

暴力を交渉手段としてもつ非主流派（反政府勢力）の代表格は、CPD-RDTL（Conselho Popular Democrático Defesa da República Democrática de Timor-Leste）である⁶⁷。この勢力は、もともとフレティリンの軍事部門ファリンティル（FALINTIL）に属していた兵士らであった。CPD-RDTL は、1999 年に結集したのちに併合派民兵と結託して暴力を交えた政治キャンペーンを展開し、CNRT と東ティモールの西部、東部と幅広い範囲で対峙し、散発的に暴力行為を繰り返していた（e.g., Babo-Soares 2012; 伊勢崎 2001, 164, 206, 216）。この勢力は、1975 年の独立宣言が有効であるという政治的信条をもち、当時の国連による暫定統治とその独立への動きすら認めず、自らが正式と認める国旗を掲げていた（Da Costa 2000; Shoesmith 2011, 24-25; Smith 2004）。そして CPD-RDTL は、自らが東ティモールを統治することに関心を示したが、どの勢力にもひらかれていた 2001 年の制憲議会選挙には参加しなかった（McCarthy 2002, 27）。独立後、はやくもグスマン大統領は最優先の課題として治安を挙げ（Gusmão, 2005）、CPD-RDTL の重なる暴力とそれに対する市民の懸念をあらわにした（Gusmão, 2003）。しかしながら CPD-RDTL は 2002 年 12 月の首都ディリで発生した暴動に、その他の反政府勢力である Sagrada Família とともに参加するなど攻勢を強めていた（Hasegawa 2013, 93）。

そこで主流派のフレティリンとグスマン大統領は、CPD-RDTL が繰り返す暴力の抑制に取り掛かることとした。交渉の場として設けたのが、2003 年 1 月に開催された一般公開の国民対話（National Dialogue）であり、フレティリン事務局長のアルカティリ首相のほかグ

⁶⁷ 他に Sagrada Família や Colimau2000 などの反政府勢力が存在するが、ここでは最も代表的で先行研究において多く指摘されている CPD-RDTL を考察する。

スマン大統領、非主流派側の CPD-RDTL のメンバー総勢 50 名、そして国連 PKO の代表⁶⁸であるデメロ氏が参加した (Hasegawa 2013)。

この対話において政策争点となつたのが、CPD-RDTL が提案した、CPD-RDTL メンバーの国軍への編入であった。この提案をアルカティリは拒否し、CPD-RDTL のスポークスマンであるクリスティアノ・ダ・コスタ (Cristiano da Costa) は対話の継続を更に追求したが、アルカティリら主流派は沈黙を保った (Hasegawa 2013, 32-3)。その後、2003 年に政府は CPD-RDTL に法的措置も辞さない旨を伝えているが、同勢力は、住民に対し政府発行の身分証明証を放棄するよう要求する脅迫行為などを続けた (Smith 2004)。2005 年には国家警察が CPD-RDTL に対する捜索活動 (Hasegawa 2013, 86) を実施するなどの対応を強めたものの、2012 年現在においても東ティモール国旗を掲げていた若者に対し被害を加える等、CPD-RDTL は暴力行為を繰り返している⁶⁹。

前節のモデル分析に沿ってこの事例を分析する。両者とも暴力にかかわるコストが十分に小さく、非主流派による脅しは有効であったなか、CPD-RDTL は自身がもつ独立を認めないとという政治的信条から、政党に転換することは新独立国家を認めてしまうことを意味し、政党化の選択肢はなかった。これは、参加コストが編入コストを圧倒的に上回っていたことを示す。また、万が一政党化しても、反独立派という政治的志向は、有権者からの支持を得られないということが想像に難くなく、政治的交渉力はないと考えられる。

そこで国家機関への編入の可能性を模索したものの実現せず、そのため、CPD-RDTL は武力の維持を決定したと考察できる。まず、CPD-RDTL は、1999 年以来、一貫して主流派に対して暴力行為を取り続けており、組織の維持という観点からは暴力を用いる抵抗コストは小さかったとみる。一方主流派の鎮圧コストは時を追うごとに低くなつていったと考

⁶⁸ 当時、ミッション名は UNTAET から UNMISSET (United Nations Mission of Support in East Timor) に変更していた。同ミッションの主な目的は安全保障および国内の治安維持を一義的に担うことと、行政・司法分野への支援であった。

⁶⁹ Early Warning Early Response Mapping System. “Youth Beaten by CPD-RDTL” May 20, 2012. https://belun.crowdmap.com/reports/view/162?l=ja_JP (accessed May 29, 2012)

えられる。国民対話が一般公開されており、結果として市民の反応が政府側の判断に特に不満を示さなかったという点は、鎮圧コストが十分に低いと政府が判断できる出来事であった（e.g., Hasegawa 2013, 32）。また、2者との間にあった政策争点では、妥協点を見出すことは難しかった。CPD-RDTL がもつ、1975 年の独立宣言が有効とする政治的信条は市民の選好とは合致せず、政治的交渉力は完全にフレティリン側にあったものの、CPD-RDTL から提示された国家機関への編入案は、主流派の政策の理想点からほど遠く、命題 b-2）は成立しない状況であった。さらに、当事者間の対立は 1999 年から始まり、かつてはファリンティルという組織のもとで戦友でありながら、対峙を繰り返している。治安部門の編成は独立までにはほぼ決定していたことから（田中 2011）、主流派は限られたポストしかない治安部門への編入を受け入れることができるような状態にはなかった。つまり、主流派は交渉を終結して国家機関への編入を認めるよりは交渉を継続することが望ましく、命題 a-2）が成立する状態ではなかった。第 3 者としての国連 PKO は治安維持の第 1 義的責任を負っていたが、CPD-RDTL と主流派間の交渉に積極的に関わらず推移を注視するにとどまり、合意形成や履行に影響を与える行動はとらなかった。このように、一旦は治安部門への編入という選択肢を非主流派が自らとりながら、そのための交渉は決裂し、暴力を回避できるような条件は整っていなかったのである。

国家組織への転換

抵抗運動に寄与したとされる軍事組織ファリンティルの構成要員のうち、グスマンや数名の幹部は主流派に属することとなったが、それ以外は元兵士と認定され、非主流派とみなすことができる。その元兵士らのなかでも中核メンバーは、1999 年末から UNTAET によって兵舎に収容されていた。

主流派の CNRT と非主流派の元兵士の間における政策争点は、国軍への編入そのものであった。実は当初の CNRT は国軍創設に消極的であったが、のちに 650 名ほどの要員を国

軍へ採用することとした (CNRM--; Hood 2006)⁷⁰。この国軍創設が決定する背景にはファリンティルの元兵士らからの強い要望がある (石塚 2008)。その際、ファリンティルを統率したグスマンは、元兵士が収容されていた兵舎における物資が不足して処遇が妥当ではなく、元兵士らの社会生活の保障や名誉付与といった要望が満たされていないことから、「反乱を起こしかねない」と指摘している (King's College 2003)。そこでグスマンは元兵士らの国軍への編入は彼らの要求をみたし、暴力を回避する最善策と考えるようになった。一方、非主流派の元兵士にとって、兵舎に収容されている間は完全な動員解除には至っておらず、次の処遇を待っている状態であり⁷¹、自らの目的を満たすために暴力に訴えることはたやすいことであった。また当時、西ティモール（インドネシアの領域内）へ逃亡した民兵が東ティモールに戻り市民に危害を加える可能性が高まってきており、インドネシア側との間の国境管理を強化するためにも、早急の国軍創設が必要と CNRT は判断した。このような設立決定の経緯を鑑みれば、もともと国軍の創設は想定されておらず、主流派は状況に応じて妥協案を模索していくこととなった。つまり、国軍の創設を巡って主流派の政策の理想点と非主流派の政策の理想点は合致していなかったのである。その背後では、非主流派が反乱を起こすという、信憑性のある脅しを主流派に向けていたことがわかる。

国軍の設立は、兵舎にいた元兵士らにとって処遇が決定したことを意味した。国軍にはグスマン側近のメンバーが選出され、それ以外の中核メンバー1300名は社会再統合プログラム (Falintil Reinsertion Assistance Program: FRAP) への参加が決定した。しかしこうした処置によって FRAP に採用されたメンバーや、FRAP にすら採用されなかつたメンバーは国軍への採用に漏れたことに不満をもち、長年の抵抗運動に対する貢献を認める名誉の付与や恩給、補償制度を所望した。しかし恩給や保障、年金の給付は即断的な実行には至らず、

⁷⁰ 当時、元兵士の数は最大で約3万と推定されたが、兵士の活動の支援者や短期間の関与なども含めた総数と考えられている。国軍への採用過程では、約1,900名が採用検討の対象者となつた (e.g., McCarthy 2002)。

⁷¹ 兵舎からの脱走を模索したメンバーに対し、首都にいたファリンティル幹部 (Taun Matan Luak) は使者を通じて、兵舎に留まるよう指示していた (McCarthy 2002, 31)。

不満を持ち続けたメンバーの一部が CPD-RDTL 等反政府勢力に加わった (Rees 2002; King's College 2003)。その後に生じた 2002 年のディリ騒動並びに 2004 年のディリ騒動については、反政府的な示威活動が暴動に発展したといわれるが、この暴動の中核は L7, AC75, ORSANCO といった元兵士・退役兵士グループとされている。つまり、処遇が満足できるものでないという元兵士、退役兵士の不満が表出した暴動と分析されている (e.g., Scambary 2009; Babo-Soares 2012)。

ここから、前節のモデルに沿ってこの事例を分析する。1999 年に兵舎に収容されたファリンティルの元兵士らは、主流派の判断によって異なる運命を辿ることとなった。元兵士らにとっては新規の国軍への編入が一番望ましい策であったが、この編入から排除されたメンバーは、補償制度などによる社会生活への復帰を強く望んだ。彼らにとって必要なのは彼らの独立運動への貢献に対する社会的認知と生活の糧をもつことであり、主流派とのほかの政策について交渉する必要はなかった。ただし、補償制度の確立や生活支援の政策を実現させるにあたって、彼らに政党化という選択肢はなかった。民主化後に政党として勢力を維持し追求するそのほかの政治的な目的はなかったし、独立運動の主導者であるグスマンの統率のもとに行動していたメンバーであるから、彼ら自身が政党としての組織維持や支持を集めめる組織的能力を持ち合わせているわけではない。つまり、彼らにとっては参加コストが大変高いことから交渉を妥結させることが最優先であった。

しかし、主流派の立場からすると、国軍のポストは数に限りがあった。主流派が CNRT に忠実なメンバーのみを採用したことに対する批判は強まったが (King's College 2003)、採用基準としては 22 歳未満で高校卒業という条件があった (McCarthy 2002, 35; La'o Hamutuk 2005)。主流派がこの基準を設定した理由は、老齢の元兵士や文盲のメンバーと比較すれば、若手で教育のあるメンバーを採用し訓練させることが、長期的にみて最も編入コストが低いからであろう。この若手グループの国軍への編入要望は主流派にとっても妥協できる政

策であり、コミットメントを維持していく用意があった。国軍への編入自体が非主流派にとっての理想政策であり、また主流派には交渉を妥結させたいという思いが一致し、命題a-2) が成立した事例といえる。

ついで、主流派が採用した、国軍編入から漏れたメンバーに対しての次策は、社会再統合プログラムの提供であった。しかし内容のみならず資金が不足しており、該当メンバーに十分な補償や社会復帰を促すプログラムではなかった。したがって元兵士らの要望を満たすことができなかつた（McCarthy 2002）。更に、FRAPにも参加することができない元兵士らも多く存在していたのである。主流派は、元兵士らの全ての要望に応えるだけの能力と資源を持ち合わせていないことから、代替案を立ち上げていくほかなかつた。

彼らの要望を知り尽くしていたグスマンは、元兵士、退役兵士の正確な人数を把握したうえで補償制度を立ち上げることとした。これは、非主流派との新たなコミットメントと捉えることができよう。このコミットメントを実現させるべく、2002年8月に複数の委員会を設立したが、こうした委員会の作業が進み、政府が元兵士への補償付与を履行したのは2006年以降である⁷²。ここから、政策として非主流派は理想ではない代替案を主流派に提示し、主流派がこれに応えることで妥協した形をとったが、主流派はその政策の履行を延期したのである。

主流派にとって補償政策の履行は、資金面不足からたやすいものではなかつた。第3者の国連と国際社会は、補償、恩給制度の立ち上げと履行に関しての十分な支援はしてこなかつた。そもそも、1999年から2002年5月までの間、暫定統治機構として執行権をもつたUNTAETは、東ティモールの政治勢力間の交渉について直接的に関与していない。国軍や警察の要員採用の過程は主流派CNRTに一任された（McCarthy 2003; Shoesmith 2003）。一方、

⁷² 設立された退役兵士の委員会は、Association of Veterans of the Resistance (AVR) と、the Falintil Veterans Foundation (FVF), Ex-Combatants Association である（King's College 2003, para53）。その後、退役兵士の不満は2004年の反政府デモによって顕著に表れた。この際グスマン大統領（当時）主催の対話集会で政府に対し直訴する機会がもたらされたことを機に、退役兵士と元兵士の登録作業が加速し、2006年にメダル授与式が執り行われ、年金制度が設立した（e.g., RDTL 2006）。

兵舎に収容された元兵士らは、彼らへの支援を用意するのは国連をはじめとする国際社会だと考えていた（McCarthy 2002, 30）。しかし国際社会から FRAP に十分な財源は投入されず、グスマンの立ち上げた委員会に対しても積極的な支援は行われていない。むしろ、国際社会はのちに自前の財源での実施を默示的に東ティモール政府に対して勧告している（World Bank 2004）⁷³。東ティモール政府は他に手立てがないとして、国際機関や大使館、支援機関に元兵士、退役兵士らへの財政支援を求め続けていた（Hasegawa 2013, 34）。このように、元兵士に対する処遇の提供という合意履行に対する主流派の措置、外部アクター、あるいは第 3 者の関与は元兵士らにとって十分ではなかった。国際社会からの反応が芳しくなかったため、主流派は自前でコミットメントを果たそうとしたが履行は遅延していった。国軍の加入から排除された一部の元兵士が反政府勢力に加わったのは、こうした合意の不履行に対する不満からであったといえる。主流派と非主流派の間で社会再統合、恩給、補償制度といった妥協策に合意があったものの、命題 a-2) あるいは b-2) が成立しなかったのは、主流派と非主流派の間のコミットメントの実現可能性に対する予想の事前確率 q が低いままであったため、非主流派は暴力を選択したと考えられる。

政党への転換

民主党（PD : Partido Democrático）は、2001 年の制憲議会選挙の 2 カ月前に突如創設された政党である⁷⁴。PD は、インドネシアに対する抵抗運動のなかでも諜報活動に従事した知

⁷³ その後の支援対象を元兵士と一般市民を含んで、短期の雇用創出と職業能力の習得を主要目的とした社会再統合プログラム（RESPECT）への財政支援は主に日本が拠出したが（のちにタイが加わる）、その他のドナーは関心を示さなかった（e.g., Hasegawa 2013）。

⁷⁴ 制憲議会選挙に出馬した政党として注目された他の政党は以下のとおり。第 1 に 1975 年の最初の独立宣言をした Francisco Xavier do Amaral が再結成した ASDT がある。第 2 に PSD (Partido Social Democrata) は、1974 年に設立された UDT の創設者であり、1992 年にインドネシア政府から知事に任命された Mário Viegas Carrascalão が立ち上げた中道右派の政党である。第 3 に 1999 年の直接投票の直前にフレティリンのリーダー格であった Abilio Araújo が立ち上げた PNT (Partido Nacionalista Timorense) がある（e.g., Hohe 2002b; Babo-Soares 2012; Shoesmith 2013）。補遺 4-4 に示した制憲議会選挙の政党別得票結果をみると、上記 3 つの政党に加え多くの少数政党があり分析が可能な対象である。ただし本章の分析の目的を踏まえ、最も主流派に対する不満をあらわしていた政党である PD を選択した。

識人や元学生たちが中心となって立ち上げた政党で、その政治的標的はフレティリンであった。PD の党首フェルナンド「ラサマ」デ・阿拉ウジョ (Fernando "La Sama" de Araújo) は、学生組織 RENETIL (Resistencia Nacional dos Estudante de Timor Leste) のリーダーで、1999 年以来、学生組織が抵抗運動に寄与した功績が十分に認められていないという不満を持っていた (e.g., Babo-Soares 2012)。ラサマとその仲間らは、1975 年の独立宣言に関わった世代とは区別される、インドネシア統治下において教育を受けた若手の世代であると自負していた (De Araujo 2003)。グスマン大統領は、ラサマと同じ刑務所に投獄されていた経験があり⁷⁵、当時若手の世代と唯一接触のある、独立運動世代の人物であった (e.g., Nixon 2012)。1999 年の直接投票に向けて、ラサマを始め RENETIL ら学生組織は、人々に独立派支持を訴えるキャンペーンを展開しようとしたが、その間彼らが接触していたのはグスマンであった (De Araujo 2003)。したがって、PD のメンバーは、グスマンとは一定の信頼関係を有していたが、権力分掌に関わる交渉の際の相手はフレティリンであり、その中心人物であるアルカティリとは事前の接触が皆無であったといえる。

主流派フレティリンと非主流派の PD の間における政策争点は、言語政策であった。ラサマは、フレティリンが掲げるポルトガル語の公用語化が実現すれば、インドネシア下で教育された若い世代が排除されてしまうという危機感を強めていた (King 2003)。PD は、東ティモールの現地語であるテトゥン語の推進を掲げており、これは一般市民の感覚に最も近い言語政策に対する提案であった。2001 年の時点において、東ティモール人の 80% がテトゥン語を、43% がインドネシア語を使用するものの、ポルトガル語を話すのは人口の 5% にすぎない (RDTL 2002, para1.8.)。ポルトガル語は、70 年代までの高等教育を受けていた者、あるいはその後ポルトガル、アンゴラ、モザンビーク、アンゴラといったポルトガル語圏に脱出していったエリートは使用するものの、一般市民には馴染のない言語だったので

⁷⁵ 1991 年サンタクルス虐殺事件後の学生デモに対する責任処罰として、ラサマには 9 年の刑が下された (松野 2002, 167)。

ある。CPD-RDTLといった反政府勢力ですら、公用語にはテトゥン語とポルトガル語の併用を提唱していた。ポルトガル語のみを公用語として採用することには多くの東ティモール人が反対であった。インドネシアほかアジアの国々、豪州など近隣国との社会経済関係を維持しなければならない小国にとって、英語やインドネシア語の習得が重要と考える人も少なからずいた (Kingsbury 2009)。しかし主流派は 2000 年の CNRT の決定を引き継いで、フレティリンもポルトガル語のみの公用語採用を言語政策として掲げ、憲法草案に盛り込んだ (Kingsbury 2009, 93)。CNRT の決定とは、ポルトガル語を公用語とし、テトゥン語を国語として指定するが、公用語への採用については 5 年から 10 年後に検討するというものであった。また、英語とインドネシア語については実用言語 (working language) として採用するとの内容であった (Walsh 2011)。

フレティリンは、1975 年以来の抵抗運動の立役者であるというイメージと知名度を生かして、政治的支持の獲得が可能であると自負していた。アルカティリは、制憲議会選挙前にフレティリンが 80-85% の得票率を見込んでいたと発言していた (King 2003)。さらにアルカティリは、フレティリンが東ティモールの人々の眞の代表であり続けるべきであり、他の政治リーダー、政党あるいは政治機関がフレティリンと同様の地位をもつことはふさわしくないと信じていた (Niner 2007, 122)。そのため、フレティリンは制憲議会選挙での勝利を見越して、同選挙の実施を早め、権力を奪取したいと考えていたのである (Regan 2003, 37-38)。アルカティリをはじめとするポルトガル語圏から帰国したエリートたちが、国連の暫定統治下で東ティモール人を代表する組織として設置された国家評議会 (national council) のポストを占めており (Federer 2005, 90)、その多くがフレティリンに属していた。このような状況から、政治勢力のみならず一般の人々もフレティリンがその政治的影響力が強めていることを認識していた (Wallis 2014, 83)。

ただし、PD は、そうした政治的影響力をもつフレティリンにとって脅威になっていったと考えられる。Hohe (2002b) は、2001 年の制憲議会において、地方で選挙キャンペーンを展開する体力をもっていた政党は、フレティリン以外に、抵抗運動時の諜報活動を担った若者らを惹きつけた PD と、元公務員から人気を得ていた PSD であると指摘する⁷⁶。PD による当時の選挙キャンペーンの手法は、新生国家において実行したい政策を議論するというものではなかった。文盲率の高い地方において短期間で政治的支持を獲得するため、諜報活動で使用していたコードネームを使って党員を呼び合うことで、彼らが抵抗運動にどれだけ貢献したかを訴え、有権者の支持を得ようとする試みであった。こうしたキャンペーンの手法は、独立に最大の貢献をしたフレティリンに対する人々の支持に対して、いかに PD も独立運動への貢献があったかを示すこととなり、フレティリンは PD の存在に一目置くようになった。独立以後も、地方における PD のキャンペーンに対し、フレティリンが「PD はクーデタをおこそうとしている」と反論し、フレティリンのこのような反応にラサマは国連関係者に不満を漏らした (Hasegawa 2013, 78)⁷⁷。PD のキャンペーンは、PD の真意とは別に、フレティリンにとって信憑性のある脅しであったと考えられる。

PD は、他の政党ではない、地方での人的ネットワークを有しており、この点もフレティリンが PD を注視する要因になったと考えられる。例えば PD は、東ティモールの第 2 の都市バウカウで活動する自警団と密接なネットワークを有していた。その指導者であるピント氏 (Manual Pinto) は、当該地域の独立支持派治安部の元リーダーであり、UNTAET 下の

⁷⁶ Chopra (2000) は、1999 年 10 月以降、CNRT は村落選挙を通じて諜報活動を担った Internal Political Front が独自に組織の再結成を始めていたと指摘する。この Internal Political Front に参画していたピント氏が後に PD に参画した。

⁷⁷ 2002 年 5 月の独立以降、フレティリンと野党の政治的対立は深まった。PD, PST を含む 8 つの野党が連合で協定を結び、少数派の意見を顧みないアルカティリ首相や、与党の意見を代弁しようとする国会議長フランシスコ・グテレス(通称ル・オロ)への批判を繰り返した (Smith 2004)。2003 年 3 月には、アルカティリ首相の野党を顧みないとする発言に反発したラサマが政治的表明を発出し、首相の数々の暴言を非民主主義的だと批判した。PD, *Political Statement on 24 March 2003; PD, Strengthening Democracy: Telling the Truth about the Reaction of the Prime Minister and the President of Parliament against PD's Political Statement of 24 March 2003.* <http://www.etan.org/> (最終閲覧日 2015 年 10 月 14 日)

国家委員会の地域代表でもあり、そして PD の地域代表を務めていた (Hasegawa 2013, 39)。さらに PD の所属党員は、人口の 70%が居住する地方において、広範囲に人的ネットワークを有していた (Ryan 2007)。1999 年の直接投票の際に、統合派によるキャンペーンに対抗するため、独立派は戸別訪問をして独立派支持を訴えてきた。そのような地道な活動をしたのが若手活動家であった (De Araujo 2003)。抵抗運動時代の諜報活動や戸別訪問によつて培った人的関係は人々を動員する能力があり、フレティリンにとって脅威となったといえる。このように PD は実力行使の潜在性を併せ持ちはがら、結果として政党としての活動を継続することとした。

フレティリンの自他ともに認める政治的交渉力の高さからみれば、政党としての PD の政治的交渉力への展望は悲観的であったと考えられる。PD は最も若い政党であったにも関わらず、2001 年制憲議会選挙では 7 議席を得て第 2 党に躍進した一方で、フレティリンは 88 席中 56 席を獲得した。つまり、民主化後の政治的交渉力はフレティリン側にあった。この圧倒的支持をもって、フレティリンは既に用意していたポルトガル語で書かれた憲法草案を制憲議会に提出し、憲法に関わる議論を主導した。ただし、憲法草案が制憲議会において可決されるには 60 票が必要であったことから、フレティリンは他党との協力が必要であったが、それには PD ではなく 1975 年以来協力と対立を繰り返してきた ASDT、KOTA、PST との連携を模索し、2002 年 3 月、72 票をもって憲法が確定した (Cotton 2004; Wallis 2014, 107)。制憲議会に限っては、PD に政治的交渉力を拡大できる余地はあったが、PD はフレティリンと組まない限り政治的交渉力を実質的に強めることはできないため、それは非現実的な選択であっただろう。

民主化後に政治的交渉力をもたない PD は、それでも自らの理想に近い言語政策の実現を模索し、結果成功したのである。憲法策定のための市民公聴会は開催されたものの議論の結果は殆ど反映されず、制憲議会内でも実質的な議論はほとんどみられなかつた (Wallis 2014,

305; Molner 2009, 76)。しかし、フレティリンの挙げた草案から変更があった数少ないうちのひとつは、ポルトガル語とテトゥン語の2つが公用語に指定されたことであり、議会内の「若手議員」からの反対意見にフレティリンが歩み寄る結果となった (Wallis 2014, 105)。この変更点は、ポルトガル語の導入を実現させる一方で、PDの言語政策案も取り入れられ、主流派にとって妥協策であった。また憲法には、テトゥン語そのほかの東ティモール内で使われる民族言語を尊重し、発展させることが明記された (RDTL Constitution 2002, section13)。この憲法における国語の制定は、政策争点として掲げていた PD にとって最も重要な成果であつただろう⁷⁸。この成果が表れた要因としては、次の2つが考えられる。第1に、民主化の促進、貧困削減、経済発展、初等教育や農業の推進といったそのほかの主要な政策については選好の類似をみており (e.g., Saldanha 2008)、政策争点の対立はみられなかったことが、両者にとって妥協案を認めやすかったと思われる。第2に PD は、CNRT の政治部門でも活躍し地方に幅広く人的ネットワークを有していたことから、政党としての持続性を十分に満たすことを自負しており、参加コストは十分に低く、交渉の継続を望むようになつたと考えられる。

制憲議会で承認されたこの憲法草案がそのまま合意として履行されるという実現可能性に対する予想を、PD はどういうに高めたのだろうか。学生組織 RENETIL として抵抗運動における功績を認められなかつたこと、地方でのキャンペーンにおけるフレティリンからの妨害などを踏まえれば、PD と主流派の間の信頼関係は芳しくなかつたと考えられる。制憲議会選挙の結果が発表された直後、ラサマは、特定の人物がいくつもの公的ポストを兼職すべきでなく、「この国を統治するのは当分国連であり、フレティリンではない」と述

⁷⁸ 2002年6月、野党のみならず、与党の一部議員も、議会に付される議決案がポルトガル語のみで上程されることから、テトゥン語への翻訳が必要であるとアルカティリ首相に訴えている。Lusa. “Bill Proposals should be translated into Tetum, say MPs.” 27, June, 2002.

べており、独立するまでの国連に対する一定の役割を認めている⁷⁹。Chopra (2000) が指摘するように、UNTAET が東ティモール人の意思を十分に反映しない独断的な意思決定を進めたことについて東ティモール人から不満が表出した一方、政治勢力の間で中立性を維持していた点において、東ティモール人は一定の評価をしていた。憲法制定と公布、独立までの安全確保、その後のプレゼンスを明確に打ち出していた当時の UNTAET は、2001 年の 10 月に事務総長宛の報告書で、ミッションの規模の縮小は余儀なくされるも、2002 年 5 月以降の PKO がどのような支援をすべきかを、軍事部門、文民警察部門、行政支援部門の規模を含め具体的に提案している⁸⁰。こうした提案は、独立後も第 3 者の存在があることを国内外にコミットしたことを見せており、特に 2002 年 4 月の大統領選挙、5 月の独立が平和裏に進むことを予測でき、制憲議会での交渉結果が、無事憲法公布に至ると見越せたことが、PD が暴力行使を回避した要因の一つと考えられる。

前節のモデルの分析に沿うと、PD の政党への転換は、命題 a-1) が成立したことを示している。非主流派である PD の地方における影響力は、フレティリンに一定の脅威をもたらした。この脅威が存在したことにより、PD が民主化後の政治的交渉力をもたないにもかかわらず、主流派の理想点ではない言語政策案を非主流派が提示し、主流派がそれを憲法草案に盛り込むという合意が成立した。このコミットメントの実現可能性を高めたのは、独立前後の駐留を確定させていた第 3 者介入である PKO の存在であったと考えられる。

事例間比較

モデルの均衡解から、暴力による脅しが存在しても、非主流派の武力維持の回避が可能であることが明らかとなった。ただし、その実現には複数の条件を満たさなければならぬことも示された。

⁷⁹ ETAN. "Fernando Lasama: PD not yet Contacted on Cabinet Composition (Suara Timor Lorosae, front page)," *East Timor Headlines*, 11 September, 2001.

⁸⁰ <http://www.etan.org/et2001c/september/09-15/11ethead.htm#Fernando Lasama> (accessed 14, October, 2015)

⁸⁰ UN Document A/2001/983, 18 October, 2001.

両者にとって暴力行使に係る負担が十分に小さいとき、特に非主流派は、必ず暴力を起こすのだという主流派に対する脅しに信憑性をもたせることができる。そのなか、2つの状況において非主流派が政党へと転換することが分かった。ひとつは、主流派が与党となることが確実であり非主流派は政治的交渉力をもたないが、主流派が政策面で妥協することで得られた合意が履行されると非主流派が見込んだ場合である（命題 a-1））。2つ目は、主流派の政治的交渉力は完全でないが、非主流派が主流派の理想点を提案し、議会での交渉継続を望む場合である（命題 b-1））。同じく、以下の2つの状況において、非主流派は国家機関へ編入する。主流派が政策面で妥協しても非主流派との交渉継続を断じて望まない場合（命題 a-2））、あるいは非主流派が、主流派の理想の政策に妥協しても、一回限りの交渉で決着をつけたい意思がある場合である（命題 b-2））。そしていずれのケースにもある共通条件は、政策争点に関するコミットメントの実現可能性が高いと非主流派が見込むことである。権力分掌に関わる交渉を通じて、以上のいずれかの条件が満たされなければ、非主流派はやはり武装維持が得策だと判断し、暴力手段を採用するのである。

本節は、このような均衡解から明らかになった条件をもとに、3つの非主流派と主流派間の交渉経緯を捉え、CPD-RDTLによる武装の維持、元ファリンティル兵士による国家機関への編入、PDによる政党への転換を分析した。非主流派による暴力による脅しに信憑性があるなか、主流派との交渉が決裂した CPD-RDTL や元ファリンティル兵士の一部は、暴力を選択した。その一方、交渉の末、国軍への加入を遂げた若手兵士のグループや、PDによる暴力の可能性を回避できたことが明らかとなった。いずれの非主流派も、政党化した後の議会内の政治的交渉力は無に等しいことから、政策争点については民主化後の議会内の解決が難しい見通しがあった。だからこそ民主化以前の交渉で政策決定を有利に進められるように交渉することが非主流派にとって重要であった。

CPD-RDTL の武装維持の決定は、交渉自体が成立しなかったことに起因する。CPD-RDTL には、その政治的信条から政党への転換という選択肢はなかった。そこで治安部門への編入という選択肢を提示して一旦、主流派と交渉を試みたものの主流派は提示された交渉案を受け入れられず、CPD-RDTL は暴力を選択した。CPD-RDTL の望む独立回避、国軍への編入という組織変換の政策に関し主流派と妥協案が見いだせないこと、そして、国軍編入という問題をとりあえず先送りにせざるを得ないという主流派の意思が固かつたことが、武装の維持に至った要因として挙げられる。

元ファリンティル兵士らに対する主流派の対応は、若手グループとそれ以外のグループの間で分かれることとなった。主流派は元兵士らの治安部門への編入への要望に対し、自前の資源が許す限りの妥協案を提示したものの、元兵士の不満を吸収しきれなかった。主流派は国軍の創設そのものに消極的であったが、国軍への編入を熱望する元兵士らの状況からその反乱の可能性を考慮して、創設すること自体が妥協案となった。若手兵士の国軍への編入は、限りある国軍のポストの用意が可能ななかで、主流派にとって最も編入コストが低い相手であったことにより実現したのである。この帰結では、将来に自分に降りかかる負担を最小限にして編入を認める相手を選択していることが分かる。

他方、国軍への編入の要望が満たされなかつた兵士への社会再統合プログラムの未熟性、あるいは補償、恩給制度の施行遅延は、合意の不履行とみなされ、これに不満であった一部の元ファリンティル兵士が反政府勢力に加わっていった。もともと主流派と非主流派は独立運動を共に戦ってきた元仲間であり、主流派が非主流派の要求を当初から注視していたにもかかわらず、彼らの武力の維持を回避できなかつたのである。主流派と非主流派の関係は歴史的に良好であったのだが、交渉の末、合意の履行の実現可能性に対する予想が低くなり、非主流派は暴力を選択したのである。この事例分析は、元兵士への支援プログ

ラムに対する財政支援という外生的な要因によって、コミットメント実現可能性に対する予想を高められる余地があったことを示している。

政党へ転換した PD は、政治的交渉力が限定されており、憲法制定の議論を主導できない立場であった。従来の理解では、そのような少数派は政党への転換には悲観して暴力を政治手段に選びとったであろう。しかし、ポルトガル語のみの公用語制定に強い懸念を抱いた PD は政党化への意思を強くもち、主流派から妥協案を引き出そうとした。これを可能としたのは、PD がもつ全国に跨る人的ネットワークであり、これが主流派に対する信憑性のある脅しとなり、政策争点であった憲法におけるテトゥン語の公用語制定を実現させた。そして、この合意を憲法公布にまで至らせたのは、独立前後に駐留する国連 PKO のプレゼンスであった。主流派のフレティリンと PD は、同じ CNRT に属していたものの、当初から信頼関係は薄く、歴史的な経験から合意履行の実現可能性に対する予想は低かった。しかし第 3 者の存在が、この予想を高める役割を果たしたと考えられる。

最後に、コミットメントの実現可能性を高める外生的要因について指摘しておきたい。本章における分析の結果、交渉当事者間でなんらかの合意に達した場合、第 3 者が非主流派のコミットメントの実現可能性に対する予想を高める役割をもつことが確認できる。元ファリンティル兵士が参加する社会再統合プログラム、補償制度、恩給などに対して、国際的な財政支援を拡充することは、合意の履行の確実な実現を可能にしうる措置であった。選挙と独立前後における平和維持の役割をもつ国連ミッションの駐留は、PD と主流派間の合意履行を確実に進める役割、つまり憲法公布に至るという確信を非主流派にもたらす機能があったと位置づけられる。こうした分析を鑑みれば、第 2 節で論じたように、先行研究で論じられていた、交渉当事者の安全確保に関する不安への対処だけではなく、政策履行のための財源の不安や、歴史的経験からくる不信の除去が、第 3 者の役割になりうることが指摘できる。

第 5 節 結論

平和な環境を整備するにあたって、各政治勢力が暴力から非暴力へと政治手段を転換することは、学術上も政策上も理想的とされ、そのような環境整備には第 3 者も含めた努力がなされてきた。それにもかかわらず政治勢力が暴力を生み出すのはなぜかという疑問に対し、本章は、権力分掌の交渉に直面する政治勢力がもつミクロな視点を導入し、彼らが抱える組織的転換の選択肢と意思決定に関わる制約を提示して答えようとした。このとき、多くの先行研究では別個に議論されていた、民主化に伴う政党への転換と、国家建設に伴う治安部門への編入はともに、暴力の維持という選択肢とならんと、民主化と国家建設が同時進行する場合の組織転換の選択肢であると考察し、政治勢力にはその 3 つの選択肢があることを前提に議論を進めた。

本章は、政治勢力が、民主化に加えて国家建設が進む状況下で明らかになってくる自分たちの将来像を見据えて、暴力を採用するか否かを決定することを示した。彼らにとって、内戦終結直後に武力を手放すことは、自らの安全確保のことを勘案すれば相当のリスクである。また、政党への転換や国家機関への編入という組織的な転換にもコストが生じる。そのような制約があるうえ、かつお互いが暴力手段を扱うことに負担がかかるない状況は、暴力を生み出しやすいことが分かる。しかしながら、このような状況においても暴力を回避することは可能である点も本章は指摘した。主流派が政策争点では妥協しても、民主化後の議会における政治的交渉力を掌握できる場合、あるいは非主流派が政策争点では妥協してでも、議会のなかで主流派との交渉を継続したいという意思がある場合、非主流派は政党への転換を決定する。また、主流派が政策争点では非主流派に譲ってでも交渉継続を全く望まない場合、あるいは非主流派が、政策争点では主流派に妥協してでも一回限りの交渉で決着をつけたい意思がある場合に、非主流派は国家機関への編入を選択することが明らかになった。ただし、非主流派が抱える、治安や経済状況の悪化、財源不足などから

生じる合意の履行への不安を拭い去るためにには、政策争点に関する合意が確実に履行されるという楽観的な予測あるいは確信をもつことが必要であり、これも暴力を回避する条件となる。

本章の分析は、次のような示唆を導き出した。第1に、交渉の結果生じるコミットメント問題を解消するには、上記に示したように複数の条件が揃わなければならない。主流派、非主流派の双方にとって、暴力を回避することはそれなりの負担を伴うのであり、それを負担しても暴力を回避したいとアクターが考える条件を満たすことは、必ずしも容易ではないのである。したがって、先行研究も指摘するように、コミットメント問題の発生から政治暴力が生じることは、珍しくない現象であると思われる。

第2に、しかしながら、紛争後社会における暴力再発の回避は、決して不可能ではないことが明らかとなった。コミットメント問題の緩和・解消の方法として、非主流派は、信憑性のある脅しを主流派に与えることができれば、民主化後の議会における政治的交渉力がなくとも、主流派から妥協を引き出したい政策に合意を取り付けることができる。この合意が確実に履行されるだろうと見通すことができれば、非主流派は政党化を選ぶのである。従来の議論では、もし非主流派が、政党化か武装の維持という2者択一のなかで組織転換を決定すると捉えれば、議席を得られる見込みのない勢力は、暴力でしか政治的主張を訴えることができないとされていた（Shugart 1992）。一方本章では、国家建設を含め、政策争点を事前に交渉して組織転換を決定するという状況を捉えると、非主流派は議会での政治的交渉力がなくても、妥協策を引き出して政党化を採用することが明らかになった。東ティモールでは、PDが言語政策について主流派と合意を取り付けた。ここから合意がPDの政党化が成功した要因は、PDがもつ人的ネットワークにより信憑性のある脅しを示すことができ、また、憲法が公布されるという確実な合意履行の見通しがあることであった。

第3に、主流派は自分に最も負担がかかるないように、非主流派の希望する国家機関への編入に同意する。つまり、主流派は数ある治安部門への編入希望のなかから、歴史的に良好な関係をもつ勢力の希望を受容するのではなく、主流派が抱える将来の国家建設の課題に見合った勢力を冷静に選ぶのである。東ティモールのケースでは、主流派の戦略的な選択により、ファリンティルの若手グループが国軍に採用され、それ以外のグループの希望がかなわなかったことを示した。一方非主流派も、盲目的に理想の政策を追求するのではない。政党への転換に悲観的であるほど、つまり政策争点を民主化後の議会で交渉する力がないと見通すと、主流派の政策案に妥協しても、事前の交渉で政策争点に決着をつけようとする。ただし、その政策の実現を見越せなければ非主流派は暴力を選択することに、主流派は留意しなければならない。

第4に、コミットメントの実現可能性に対する予想を誰がどれだけ改善できるかについては、非主流派がもつ不安に適切に対処しうる方法が存在することが明らかとなった。また、本章の分析結果からはそれまでの主流派と非主流派の関係に過信をしてはならないことが明らかになった。東ティモールのケースでは、抵抗運動の仲間同士であったように2者の間の歴史的な関係が良好であっても、コミットメントが暗黙的である場合、財政の確保という合意の実現可能性に対する予想が悪化して武力維持を決める勢力が生まれたことを確認した。つまり、コミットメント問題の緩和・解消に向けて、合意履行の実現可能性を高める努力はそれまでの信頼関係の良好度に關係することなく必要であると考えられる。そして本章はその努力の質について議論を深める余地はないが、東ティモールの事例分析を通じて明らかになったことは、少なくとも傍観的な第3者の存在だけではコミットメントの実現可能性を高めるには不足であることだ。東ティモールでは、1999年の直接投票以来、第1回目の選挙と国家建設に向けて政治勢力間の交渉が活発化した。国連あるいは国際支援機関などの第3者は、民主化の実現という側面ではコミットメントの実現可能性を高める存在

であったが、治安部門の創設という別の側面では、コミットメントの実現可能性を促進させるような存在ではなかった。理論上第3者とは、必ずしも国際支援である必要はないが、市民社会が国家に対する監視機能を十分に果たしにくい紛争後社会においては、第3者がその主要な機能を担うことがある（Wantchekon 2004）。分析結果から得られる示唆のひとつは、このような紛争後社会における第3者の役割を探るにあたっては、交渉ごとに何が交渉当事者の不安をかき立てているのかを見極める必要があるのではないか。

第5に、政党の転換（民主化）と国家機関への編入（国家建設）の間の関係については、決して一方の成功が他方に負の影響をもたらす、あるいは負の影響を及ぼしあうというような排他的な関係ではない。第2章で確認した従来の研究では、民主化と国家建設を同時に進めると対立を促進させるばかりであるので、同時に進行させることには悲観的な議論が主流であった（e.g., Rokkan 1975; Tilly 1975; Paris 2004; Rose and Shin 2001; Wantchekon 2004; ダール 2014）。しかし、本章の分析結果は、各勢力が志向する政策争点や、コミットメントの実現可能性に対する予想を改善させる方法は異なることから、それぞれの権力分掌の交渉に工夫を加えることで、政党の転換、国家建設の創設のいずれも成功する可能性を示している。つまり、紛争後社会における民主化と国家建設を始めるにあたっては、個別の権力分掌の交渉とその交渉結果から生じる合意の履行を慎重に行えば、暴力を抑制できる展望があることを示唆している。

今後の研究課題としては、大きくわけて、モデルの前提と現実の間に観察される差異を改善していくことと、モデルの検証を拡張することが考えられる。モデルの前提のひとつは、ある勢力が特定の組織に転換することを想定していた。他方、パレスチナのハマス、南スーダンのSPLA/M（Sudan People's Liberation Army/Movement）、アフガニスタンのHezb-e Islamiにみられるように、ひとつの勢力が政治部門と軍事部門を両方打ち立て、非暴力と暴力を使い分けている勢力が実在する。このような状況を分析するには、モデル上では混合

戦略を導入することによって、政治手段の使い分けをする勢力の分析が可能であると考える。第2に、モデルはプレイヤーが2者であることを想定していたが、3者以上のプレイヤーがある政策を巡って競争する場合もある。そのような場合の均衡を分析する余地も残されている。最後に、本論文が構築したモデルの帰結に対する検証は東ティモールに特化していたが、その他の事例分析を増やし検証に強靭性をもたせることによって、モデルに基づく議論を深められるだろう。また、第3者の役割を加えて分析することによって、紛争後社会における暴力回避の方策に関し、より具体的な分析も進められると考えられる。今後はモデルの精緻化および事例分析を追加することにより、本章の分析結果をもつて理論的、政策的議論に寄与することが可能になると思われる。

本章のモデルと事例分析から得られた結論を踏まえると、国家建設が途上である場合に民主主義体制が政治暴力を抑制する効果を發揮しえないのは、政治勢力が政党への転換あるいは治安部門への編入といった組織的転換を迫られるが、その組織的転換よりも武装を維持するほうが得策と考えるためである。民主化、国家建設の本格化に向けて、内戦終結直後から始まる主流派と非主流派の間における権力分掌に関する交渉は、非主流派の組織的転換を決定づける過程である。この過程のなかで、武装の維持自体のコストが他の組織転換と比較して低いことが自明であり、権力分掌にかかる合意の履行が確実であるという見込みがないと、やはり武装の維持が最も得策であると非主流派は判断するのである。そして、この暴力を抑制しうる対処法はあるものの、両者にとってコストのかかることであり、容易には暴力を回避できない。このように、民主主義体制の導入と国家建設が開始すると、こうした新しい政治的競争の場の転換に対応した結果、暴力手段を選択する政治勢力があらわれる、という点が明らかになったといえよう。

【補遺 4-1】命題 1 の証明

主流派が交渉の機会を提供しなかった場合、最終ノードで非主流派は 2 つの選択肢があり、

$$C_F + p < \delta \quad (4-1 \text{ 式})$$

を満たすと、非主流派武装の維持を選択する。また、主流派が政策群 x を拒否した場合、最終ノードで非主流派は 2 つの選択肢があり、

$$C_F + p < 1 \quad (4-2 \text{ 式})$$

を満たすと、非主流派は武装の維持を選択する。

一方、主流派は、 $0 \leq (1 - p) + C_L < 1$ において武力の維持を選択し、 $(1 - p) + C_L > 0$ において主流派は非主流派の政党あるいは国家機関への編入を好むことから、

$$0 < (1 - p) + C_L < 1 \quad (4-3 \text{ 式})$$

が、重複する条件である。したがって、4-1 式あるいは 4-2 式、および 4-3 式が満たされれば、非主流派は主流派に対して暴力を講じるコストが十分に小さく、また主流派も非主流派に対して暴力を講じるコストが十分に小さいため、暴力が発生する条件が成立する。ただし、4-3 式は、主流派が同時に非主流派の政党あるいは国家機関への編入を好む条件でもある。

非主流派が武力を維持し、暴力が発生するのは、4-2 式、4-3 式に加えて、主流派の条件について、 $(1 - p) + C_L < (1 - \delta)\theta_L x q$, $(1 - p) + C_L < (1 - \delta)(1 - r(1 - x))$ 、および $(1 - p) + C_L < (1 - \delta)$ が満たされるときである。ここから、

$$0 \leq \delta < 1 \quad (4-4 \text{ 式})$$

および

$$0 < x \leq 1 \quad (4-5 \text{ 式})$$

が明らかになり、4-2 式、4-3 式、4-4 式、4-5 式が満たされるとき、交渉の末、非主流派は武力を維持する。

交渉の末、非主流派が政党への転換あるいは国家機関への編入を選択するには、4-4式および4-5式から、

$$0 \leq x \leq 1 \quad \text{かつ} \quad \delta = 1 \quad (4-6\text{式})$$

もしくは

$$x = 0 \quad \text{かつ} \quad 0 \leq \delta \leq 1 \quad (4-7\text{式})$$

を満たさなければならない。そのうえで、非主流派がもつ最終ノードである

$$1 - q(1 - \theta_F(1 - x)) > \delta(1 - xr) \quad (4-8\text{式})$$

が満たされれば、非主流派は政党へ転換する。4-8式が満たされない場合は、非主流派は国家機関へ編入する。他方、主流派が非主流派の政党化を望むには $E_L(r) > -(1 - p) - C_L$ 、
 $E_L(r) \geq 0$ 、 $E_L(r) \geq -(1 - \delta)$ 、 $(1 - p) + C_L > 0$ が満たされることが必要である。これらの条件式より、以下の2つの状況における条件が成立すれば、非主流派は交渉の末、政党化を選択する。

① 4-6式が成立しているとき、非主流派の条件は、3-3式に $\delta = 1$ を代入して、

$$1 - q(1 - \theta_F(1 - x)) > (1 - xr)$$

より、

$$0 \leq r \leq 1$$

が得られる。以上の条件が満たされたとき、非主流派が政党化を選択する。

② 4-7式が成立しているとき、非主流派の条件は、4-3式に $r = 1, x = 0$ を代入して、

$$1 - q(1 - \theta_F) > \delta \quad (4-9\text{式})$$

が得られる。以上の条件が満たされたとき、非主流派が政党化を選択する。

非主流派の最終ノードの条件 3-8式が満たされなければ、交渉の末、交渉が終結し非主流派は国家機関に編入する。主流派が非主流派の国家機関への編入を選好する条件として、

$E_L(q) > -(1-p) - C_L$ 、 $E_L(q) \geq 0$ 、 $E_L(q) \geq -(1-\delta)$ 、 $(1-p) + C_L > 0$ が満たされるとき、以下の4つの均衡がある。

① $0 \leq x \leq 1$ が成立しているとき、非主流派の条件は、

$$1 - q(1 - \theta_F(1 - x)) \leq \delta(1 - xr)$$

が得られる。以上の条件がみたされたとき、非主流派は国家機関へ編入する。

②3-7式が成立しているとき、主流派の条件は、

$$0 \leq \delta \leq 1$$

$$0 \leq r \leq 1$$

このとき、非主流派の条件は $x = 0$ を代入し、

$$1 - q(1 - \theta_F) \leq \delta$$

が得られる。以上の条件がみたされたとき、非主流派は国家機関へ編入する。

③ $\theta_L = 0$ のとき、非主流派の条件は、

$$1 - q(1 - \theta_F(1 - x)) \leq \delta(1 - xr)$$

が得られる。以上の条件がみたされたとき、非主流派は国家機関へ編入する。

④ $q = 0$ のとき、 $\delta = 1$ および、 $x = 1$ または $r = 0$

このとき、非主流派の条件は、

$$1 \leq \delta(1 - xr)$$

が得られる。以上の条件がみたされたとき、非主流派は国家機関へ編入する。

【補遺 4-2】交渉の機会がない場合、および現状維持の場合の均衡条件

非主流派が 4-1 式の条件を満たし、主流派が、 $-(1-p) - C_L \geq 0$ 、 $-(1-p) - C_L > E_L(q)$ 、 $-(1-p) - C_L > E_L(r)$ の条件を満たすことが、交渉の機会がないまま、非主流派が武力を維持するための条件となる。しかし、全ての条件が揃うと、 $C_L = 0$ および $p = 1$ が成立条件

とあるが、これらの条件は $0 \leq \delta < 1$ を成立させることができないので、交渉がなく、非主流派が武力を維持するという均衡は存在しない。

非主流派の条件 4-1 式が満たされないが、主流派の条件 $-(1 - \delta) \geq -(1 - p) - C_L$, $-(1 - \delta) \geq 0$, $-(1 - \delta) \geq E_L(q)$, $-(1 - \delta) \geq E_L(r)$ を満たすことが、交渉がなく、非主流派が政党化するための条件となる。ここから、 $\delta = 1$ かつ $x = 1$ が、交渉がないまま、非主流派が政党化する条件である。

非主流派が 4-2 式の条件にあり、主流派が $0 > E_L(q)$, $0 > E_L(r)$, $0 > -(1 - \delta)$ という 3 つの条件を満たすことが、交渉の末、現状維持を決定する条件である。ここから、 $0 < x \leq 1$, および $0 \leq \delta < 1$ が得られる。

【補遺 4-3】国家機関への編入にかかる均衡条件

$q = 0$ の状況であっても政策が受容され、非主流派が国家機関への編入を決定する均衡が存在する。 $q = 0$ の状況下でも非主流派が交渉の妥結を選択する条件とは、社会からの支持が皆無であるという条件のもと ($\delta = 1$) 、政党になったとしてもコミットメントの実現可能性が全く見いだせない状況の場合 ($r = 1$) 、あるいは政策が主流派の理想点 ($x = 1$) にある場合である。

【補遺 4-4】2001 年東ティモール制憲議会選挙の結果 (Babo-Soares 2002)

	議席配分 (全体)	得票率	議席配分 (各県代表)	得票率
FRETILIN	43	57.37%	12	92%
FD	7	8.73%	0	
PSD	6	8.19%	0	
ASDT	6	7.85%	0	
PDC	2	1.98%	0	
UDT	2	2.36%	0	
PNT	2	2.20%	0	
KOTA	2	2.13%	0	
PPT	2	1.78%	0	
UDC/PDC	1	0.66%	0	
FL	1	1.10%	0	
PST	1	2.01%	0	
APODETI	0	0.60%	0	
PARENTIL	0	0.60%	0	
PTT	0	0.60%	0	
PDM	0	0.60%	0	
無所属			1	
合計	75		13	

FRETILIN (Frente Revolucionária do Liberatação Nacional de Timor Leste : 東ティモール独立革命戦線)、PD (Partido Democrático) 民主党、PSD (Partido Social Democrata) 社民党、ASDT (Associação Social Democrata Timorense) 社会民主協会、PDC (Partido Democarata Cristão) 民主キリスト党、UDT (União Democrática Timorense) ティモール民主連合、PNT (Partido Nacionalista Timorense) ティモール愛国党、KOTA (Klibur Oan Timor Asuwain) ティモール闘士連合、PPT (Partido do Povo de Timor) ティモール大衆党、UDC/PDC (Partido Democrata-Democrata Timorense) ティモール民主・キリスト教党、PL (Partai Liberal) 自由党、PST (Partido Socialista de Timor) ティモール社民党、APODETI (Associacao Popular Democratica de Timor Pro Referendo) 、PARENTIL (Partido Republica Nacional Timor Leste) 東ティモール国家統一党、PTT (Partido Trabalhista Timorense) 、PDM (Partai Demokratik Maubere) マウベレ民主党。

第 5 章

紛争後社会における指導者による暴力

第 1 節 導入

本章は、前章に引き続き、本論文の問い合わせの後半部分に該当する「民主主義体制がなぜ政治暴力を抑制する効果を発揮しないのか」にこたえるため、主流派側の政治暴力の発生の因果メカニズムを探る。前章では、権力分掌の交渉の結果生じる、非主流派による政治暴力の発生に焦点をあてた分析を行った。他方、本章は、国家の治安維持能力の構築が途上であるという紛争後社会の特徴を捉え、一定の治安維持能力を獲得した主流派が、なぜ過度な実力行使を起こすのかを分析する。

本章では、東ティモールの 2006 年騒擾の分析を通じて、選挙が近づくにつれ、政治的支持を得たいという指導者が、有権者のもつ法の支配の認識を見誤ることにより起こす実力行使が存在することを主張する。2006 年騒擾は、待遇に不満をもつ兵士の反政府的行動に対し政府側が鎮圧を試みたが、治安の悪化を余儀なくされた。実力行使の質的な問題を問われ、指導者のマリ・アルカティリ首相が自ら辞任したことにより事態は収束したが、指導者にとっては、政治的地位を失うという致命的な結果となった。ここから生じるのは、なぜ政治生命を重要視するはずの指導者が、政治的支持を失ってしまうような実力行使を続けるという帰結に陥るのか、という疑問である。この疑問に対し本章では、指導者は、有権者からの業績評価が低いほどより高い評価を得ようとし、自分が追求したい超法規的な治安維持政策を採用する、と考える。その政策が有権者の法に対する認識と大きくずれが生じるうえ、その政策実行が本来の目的である治安維持を達成することができなくなつ

た場合、さらに低い評価を得てしまう、と論じる。このように本論文は、指導者は業績評価の回復を賭けて自分の理想の政策を追求することで、暴力を生み出していくという因果メカニズムのモデルを提示する。このフォーマルモデルを用いて、アルカティリ首相が採る治安維持政策が、有権者の法に対する認識を見誤っており、超法規的な実力行使を追求した点を解明することを試みる。

以下より第2節は、東ティモールの2006年騒擾を概観し、先行研究を踏まえて本論文がもつ分析視角を提示する。そして、競争的で自由・公正な選挙の実施（民主化）と国家が国内の治安を維持し暴力を統制する能力の構築（国家建設）が進むなかで、指導者が暴力を発生させうる制度的環境を検討する。特に、紛争後社会では法の支配が確立していないために、指導者と市民の間では統治機構の行動基準に対する認識にずれが生じうることを指摘する。第3節は、指導者による暴力が生起するまでの因果メカニズムを検討する際に分析の核となる、選挙の懲罰制度、能力評価と有権者によるモニタリング、そして起死回生のギャンブルという3つの議論を紛争後社会の文脈にあてはめて論じる。第4節は、フェアロンの選挙アカウンタビリティのモデルを援用して、因果メカニズムのモデルを提示する。第5節は、提示したモデルを用いて、東ティモールにおける2006年の騒擾において、指導者が暴力を選択するメカニズムを解明する。第6節は、結論と今後の課題を述べる。

第2節 紛争後社会における法の支配と指導者による暴力

本節では、2006年に起きた騒擾の事実関係を確認したうえで、なぜこの騒擾が生起したかの先行研究を概観し、本研究の分析視角を提示する。そして、紛争後社会における法の支配について議論し、指導者による暴力を有権者との関係で論じる重要性を指摘する。

第 2-1 節 2006 年騒擾の概観と先行研究、本論文の位置づけ

騒擾の発端は、2006 年 2 月に国軍内部の差別待遇を不満とし政府へ陳情した兵士と市民が起こした示威活動にある。3 月には、陳情兵士の国軍解雇を政府が発表したことにより同兵士の一部（以下、陳情兵士グループ）が兵舎を脱出し、若者や反政府組織を伴って 4 月に首都ディリにおいて平和的示威活動を実施する。しかしこの示威活動が暴動に発展する。5 月以降、別の兵士一派が陳情兵士グループに合流、国軍基地を襲撃し政府側と対立した。また、ギャング集団による放火、投石のほか、各地で国家警察と国軍の銃撃を含む対立が先鋭化した。この銃撃戦の拡大の要因として持ちあがった、特定の市民グループへの武器譲渡の責任から当時の内務・防衛両大臣が罷免されたのち、その武器譲渡の指示者としてアルカティリ首相（当時）に疑惑がもちあがり、責任問題を問われるようになった⁸¹。国内外から辞任を求める圧力が日増しに強くなり、6 月末、同首相は当事件の犠牲者と自らを称して辞任した。

国連の独立調査委員会報告書（以下、国連報告書）によれば、2006 年 4 月から 7 月までの間に合計 38 名の死亡が確認されている。このうち 23 名が市民、7 名が国軍兵士、2 名が警察要員であった（OHCHR 2006, para.100）⁸²。この死者数の数値は、学術上「内戦」と定義される政治暴力の対象とはならない。しかしながら東ティモールにとってこの騒擾は、警察組織が機能不全となり、豪州軍を核とした国際部隊が投入され、人口の 10 人にひとりが国内避難民となるまでに至る国家の危機であった。2006 年騒擾は、陳情兵士の懇願に始

⁸¹ アルカティリ首相の首相在任期間は 2002 年 5 月から 2006 年 6 月 25 日までであり、本論文ではこの在任期間中の暴力に分析の焦点をあてている。在任期間外におけるアルカティリの発言を引用する場合もあるが、簡便上本論文では「アルカティリ首相」と記す。

⁸² 負傷者は 69 名であり、内訳は 37 名の市民、23 名の警察要員、7 名の国軍兵士、2 名の国連警察（UNPOL）要員。

まり、4月の暴動化を反政府的行動と認識して政府は対応したものの、多くの市民を巻き添えにする帰結を引き起こしたのである⁸³。

ここから、この騒擾がなぜ起きたのかを分析する2つの先行研究を概観し、本論文もつ分析視角との関係を確認する。第1の先行研究である国連報告書では、2006年騒擾の主要な原因は、国家機関と法の支配の脆弱性であると結論づけている(OHCHR 2006, para.2)。より具体的には、ガバナンスの構造と指揮命令系統が崩壊した、あるいは規定通りに規則が運用されず、責任の所在が曖昧となり、法的枠組みの領域外で暴力への対処がなされたことが問題であると言及している。国連報告書は、責任の所在は主に治安機関にあるという分析のアプローチをとっている。その理由は、暴力を起こした当事者に警察官や軍人が含まれており、治安機関が暴力発生を適切に処理できなかつたからである。また、その治安機関の責任者やリーダーに対して暴力の発生に関わる責任があると同報告書は付け加えている。さらに各暴力に警察、国軍が適切にできなかつた理由に、警察や国軍の人的資源の不足や組織の指示系統が崩壊したことを挙げ、各機関の機能が不全であったと分析している(OHCHR 2006, para.148, 157, 158)。機能の不全とは事件当時に俄かに発生した問題ではなく、包括的な規制の枠組みが欠如しており、制度がもつメカニズムを(アクターが)無視したことを探す(OHCHR 2006, para.221)。

国連報告書の指摘は、誰が暴力の行為者であったかの特定は可能な部分もあるが、誰が暴力の首謀者であるかを明らかにすることに主眼をおいておらず、未熟な制度を様々なアクターが用いた結果、暴力が発生した点を強調している。この主張では、各アクターがどのように未熟な制度を認識して、暴力の発生に至ったかが疑問として残る。そして、未熟な制度がその質を変えずに存在してきたのであれば、なぜ2006年の騒擾がその特定の時点で発生したかは、制度だけを要因とすると説明することは難しい。

⁸³ 事後、アルカティリ首相は「綿密に計画されたクーデタ」と一連の事件を位置づけている(FRETILIN 2006a, 2006b)

もうひとつの先行研究は、リーダーシップが権力強大化を図ったことが騒擾発生の要因と主張している。2002年から当地の国連ミッションの副事務総長特別代表、2005年から特別代表となった長谷川祐弘は自身の著書の中で、長年に亘るグスマン大統領とアルカティリ首相の権力と権威を巡る抗争を、2006年騒擾が発生した主要な理由のひとつとして挙げた。長谷川は、アルカティリ首相の制度内における権力強大化に対し、2つの段階を経てグスマンが不信を強めて首相を辞任に追いこんだ、と分析している（Hasegawa 2013）。第1段階目は、グスマン大統領は国軍最高司令官であり、同大統領の統括領域と認識されていた国軍（Falintil-FDTL）を、4月28日の騒擾にグスマン大統領の了解を取らないまま出動させたことである。第2段階目は、5月中旬の与党フレティリンの党大会の事務局長選出において、秘密投票の予定が拳手による投票にとってかわったことである。この時点でアルカティリ首相の権力への固執が明らかとなって、グスマン大統領の不信を強めたという。このまま放置すれば、アルカティリが独裁者となって民主的ガバナンスの原則が損なわれてしまうとグスマン大統領は考えた、と長谷川は分析する。そして、5月末に発生した国軍と警察の銃撃戦に使われた武器のなかに、アルカティリ首相の指示によって流出した警察の武器があるという疑惑が高まると、グスマン大統領は首相が辞任しないのなら自らが大統領職を辞任するとの脅しを首相にかけた（Hasegawa 2013,149）。これをうけて、6月末にアルカティリ首相が「大統領の辞職を回避するため」を理由のひとつとして挙げて辞任した⁸⁴。Hasegawa（2013）の分析は、アルカティリ首相の権力強大化を試みる行動が民主主義の原則を逸脱し、それをグスマン大統領が許容しきれなくなった過程に焦点をあてている。

指導者アルカティリに問われた責任のなかで、最も決定的な問題は国家警察の活動の一部を市民グループに任せた、特に武器譲渡を直接指示したのではないかとの疑惑である⁸⁵。

⁸⁴ The Age. "Alkatiri's Resignation Speech – World" theage.com.au （最終閲覧日 2014年1月14日）

⁸⁵ アルカティリ首相やフレティリンは、2006年に生じた各事件の認識について、国連報告書がいくつかの重要な事実を削除しており、国連報告書が自ら設定した（4月と5月の事件のほか関連する事件の事実関係と状況、刑事責任の所在を明らかにするという）目的を果たしていない

武器の不適切な管理は致命的な制度上の失敗とされ、内務大臣、防衛両大臣は問題が発覚後直ちに罷免され、アルカティリ首相が辞職に追い込まれる原因のひとつとなった（OHCHR 2006, para.160）。ここで浮かぶ疑問は、リーダー層にとって政治的地位を失うことは望ましくない帰結のはずでありながら、なぜそのような帰結に追い込まれるような暴力を助長させる行動を選択したのであろうか、である。

アルカティリ首相が権力強大化を狙っていたのであれば、辞任は意図せざる結果であろう。ここでいう権力強大化とは、民主主義体制のもとで首相であったアルカティリが、首相及び執行府の権限の拡大を試みたということである。東ティモールでは、執行府、司法府、立法府に加えて大統領職に対し、国家権限を配分している。2002年に立ち上がった制憲議会の副議長は、「大統領職は他の権力機関との均衡を保つために創設されたのであり、形式的なものではなく相当の権限をもつ」と発言している⁸⁶。この発言の背景には、制憲議会で与党となり、新憲法の制定の主導に成功したアルカティリとその後大統領選に臨んだグスマンの権力闘争があるという（Simonsen 2006）。

しかし、アルカティリ首相は東ティモールの法制度を最もよく理解していた人物のひとりであり、やみくもに権限の拡大を試みるとは考えにくい。各府の基本的な機能は立ち上がりっているが、法律の適用は複雑な体系をもっており、憲法、東ティモールの独立後に制

と批判し、フレティリン側から解釈した事件の事実と見解を述べている（FRETILIN 2006a; FRETILIN 2006b）。ただしそのような見解のなかでアルカティリ首相の直接的な責任が問われている武器譲渡の事実に対する言及はなく、アルカティリ首相は、武器譲渡の支持者であるという疑惑が発覚した当初から自らの責任については全く無根であることを主張したのみである。国連報告書が発表された2006年10月以降、アルカティリ首相に対する検察による調査が開始した。ロバト内務大臣は当初首相からの指示であったことを強調したが弁護士の助言を得たのち、自分に責任があると認めた（Hasegawa 2013, 148）。本章では、アルカティリ首相が武器譲渡を直接指示したとの疑惑によりアルカティリ首相の不支持が強まったことを否定しないが、事実主張が関係者間で一致しないことから、武器譲渡に関し直接的な指示があったか否かは分析の対象としない。ただし、後述するように、アルカティリ首相が採用した治安維持政策としては、国家警察としての行動を一部市民グループに分担させるように指示した点に着目する（OHCHR 2006, para.89）。この点はアルカティリ首相自身が認めている。

⁸⁶ Constituent Assembly, East Timor. Press Release. Friday, 15 February 2002.
<http://members.pcug.org.au/~wildwood/02febca.htm> (accessed September 26, 2015)

定された法律以外にも、独立直前の国連暫定統治のもとで適用された UNTAET 規則や、インドネシアの法律が適用されることがある（e.g., 田中 2014）。例えば、憲法上に規定される最高裁判所や軍事法廷が未だ設置されておらず、国軍や国家警察の基本法は新組織の構造を規定してはいるものの、2006 年当時、国軍の服務・人事規程は UNTAET 規則に則っている。また、東ティモール独立後に制定された法律の大半は閣議から提案されてきている⁸⁷。こうした法律制定を主導した執行府のトップとして、アルカティリ首相は東ティモールの法制度を最もよく理解していたはずなのである。

先行研究が制度の問題、リーダーシップの問題を指摘したことを踏まえ、本章は、アルカティリ首相の行動に焦点を絞り、アルカティリ首相が、市民グループが国家警察の武器を所持したことに関する執行府長としての責任問題を、当時どのように捉えていたかを分析する。アルカティリ首相は、いずれかの時点において、法的問題が生じてしまうような実力行使を取り下げようとはしなかったのだろうか。むしろ、何らかの行動（もしくは判断）が、アルカティリ首相の意図するところとは異なる結果を生み出してしまったと考えるのが妥当ではないか。

山田（2015）による、本騒擾が「政治指導者の国民に対する裏切り」であったという指摘は、国民の視点を導入するという、さらなる分析の余地があることを示唆している。アルカティリ首相がなぜ国民を裏切ってしまったかを探ることは、先行研究とは異なる分析視角であり、2006 年騒擾の発生要因について理解をさらに深められると考える。つまり、制度の問題、リーダーシップの問題に加えて、本騒擾の発生要因をみるには、民主主義体制のもとでの指導者であるために必要条件である、有権者からの支持を指導者がどのように考えていたか、という視点を加味する必要があると思われる。そこで以下では、指導者と有権者の関係を、民主化と国家建設が同時に進行する紛争後社会の文脈で検討することとした。

⁸⁷ UN Document S/2003/944, 6 October, 2003.

第 2-2 節 紛争後社会における法の支配と指導者の暴力

民主化と国家建設が進むと、紛争後社会における指導者は、いずれ市民がどのように自分の業績を評価しているかを意識せざるを得ないだろう。なぜならば、少なくとも定期的な選挙の実施が前提にあれば、再選を狙ってなるべく市民の選好と一致すべく行動するようになると考えられるからである。この市民の選好を知る一つの手がかりが、法、あるいは法の支配がどのように彼らに認識されているか、であろう。第 2 章において、法は前もつてルールを規定し、統治機構の自由裁量を制限する手段として捉えられることを確認した（Hadfield and Weingast 2014）。言い換えると法は、指導者、政府、公務員、市民など国家の構成員が、特に統治機構の行動基準を知るための手段であることができよう。紛争後社会のような、法の支配がこれまで存在していなかったところ、確立の途上にあるところに法あるいは法の支配がどのように形成されるかを解明していくことは、重要な分析課題である点についても、第 2 章において確認した。

法の支配が確立していないということは、指導者と有権者の間では、どのような統治機構の行動が合法的であるかの行動基準に、それが生じ得ることを意味する。法の支配 (the rule of law) とは、法による支配 (rule by law) と比較すると、権力がひとつに集中することなく分配されている状態であり、どの機関、人物であっても他を支配することができない。法の支配が確立されていれば、市民はまさに政府や公的機関の行動を予測できることが可能となる（Maravall and Przeworski 2003, 4）。法の支配が確立した状態では、指導者は法に則って行動するのであり、少しでも逸脱をすれば市民からの支持を失うであろう。しかし有権者がもつ行動基準と指導者がもつ行動基準が 2 重に存在しており、この 2 つの基準が一致していない状態がありうる。このように法の支配が確立されていない状態、あるいは確立の途上にある場合は、統治機構の行動基準が明確でないことから、有権者が指導者の行動を

予測することは難しい。したがって、指導者の行動には市民の選好からずれが生じる可能性が増すと考察できる。

本章では、治安維持能力を構築する過程を意味する国家建設が途上であることを想定していることから、特に国家がもつ治安維持能力の行使に関する行動基準について、指導者と有権者の間でずれが生じる状況を考察する。先行研究は、国家建設そのものは相当の時間を要するだろうと論じてきた (e.g., Rokkan 1975; Tilly 1975)。本論文でも第3章にて、民主主義体制に期待されるような、暴力を抑制する効果が発揮されるには、国家建設が途上であるので、国家の能力が向上するまで一定の期間が必要であることを推論した。国家建設が途上であるとは、治安維持能力の権限をどの公的機関がどれだけ所掌するかを決定し、その権限を独占的に国家が得ることを、市民をはじめとする国家の構成員が許容するかどうかが不透明な状態なのである。

紛争後社会においては政治的競争を暴力手段から非暴力手段へ転換することが民主化と国家建設の要であるとする本論文の議論では、指導者が有権者からの評価に留意しつつ、どのような治安維持政策を実行するかを解明することが特に重要と考える。指導者は、治安維持あるいは回復という政策課題に関し対応する責任をもつ。この責任を行動基準に則って履行することが法の支配が確立したところでは有権者から求められるだろう。しかし、法の支配が確立していない紛争後社会では、どのようなときに指導者と有権者との行動基準が一致するのだろうか。治安維持能力の行使について指導者のもつ基準と有権者が持つ基準の間でずれがどのようなときに生じ、あるいは解消されるのかを明らかにすることは、民主化と国家建設の成否の要因を知るために一助となると考える。

次節から、なぜ指導者の暴力が生じるのかの理論的な検討を始める前に、治安維持能力の行動基準に関する指導者と有権者の間にどのようなずれが存在しうるかについて検討し、本章の分析の射程を確認しておこう。指導者と有権者の2者に、それぞれ合法的か、あるいは

は超法規的かの 2 つの行動基準の選択肢があるとする（表 5-1）。指導者と有権者がともに合法的な行動基準をもつケース（①）、ともに超法規的な行動基準をもつケース（②）、指導者が合法的な基準をもち、有権者が超法規的な基準をもつケース（③）、指導者が超法規的な基準をもち、有権者が合法的な基準をもつケース（④）という 4 つの状況が想定できる。①は、合法的な行動基準が何であるかが互いに明確で、法の支配が確立している状況であり、他方、②、③、④は法の支配が成立していないケースである。このうち、②はどのような暴力も有権者に認められている状態で指導者は実力行使をするので、指導者による暴力が発生すること自体が問題とならない。有権者の選好に沿わずに問題となりうるケースは、③か④となる。本章では、特に④のケースを扱う。なぜなら、③のケースは、有権者が超法規的な行動基準をもつ一方、指導者が合法的な行動基準をとることで、実力行使は、有権者が期待していたものよりも過小となり、過度な暴力が発生してしまうのはなぜかという本章の問題関心にとってあまり重要でないからである。他方、④のケースでは、民主主義体制の下で指導者が超法規的な行動基準をとり、有権者が望んでいない過度の実力行使が生じている。こうした帰結が生じるのはなぜかという問題はパズルとして検討するに値するものであり、また、国家建設の途上において民主主義体制が暴力を抑制する効果を持たないのはなぜなのかという本論文の問題関心、そして指導者の暴力がなぜ生じるのかという本章の分析目的と密接に関わる問題である。そこで以下では、こうした状況において指導者による過度な暴力行使が発生するメカニズムについて検討していくことにしたい。

		有権者	
		合法的	超法規的
指導者	合法的	①法の支配が確立	③過小な指導者の暴力発生
	超法規的	④過度な指導者の暴力発生	②指導者の暴力が許容される状態

表 5-1: 指導者と有権者の間における治安維持能力の行動基準

第 3 節 先行研究と本研究が提示する因果メカニズムの関係

本節では、民主主義的な制度が存在するにもかかわらず、指導者が有権者の行動基準とは異なる行動を採用するのはなぜかを分析するため、選挙という制度の導入が指導者にどのような影響を及ぼすかを論じている先行研究を取り上げる。具体的には、選挙の懲罰制度、能力評価、有権者によるモニタリング、起死回生のギャンブルの議論を紛争後社会の文脈にあてはめて論じる。

紛争後社会において選挙が導入され定期的に実施されるのであれば、指導者や市民（有権者）は、選挙という制度をもつという意味において、確立した民主主義体制における指導者や市民と何ら変わらない立場に置かれることとなる。先行研究では指導者と市民の関係を分析するにあたって、選挙は政府のアカウンタビリティをつくりだす制度として捉えられてきた（e.g., O'Donnell 1999; Przeworski, Stokes and Manin 1999; Powell 2000; 紫谷・高橋 2012）。政府のアカウンタビリティは、本人（プリンシパル）である市民から委譲、委託あるいは委任されている代理人（エージェント）としての政府が市民を代表して行動する義務をもつことから、政府の行動に対して市民が賞罰を与えることによって生まれる。この賞罰を与える制度が選挙である。選挙という制度のもとに、有権者は厚生を充実させるために、指導者は政治的権力を最大限に獲得するために行動すると考えたとき、選挙の制度が機能するための前提として以下の 2 つが挙げられる。第 1 に、指導者（あるいは統治者）

は市民に対してアカウンタビリティを有するため、市民が望む政策を実行する態度をとり、次回選挙での再選を狙うことである。第2に、市民は指導者のとった政策のパフォーマンス（業績）に基づき、評価を選挙においてくださることのできる状況にあることだ。こうした条件が成立するには、選挙の定期的な実施と、指導者が実行する政策が、市民の選好に沿っているかについて、市民が見極められる環境が必要である。こうした前提にたって、市民の投票パターンが、特定の政党への志向に基づくのではなく、現職にある指導者の政策履行のパフォーマンスの質によって現職への投票を決定するという、業績評価投票（retrospective voting）の議論が展開されている(Fiorina 1981; Healy and Malhotra 2013)。

第3-1節 紛争後社会における能力評価モデルと有権者によるモニタリング

現職にとって、指導者が選挙の再選を目的として財政政策や金融政策を誘導し自らのパフォーマンスを高めることにより生起する政治的景気循環 (political/electoral budget cycle) は、民主主義体制のみならず権威主義体制においても存在するとして議論が進んでいる (Nordhaus 1975; Rogoff 1990; Blaydes 2011)。有権者が選挙の時期に景気が良好であればパフォーマンスが高いとして現政権を支持し、そうでなければ野党を支持すると予測する政府が、景気が悪化している場合に財政支出を増加させ、公共政策事業を増やすことによって有権者を満足させる、あるいはマクロ経済政策を操作して景気を浮揚させることを試みるというものである。こうした指導者の行動は、指導者に能力・適性 (competency) があるかないかについて、有権者は完全に知りえることができないという情報の非対称性が存在するところから、指導者が自らの能力・適性を有権者に伝えるべくシグナルを発信しているとみなすことができる (Rogoff 1990)。

紛争後社会では、どのような政策が人々に厚生をもたらすのだろうか。紛争後社会をもつ多くの国が、世界のうちでも最底辺に位置する低所得国である。そこで疑問なのは特定の経済政策がただちに人々に正の影響を及ぼすのか、ということである。内戦終結後の社会で、内戦以前の経済レベルに戻るには、内戦後から平均 14 年がかかるとの分析がある (Hoeffler et al. 2010)。世銀 (2011) は、1981 年から 2005 年までのデータから、世界全体として貧困の解消に成功しつつあるが、内戦のような暴力が伴う国では 1 日 1.25 ドル以下（貧困ライン）で暮らす人口が半分以上を占めるのに対し、暴力が殆どみられない国では貧困ライン以下で暮らす人口の平均が 40% 以下であることを示した。紛争を経験した国は、そうでない国と比べて安全な水へのアクセスがなく、乳幼児死亡率が高く、小学校就学率が低く、十分な栄養が摂取できないなど、基本的な生活ニーズが満たされていない。こうした指摘は、Fearon and Laitin (2003) が、国家の能力 (state capacity) の代替変数として用いた一人当たりの国内総生産 (Gross Domestic Product: GDP) が低いほど内戦が発生しやすいと示したこととも合致する⁸⁸。経済成長と貧富の差の解消が紛争を抑制するという議論がここから生まれることは想像に難くない。紛争が停戦を迎えたとしても、安全が確保されなければ民間セクターの活性化による経済成長は見込めないことから、短期的には軍事ではなく社会サービスに財政を費やす「平和の分配」とも呼ばれる富の再分配が平和をもたらすのだと考えられてきた (WB 1999; UN 2012)。ただし、富の再分配の政策が実行段階で直面する問題は、その財源である。低所得国では財政が逼迫していることが殆どであり、徴税もままならない。この問題のために富の再分配の実行は容易いものではなく、財源の確保が課題となる国も少なくない。指導者が人々の要求を満たす富の再分配は最も魅力的な政策であるが、実行に移すには財源問題が立ちはだかる。

⁸⁸ Fearon and Laitin (2003) は、国家の能力とは国家全体の財政、行政、軍事、警察機能を指すとし、この能力を説明する変数として一人当たりの所得を採用している。ただし国家の能力が具体的に何を示すかは、第 2 章にて議論したように国家の能力には分析者によって定義が分かれるところであり、この一人当たり GDP が代替変数として妥当であるのかは疑問視されている (e.g., 武内 2009, 28)。

そこで検討対象となるのが、紛争後社会における重要課題の一である治安の安定である。どの統治機構が合法的に暴力を独占できるのかが不明な状態では、自分の身の安全については自主的に擁護しなければならない。これはエリートも、市民も抱える共通の問題である。第2章において、指導者が反政府勢力に対する鎮圧という実力行使を、2つの政治的関係に憂慮しながら進めるだろうと議論した。指導者は、反政府的な暴力に対して、治安維持能力をもって鎮圧することができる。ただし、行動基準から逸脱した治安維持行為が重なれば、選挙においてパフォーマンスを低く評価され、次回選挙で罰せられる可能性もある。いかなる治安問題に直面するかはその問題が発生するまで明らかにはならない。しかし一旦発生すれば治安への対処のあり方が、指導者としての業績評価を左右するという点が、指導者にとっては重要な課題なのである。

以上の議論から、紛争後社会における選挙を控えた指導者は、業績評価が高いか低いかを判断し、治安維持を通じて、有権者の選好に見合う政策の実行を試みると考えられる。特に自分のパフォーマンスが有権者から低く評価されていると見越す場合、選挙の時期が近づくにつれ、指導者は自分への評価をあげようと治安悪化の機会を捉え、治安維持政策を打ち出す（自分は能力があるというシグナルを送る）のである。

Rogoff (1990) は、有権者が指導者の真の能力を知りえないという前提に立った場合、(1) 真に能力がある指導者は、能力があることを確実に有権者に知らせるためにシグナルを送るとともに (2) 実は能力がないにもかかわらず能力があるようにみせかけてシグナルを送る場合があることを指摘する。つまり指導者がシグナルを送る場合、(2) は直観的に予測できるが、(1) の場合も実は送る場合があることを念頭に置くべきと考える。したがって、指導者の能力の有無にかかわらず政治的景気循環は発生すると主張しており、本章はこの分析結果に留意して議論を進める。

政治的景気循環の実証分析では、ある政策を操作してどれだけ有権者に正の影響を及ぼせるかが疑問視されることがある。例えば自然災害における政府の対応と有権者の反応を研究し、自然災害を事前に準備するための政策ではなく、事後の対応政策に有権者が反応したという分析結果がある（Healy and Malhotra 2009）。このように、政策の内容によって有権者が反応する度合いが異なるといえる。治安維持政策が紛争後社会の指導者にとってより影響を及ぼしやすい理由として、本論文を通じて議論してきたように、紛争後社会における有権者のニーズに直結した政策であることが挙げられる。また、経済政策が指導者にとって直接的な統制が容易な場合は、そうでない場合と比べて有権者の評価が厳格になることが指摘されている（e.g., Duch and Stevenson 2008）。本章が射程におく国家建設が途上であるケースでは、各国家機関がどの政策分野にどれだけの実質的な主導力を有するかを事例分析で確かめる必要があることに留意したい。

次に、市民が能力評価をするための前提条件を検討する。その条件とは、市民が指導者の履行する政策を観察することが可能である、つまり有権者による指導者の行動のモニタリングが可能であるという条件である。しかしこの条件を完全に満たすことは難しいと考えられる。まず、指導者は様々な政策を日々実行しており、政策ひとつひとつが、有権者の基準と合致しているのか、あるいは選好に沿ったものであるのかを有権者が知ることは難しいだろう。また、有権者はしばしば政策実行の効果だけを観察できるのであり、その政策の質を直接的に判断することは難しい。例えば、指導者が実行する治安維持政策は、ある反政府勢力の実力行使を抑制する効果を及ぼした一方、別の政治勢力の行動には効果的ではなく、実力行使を誘発した可能性がある。その結果、有権者はその誘発された効果は観察できるが、抑制した効果を直接的に観察することはできない。このように、有権者にとって、望ましい政策が実行されているかどうかを知る完全な術はないのである。

したがって、市民が指導者の能力評価を行うとき、市民が得られる情報の質の問題が大きく影響を及ぼすといえる。アカウンタビリティを構成する要素には、懲罰の機能を担保させる前提条件として応答性がある。応答性とは、アカウンタビリティの対象となる主体がその決定及びその背景にある理由を報告する義務をさすという（柏谷・高橋 2012）⁸⁹。応答性が担保されるには、有権者によるモニタリングを可能とさせる措置が必要となる。例えば第3者機関としてのオングズマンや自由なメディアの存在によって、選挙の実施までの間、市民は、指導者が実行した政策が市民の選好に沿っているかを確認することが可能となる。

ただし一般的に、紛争後社会における有権者によるモニタリングの質の確保は難しいと考えられる。紛争後社会におけるメディアは、しばしば紛争当事者のうち特定の勢力に偏向したメディアであることが多く、客観的あるいは中立的な報道を提供するための改革が必要である（Höglund 2008）。選挙行政という特定の分野においても、どの候補者からも独立した第3者としての選挙管理委員会を確保することが重要視されている（Reilly 2008）。

以上の議論を要約すると、選挙の制度のもとにある指導者は、政治的支持を得続けることができるかという問題に直面する。そして指導者は、有権者による、支持を継続するか否かの判断基準となる能力評価に晒されるのであるが、有権者のモニタリングの質が低いほど、有権者は自分が実行した真の政策を観察できないということも知っているのである。

第3-2節 紛争後社会における起死回生のギャンブル

紛争後社会における指導者が実行する治安維持政策は、有権者にどのように受け止められるのだろうか。つまり、指導者によるシグナルは、指導者が自分に能力があることを伝

⁸⁹ 柏谷・高橋（2012）は、アカウンタビリティを構成する要素には、制裁（本章での懲罰）と応答性があり、先行研究の大半は、制裁に言及するが応答性については暗黙の前提を置いていたと述べる。この2つの構成要素をどのようにアカウンタビリティの概念に組み込むかについて、先行研究では一致をみていないと述べたうえで、柏谷・高橋（2012）は、応答性は、制裁を機能させるうえでの前提条件であるという立場をとる。本章は、この立場に同意する。

えるべく発信されるのであるが、有権者は指導者が意図するように受け止めるのであろうか。指導者が伝えるべく発信した情報が誤って、指導者の意図とは反対の情報として伝わる可能性はないだろうか。

基本的な食糧の確保、保健、福祉、教育といった社会サービスを市民に提供するという富の再分配の政策を進めていく場合は、財政を充当し政策を実行させていくことが、指導者が送るシグナルとなる。政策が充実するほど有権者にとっては要求が満たされことから、政策を充実させれば、シグナルは有権者に指導者の能力を伝える度合いとしては強まる。このシグナルから明らかになる能力の高さは、政策内容と政策実行のための資源の消費量をもってあらわされ、ここから指導者の能力を有権者が読み取る。富の再分配政策の場合、政策の財源が有権者からの税収にあり、能力のある指導者ほど少ない税収で効率的な富の再分配が可能になるとする。その場合、能力のある指導者による再分配政策によつて、有権者の厚生は増大する。有権者の厚生という政策成果の増大が好ましく、それを増大させるための好ましい手法も、有権者と指導者の間では理解が一致している。有権者の厚生が効率的に向上するほど、結果有権者による業績評価が上がり、指導者あるいは指導者の所属する政党の得票率が向上することが予測できる。

他方、紛争後社会において有権者が関心を寄せる治安維持政策は、治安の安定という政策成果の達成が本来の目的であるが、どのように治安を安定させるかという手法、つまり実力行使の質の基準が、有権者と指導者の間で一致しているとは限らないと考えられる。つまり、政策効果そのものに加えて、どのようにその政策効果を生み出したかという点に関して有権者に不安が生じたとき、有権者は指導者を懲罰する可能性がある。現職にある指導者にとって、散發する国内の治安問題に治安維持能力を伴い対処することが、自分に能力があることを伝播できるシグナルとなる。ただし、有権者側は、このシグナルを指導者の意図通りに受け止めるとは限らない。たしかに、実力行使を進めるほど、発生してい

る暴力を抑制することで有権者の安全が維持される効果が向上する可能性がある。しかし、有権者にはその実力行使が治安維持政策として適切なものかどうかという基準が別に存在する。そのため、治安維持という政策効果の向上と比較して、指導者のとった治安維持政策が適切なものかという点で評価の低下が顕著であると、有権者の支持は結局低下してしまう可能性がある。

法の支配が確立していない紛争後社会では、治安維持能力の行動基準が指導者と有権者の間で一致するかを知ることは容易ではない。紛争後社会における公職による実力行使が、全ての人にとって信頼できうるものではないことは繰り返し指摘されてきた（Kumar 1997; Keane 2004; Höglund 2008）。公権力は誰が用い、いかようなときにその行使が容認されるか否かは、民主主義体制のもとでは法制度に定められたうえで、行使の権限をもつ統治機構が用いるのが通常である。しかし紛争後社会では、紛争前からの法制度が存在したとしても、その法制度を行使する国家機関や関係者が紛争当事者であるため、人々がもつ法制度そのものへの信頼は著しく低下している。そこで国内治安維持の担当である警察、その後方支援としての国軍等の機能を再構築あるいは回復させるには、新しい法制度を創設する、あるいはそれを用いるリーダー層、警察官や軍隊の訓練を含めた組織改革が必要であるが、これには時間要する（Jastard and Sisk 2008; Höglund 2008）。したがって国家建設の途上にある紛争後社会では、どのような実力行使が有権者から合法的であるとみなされるかが、指導者にとっては明らかではないのである。これまで黙認されていた超法規的な治安維持行為が、次回は認められない可能性があるのである。

以上の議論により、国家建設が途上である社会にいる有権者は、指導者の実力行使について、それにより安全が確保されたかの政策としての成果と、有権者がもつ治安維持政策の適切性（合法性）の基準に則り政策が実行されているかという点を、併せて評価をしていると考えられる。ただし、法の支配が確立する途上であるため、法の支配が確立したと

きと比較して、指導者と有権者の間で、治安維持能力の行動基準に関して認識が乖離する可能性は高いと考察した。

したがって、指導者は治安維持政策を実行するとき、政策の効果に加えて、政策の選択そのものが、有権者の指導者に対する業績評価を向上させるかどうか、つまり指導者が意図する通りの結果になるか否かの「賭け」に身を投じていることとなる。指導者がなんらかの政治的窮地に立たされたときに信頼あるいは支持の回復を狙って、失敗する可能性は高いが成功すれば高い利得が得られると見込まれる政策を断行する。この「起死回生のギャンブル」の理論は、アメリカのベトナム戦争やインドによるスリランカへの侵攻など、民主主義体制下における自国における政権維持を狙った国際紛争への介入や、各国の政治体制に基づく戦争参加の是非が問われる場面において扱われてきた（Downs and Rocke 1994, 1997; Goemans 2000）。紛争の被害が甚大となって有権者の許容基準（あるいは閾値）を超えると、自分の評判は紛争で勝利することでしか回復できないと考える指導者が、益々戦争を継続させるという議論である。例えば、De Figueiredo and Weingast (1999) は暴力的な混乱にある内政状況を捉え、指導者の暴力を一般市民が許容できる理由として、指導者の暴力が自分への被害を最小限に抑えるという利得があることを前提とし、指導者の対立相手がより強硬的と予測するためと指摘している。ただし、暴力発生により、市民が被る被害は甚大になる可能性が高く、事後、しばしば市民は大きな負担を強いられるのである。

こうした先行研究は、一般的に政治的支持の獲得という指導者の意図を勘案しているものの、モデル構築上では必ずしも選挙という制度がもたらす影響を厳密には加味していない。また、内政状況が悪化した90年代前半のセルビア人とクロアチア人の対立や1994年のフツ族、ツチ族の大虐殺事件が生じたルワンダの事例を扱った議論では、指導者による武力行使が市民（有権者）の選好と一致して起こる暴力を中心に論じている（De Figueiredo and Weingast 1999）。一方本章においては、選挙の導入が指導者の意図に影響を及ぼすこと

を考慮したうえで、法の支配が未確立であることから発生する、指導者と有権者の認識のギャップから生じる暴力を論じることとしたい。

治安悪化に対して指導者が治安維持政策を決定するとき、指導者は 2 つの不確実性に対して「賭け」を投じていると考えられる⁹⁰。つまり、指導者が評価を高めるべく自分の能力は高いというシグナルを発信するとき、指導者に 2 つの不確実性が生まれる。ひとつは、自ら選択した実力行使が、治安の安定という政策効果をもたらすかどうかである。政策効果を有権者は、自らの安全が確保されたかの視点から判断する。自分の安全が確保されなければ、政策効果としては小さくなるので、有権者の指導者に対する業績評価は下降する。一方、安全が維持できれば政策効果は大きくなるので、有権者の指導者に対する業績評価は上昇すると考察できる。

この政策効果に加えて、政策実行により反政府勢力を鎮圧するという本来の目的は達成できても、市民には副次的コストが生じる可能性がある (e.g., De Figueiredo and Weingast 1999; Boyle 2012)。治安維持政策は、秩序を維持するという目的で実行されるが、政策実行の結果人々の厚生が損なわれないかは、政策実行の事後はじめて明らかになる。こうしたケースは、治安維持政策により反政府勢力への行動を抑制することができたものの、人々の日常生活が脅かされることが考えられる。例えば反政府勢力を掃討するため、人々は被害に及ばないよう住居区域から立ち退かざるを得ず日常生活に支障をきたした、あるいはそのような政策履行によって政府が国際社会から非難され、国際支援を受けられなくなるといった状況である。つまり、治安維持政策の実行から 2 次的に生じる負の影響が人々の厚生に及ぶ可能性があることを想定する。

⁹⁰ 治安改善の傾向があり、自分への業績評価が上昇していれば実力行使は控えることも考えられる。ただし前述のように、Rogoff (1990) の分析結果では、能力のある指導者も政治的景気循環を創り出すとしている。そのため、本章では治安問題が紛争後社会における重要な政策課題であることに鑑み、能力のある指導者も、その能力を維持していることを伝達するために対応を迫られると想定する。

第 2 の不確実性は、実力行使の合法性という治安維持政策の質の課題である。第 2 節から論じてきたように、法の支配が未確立であるときは、有権者と指導者がもつ実力行使の基準は一致しない可能性が高い。有権者が合法的であるとみなすような実力行使をもって能力が高いと伝達するシグナルが送れれば、指導者は意図したとおり自らが起こした実力行使が有権者による業績評価を上げ、結果自身に対する政治的支持を向上できると予測する。この場合は指導者と有権者の実力行使の基準が一致した状態である。しかし、その実力行使の基準（閾値）が有権者の基準から乖離するほど不一致の状態となり、業績評価は下降すると考えられる。

第 4 節 因果メカニズムの提示

本節ではこれまでの議論を踏まえ、指導者がなぜ、どのようにして暴力を生み出すのかの因果メカニズムを提示する。本章における因果メカニズムのモデルは、Fearon (1999) の選挙アカウンタビリティのモデルに、本章の議論の設定に沿うよう修正を加えたものである。したがって、本モデルで使用する仮定は、Fearon (1999) が設定したものに依っていることを断つておく。

本モデルのプレイヤーは、有権者 (E: Electorate) と指導者 (I: Incumbent) の 2 者がいる。有権者 E は中位投票者を想定している。2 者間では、治安維持政策 $x \in [0,1]$ が合法的であるかあるいは超法規的であるかの質の問題が問われていると考える。国家建設が途上であるということは、有権者が治安維持能力の行使を合法的とみなすかどうかが不透明な状況であると想定した。第 2-2 節での考察を踏まえ、治安維持能力の行動基準について、有権者が合法的な治安維持政策を志向し、指導者が超法規的な治安維持政策を志向していることを想定する。

E がもつ理想の治安維持政策は、法から逸脱していない、つまり合法的な実力行使であり、これを $x = 0$ と表す。指導者 I の理想の治安維持政策は、法から逸脱している、つまり超法規的な実力行使であり、これを $x = 1$ と表す。指導者がもつ理想の政策とは、その政策を価値あるものとして追求するのではなく、政策効果が高いと期待するがために選択した政策と捉えられる。一方、有権者は、指導者が採用した真の治安維持政策を観察することはできないが、その政策の結果としての安全状況 z を観察することができる。

手番

以下は第 I 期、第 II 期に亘る指導者と有権者の 2 者間のゲームの手番を示す。なお、第 I 期と第 II 期を分けたのは、指導者が治安維持政策を実行する度に、有権者の評価が更新されることを想定するためである。

第 I 期

- ① 第 I 期では、まず治安悪化に対応するため、指導者 I は治安維持政策 $x \in [0,1]$ を履行する。
- ② 有権者 E は、直接治安維持政策を観察することはできないが、治安維持政策の結果生じる安全状況 z を観察することができる。
- ③ 安全状況 z を観察した有権者は、指導者を支持するかの確率 $\alpha \in (0,1)$ を更新する。つまり、有権者と同じ選好の政策をとるタイプ（一致タイプ）の政治家として指導者を支持するほど、 α は大きくなり、有権者とは異なる選好の政策をとるタイプ（不一致タイプ）の政治家として指導者を不支持とするほど、 α は小さくなる。一致タイプとして指導者を支持するという事前確率 α では、第 I 期において z を観察する前の有権者が、指導者を理想である合法的な治安維持政策を実行できる指導者とみる確率を示している。この事後確率は α' である。不一致タイプなので不支持とする事前確率 $1 - \alpha$ では、第 I 期において z を観察す

る前の有権者が、超法規的な治安維持政策 $x > 0$ を実行する指導者とみる確率を示している。

この事後確率は $1 - \alpha'$ である。

第 II 期

④指導者 I は、第 I 期でアップデートされた有権者の z に基づく支持の確率を観察し、第 II 期における治安維持政策 $y \in [0,1]$ を履行する。

⑤有権者 E は、第 II 期における安全状況 z_2 を得る。その結果、有権者 E は指導者 I への支持を継続するかしないかを決定する。

ゲームの利得

有権者 E の効用は、第 I 期における $z = -x^2 + \varepsilon - c_1$ および第 II 期における $z_2 = -y^2 + \varepsilon' - c_2$ によってあらわされる。 $E(\varepsilon) = 0$ 、 $E(\varepsilon') = 0$ とする。まず、 $-x^2$ は、第 I 期の治安維持政策 x によって得られる効用 $U_E(x) = -(0 - x)^2 = -x^2$ を示している。同じく、 $-y^2$ は、第 II 期の治安維持政策 y によって得られる効用 $U_E(y) = -(0 - y)^2 = -y^2$ を示している。

次に、 ε および ε' は観察に関わるノイズをあらわしている。有権者には、指導者が履行した政策すべてを観察することができないという問題が生じていることから、このノイズを設定する。 $\varepsilon \sim f$ および $\varepsilon' \sim f$ は無作為な、対称的かつ単峰性をもつ確率密度変数であり、平均は 0 と仮定する⁹¹。

そして、 c_1 および c_2 は、治安維持政策を履行することにより有権者に生じる、副次的なコストを指す ($c_i \geq 0$)。

指導者 I の効用は、第 I 期および第 II 期の効用を足し合わせた $U_I(\cdot) = W - (1 - x)^2 - c_{I1} + \delta(W - (1 - y)^2 - c_{I2})$ であらわされる。 W は、指導者 I が政治的支持によって得られる利得を表す ($W > 0$)。第 I 期、第 II 期を通じて、指導者 I の理想の治安維持政策は、 $x = 1, y = 1$ で

⁹¹ 本章では前節にて、アカウンタビリティの構成要素には懲罰と応答性があることに言及した。Fearon (1999) では、定義上、選挙という制度に基づくアカウンタビリティは、懲罰の要素に特化して構成されているという立場をとる。しかしながらモデル上にノイズを導入し、有権者は指導者の政策を直接的には観察できないと設定しており、応答性についても配慮していることが分かる。

あることから、この理想の政策から乖離する政策をとるほど、効用は減少する。さらに、治安維持政策の履行によって有権者に副次的コストを与えることは、指導者の政治的支持によって得られる効用を下げることになる。したがって指導者は有権者に副次的コストを与えることによって、自らの効用に与えるコストを生じさせる。第Ⅰ期の指導者が払うコスト c_{I1} および第Ⅱ期において指導者が払うコスト c_{I2} を設定する ($c_{Ii} \geq 0$)。なお、第Ⅱ期における指導者の効用は、第Ⅰ期の時点における将来の利得価値として割引かれることから、割引因子 $\delta = (0, 1)$ を設定する。

戦略

有権者 E が安全状況 z を観察した結果、有権者がもつ戦略 $s_E(z)$ とは、指導者 I への政治的支持を維持するか、しないかを決定することである。Fearon (1999) の設定にもとづき、有権者 E は、指導者 I の履行した政策から生み出された安全状況と、指導者以外の将来指導者になりうる候補者が履行しうる政策とそこから生み出されうる安全状況を想定して、戦略を決定する。戦略 $s_E(z)$ は、第Ⅰ期に得られた z の関数と第Ⅱ期に得られるであろう z_2 によって表される。有権者 E は戦略を決定するにあたり、内生的に決まる閾値である k を用いて、判断基準を設定する。すなわち、有権者の判断基準とは、 $z \geq k$ であれば指導者 I への支持を決定するというルールである。

第 4-1 節 均衡

本ゲームは、相手の過去の行動を不完全にしか把握していない状況なので、不完全情報ゲームである。特に指導者は有権者に対してシグナルを送り、情報を提供しようとするが、そのシグナルがノイズを含む場合には、不完全で間違った情報を送ることとなる。また、有権者は指導者の真のタイプを知り得ておらず、一致タイプか不一致タイプかの信念をも

つので、不完備情報ゲームでもある。したがって、本ゲームは先読み推論にもとづき、完全ベイジアン均衡を求める。

最終ノードで、有権者は支持の継続の是非を決定する。支持を継続する決定には、①第Ⅰ期と第Ⅱ期における副次的コストの総和 $c'_1 + c'_2$ が事前に予想していた副次的コストの総和 $c_1 + c_2$ よりも同等かそれ以下であることと、②有権者がもつ指導者が一致タイプであると見通す事後確率が、その事前確率と同等かそれ以上であるという、2つの条件が満たされなければならない。②の条件を満たすための有権者が設定する k は、一致タイプと不一致タイプの選択の間で無差別になる場合の $f(x_g^2 + k^* + c_g) = f(x_b^2 + k^* + c_b)$ を満たす k^* である。

第Ⅰ期において一致タイプである指導者の期待効用 $EU_I(x_g)$ を最大にするのは、 $x_g^* = 0$ である。そのため、 k がどのような値であろうと、指導者は有権者の理想の政策を選択するので k の値は指導者にとって問題とはならない。第Ⅰ期でそのような選択をした場合、第Ⅱ期で $y_g = 0$ を採る確率は、 $q = \frac{y_b}{y_b - y_g}$ である。このとき、 $y_g = 0, 0 < y_b \leq 1$ である。ここから、

第Ⅰ期において一致タイプである指導者は、第Ⅱ期において期待効用を最大化するとき、引き続き一致タイプであろうとする場合、あるいは有権者の選好から離れた政策をとる場合もあることがわかる。

第Ⅰ期において不一致タイプである指導者の期待効用 $EU_I(x_b)$ を最大にするのは、 $f(x_b^2 + k + c_b) = \frac{1-x_b}{x_b} \cdot \frac{1}{\delta[p(2y_b(2-y_b)-(y_g(2-y_g)+c_{Ig2}-c_{Ib2}+(W-(1-y_g)^2-c_{Ig2})+W_3)]}$ である。第Ⅱ期において $y_b = 1$ を採用する確率は、 $p = \frac{(y_g-1)}{y_g-y_b}$ である。このとき、 $y_b = 1, 0 \leq y_g < 1$ である。ここから、第Ⅰ期において不一致タイプである指導者は、第Ⅱ期において期待効用を最大化するために有権者が選好する政策に近づこうとする場合、あるいは不一致タイプであろうとする場合もあることがわかる。

有権者が、一致タイプと不一致タイプの間で無差別となる最適反応は、一致タイプの期待効用を最大化する条件を踏まえれば、 $f(k^* + c_g) = f(x_b^2 + k^* + c_b)$ である。 $f(\cdot)$ は、対称的で単峰性をもつ確率密度関数であるとの仮定から、 $k \leq 0$ である場合、不一致タイプの指導者の採用する x_b にたいして、有権者の決定ルールを特徴づける閾値 $k^* = -\frac{x_b^2 + c_b - c_g}{2}$ が導かれる。

命題

第Ⅰ期において、一致タイプの指導者は有権者による k に依存せず、指導者は、自ら有権者と同じ選好の政策を選択する。一方、不一致タイプの指導者に対して有権者が採用する決定ルールの閾値は、 $k^* = -\frac{x_b^2 + c_b - c_g}{2}$ である。いずれのタイプの場合でも、指導者が履行した治安維持政策の結果、 $(c'_1 + c'_2) \leq (c_1 + c_2)$ であるとき、有権者は指導者への政治的支持を継続する。

証明は補遺 5-1 に示す。

第 4-2 節 比較静学による検討

比較静学は、そのほかのパラメータの値を一定とした場合、あるひとつのパラメータの値が変動したときに、プレイヤーの最適行動がどのように変化するかを分析するものである。ここでは、有権者による決定ルールの閾値 k の決定と不一致タイプの指導者が選択する治安維持政策 x_b 、副次的コスト c_i との関係を明らかにする。次に、第Ⅰ期後における有権者の支持確率と、指導者の第Ⅱ期における治安維持政策の決定の関係を明らかにする。ここで、指導者が起死回生のギャンブルを追求する誘因を分析する。第 3 に、有権者の安全状況に含まれるノイズの大きさとモニタリングの質との関係を明らかにする。

①有権者による決定ルールの閾値 k の決定

不一致タイプの指導者に対して、有権者はどのように k を決定するかは、命題 1 に示され

た $k^* = -\frac{x_b^2 + c_b - c_g}{2}$ の比較静学を行うことにより、特徴づけることが可能である。変換をすると、 $x_b = \sqrt{-2k + c_g - c_b}$ が得られ、この式からパラメータ間の関係を論じる（補遺 5-2 参照）。

不一致タイプの指導者が、有権者の理想の治安維持政策 ($x_b = 0$) に政策を近づけようすると、有権者は、 k を高く設定することが分かる。つまり、選挙の導入により有権者からの能力評価を意識した不一致タイプの指導者が、一致タイプの指導者とみせかけるために行動すると、それを観察した有権者は、指導者が一致タイプに近いと認識して k を高めることとなる。この k が高まると、指導者が更に一致タイプにみせかけようとするので、選挙の懲罰制度としての精度は上がる。しかし有権者にとっては、一致タイプとの差異が判別できなくなってくるため、能力評価に基づく選択メカニズムの精度は下がることを示唆している。反対に、不一致タイプの政治家が、有権者の理想の治安維持政策 ($x_b = 0$) から乖離し、自らの選好に沿う政策を行うことは、有権者にとって k を高く設定する誘因には繋がらないので、 k は低くなる。

次に、指導者は超法規的な治安維持政策を履行しても、有権者に副次的に生じるコストを最小限に抑えなければならないことが分かる。元来、副次的コストの発生は無いことが望ましいが、有権者が想定する合法的な治安維持政策によるコスト発生よりも、超法規的な治安維持政策によるコストが大きくなるほど、有権者の不満は募り、有権者は k を高く設定することとなる。反対に、有権者が想定する合法的な治安維持政策によるコスト発生と、超法規的な治安維持政策によるコストの差が縮まるほど、有権者からはコストの軽減は歓迎されるので、有権者は、 k を低く設定する。

②有権者の支持の確率と指導者の第Ⅱ期の政策選択：起死回生のギャンブルの発生

指導者Ⅰは、第Ⅰ期の政策履行の結果、第Ⅰ期でアップデートされた有権者の z に基づく支持の確率と決定ルールの閾値 k を観察したうえで、第Ⅱ期における治安維持政策を決定する。そこで、支持の確率と、第Ⅱ期における治安維持政策の決定の関係を分析することにより、指導者がどのような条件のもとで第Ⅱ期の政策を決定するのかを議論する（補遺5-2参照）。

第Ⅰ期において、有権者の選好と同じ政策である合法的な治安維持政策を採用した結果、支持の確率が低いほど、合法的な政策を採用する。逆に、支持される確率が高いと、超法規的な政策を採用する傾向をもつ。ただし、その政策転換は、合法的な政策による副次的コストと超法規的な政策による副次的コストの発生によって得る指導者のコストの差が大きくなる可能性が含まれており、この場合の指導者は、第Ⅱ期において高い支持を維持する可能性に悲観的であると考えられる。

第Ⅰ期において超法規的な治安維持政策を採用した結果、支持確率が高い場合には、第Ⅱ期ではより合法的な政策を採用する。しかし支持確率が低くなるほど、第Ⅱ期でも超法規的な政策をし続け、支持の確率を上げようと試みる。しかも、指導者が超法規的な政策の実行によって得るコストは、有権者の選好から乖離した政策であるほど上昇する可能性がある。そのような可能性に憂慮しながらも、結局、超法規的な政策を採用しやすくする原因是、合法的政策と超法規的政策それぞれから発生するコストの差が小さい場合である。つまり、コストの発生についてはどのような政策をとろうとも違いはないと楽観的なのである。このように指導者は、超法規的な政策による効果に期待するが、有権者のもつ予想以上の副次的コストが発生する可能性があるので、有権者からの支持を失う恐れはあると考えられる。

したがって、第Ⅰ期において不一致タイプであった指導者が、支持の低下を認識したとき、第Ⅱ期でも不一致タイプであり続ける。そこでコストの増大によって支持を得られなくなる可能性がありつつも成功のチャンスを期待して支持の挽回を試みようとするのが、指導者による起死回生のギャンブルである。

③ノイズとモニタリングの質

指導者は、有権者に対し業績評価のためのシグナルを送るために治安維持政策を履行するが、このシグナルが意図どおりに有権者に届いていない可能性がある。有権者の安全状況 ε にはノイズ ε 含まれており、指導者の真の政策の履行を有権者が見抜くことが難しいと仮定していた。ノイズ ε は、 $\varepsilon \sim f$ で、無作為な、対称的で単峰性をもつ確率密度変数、平均は0であると設定していた。ここから、不一致タイプの指導者が $x_b = 0$ の履行の際に有権者がその政策を観察することを想定する。 $f(0)$ の分散が十分に小さければ、この政策を観察することが可能である。対して、 $f(0)$ の分散が大きいと、 $x_b = 0$ の政策履行は観察されにくい状態となる。つまり、 $f(0)$ の分散をノイズの大きさとして捉えることができる（補遺5-2参照）。

ノイズの大きさは、有権者による指導者の政策履行のモニタリングの質を示している。すなわち、 $f(x_b^2 + k + c_b)$ の分散が小さいほど、ノイズは少なくなり、 x_b は上昇し、有権者の理想の政策に近づく。そして上記①より、 x_b が上昇すれば、 k は高まることが示唆される。これは、有権者にとって指導者の採用した治安維持政策がより観察しやすい、つまりモニタリングの質が良好な状態である。対して分散が大きいほど、ノイズが多いため、 x_b は下落し、指導者の理想の政策に近づく。そして上記①より x_b が下落すれば、 k は低くなることが示唆される。この後者の状態は、真の治安維持政策が有権者にとって観察ができない、つまりモニタリングの質が脆弱であることを示す。

第 4-3 節 選挙と指導者による暴力の因果メカニズム

本モデルは、合法的な治安維持政策を選好する有権者を相手に、超法規的な治安維持政策を理想とする指導者が、どのように有権者の安全状況の改善に対応しながら、自らの理想の治安維持政策を追求しうるのかを明らかにした。治安の安定という政策効果と、治安維持政策の質という 2 つの不確実性に有権者が直面するとき、指導者が「起死回生のギンブル」を発生させるメカニズムを論じた。

もし指導者が有権者と同じ選好をもつ者であったとするなら、第Ⅰ期では、指導者は常に有権者の理想の政策を実行する。その結果支持の確率が悪くとも、合法的政策と超法規的政策でそれぞれ発生するコストの間での差異が小さければ、第Ⅱ期でも合法的な治安維持政策を採用しようとする。支持の確率が良好であれば、超法規的な治安維持政策もとりうるが、コストの増大の可能性を伴う。このケースは、指導者と有権者の治安維持能力における行動基準が一致する場合を示している。

超法規的な治安維持政策を理想とする指導者がその理想の政策をとる場合、指導者は、有権者がもつ、支持するかしないかの決定ルールの閾値に依存する行動をとる。第Ⅰ期で有権者の安全状況に改善が見られ支持の確率が相当程度ある場合には、コストの増大を回避するため、指導者はより合法的な政策を履行しようとする。他方、第Ⅰ期で有権者の安全状況に改善が見られず支持の確率の低下を認識すると、懲罰の可能性を憂慮する指導者は、自分が有権者の選好に近い政策を実行していたのだと、事後に有権者にアピールをすることがある。また、第Ⅰ期の結果有権者に生じる副次的コストが増大すると、有権者は不満を感じ、次回における支持決定ルールの閾値が高まるので、益々指導者は、有権者の選好に近い政策を採用するインセンティブを強めていく。このように、決定ルールがもつ、能力評価に基づく選択メカニズムとしての精度は一旦失われていく。

しかし、次の治安悪化事態への対応が迫られた際（第II期）に支持の低下を認識し、コストの増大に対して楽観的になる場合、指導者は評価の挽回を狙って超法規的な治安維持政策を継続する。指導者のとる超法規的な政策位置が有権者の選好から乖離するほど、市民も指導者自身も被るコストが増大する可能性を伴う。ただし、どのような政策を選択してもそのコストの大きさに差異が生じないと楽観的になる場合に、指導者は超法規的な治安維持政策の継続的な採用が成功するかの賭けを投じる。超法規的な政策がコストの増大をもたらし、政治生命に致命的であるほど支持の確率が低下する可能性がありつつも、治安維持政策の成功に期待をして支持の挽回を試みようとするのが、指導者が投じる「起死回生のギャンブル」である。

この起死回生のギャンブルが成功するかもしれないと指導者の期待を高じさせる要因のひとつが、有権者にとって支持の決定に重要な影響を及ぼすノイズの状況であると考えられる。ノイズが大きい場合、履行された治安維持政策すべてを有権者は見抜くことができない。それを見越した指導者は、ノイズが大きいほど、指導者は自分の理想である超法規的な治安維持政策を益々追求し、その政策履行を観察した有権者の決定ルールの閾値は低下するのである。反対に、ノイズが小さければ、指導者の履行した治安維持政策は有権者の目に晒されるようになるので、指導者は、より合法的な治安維持政策を追求するようになる。ノイズの大きさが変容する可能性としては、外生的にモニタリングの質を高める、あるいは低める措置をとることが考えられる。

第5節 東ティモールにおける2006年騒擾

本節では、第4節で提示したモデルの分析結果を用いて、2006年に発生した東ティモールにおける騒擾の事例のメカニズムを解明することを試みる。

第 5-1 節 分析

東ティモールの 2006 年政治状況

アルカティリ首相は、東ティモールの初代首相である。彼は、1974 年に立ち上がった東ティモールの最も古い政党のひとつであるフレティリンの事務局長である一方（2015 年 9 月現在）、イエメン出身でムスリムという出自をもつ。また、独立運動時代はモザンビクで政治活動をしており、多くの東ティモール人には馴染のない人物であった（e.g.,Shoesmith 2003）。

2001 年の制憲議会選挙はフレティリンの圧倒的勝利であったが、その後アルカティリ首相はたびたび批判の矢面に立たされている。アルカティリ自身、2006 年に過去を振り返り、2002 年の独立以来、政府が多くの反政府的な活動に苦慮してきたと吐露している（FRETILIN 2006a）。例えば 2002 年には首都ディリで国家警察の不正に対する平和的な示威活動を発端として、反政府勢力の参加によって暴動が発生しており、小売店、モスク、首相の私邸が放火されたほか、盗難が続出した⁹²。2005 年 4 月に顕在化した教会と政府の対立は、暴力こそなかったものの、若者を多数含む 5000 人単位の大規模な示威活動へ発展した。人口の 90% 以上がカトリック教徒とされる東ティモールにおいて、教会組織は社会的影響力をもつといわれる。アルカティリ政権は初等教育課程における宗教の時間を選択科目に切り替えようとし、必修科目として継続すべしとする教会側の主張と真っ向から対峙したのである。教会勢力が核となったディリでの示威活動は、19 日間に亘り教育課程における当初の争点を超えて首相の辞任要求を訴えるようになった。示威活動が辞任要求に至った理由は、人道に対する罪、教育、貧困、報道の自由などの課題に対し、政府が何ら成果を生み出していないとの不満が一気に表出したためであった⁹³。

⁹² UN Document S/2003/243, 3 March 2003, para.6.

⁹³ AFP (L'Agence France-Presse). "East Timor's Catholic Church Rallies Thousands in Anti-Government Protest," 19 April 2005.

反政府的な活動が続く中、アルカティリ首相は自分に対する政治的支持の明らかな低下を感じ取っていた。2003年の世論調査では、アルカティリ首相への支持率は49%であるのに対し、グスマン大統領およびベロ司教への支持率は94%で、独立運動時代の英雄らが人々に人気であった反面、アルカティリ首相の不人気さが目立った（NDI 2003）⁹⁴。2005年の示威活動が、反政府的主張をするに至ったことで、東ティモール人の多数はカトリックを信仰するなか、少數派のムスリムであるアルカティリ首相は、自分に対する政治的支持が低下していることを改めて自覚した（Da Silva 2008）。

2006年初頭に公布された名誉棄損法は、メディアからの首相自身に対する誹謗中傷を抑制する目的でつくられたと指摘された。表現の自由が束縛されるとして、地元のメディアのみならず国連も懸念を隠せないほどであった⁹⁵。この名誉棄損法によって、第2政党の民主党（PD）党首がアルカティリ首相に対する誹謗中傷の罪で検察に起訴されており、市民と国際社会の懸念は現実のものとなった⁹⁶。明らかにアルカティリ首相の有権者からの評価は芳しくなく、アルカティリ首相はその対応に躍起となっていたのである。騒擾発生の2006年の翌2007年には大統領・議会選挙を控えていた。

第Ⅰ期：治安問題の発生と対応、有権者からの業績評価

2006年の騒擾は、陳情兵士159名が国軍内の差別的待遇の改善を訴えてグスマン大統領、ルアク国軍司令官（Brigadier General Taur Matan Luak）およびロドリゲス国防大臣（Roque Rodrigues）に陳情書を提出したことから始まったとされる。この差別的待遇とは、独立前のインドネシアに対する抵抗運動にて、東ティモールの東部出身者が主要な貢献をしたとみなされていることから、国軍への登用と幹部ポストの配分において、東部出身者が優遇さ

⁹⁴ Lusa. "Poll shows FRETILIN Slipping, but Keeping Majority Support." 6 November, 2003. <http://www.etan.org/et2003/november/03-09/06poll.htm> (accessed September 2, 2015)

⁹⁵ UNOTIL Daily Media Review. "Fr. Martinho Gusmão: Defamation Law Will Impact Journalists' Profession," 22 December 2005; UNOTIL Daily Media Review. "Alkatiri Responds to UN Concerns on Defamation Law," 01 February 2006.

⁹⁶ UNOTIL Daily Media Review. "Prosecutor Request Information from PD Leader," 15 February 2006.

れた反面、西部出身者が排除されたという内容である。陳情に対し大統領は調査委員会の設置を検討していたが問題の解決には至らず、2月17日に陳情兵士の一派は兵舎を脱出した。

3月中旬、国軍司令官は陳情兵士を含む591名の兵士の解雇を発表し、アルカティリ首相は解雇決定を支持した。陳情兵士は解雇を認めないとし、陳情兵士の代表格であったサルシーニャ少佐（Gastão Salsinha）がグスマン大統領に対して政府と陳情側の兵士の間の調停を依頼した。3月23日、グスマン大統領はスピーチ上で、政府による兵士の解雇決定を批判し、陳情兵士が訴えていた、東部出身者と西部出身者の間の差別問題が政治的な課題であることを認めた⁹⁷。この直後から首都ディリの各地で若者グループ同士の抗争が生起していた⁹⁸。

4月24日より5日間の予定で、594名の陳情兵士が政府庁舎の前で平和的示威活動を開催し、待遇改善を訴えた。この示威活動の参加者は、事前に警察と協議し暴力化すれば警察が出動することを了解していた（OHCHR 2006, para. 39）。示威活動の参加者は、当初陳情兵士とその支持者であったが、2日目からは反政府勢力Colimau2000のスポークスマンが参加し、警察が適切に暴力に対処しなければ群衆を出動させる、政府転覆のために暴力を使う可能性がある、東部出身者を非難する、等の発言を繰り返した。示威活動の4日目、アルカティリ首相が、陳情兵士の要求の一部である独立委員会の設置を表明した。首相は、3か月以内に独立委員会が陳情兵士の要求内容に対する報告を行い、各人が地方に戻る補助金を出す提案をした。ただしこの示威活動の最中、同時に首都ディリのタイベシ地域で2名の青年が殺害され、東部出身者の営む市場での放火事件、窃盗などが相次ぎ、首都の治安は悪化していった。5日目に、陳情兵士グループと外務大臣が面会する予定であったが、時間を取り違えた外務大臣は姿を現さなかった。業を煮やした陳情兵士グループの支援者は暴

⁹⁷ Kay Rala Xanana Gusmão. "PRESIDÊNCIA DA REPÚBLICA GABINETE DO PRESIDENTE MESSAGE TO THE NATION ON F-FDTL." Palace of Ashes, 23 March 2006.

⁹⁸ Suara Timor Lorosa'e. "61 People Evacuate to Comoro Parish Because of Rumours," 28 March, 2006.

力を起こすと脅しをみせるようになった。そのなか、支援者らが政府庁舎を襲撃し、車両や施設を破壊、警察官のバリケードを破って警察官を負傷させた。

ここでアルカティリ首相は、ルアク国軍司令官の不在のため、レレ国軍官房長(Colonel Lere)に国軍の出動準備を指示した。4月28日当日午前、首相と大統領は連絡をとっていたにも関わらず、軍の最高司令官でもある大統領にはその指示があったことは伝えられていなかった。その代りに当日の夕刻、アルカティリ首相、ロバト内務大臣(Rogério Tiago Lobato)、ロドリゲス防衛大臣、ルアク国軍司令官、マーティンス警察長官(Paulo Martins)が出席した協議中、協議の参加者が嘆願兵らに対する国軍の武力行使を容認した。この容認決定は、グスマン大統領とホルタ外務大臣(Ramos Horta)には翌日伝えられた(Hasegawa 2013, 121)。事後、5月11日付の国会議長宛の報告では、アルカティリ首相は、法令7/2004第20条及び東ティモール憲法第115条(1)(c)に基づき、この国軍の武力行使の容認決定は国家危機閣議(crisis cabinet)としての決定であったと示した。ただし、この決定は文書上の記録ではなく、非常事態(a state of crisis)であることの公式な宣言もなかった(OHCHR 2006, para.53)。また、国連報告書は、出動決定以前(28日午前)に国軍はアルカティリ首相からの指示を受けて既に出動し、政府庁舎前の事態に対処していたことを明らかにした(OHCHR 2006, para. 54)。

4月28日のアルカティリ首相の国軍出動要請は、国軍基本法第20条で定められた手続きに準じていないといえる⁹⁹。28日夕刻に実施された首相官邸での協議は、国家危機閣議に相当すると考えられるが、当該閣議に定められたメンバー全員が出席しておらず、特に国軍最高司令官である大統領が協議に招待されず、公式に非常事態は宣言されなかった

⁹⁹ Organic Structure of the Falintil-East Timor Defense force (Falintil-FDTL). Decree-Law No.7/2004 of May 5, Government of Democratic Republic of Timor-Leste. (国軍基本法)

(OHCHR 2006, para. 164-165)¹⁰⁰。首相は文書上の指示がなかった理由として、国軍に文書を発出する余裕がないほど緊急性を要したためと主張した¹⁰¹。

以上の状況に鑑みれば、暴力が多発する気配をみせるなか、アルカティリ首相が非常事態という認識のもと、国軍最高司令官であるグスマン大統領に了解を得ずに国軍の出動を決定したことが分かる。この決定が、第Ⅰ期における治安維持政策である。アルカティリ首相は法に準じてとった正当な判断であることを主張しているが、関連法と照らし合わせると逸脱している部分がある。法律が規定するメンバーが全員集結せずに国家危機閣議を開催したことは、執行府の長であるアルカティリ首相に責任があると国連報告書は指摘した(OHCHR 2006, para 168)。つまり、第Ⅰ期に首相が採用した政策は、超法規的な治安維持政策であることが分かる。

政府庁舎前の事態は、正午ごろから悪化した。陳情兵士グループとその支持者がバリケードを破って政府庁舎内に侵入し、車両を燃やし警察官に暴力を振るったことで、国家警察側は催涙ガスを発し、拳銃を発砲するなどで対応をしたが、午後1時半になり陳情兵士グループと支持者は解散し、政府庁舎前の事態は収束した。ただし、陳情兵士グループの支持者らはその後首都ディリ近郊に位置するライ・コトゥやタシトルに移動し、そこで出動命令があった国軍を襲撃した。特にライ・コトゥでは陳情兵士の支持者らは手りゅう弾を国軍の車両に対して投げたことから、国軍は発砲して対応し、5分間に約100発が発砲されたといわれる。このディリ近郊での治安悪化は、翌29日の正午ごろまでに鎮静化した

¹⁰⁰ 国軍基本法第21条によれば、非常事態宣言には、国家危機閣議と大統領による同意が必要とされている。

¹⁰¹ 国連調査書は、文書上の指示がないことが、指示内容が不明確となる発端であると指摘した(OHCHR2006, para.166)。例えば、国家警察は自らの任務を陳情兵士らの活動が暴力的になつた場合のみに対応すると理解していたが、国軍は陳情兵士らを捜索し、逃亡を試みた場合には発砲も可能であると認識していた(OHCHR 2006, para.55)。一方、アルカティリ首相は国軍への指示に関して、治安を統制する、加害者(troublemaker)を解散させる、加害者が逃亡しそうになった場合には追跡はしない、という点で明確であったと主張した(FRETILIN 2006a)。

(OHCHR 2006, para47-58)。この鎮静化を受けて、政府はディリの治安状況は回復したと発表した¹⁰²。

第Ⅰ期の政策実行の結果、ディリの一部の住民は、政府が治安を回復させられる状態ではないと判断し、教会などに身を寄せるようになった。地元紙 Timor Post によれば、子どもとともに教会が経営する職業訓練センターへ避難した女性は、「政府が今回の問題を解決できる保証はなく、子どものためにも再度内戦に戻るような状態にはなってほしくない」と言及している¹⁰³。また、人々の治安への不安は高まるばかりとなり、市民は安全な場所を求めて山岳地帯に避難するようにもなり、職場を欠勤するようになった¹⁰⁴。

5月に入ると、陳情兵士グループの規模が拡大し、地方に逃亡、さらに各地での暴力が散見された。3日、憲兵隊(military police)隊長のアルフレド・レイナド少佐(Major Alfredo Reinado)ら3名が陳情兵士のグループに合流した。5月8日には、エルメラ県グレノにて陳情兵士の一派とその支持者らが UIR (Unidade Intervenção Rápida, Rapid Response Unit) 警察官を襲撃し、1名死亡、1名重傷を負った¹⁰⁵。このように治安状況は悪化の一途を辿っており、第Ⅰ期における市民の副次的コストは増大し、安全状況は明らかに憂慮される状態となっていた。

第Ⅰ期の分析

4月のアルカティリ首相による実力行使は、自分の業績評価を高めるためのシグナルであったすると、超法規的な治安維持政策を採用したものの、その政策結果が芳しくなかったことが分かる。まず、アルカティリ首相の法律上の逸脱行為を、彼の権力強大化の意図の

¹⁰² República Democrática De Timor-Leste Ministério dos Negócios Estrangeiros e Cooperação, Media Release “Dili Returing to Normal Life” 29 April 2006.

¹⁰³ Timor Post, “Most of the IDPs are Children,” compiled by UNOTIL Daily Media Review 5 May 2006

¹⁰⁴ AFP. “Four years after independence, unrest again threatens East Timor.” May 20 2006.
<http://www.etan.org/et2006/may/13/20fouri.htm> (最終閲覧日 2015年9月3日); (Hasegawa 2013, p. 127)

¹⁰⁵ 4月28, 29日の事件に殺戮があったとの噂に対する示威活動が実施されているところへ、エルメラ県知事が訪問した。この訪問に伴って UIR (Rapid Intervention Unit) 所属の警察官が付き添った。活動参加者らが東部 UIR 警察官に対し、4月末、首都ディリのコモロマーケットで陳情兵士が殺害されたことに対して非難を浴びせた。そこで起きた襲撃事件である。

みで説明するには難しい点がある。なぜならアルカティリ首相は、国軍に対する出動指示の権限は、大統領職の統制領域にあることをよく理解していたからである（Hasegawa 2013, 152）。緊張状態にあるなか、国軍に対する影響力を拡大させようとして出動を指示したとは考えにくいのである。したがって、アルカティリ首相は超法規的な政策であることを認識していて、国軍の出動を命令したと考えられる。

首相は、国軍による国内治安への後方支援は通常は認められないことを認識していたが、緊急性を要する事態の悪化に、暴力阻止に効果的であるとの判断に基づいてルールに基づく手続きを経ない国軍の出動を指示したと考えられる。バジワ（Bajwa）国連ミッション副特別代表（当時）によれば、大統領、首相はともに、陳情兵士グループが率いていた若者や反政府勢力に対する統制がきかなくなったという認識をもっていた。しかし大統領はこの暴力が拡大する（ramification）可能性を憂慮していた一方、アルカティリ首相は断固として阻止すべきと判断し、（公権力によって）数日で事態は収まるという自信があった、と述べている（Hasegawa 2013,149）。そこで首相は、手続きを経て国軍を出動させるのではなく、緊急的に出動させるほうが政策効果は高まると思ったと思われる。つまり、陳情兵士グループに若者や反政府勢力が加わり政府批判を始め、暴力を起こすという脅しが政府に対し始まった際、緊急性が高まったと判断したアルカティリ首相が、警察だけでは対応できないことから暴力の拡大を防ぐために国軍に支援を依頼したと考えられる。

超法規的政策であったことから、事後、この政策実行が合法的な行動基準に近いものであったようにアピールするため、アルカティリ首相は5月11日に、国家危機閣議を規定する法に則って、4月の事件における国軍への指示に関する報告書を提出している（FRETILIN 2006a）。このような法的手続きを経たことにより、首相は自分の行為に法の逸脱はなかつたかのように、有権者に自分の行為を示そうとしたのである。

首相は4月30日夕刻にテレビ放送を通じて、「国軍の出動は自らの意思ではなく、警察の要請によって出動した」、「陳情兵士の要求に取り組む」ととともに、「政府は治安を統制できている」と述べている(Hasegawa 2013, 125)。この発表もまた、国民に対して自分の治安維持政策の政策効果とともに、国軍の出動指示は妥当であったはずだという点を強調し、事後のアピールに努めていたといえよう。

しかしながら、陳情兵士グループとその支持者は抑えられるどころか地方に逃亡しその規模を拡大させた。首都ディリを中心に治安は悪化の一途を辿っており、避難民が増加した。市民の日常生活に支障をきたし、市民からは政府の能力に治安回復は期待できないという声があがっていた。4月の国軍を出動させた治安維持政策の政策効果は無に等しく、自分に対する批判も生まれており、支持の確率は低いとアルカティリ首相は判断したと考えられる。

第II期：次の治安維持政策、帰結

アルカティリ首相は5月3日に大統領と共同記者会見を開催し、人々に平静を保つように呼びかけている。また、5月5日には正式に名士委員会(Commission of Notables)を立ち上げて、陳情兵士の要求を検討することを表明した。ただし、陳情兵士グループに投降を呼びかけるのはグスマン大統領や国軍司令官であった(FRETILIN 2006a)。この間、前述のようにアルカティリ首相は、4月28日の国軍への指示の法的裏付けを確保するための手続きをとったが、陳情兵士グループを率いるレイナド少佐がこの不法性を指摘したことが報道されている¹⁰⁶。

5月8日に首相、内務大臣、市民グループの代表であるライロス(Rai Los)が一同に会し、国家警察のURP(Unidade de Reserva da Polícia, Police Reserve Unit)部隊の行動に、市民グル

¹⁰⁶ Lusa. "PM Alkatiri Accused of Illegally Ordering Army Against Demonstrators," May, 17, 2006.

プの支援が必要であるという点を協議した(OHCHR 2006, para89)¹⁰⁷。ただし、この協議中、市民グループへ警察の武器・制服譲渡の指示はなかったと首相は事後に主張している(e.g; OHCHR 2006, para89、注 85,119 参照)。

前述のように、17 日から 19 日にかけてフレティリンの党大会が実施され、秘密投票ではなく党大会参加者による挙手によってアルカティリ首相は事務局長に再任した。

首都ディリで生起した次の大規模な襲撃事件は、5 月 23 日に始まったとされる。レイナド少佐の一派が、国軍兵士と警察官を襲撃し、5 名死亡、10 名が負傷した事件である。翌 24 日は首都の郊外タシトルにて、市民グループであるライロス派、陳情兵士グループ、警察官らによる国軍兵士の襲撃や、ルアク国軍司令官の私邸、ロバト内務大臣の親戚の自宅への襲撃が続出した。25 日には国家警察の本部前において、国軍兵士と警察官が対峙し、銃撃戦に発展した。この治安悪化のなか、24 日、大統領、首相、国会議長発の共同書簡をもって、豪州、ニュージーランド、マレーシア、ポルトガル軍から構成される鎮静化のための国際部隊の派遣を要請している。グスマン大統領はこれ以上の治安悪化を恐れて即断でこの書簡に署名をしたが、アルカティリ首相は署名に最後まで渋っていた¹⁰⁸。

この銃撃戦ののち、ライロス派に国家警察の武器が譲渡されたという疑惑があがり、さらに国軍も市民に武器を譲渡したことが発覚し、5 月 30 日には内務大臣と防衛大臣が罷免された。国家警察においては、少なくともロバト内務大臣が 5 月 21 日にライロス派 31 名とギャング集団に対し¹⁰⁹、UPF (Unidade Partulhamento Fronteira) の武器と弾薬を譲渡した

¹⁰⁷ ライロスの本名は、Vincente da Conceição。なお、ライロスはフレティリンの党員であり、5 月のフレティリン党大会の間、アルカティリ首相と幾度か接触している。República Democrática de Timor-Leste, Gabinete do Primeiro-Ministro Press Release. "Alkatiri Rejects Railos 'hit squad' Allegations, Railos Offers to Disarm," June 20, 2006.

¹⁰⁸ Jakarta Post. "No Quick Fix to Timor Leste Crisis," June 7, 2006.

¹⁰⁹ 対象となったギャング集団は Lima Lima group (リーダーは Antonio Lurdes, aka Antonio 55)。インドネシア統治下で結成された秘密結社のひとつとされる。失業中の若者を含み、たびたび犯罪や政治的活動に参加している (Scambray 2009)。

ことが分かった。さらに 23 日、同内務大臣は 33,000 ドル相当の車両と警察の制服をライロース一派に譲渡し、24 日の国軍兵士への襲撃に参加させていた (OHCHR 2006, para 90, 91)¹¹⁰。

武器をもつ陳情兵士グループは依然逃亡していたものの、6 月に入ると治安維持の権限をもつ国際部隊の派遣により、治安の回復が進んだ¹¹¹。ただし、警察が所持する武器が市民グループに譲渡された責任がアルカティリ首相にあるとして、6月初旬から政府解散もしくはアルカティリ首相の辞任を求める 1,000 人規模の示威活動が始まった¹¹²。示威活動の主導者は「もっとも重要なのは、アルカティリが自分になしたことに責任をもって辞任することだ」と述べている。一方、アルカティリ首相は、豪州 ABC 放送のインタビューに応じ、市民グループに対して警察の武器を譲渡した事実はないと否定し、「自分が辞任をすることはない」と主張した¹¹³。しかし国内世論だけではなく、国際世論も騒擾の行く末に注目するようになった。アルカティリ首相の「第 3 の勢力」が治安悪化に関与しているとする発言に、インドネシアのユドヨノ大統領が反論し、国際世論においてもアルカティリ首相は非難に晒される¹¹⁴。19 日には、豪州 ABC 放送において、アルカティリ首相より直接指示を受けた

¹¹⁰ なお、武器等を譲渡されたライロース一派が、なぜ国軍を襲撃する行為に参加したのか、そしてそれ以外のどのような暴力行為に加担したのかの詳細は国連調査書では明らかになっていない。同じく、Lima Lima group についても、どのような暴力行為に参加したのかは明らかでない。

¹¹¹ Presidência da República Gabinete do Presidente. “Address of H.E. the President of the Republic, Kay Rala Xanana Gusmão, to the National Parliament,” 14 June 2006.

¹¹² AFP. “Mass East Timor Rally Calls for PM to Step Down,” June 6, 2006.

<http://www.etan.org/et2006/june/10/06masset.htm> (最終閲覧日 2015 年 9 月 3 日) ; Jakarta Post. “Pressure Mounts on Timor Leste PM,” Wednesday, June 7, 2006.

¹¹³ ABC (Australian Broadcasting Cooperation). “Alkatiri Denies Arming Own Security Force,” Thursday, June 8, 2006.

¹¹⁴ Jakarta Post. “SBY takes Alkatiri to Task on Unrest Slur,” June 6, 2006.; Jakarta Post. “Alkatiri Denies Accusing RI of Involvement,” Wednesday, June 7, 2006. ただし、アルカティリ首相が 1999 年まで存在していた統合派民兵が事件に加わっていると指摘しただけで、インドネシアを指したものではないとする言論があり、アルカティリ首相もそのように弁明している。この事実関係も不明であるが、ユドヨノ大統領が報道に反応しこれを否定したという事実そのものが、首相の評判が更に悪化する要因として、本論文での分析では指摘できる。Jakarta Post. “Alkatiri Says Former Pro-Indonesia Militiamen Involved in Riots,” Monday, June 5, 2006. ; Jakarta Post. “Caution Over Timor Leste,” Wednesday, June 7, 2006.

とライロスが発言した¹¹⁵。この後グスマン大統領は、21日の国家評議会（council of state）でアルカティリ首相に辞職を迫ったのである¹¹⁶。22日、グスマン大統領は、国民に向かってスピーチのなかで、アルカティリ首相が辞任しなければ自らが辞任すると発表した¹¹⁷。25日にホルタ外務大臣が「政府が的確に機能していない」として辞職し、そのほか8名も辞職意向を表明した。6月26日、アルカティリ首相は「大統領の辞職を回避するため」、そして「内戦やこれ以上の対立を生み出さないため」に「辞任する」と記者会見で述べた¹¹⁸。

第II期の分析

当初、アルカティリ首相は非暴力的手段によって治安を回復させようとしたが、治安は悪化するばかりであった。アルカティリ首相は陳情兵士の要求の検討に入り、大統領や国軍司令官の当事者へ説得などを通じ非暴力的手段で、安全状況の改善に努めようとした。しかし、陳情兵士グループの動きは一向に収まることがなかった。

そこで、次の治安維持政策（第II期）として、首相は内務大臣とライロスのいる場で、国家警察の行動を市民グループに支援されることを決定した。この決定は、武器の譲渡の有無にかかわらず、本来国内の治安維持を担う国家警察の活動を、そのような任務を負う合法的な権限をもたない市民グループに任せようとした意思決定である。事後、アルカティリ首相と内務大臣が揃って、市民グループによる国家警察を支援する活動は、国内治安法に基づき合法的であったと主張している。しかし、この主張は認められるものではな

¹¹⁵ ABC (Australian Broadcasting Cooperation). “Four Corners: Program Transcript, Liz Jackson's Report ‘Stoking the Fires,’” June 19, 2006. <http://www.abc.net.au/4corners/archive.htm> （最終閲覧日 2014年1月27日）

¹¹⁶ 東ティモール憲法上、グスマン大統領はアルカティリ首相を辞任させることは困難であった点を挙げておく。唯一、議会がアルカティリ首相を辞任させることができると、それは与党フレティリンが議席の過半数を占めていたので、辞任させられることはなく、首相が辞任するのは自ら辞職するときのみである。ただし、大統領は、信任投票が否決された場合などの事態が発生した際に、民主的制度の通常の機能を確保するうえで必要とされるときにのみ、国家評議会と協議のうえで、首相を解任できる（東ティモール憲法第112条）。

¹¹⁷ Mensagem de S. Ex.a O Presidente da República. “O PRESIDENTE DA REPÚBLICA MENSAGEM,” Dili, 22 de Junho de 2006. Unofficial translation: http://www.themonthly.com.au/files/xanana_speech.pdf （最終閲覧日 2015年9月21日）

¹¹⁸ The Age. “Alkatiri's Resignation Speech – World” theage.com.au （最終閲覧日 2014年1月14日）

いと国連調査書は記している（OHCHR 2006, para.94）。したがって、第Ⅱ期に首相が採用した治安維持政策も、超法規的であったとみなすことができる。市民グループに国家警察の行動を担わせることが、暴力を抑制するのか、逆に助長するのかは政策の実行後でないとわからない。アルカティリ首相は、当初は非暴力的な手段で陳情兵士グループの問題に対処しようとしていたが結果は振るわないため、コストの発生に憂慮しながらも挽回を図ろうと、超法規的な治安維持政策を実行し、起死回生のギャンブルに身を投じたと考えられる。

5月8日の会合ののち、内務大臣による市民グループへの武器、弾薬、警察の制服、車両が譲渡され、反政府活動に対する対応が行われた¹¹⁹。

5月23日以降、陳情兵士グループの首都ディリにおける襲撃が再開し、警察、国軍の衝突も激化しリーダー層は、国際部隊の要請に了解した。そして、5月末の襲撃が拡大した要因に、市民グループに警察の武器が譲渡された問題が持ち上がり、市民による示威活動が発生し、アルカティリ首相は政府の最高責任者としてこの問題に責任を取らざるを得ない状況に置かれることとなった。つまり彼は、5月末の治安悪化をもたらした人物だと市民から認識されるようになったのである。

第Ⅱ期における治安維持政策の実行後も、人々の安全状況は著しく悪化していた。5月末から国連人道問題調整事務所（OCHA）が状況報告を逐次発表しているが、30日には10万人の国内避難民が発生したとみており、首都ディリには各地に避難民キャンプが設置され、

¹¹⁹ 市民グループに対する武器譲渡について、直接的な首相の指示があったかの事実主張に関して、首相と内務大臣の間では一致していない（注85参照）。したがって首相からの直接の指示であるかは、現時点では裏付けることはできない。国連報告書にある経緯は以下のとおり。5月8日、首相、内務大臣、ライロス（Vincente da Conceição (RaiLos)）が首相官邸で会い、内務大臣がFRETILIN党大会の警備について協議した。武器に関する議論はなかったという以外、3者は異なる見解を述べている。ライロスは首相が陳情兵士あるいは反政府関係者を“eliminate”するように指示され、それは「殺害せよ」という指示だと理解したという。これに対し、アルカティリ首相は、彼らは内務大臣につれられ、西部からの党関係者をガイドする役目をもつと説明されたと主張している。（OHCHR 2006, para88）。国連報告書は、ライロスの主張は、現存する証拠からそれを認めがたいが、少なくともアルカティリ首相は、国家警察の武器が市民に配布されていたことは認識していた疑いは十分にあると結論づけている（OHCHR 2006, para. 94）。

6月で最大15万人となった¹²⁰。政府が食糧配布を開始したが不足は明白で、国際部隊の到着前後から、国際支援が本格化した。この点に鑑みれば、人々の安全状況の低下についてはアルカティリ首相にとっても自明であったであろう。

しかし政策効果の不振に加えて、アルカティリ首相に対する辞任を求める声が持ち上がった理由は、6月から開始された市民の平和的示威活動において呼ばれたように、市民グループに国家警察の活動を任せようとしたことに対する責任問題にあった。第Ⅰ期において、アルカティリ首相は、政策を実行してその帰結を観察したのちに、4月末の国軍への出動指示に関する法的手続きを経て、自分の採用した政策を少しでも合法的であることをアピールしようとした。しかし第Ⅱ期において再度超法規的な政策を採用し、支持の確率が著しく低下し、結果辞任に至ったことは、アルカティリが推測する以上に、アルカティリの採用した治安維持能力の行動基準が、有権者のもつ治安維持能力の行動基準とは乖離していたことを示しているといえる。

アルカティリ首相は超法規的な政策を採用しながらも、政策の合法性もある程度担保しなければという意識も兼ね備えていたことから、超法規的な政策を採用することは本人にとって「起死回生のギャンブル」であったと思われる。つまり、彼のそれまでの言動から、自分の採用する政策そのものも能力評価の対象になりうることを理解していた側面が観察されるのである。例えば、2005年の教会との対立を巡って、アルカティリ首相は世俗国家であることは憲法によって明確であり、「憲法は私にとって聖書である」と発言した (Da Silva 2008)。この言動は教会関係者がアルカティリ首相に対して批判を強める要因のひとつとなつたが、その意図は自分の公的行動が法に則っていることを強調するためであった。

当時、長谷川特別代表に対しても何度も憲法を起草したのは自分であると述べ、政府の政

¹²⁰ OCHA (Office for Coordination of Humanitarian Affairs) "Timor-Leste: Population Displacement OCHA Situation Report No. 2." <http://reliefweb.int/report/timor-leste/timor-leste-population-displacement-ocha-situation-report-no-2> (最終閲覧日 2015年9月7日)

策実行行為に対する法的な正統性を証明するために憲法の条項を持ち出していたという（Hasegawa 2013, 76）。つまり、自分の採用した政策は合法性を有していたと事後に主張することで、有権者からの評価を維持できると考え、有権者からの評価が低下することは想定していなかったと思われる。2006年騒擾の事後、国連による調査において首相は、第II期における治安維持政策、つまり首相への疑惑が高まった、国家警察が市民グループ（ライロス一派）による支援をうけたことについては、国内治安法（Internal Security Act）に基づいて違法ではなかったと主張している（OHCHR 2006, para 94）。直接的な自分からの指示であるか否かに問わらず、内務省・国家警察の行為が合法的であったと説明するのは、自分の管轄下にある部署の行動が合法性を有していたと釈明を試みた発言であると思われる。

一方、こうした超法規的な治安維持政策を首相が採用しやすい環境であったという側面も考えられる。つまり、超法規的な治安維持政策の質については、有権者からの批判対象になりづらいだろうと指導者が考える状況である。その状況とは、武器の管理については国家、国家警察とともに杜撰な面があり、制度の未熟性に政府全体が甘んじていたことである。治安機関における管理記録が曖昧なため、国家警察がもつ武器はたびたび紛失した状態にあったという（OHCHR 2006, para. 97-99）。この事実は、武器管理に対しては未だ法の支配が確立していない状態としてアルカティリ首相が捉えていたと考えられる。そのため、市民グループが国家警察の行動の一部を担うことが、有権者の治安維持能力の行動基準と乖離する政策であるという認識は低かったのではないかといえる。したがって武器管理が曖昧な状況下では、指導者にとって超法規的な政策を採用しやすかったのではないかと考えられる。

しかし、アルカティリ首相が、治安維持能力の行動基準が有権者と乖離していることが自分の評価に影響を及ぼしていることに気づいたのは、政策を実行後、自分に対する批判

が強まった5月末の襲撃事件以降と思われる。国際部隊が派遣され、国際社会の注目を浴びたことで、モニタリングの質が外的に変容したことが、支持確率の著しい低下をもたらしたと考えられる（5-2節参照）。この質の変化を経て有権者が下した業績評価により、アルカティリ首相の起死回生のギャンブルは失敗という帰結に至ったのである。

第5-2節 指導者アルカティリの行動とその帰結

ここでは、前節で提示したモデルの分析結果を用いて、東ティモールの2006年の騒擾における指導者の暴力が、政治的支持を獲得したいというインセンティブから生じたことを確認する。

東ティモールが独立して初の執行府の長であるアルカティリ首相は、次期選挙が迫り、政治的支持の低下を認識していた。そのなか、2006年4月の首都ディリにおける暴動に対し、首相としての対応を迫られた。そのときアルカティリ首相は、事前に国家危機会議の開催という正式な手続きを経ないで国軍を出動させており、これが超法規的な治安維持政策とみなせる。この政策を実行した結果、暴動そのものは鎮圧することができたが、陳情兵士グループは逃亡して規模を拡大させ、避難民の発生、各地での暴動の発生により有権者が被った副次的コストは甚大となり、市民の安全状況は悪化した。第Ⅰ期においては、超法規的な治安維持政策を実行した結果、予想以上の市民への副次的コストも生じてしまい、有権者の次期選挙における指導者の支持決定ルールの閾値が高まることとなった。

第Ⅰ期においてアルカティリ首相は、国軍を出動させた夜に国家危機会議を開催し、国民に向けたテレビ演説において国軍の出動の妥当性に言及し、事後に国軍出動に関する法的手続きを済ませている。これらは、アルカティリ首相が、懲罰の対象になることに憂慮し、自分の採用した政策は合法的な基準に近いものであったと、事後に有権者に訴えようとしたとみえる。ただし、選挙の能力評価に基づく選択メカニズムが自分への政治的支持に及

ぼす影響を考えると、合法的な治安維持政策を指導者がとるほど、有権者がもつ、合法的な治安維持対策をとる政治家を支持しようとする選択の基準が高まる。すなわちアルカティリ首相は、自分が合法的政策をとったと見せかける行動にでるほど、益々次回には合法的な治安維持政策をとらざるをえなくなる。

当初第Ⅱ期に入ってから、より合法的な治安維持政策を探ろうとしていたアルカティリの行動が観察されている。例えば、陳情兵士グループの要求への対応策を検討はじめ、大統領や国軍司令官を通じての陳情兵士グループへの投降の説得が成功することを待っていたことである。しかし安全状況は改善しなかったのである。

合法的な治安維持政策を採用しても安全状況が一向に改善しないのであれば、どのような政策を採用しようとも生じる有権者の副次的コストはそう変わらなくなるため、アルカティリ首相は、コストの増大の可能性はあるけれども、評価の挽回を狙って「起死回生のギャンブル」に身を投じることとなったと考えられる。すなわち、第Ⅱ期において、アルカティリ首相は引き続き超法規的な治安維持政策を断行した。

第Ⅱ期における超法規的な治安維持政策とは、国内の治安維持を掌る国家警察の行動の一部を、そのような任務を負う合法的権限をもたない市民グループ（ライロスー派）に担わせようとした意思決定である。この政策は、第Ⅰ期の国軍の出動が公に観察されていた治安維持政策であるのに対し、有権者からは観察されにくい政策であるが、アルカティリが有権者からの支持を失うこととなった政策であり、本章の分析にとりあげるべき政策である。ライロスー派は5月末の首都ディリでの大規模な襲撃事件に加わっていたが、陳情兵士グループを抑えるどころか、国軍への襲撃に参加するなどの行為が確認された。治安悪化は進み、警察と国軍の銃撃戦に発展し、市民の安全状況も益々悪化した。5月末には人口の¹割の人々が国内避難民と推定され、人々に生じた副次的コストは第Ⅰ期より更に甚大とな

った。警察機能が崩壊し、治安の維持が困難と判断した東ティモールのリーダーらは、豪州軍を核とした国際部隊の派遣を要請した。

第Ⅱ期における帰結は、指導者にとって散々たるものであった。まず市民の安全状況は悪化の一途を辿り、政策の効果は無に等しかった。さらに、有権者による指導者への批判の矛先は、政策の質、つまり国家警察としての行動を市民グループに担わせるという政府の行為が、有権者がもつ治安維持能力の基準と乖離していることにも向けられた。この政府行為の責任問題も、政府が治安回復できない問題とともに公に大きく取り上げられ、アルカティリに対する支持は顕著に低下することとなり、首相は自ら辞任を選んだ。つまりアルカティリの投じた起死回生のギャンブルは失敗した。

最後に論じるのは、有権者の支持決定ルールの閾値が第Ⅰ期目の帰結によって高まっている一方、アルカティリが第Ⅱ期で起死回生のギャンブルを投じようとした誘因は何であるかということだ。その第1は、政策実行の結果に関して不確実性があることに加え、治安維持能力の行動基準が指導者と有権者の間で不一致であるという不確実性がある状況である。第2は、先に述べた、どのような政策を投じようとも、生じる有権者の副次的コストがそれかわらないという見込みがあることである。第3は、有権者のモニタリングの質が脆弱であり、有権者が決定ルールの閾値を高めてもそれを持続できないと見込んだからであると考えられる。モニタリングの質とは、指導者の政策実行を有権者がどれだけ観察できるかの状態を示している。元来、指導者が実行する真の治安維持政策を有権者は全て観察することが難しいという状態にある。したがってモニタリングの質を高めるほど、有権者は、指導者の採用した真の政策が観察できるのであるが、質が担保されていないと政策から生まれる帰結によってしか、政策の位置を判断できない。自由な報道の保障や第三者機関の存在は、指導者の履行する真の治安維持政策を有権者が観察できる可能性を高めるわけである。東ティモールでは、一般的に報道や表現の自由が認められている民主主義体制である

が、アルカティリが周囲の批判を浴びながら名誉棄損法を施行したことや、武器の流出や紛失が暗黙的了解になっていたという環境に鑑みれば、完全な報道の自由を当時の有権者が享受しているとは言い難い。

しかしモニタリングの質が、アルカティリ首相の当初の予想から変容したのは、本騒擾が国際社会の目に晒されるようになってからであろう。第Ⅰ期、第Ⅱ期にわたる治安維持政策の質について疑惑はすでに生じていたものの、その疑惑が広く有権者に知れ渡るようになったのは、治安状況がリーダーたちの手に負えなくなり国際部隊の派遣を要請したのである。国際部隊の派遣により、東ティモール情勢は国際社会の目に晒されることになった。このような外生的な作用によって、モニタリングの質が完全ではないにしても上昇したと理解できる。実際に国際部隊の派遣後、ライロスがアルカティリを批判したインタビューが豪州のテレビにて放映され、アルカティリの採用した政策の質に関して人々の関心を集めたことが、グスマン大統領からの通告を受け、アルカティリ首相が辞任するきっかけとなった。前述したように、アルカティリ首相が国際部隊の派遣の了承を最後まで渋っていたという事実は、アルカティリ自身モニタリングの質が変容することを見越していた点を示唆しているのではないか。

第6節 結論

本章は、東ティモールの2006年騒擾において、アルカティリ首相の行動を解明することで、民主化と国家建設が同時進行する紛争後社会において、指導者がなぜ暴力を促進させるのかを明らかにしようとした。本章の分析は、2006年の騒擾に示される、指導者による暴力を正面から捉えて分析する試みであった。すなわち、従来の研究は、東ティモールが抱える制度の問題、あるいはリーダー層の間の権力闘争の問題が2006年騒擾を発生させた要因として捉えていたことを踏まえ、本章は、よりミクロな視点として指導者自身の行動

に着目した。紛争後社会という文脈で、指導者の置かれる制度的環境を踏まえ、有権者の理想とは異なる政策をなぜ採用するのかを明らかにして、一見不可思議な指導者アルカティリの行動を説明しようとした。

アルカティリの行動の解明のため提示したモデルは、民主化は進むが、国家建設が途上にある紛争後社会の文脈に沿った環境を設定することで、モデルの妥当性を担保しようとした。すなわち、競争的で自由な選挙の実施があるということから、選挙の制度がもつ懲罰と応答性の課題が指導者と有権者に与える影響を考慮した。また、暴力を統制する能力の構築が途上であるがゆえに、統治機構の行動基準について指導者と有権者の間で不一致であるという課題、つまり法の支配が未確立であるという課題を取り入れて検討した。

紛争後社会では、人々の基本的ニーズを満足させるような富の再分配政策の履行は難しく、喫緊の課題である治安維持という政策効果が指導者に対する有権者の業績評価を左右させやすいと考察した。治安悪化の状況に直面したとき、政治的支持を失いつつある指導者であるほど、治安改善をもって自分への評価を回復させる機会となる。ただし指導者が意図するように、自分の能力の高さを示すシグナルを有権者に送れない可能性がある。つまり指導者が高い能力を示そうとした治安維持政策の実行が、有権者にとっては指導者の能力が低いと判断するシグナルを送りうるのである。

ここから、紛争後社会における指導者は、治安維持能力を行使するときに、2つの不確実性に直面することを想定した。第1の不確実性とは、治安維持能力の行使による政策効果はどれだけ得られるのかである。第2の不確実性は、政策の質、つまり治安維持能力の行動基準について、指導者と有権者の間でどれだけ基準が乖離しているのかである。第1の不確実性は、どの政治体制下においても指導者が直面するものであるが、第2の不確実性を導入したのは、法の支配が未確立であるという紛争後社会の状況を加味したためであった。

本章におけるモデルは、上述した2つの不確実性に直面する指導者が、なぜ有権者の選好から乖離した政策を採用し続けるのかを明らかにした。より具体的には、合法的な治安維持政策を選好する有権者を相手としたとき、超法規的な治安維持政策を選好する指導者が有権者の安全状況を改善しようしながら、どのように自らが好む治安維持政策を追求するのかを分析した。指導者が好みの政策を追求したい一方、有権者が与えうる懲罰に指導者は躊躇し、政策実行の後に、自分の採用した政策を合法的な政策に近かったとアピールすることがある。しかし政策を実行した結果、支持の確率の低下が認識されると、つまり政治的窮地に陥るほど、指導者は超法規的な政策を採用し続ける。この理由は、合法的政策から生じるコストとの差異がないと分かると、超法規的政策をとり続けて支持を挽回させることにのめりこむからである。しかしながら、政策効果も政策の質も有権者を満足させることができず、支持を失う可能性を結局は高めることを明らかにした。事例分析では、指導者が陥るこの「起死回生のギャンブル」の志向が、アルカティリ首相の行動に表れたことを示した。

指導者が起死回生のギャンブルを選び取る条件のひとつに、有権者のモニタリングの質の低さがあり、紛争後社会においても検討すべき要素であることが明らかとなった。首相が採用した超法規的な治安維持政策は、モニタリングの質が低かったことにより、有権者は観察がしづらい状況であった。しかし、首相自身がおそらく見通していたように、国際部隊の展開によって、モニタリングの質は政策実行の後に上昇した。そして、その結果として有権者は決定ルールの閾値を高く持続させることができ、政策の質の問題が有権者の目に晒されたことが、辞任に追い込まれた要因であると考えられる。

本章のモデルと事例分析から得られた結論を踏まえると、国家建設が途上である場合に民主主義体制が政治暴力を抑制する効果を發揮しえないのは、治安改善の課題に直面する指導者が有権者からの業績評価を得ようと、市民の安全確保という政策効果を狙って超法

規的な治安維持政策を採用し続けるためである。従来の研究における、起死回生のギャンブルの議論を用いた指導者の暴力の説明では、指導者と市民が暴力を選び取ることが最も適切であるとして 2 者の間の意思が一致することが、暴力が生じる条件であると論じていた (e.g., De Figueiredo and Weingast 1999)。一方、本章では、有権者との治安維持能力の行動基準の不一致であるという第 2 の不確実性が、指導者が起死回生のギャンブルをより追求しやすい状況をつくりだし、暴力が生じることを明らかにしたといえる。

今後の研究課題は、第 1 に本章において提示したモデルの妥当性を、東ティモールにおける他の指導者による暴力や、他の紛争後社会における指導者による暴力を事例として検証することである。例えば、法の支配が確立していない状況でも指導者が過度の実力行使を使わずに暴力を抑制できた事例を分析し、起死回生のギャンブルを回避する条件について実証的な知見を得ることができるのかもしれない。こうした検証を蓄積することにより、モデルを修正することも考えられる。本章では、有権者が合法的な治安維持政策を、指導者が超法規的な治安維持政策を志向することを想定して分析を行ったが、異なる想定のもとで起きる暴力の発生メカニズムを明らかにすることも必要だろう。このように事例分析やモデルの修正・拡張を進めることで、モデルに強韌性を持たせることが可能となるだろう。

第 2 の課題は、本章の事例分析から得られた新たな分析課題である。具体的に言えば、指導者が政治的に取り返しのつかない暴力を生み出した際、どのような誘因に基づいて、次に暴力手段あるいは非暴力手段が選択するのかを明らかにすることが、重要な課題であるようと思われる。本章の事例に沿えば、アルカティリ首相がなぜ支持の低下を受けて暴力の継続ではなく辞任という選択肢をとったのか、という分析課題である。アルカティリ首相自身、当時を回顧して自分が辞任した理由を以下のように述べている。

「辞任の圧力に応えなかったら、・・・彼ら（陳情兵士ら）はディリもしくはその他の地域で暴力を起こし、更なる流血と内戦状態に見舞われることになったであろう。それを回避するために（首相職を）手放した。内戦状態になったとしても（暴力の結果は）フレティリンの勝利であつただろう。しかし流血と内戦によって権力を掴み取るというような時ではないのだ」¹²¹。

権力強大化だけを追求していれば、暴力を持続させて内戦に逆戻りする可能性があったが、それを自分は回避したというアルカティリの主張は、自分が権力を選挙で掴む意思があることを示唆している。彼は辞任の声明発表で首相職からは外れるが一国会議員に戻り、次年度の予算案を提出する用意があると述べた。辞任は、暴力を避け、民主主義体制のもとでの政治的競争に引き続き参加することを宣言しているといえる。ここでアルカティリの選択をもたらしたのは、選挙によって平和的な権力の（再）獲得が可能であるという民主主義体制の特質かもしれない。こうした課題に取り組むことは、民主主義体制の暴力抑制効果を發揮する条件を明らかにすることにもつながり、更なる学術上、政策上の貢献になると思われる。

【補遺 5-1】命題 1 の証明

第 I 期で指導者が履行する $x \in [0,1]$ にしたがって、有権者は $s_E(z) = \{0,1\}$ を決定する。 $s_E(z)$ の決定には、決定ルールが適用されることから、 $z \geq k$ の場合、 $s_E(z) = 1$ 、 $z < k$ の場合、 $s_E(z) = 0$ を選択する。 $s_E(z) = 1$ を選択するのは、 $EU_E(s = 1) \geq EU_E(s = 0)$ が満たされるときであり、 $s = 0$ とは、指導者 I を不支持とする場合は、指導者以外の政治家を有権

¹²¹ The Southeast Asian Times. "Interview with General Secretary of Fretilin, Mari Alkatiri, in Dili on Sunday, November 6, 2006". 括弧部分は筆者による加筆。

者が支持するという仮定に基づいている。この条件式は、 $\alpha' EU_E(y_g|good) + (1-\alpha')EU_E(y_g|bad) \geq \alpha EU_E(y_b|good) + (1-\alpha)EU_E(y_b|bad)$

であらわされる。この条件式は、

$$\begin{aligned} \alpha' (-y_g^2 + \varepsilon - c_2' - x_g^2 + \varepsilon - c_1') + (1-\alpha')(-y_g^2 + \varepsilon - c_2 - x_b^2 + \varepsilon - c_1) &\geq \\ \alpha (-y_b^2 + \varepsilon - c_2 - x_g^2 + \varepsilon - c_1) + (1-\alpha)(-y_b^2 + \varepsilon - c_2 - x_b^2 + \varepsilon - c_1) \end{aligned}$$

より、

$$(1-\alpha')x_b^2 + (c_1' + c_2') \leq (1-\alpha)x_b^2 + y_b^2 + (c_1 + c_2) \quad (5.1\text{ 式})$$

が得られる。ここから、有権者が $s_E(z) = 1$ を選択する条件は、

$$(c_1' + c_2') \leq (c_1 + c_2) \quad (5.1.1\text{ 式})$$

$$y_b^2 \geq 0 \quad (5.1.2\text{ 式})$$

$$\alpha' \geq \alpha \quad (5.1.3\text{ 式})$$

という 3 つの条件が導きだされる。この 3 つの条件が満たされれば、有権者は第 II 期において指導者 I を支持する。

5.1.3 式は、有権者がもつ指導者が一致タイプであると見通す事後確率が、その事前確率と同等かそれ以上である条件を示している。ベイズの定理より、政治家が一致タイプであると有権者がもつ事後信念のオッズ比は、

$$\frac{\alpha'(z)}{1-\alpha'(z)} = \frac{\alpha}{1-\alpha} \cdot \frac{f(x_g^2 + z + c_g)}{f(x_b^2 + z + c_b)} \quad (5.2\text{ 式})$$

である。有権者が政治家 I の支持を継続する決定ルール $z \geq k$ により、有権者にとって一致タイプと不一致タイプの間で無差別になる場合、 $z = k^*$ となるので、

$$f(x_g^2 + k^* + c_g) = f(x_b^2 + k^* + c_b) \quad (5.3\text{ 式})$$

が、有権者にとっての最適反応となる。ここから、 k^* を特定するには、指導者の各タイプが選択する第 I 期で採用する治安維持政策 x_g および x_b 、各タイプの採用する政策から生じる副次的コスト c_g および c_b を求める必要がある。

そこで、指導者の期待効用の最大化問題を分析する。第Ⅰ期で一致タイプであった指導者が第Ⅱ期で一致タイプであり続ける確率を q とする。第Ⅰ期で不一致タイプであった指導者が第Ⅱ期で不一致タイプであり続ける確率を p とする。第Ⅱ期における指導者のもつコストが、一致タイプである場合には c_{Ig2} であり、不一致タイプである場合には c_{Ib2} 、指導者が第Ⅱ期において十分な支持を得て期待する第Ⅱ期終了時以降の利得を W_3 とする。

$$\begin{aligned} \text{一致タイプである場合の指導者の期待効用は、 } EU_I(x_g) &= U_I(x_g) + Pr[z \geq k] \delta q U_I(y_g) + \\ (1-q)U_I(y_b) + W_3 &= W - x_g^2 - c_{I1} + (1 - F(x_g^2 + k + c_g)) \delta [q(W - y_g^2 - c_{Ig2}) + (1 - \\ q)(W - (1-y)^2 - c_{Ib2}) + W_3] \end{aligned}$$

である。この効用を最大にする x_g を求めると、

$$\begin{aligned} \frac{\partial EU_I(x_g)}{\partial x_g} &= -2x_g + 2x_g f(x_g^2 + k + c_g) \delta [q(y_g^2 - y_g^2) - qc_{Ig2} + W - y_g^2 - (1-q)c_{Ib2} + \\ W_3] = 0 & (5.4 \text{ 式}) \end{aligned}$$

より、

$$x_g^* = 0 \quad (5.5 \text{ 式})$$

が得られる。

このとき、第Ⅱ期目における一致タイプである指導者の期待効用は、

$$\frac{\partial EU_I(x_g)}{\partial y} = (1 - F(x_g^2 + k + c_g)) \delta (-2qy_g - 2y_b + 2qy_b) = 0$$

である。この効用を最大にする q を求めると、

$$q = \frac{y_b}{y_g - y_b} \quad (5.6 \text{ 式})$$

が得られる。5.6式を満たすのは、 $y_g = 0$ 、 $0 < y_b \leq 1$ である。

一方、不一致タイプである指導者の期待効用は、

$$EU_I(x_b) = U_I(x_b) + Pr[z \geq k] \delta p U_I(y_b) + (1 - q) U_I(y_g) + W_3 = W - (1 - x_b)^2 - c_{I1} + \\ (1 - F(x_b^2 + k + c_b)) \delta [p(W - (1 - y_b)^2 - c_{Ib2}) + (1 - p)(W - (1 - y_g)^2 - c_{Ig2}) + W_3]$$

である。不一致タイプである指導者の期待効用を最大にする x_b を求めると、

$$\frac{\partial EU_I(x_b)}{\partial x_b} = 2 - 2x_b + f(x_b^2 + k + c_b) \delta f(x_b^2 + k + c_b) [p(2y_b + y_b^2 - c_{Ib2} + 2y_g - y_g^2 + c_{Ig2}) + W - 1 + 2y_g - y_g^2 + c_{Ig2} + W_3] = 0$$

(5.7 式)

より、

$$f(x_b^2 + k + c_b) \\ = \frac{1 - x_b}{x_b} \cdot \frac{1}{\delta [p(2y_b(2 - y_b) - (y_g(2 - y_g) + c_{Ig2} - c_{Ib2} + (W - (1 - y_g)^2 - c_{Ig2}) + W_3)]}$$

(5.8 式)

である。第 II 期における期待効用の最大化は、

$$\frac{\partial EU_I(x_b)}{\partial y} = (1 - F(x_b^2 + k + c_b)) \delta (2p(y_b + y_g) + 2(1 - y_g)) = 0$$

より、指導者の効用を最大にする p を求めると、

$$p = \frac{(y_g - 1)}{y_g - y_b}$$

(5.9 式)

が得られる。5.9 式を満たすのは、 $y_b = 1$ 、 $0 \leq y_g < 1$ である。ここから、

$$\frac{\partial p}{y_g - y_b} < 0$$

(5.10 式)

が得られる。

一致タイプの効用を最大化する条件を踏まえれば、5.3式より、有権者の一致タイプと不一致タイプの間で無差別となる最適反応は、 $f(k^* + c_g) = f(x_b^2 + k^* + c_b)$ である。 $f(\cdot)$ は、対称的で単峰性をもつ確率密度関数であるとの仮定から、 $k \leq 0$ である場合、

$$k^* = -\frac{x_b^2 + c_b - c_g}{2} \quad (5.11 \text{ 式})$$

が得られる。5.11式から、 k^* に対する政治家の採用する最適な治安維持政策 x_b を見出す。

$$x_b = \sqrt{-2k + c_g - c_b} \quad (5.12 \text{ 式})$$

5.11式を5.8式に代入すると、以下の式が得られる。

$$f(x_b^2 + k + c_b) = \frac{1 - \sqrt{-2k + c_g - c_b}}{\sqrt{-2k + c_g - c_b}} \cdot \frac{1}{\delta [p(2y_b(2-y_b) - (y_g(2-y_g) + c_{Ig2} - c_{Ib2} + (W - (1-y_g)^2 - c_{Ig2}) + W_3)]} \quad (5.13 \text{ 式})$$

5.13式の $f(\cdot)$ は x_b の関数であることから、 k^* および $c_g - c_b$ に対して、不一致タイプの政治家が採用する治安維持政策 x_b は、特定の値をとることができない。つまり、 x_b は、 k^* と $c_g - c_b$ に応じて変化する。

【補遺 5-2】比較静学の補論

①有権者による決定ルールの閾値設定

5.11式に関して比較静学を行う。

1) $c_g - c_b$ を一定とすると、 x_b と k の関係を示すことができる。

$$\frac{\partial k}{\partial x_b} < 0 \quad (5.14 \text{ 式})$$

2) x_b を一定とすると、 $c_g - c_b$ と k の関係を示すことができる。 $c_g - c_b$ が大きくなるほど、 k は小さくなり、 $c_g - c_b$ が小さくなるほど、 k が大きくなるという関係が示唆される。

$$\frac{\partial k}{\partial (c_g - c_b)} < 0 \quad (5.15 \text{ 式})$$

②有権者の支持の確率と指導者の第 II 期の政策選択

第 II 期において、合法的な治安維持政策を採用する確率 q を特定する。5.4 式より、

$$q = -\frac{(W + W_3)}{(-y_g^2 + C_{lb2})} + \frac{1}{f(x_g^2 + k + c_g)\delta(y_b^2 - y_g^2 - C_{lg2} + C_{lb2})} \quad (5.16 \text{式})$$

が得られる。

ここから、

$$\frac{\partial q}{\partial f(x_g^2 + k + c_g)} < 0$$

$$\frac{\partial q}{\partial (C_{lb2} - C_{lg2})} < 0 \quad (5.17 \text{式})$$

が得られる。

第 II 期において、超法規的な治安維持政策を採用する確率 p を特定する。

5.7 式を変換すると、

$$p = \frac{1-x_b}{x_b} \cdot \frac{1}{f(x_b^2 + k + c_b)\delta} \cdot \frac{1}{(1-2y)} \cdot \frac{1}{[(2y_b(2-y_b) - (y_g(2-y_g) + c_{lg2} - c_{lb2} + (W - (1-y_g)^2 - c_{lg2}) + W_3)]}$$

が得られる。 (5.18 式)

ここから、

$$\frac{\partial p}{\partial f(x_b^2 + k + c_b)} < 0$$

$$\frac{\partial p}{\partial c_{lb2}} > 0$$

$$\frac{\partial p}{\partial(c_{Ig2} - c_{Ib2})} < 0 \quad (5.19 \text{ 式})$$

が得られる。

③ノイズとモニタリングの質

5.13 式より、

$$f(x_b^2 + k + c_b) = \frac{1 - \sqrt{-2k + c_g - c_b}}{\sqrt{-2k + c_g - c_b}} \cdot \frac{1}{\delta [p(2y_b(2-y_b) - (y_g(2-y_g) + c_{Ig2} - c_{Ib2} + (W - (1-y_g)^2 - c_{Ig2}) + W_3)]} \quad (5.20 \text{ 式})$$

x_b が 0 に近づき、 $x_b = 0$ のとき、 $f(0)$ となる。

$$f(x_b^2 + k) = f(0)$$

$$x_b^2 + k = 0$$

$$k^* = -x_b^2$$

より、均衡における k^* のときの政策は x_b^2 であるので、指導者の期待効用の最大化は、

$$f(0) = \frac{1 - x_b^*}{x_b^*} \cdot \frac{1}{\delta [p(2y_b(2-y_b) - (y_g(2-y_g) + c_{Ig2} - c_{Ib2} + (W - (1-y_g)^2 - c_{Ig2}) + W_3)]}$$

である。ここから、

$$x_b^* = \frac{1}{1 + \delta [p(2y_b(2-y_b) - (y_g(2-y_g) + c_{Ig2} - c_{Ib2} + (W - (1-y_g)^2 - c_{Ig2}) + W_3)] f(0)} \quad (5.21 \text{ 式})$$

が得られる。

$f(\cdot)$ は、正規分布あるいはロジスティック分布をもつ関数とすると、この関数の分散が高

まるほど、 $f(0)$ は低下する性質をもつ。5.21 式から、 $\frac{\partial x_b}{\partial f(0)} < 0$ が明らかである。 $f(0)$ が極大

値であることを示す条件として、2 階の条件を確認する。

$$\frac{d^2 EU_l(x_b)}{dx_b^2} = -2 - 2\delta(2x_b^2 f'(x_b^2 + k + c_b) + f(x_b^2 + k + c_b)) \left[p(2y_b(2 - y_b) - (y_g(2 - y_g) + c_{Ig2} - c_{Ib2}) + (W - (1 - y_g)^2 - c_{Ig2}) + W_3) \right] < 0$$

(5.22 式)

5.22 式は、 $x_b(k^*)^2 + k^* = 0$ 、 $f(0) > 0$ 、 $f'(0) = 0$ より成立する。また、5.14 式からは、
 $\frac{\partial k}{\partial x_b} < 0$ が確認されている。以上から、 $f(0)$ が低下するほど、 x_b は上昇する。そして x_b が上昇するほど、 k は低下する。(以上)

第 6 章

結語

内戦が一旦終結することは、新たな政治的競争の開始を意味する。この紛争後社会では、暴力が止むどころか繰り返されることがある。こうした暴力の発端のひとつには、内戦の終わりから新しい政治的競争の環境整備が整うまでの各政治勢力の駆け引きがある。この環境整備には、競争的で自由・公正な選挙の導入としての民主化がある。環境整備の目的は、政治的競争の非暴力化とされてきたが、逆の効果、つまり暴力の発生も観察されてきた。

そこで本論文は、「紛争後社会における民主主義体制の導入は、政治暴力の再発に対してどのような影響を与えるのか、そしてなぜそのような影響が生じるのか」という問い合わせたて、分析を進めた。この問い合わせに答えるにあたり、本論文は、民主化という環境整備がなぜ暴力を生み出すのかを検討する際に、国家建設の要素を加味したことが特徴であるといえる。国家建設とは、国家が治安を維持し暴力を統制する能力を構築する過程であり、治安維持能力の向上が及ぼす影響を併せて検討したのである。分析を進める際には、紛争後社会における政治的競争の場が変容していく過程を捉えるため、2つの期間に区分した。第1期間は、権力分掌のルールを決定していく政治勢力間の交渉の過程であり、第2期間は、その交渉結果としての権力分掌のルールに基づいて政治勢力が政治的目的を果たそうとする過程である。つまり、権力分掌のルールが決定する過程と、定着する過程に分け、それぞれの過程においてなぜ政治勢力が暴力を選び取るのかを分析した。

分析対象である政治暴力については、紛争後社会の文脈で従来注目されてきた内戦に留まらず、犠牲者が多数ではない小規模の政治暴力に着目した。そして、国家における執行

権をもつ主流派と、それ以外の野党、反政府勢力など非主流派というアクターを特定し、ミクロな視点からの分析アプローチを採用することによって、各派が暴力を選択するまでの戦略的な相互作用を捉えることに努めた。

本論文が明らかにしたことは以下のとおりである。第3章では、紛争後社会においては内戦の再発は観察されなくとも、小規模な政治暴力の多発により治安や政情が不安定な社会が多いことを確認した。そして、非主流派（反政府勢力）にとって一度目の内戦の終結が決定的な終結ではなく、政治暴力は繰り返し生起することが分かった。

そして民主主義体制下では国家の治安維持能力が低いことから、内戦終結直後は暴力が発生しやすいという仮説をたて、その因果効果を確認した。また、民主主義体制という政治体制が暴力の再発リスクを低めるのは、内戦終結から一定の時を経てから、つまり国家建設が進捗したときであるとの仮説を導出し、その因果効果を確認した。さらに、議院内閣制という政治制度は、暴力の再発リスクを低めることを確認した。従来の研究では、紛争後社会において民主主義体制が暴力の再発に及ぼす効果については、誘発か抑制かという、2つの相反する主張が並行的に議論されていた。本論文は、国家の能力の向上が進むことを加味したことで、2つの効果がそれぞれいつ表れるのかを推論することが可能となった。

このように第3章では、「紛争後社会における民主主義体制の導入は、政治暴力の再発に対してどのような影響を与えるのか」という問い合わせに対する分析をすすめ、政治体制、政治制度、そして国家の能力がもつ暴力を抑制する効果を検討する意義を見出した。結果、内戦終結直後からおよそ10年は暴力を抑制する効果がみられないことが明らかとなった。そこで、本論文は政治暴力の発生に关心を有していることから、内戦終結直後の期間は、なぜ民主主義体制は暴力を抑制する効果がないか、に答えるため、第4章においては非主流派の暴力、第5章においては主流派の暴力を分析した。

第4章では、新しい政治的競争の場に適応していくため、非主流派がどのような条件で組織転換の意思を決定し、暴力を選択しうるかを検討した。停戦をもって到来する紛争後社会では、権力分掌のルールを巡り主流派と非主流派の間で交渉が繰り広げられる。非主流派にはこの交渉結果、武力を維持するという選択肢がある。一方、政党への転換あるいは国家機関への編入という組織転換の選択肢もある。両派は交渉が自らにとって有利になるよう暴力手段を用いるという脅しを相手にかける可能性がある。そのような脅しがあるなか、合意の履行が確実に行われるかの予想が芳しくないとき、非主流派が暴力を選択する可能性は高まる。政党への転換を促すには、主流派が確実に与党となる見込みがあるなか、妥協した合意が確実に履行されることを非主流派に確信をもたせる、あるいは、非主流派が長期に亘って主流派と議会で交渉を続ける意思をもち、かつ合意の履行に確信を持つことが必要である。国家機関への編入には、いずれかにとって合意が妥協によるものであっても交渉が一度限りであることを望み、かつ、非主流派が合意の確実な履行に確信をもつことが必要である。したがって暴力を回避するには、両者の意思が互いに明示的であるとともに、合意履行の実行可能性を高める努力が求められていることが明らかとなった。先行研究では、政党化と暴力、あるいは国家機関への編入と暴力という2者择一の選択肢が非主流派にあるとの想定が殆どであったが、政党化、国家機関への編入いずれも権力分掌の一部と捉えることで、非主流派が暴力を選択しない条件をより明確にすることが可能となつた。

第4章の分析結果を踏まえれば、国家建設が途上である場合に民主主義体制が政治暴力を抑制する効果を發揮しえるのは、政治勢力が政党への転換あるいは治安部門への編入といった組織的転換を迫られるが、その組織的転換よりも武装を維持するほうが得策と考えるためである。そして、この政治暴力を抑制しうる対処法はあるものの、交渉当事者両者

にとってコストが生じるのであり、暴力を回避するには、上記に示したような様々な条件を満たす必要があることが明らかとなった。

第5章では、選挙のもつ懲罰制度と能力評価に基づく選択メカニズムの制度がある状況下で、指導者による暴力は、政治的支持を高めたいという誘因から生まれることを示した。選挙を控える指導者は、有権者からの業績評価が低いと判断すると、より高い評価を得ようと治安問題の対応に乗り出す。一方、有権者は次の2つの側面から指導者の治安維持政策を評価する。第1は、政策実行により人々に安全な環境を確保できたかの政策効果に対する評価であり、第2は、治安維持政策が合法的であるか、超法規的であるかの政策の質に対する評価である。この2つの不確実性のもとで、超法規的な治安維持政策を採用し、結果が振るわず、どのような政策をとろうとも生じる副次的なコストは同じであると楽観的になるとき、指導者は起死回生のギャンブルに身を投じることとなる。ギャンブルは失敗すれば、コストとなるんで有権者と指導者間における政策の質の乖離が益々拡大し、有権者からの能力評価は、政治的に取り返しがつかなくなるまで低下することとなる。従来の研究と比較して、このような帰結が生じる条件の違いのひとつは、第2の不確実性の存在であった。先行研究では指導者と市民の間で暴力が好ましいとの意思が一致することが必要条件であった。他方、本論文では、実力行使の行動基準が指導者と有権者の間で2重に存在するという、法の支配が未確立という紛争後社会の特徴が不確実性をさらに高めることで、指導者が賭けを投じやすいことを示した。

第5章の分析結果を踏まえると、国家建設が途上である場合に民主主義体制が政治暴力を抑制する効果を発揮しえないのは、治安改善の課題に直面する指導者が有権者からの業績評価を得ようと、市民の安全確保という政策効果を狙って超法規的な治安維持政策を採用し続けるためである。政策の効果は、政策の実行後でないと把握できることと、有権者のもつ治安維持能力の行動基準が不透明であるという2つの不確実性が、指導者が「起死回

生のギャンブル」をより追求しやすい状況をつくりだし、暴力が生じることを明らかにしたといえる。

民主化と国家建設が同時に進行することにより、なぜ暴力が発生するかを解明するにあたって、1970年代中葉以来の東ティモールの政治勢力間の交渉は、多くの示唆を提供している。インドネシア統治に対する抵抗運動は、政治勢力間の大同団結を辛うじてもたらしたが、独立を目指す運動の中も政治勢力は一枚岩ではなかった。この政治対立が露呈したのが、1999年以降の独立に向けた政治勢力間の、権力分掌にまつわる交渉過程においてであった。ここから、70年代からの政治勢力が政党への転換を模索するなか、新しい反政府勢力が生まれた。さらに、国家機関への編入を望んでいた抵抗運動の貢献者の一部は、その望みがかなわず反政府勢力に加わり、のちの暴動に参加した。主流派と非主流派の間の信頼関係は、必ずしも歴史的に培われた関係が持続するのではなかった。合意の履行を担保する政治的、軍事的、あるいは財政面での改善が、非主流派のコミットメントが実現するという予想を高めうることを示した。

治安維持能力を含むすべての主権を得た東ティモールにおいて、権力分掌のルールが根付いていくかが注目された2004年以降も、政治暴力が各地で散発し、2006年の騒擾では国家が危機に晒された。この騒擾における暴力の発動者には陳情兵士グループ、反政府勢力、その支持者、ギヤング集団などがあった。こうした暴力を誘発した要因のひとつは、指導者であるアルカティリ首相の超法規的な治安維持政策であると本論文は分析した。政策を実行した結果、安全状況が改善しなかったことはさることながら、アルカティリ首相が履行した政策の質は、有権者の想定していた質の基準から乖離していた。その乖離の深化が自分への評価を低下させてしまうかどうかは、首相にとっては賭けであった。

本論文の分析結果から得られる示唆を幾つか提示したい。第1に内戦終結直後の民主化、国家建設に、政治暴力の抑制効果を期待してはならない、ということである。これは、国

内のアクリターのみならず、介入後早期の撤退をする第3者にとっても、暴力発生は所与のリスクとして留意する必要性を示している。

第2に、組織転換を迫られている最中の主流派と非主流派の交渉を巡っては、非主流派がもつ主流派との対立争点が誰にとっても明らかである。その問題を解決するには、コミットメントの実現可能性を高めることによって可能である点を示している。ただし、合意の履行の実現可能性を何によって高められるのか、を見極めることが政策上重要である。東ティモールの事例では、こうした実現可能性の予想を形成する要素として、合意を履行するための財的資源の確保や、安全確保だけではなく、独立を経て憲法が公布されることを保障する第3者のプレゼンスがあった。つまり実現可能性の予想を高める要素は一つに限らないのであり、それぞれのケースにおいて合意履行のための条件を読み取る必要がある。

第3に、非主流派の政党の転換と国家機関の編入への成否は、互いに排他的な関係にあるのではない。本論文の分析結果からは、各勢力が目指す政治的目的や、主流派と交渉したい政策争点、コミットメントの実現可能性を高める方法は、それぞれの交渉ごとに異なる。したがって、それぞれの権力分掌の交渉に工夫が加われば、各交渉は成功する可能性を示唆している。つまり、各権力分掌の交渉が成功すれば、民主化と国家建設はそれが正の影響を及ぼしうるのである。

第4に、選挙が導入された紛争後社会では、法の支配が未確立であるという状況と、有権者のモニタリングの質の低さという状況が、指導者による起死回生のギャンブルの採用を促進させている。法の支配が未確立なところでは、有権者と指導者の間における実力行使に対する認識が乖離している可能性が高い。その状況下では、指導者が政治的窮地に立たされたとき、益々超法規的な治安維持政策を志向しやすくこの乖離は大きくなり、ギャンブルは深刻なものになりやすい。そして、コストが増大してギャンブルが失敗する可能性がありながら、指導者が成功しうると考えて超法規的な実力行使を選択する要因として、

有権者のモニタリングの質が低いことが挙げられる。この分析結果も、民主化に加えて国家建設が途上であることを考察することによって可能となった議論である。特定の法の実効性、自由な報道の権利の保障や第3者機関の存在など、民主主義体制や国家建設のどのような要素の不足が、指導者の行動に影響を及ぼすかを議論することが、紛争後社会における暴力発生の要因を探る分析では重要であることを示唆している。

本論文における今後の研究課題は、本論文において構築した因果メカニズムのモデルを、他の紛争後社会における事例を精査し検証していくことである。権力分掌のルールを決定する交渉過程については、多くの既存研究に依拠しつつ、各事例の民主化と国家建設がもつ影響を再検討することにより、新しい知見が得られるだろう。特に、非主流派のコメントメントの実現可能性を高める要素は何かを検討するには、事例分析の蓄積が肝要と思われる。権力分掌のルールが根付いていく過程に関しても、他の紛争後社会で観察される指導者による治安維持政策から生じる多様な帰結を扱い、既存研究を基礎として分析することが考えられる。そしてこうした事例分析に基づく検証を蓄積し、因果メカニズムのモデルを修正することも求められよう。

最後に指摘しておきたいのは、紛争後社会における民主化を取り上げる際に、国家建設を加えて扱うことの意義である。以下は、2006年の騒擾発生直前、東ティモール政府が発出した文書に、当時の首相アルカティリが綴ったまえがきの抜粋である。

「我々の一部は独立と民主主義が同義であり、それらは即時に発展をもたらすと考えていた。しかしそれは違った。それは決して起こらない。第1に、法の支配が行き渡る国家を立ち上げなければならなかった。我々の長い闘争の経験と多くの国際スタッフがもつ様々な文化によって支えられ、行政機関が創設された。そして法への信頼が制度化されたのである。これは決して小さな偉業ではない。我々は他の国が何十年かけて達成することを3

年で成し遂げた。国家の骨格をつくりそれに機能をもたせ、法への信頼が現実のものとなつた。我々は国家を獲得したのである。」（RDTL 2006, 5）

当時の首相の脳裏にあったのは、先行研究でも指摘されてきたように、民主主義の確立とともに、国家建設を進めることは不可欠であるという認識である。そのような環境下におかれている政治勢力の暴力を扱うのであれば、やはり国家建設が政治勢力に及ぼす影響を無視することはできないだろう。民主化とともに国家建設も進む状況を前提として、本論文が射程としてきた、紛争後社会における暴力の発生の因果メカニズムを解明することは、より実態に即した環境を設定したうえで、暴力をいかに回避できるかの示唆をえることができる。本論文はその解明への一端となることを試みた。上記の研究課題へ取り組むことは、今後の平和政策の一助に繋がるものと考える。

参考文献

<日本語文献（アイウエオ順）>

青井千由紀「人権・国家と二つの正統性システム—人道的介入の理論的考察」『国際政治』

124号、2000年5月。

青井千由紀「9.11後の軍事行動と国連体制：介入と「脱集団化」の時代における国連の役割と正当性」『国際安全保障』第30巻1・2号、2002年。

岩崎正洋『政治発展と民主化の比較政治学』東海大学出版会、2006年。

石塚勝美『国連PKOと平和構築 国際社会における東ティモールへの対応』創世社、2008年。

伊勢崎賢治『東チモール県知事日記』藤原書店、2001年。

稻田十一「序論—開発と政治・紛争をみる新しい視角—」『国際政治』165号、2011年7月。

井上達夫『公共性の法哲学』ナカニシヤ出版、2006年。

ウェーバー、マックス（濱嶋朗訳）『権力と支配』講談社、2012年。

遠藤貢「アフリカにおける「民主化」経験と政治体制評価の新課題」『現代民主主義の再検討』ミネルヴァ書房、2012年。

大沼保昭『人権、国家、文明：普遍主義的人権観から文際的人権観へ』筑摩書房、1998年。

大沼保昭「『人道的干渉の原理』の法理」『国際問題』、2001年4月号。

柏谷裕子『比較政治学』ミネルヴァ書房、2014年。

柏谷裕子・高橋百合子『アカウンタビリティ研究の現状と課題』2012年日本政治学会研究大会・報告論文、2012年。

キング、G、R・O・コヘイン、S・ヴァーバ（真渕勝監訳）『社会科学のリサーチ・デザイン—定性的研究における科学的推論—』勁草書房、2004年。

- 久保慶一「第3章 平和政策の比較政治学：計量分析と数理モデルによる政策効果の研究」
- 伊東孝之監修、廣瀬佳一、湯浅剛編『平和構築へのアプローチ：ユーラシア紛争研究の最前線』吉田書店、49—66頁、2013年。
- 窪田悠一「第4章 内戦の発生原因とメカニズム」伊東孝之監修、廣瀬佳一、湯浅剛編『平和構築へのアプローチ：ユーラシア紛争研究の最前線』吉田書店、67—86頁、2013年。
- グライフ、アヴァナー（河野勝訳）「第1章 歴史各制度分析のフロンティア」『制度からガヴァナンスへ：社会科学における知の交差』東京大学出版会、23—61頁、2006年。
- クワコウ、J-M.（田中治男他訳）『政治的正当性とは何か』藤原書店、2000年。
- 河野勝『制度』東京大学出版会、2002年。
- 篠田英朗『平和構築と法の支配—国際平和活動の理論的・帰納的分析—』創文社、2003年。
- シュムペーター・ヨーゼフ（中山伊知郎／東畑精一訳）『新装版 資本主義・社会主義・民主主義』東洋経済新報社、1995年。
- ジョージ・アレクサンダー、ベネット・アンドリュー（泉川康博訳）『社会科学のケース・スタディ：理論形成のための定性的手法』勁草書房、2012年。
- 世界銀行『世界開発報告 2011：紛争、安全保障と開発』一灯舎 / The International Bank for Reconstruction and Development/The World Bank、2011年。
- ダール、ロバート A.（高島通敏、前田脩訳）『ポリアーキー』岩波書店、2014年。
- 武内進一「序論「紛争後の国家建設」」『国際政治』174号、2013年。
- 武内進一「第2章 紛争と国家」稻田十一編『脆弱国家支援論 開発と平和』有斐閣、21-36頁、2009年。
- 田中（坂部）有佳子「紛争後社会における民主化の進捗と国家建設—東ティモールの経験に基づく考察—」『国際政治』165号、2011年7月。

田中（坂部）有佳子「紛争後社会における反政府勢力の政治参加と暴力：政治体制と政治制度が及ぼす影響」田中愛治監修、久保慶一、河野勝編著『民主化と選挙の比較政治学：変革期の制度形成とその帰結』勁草書房、123-151 頁、2013 年。

田中（坂部）有佳子「東ティモールにおける地方選挙—新生民主主義国家による地方分権化過程としての考察—」『次世代アジア論集』No.7、43-62 頁、2014 年 3 月。

田中（坂部）有佳子、福武慎太郎「市民と議員が平和をつくる—東ティモール自決権行使を求める国際的連帯を事例に—」福武慎太郎、堀場明子編著『現場<フィールド>からの平和構築論』勁草書房、113-136 頁、2013 年。

筒井淳也、平井裕久、秋吉美都、水落正明、坂本和靖、福田宣孝『Stata で計量経済学入門』ミネルヴァ書房、2007 年。

ハート、ハーバート. L. A. (長谷部恭男訳)『法の概念（第 3 版）』筑摩書房、2014 年。
星野俊也「『平和強制』の合法性と正統性—『集団的人間安全保障』の制度化を目指して」
『国際法外交雑誌』第 101 卷第 1 号、2002 年 5 月。

松野明久『東ティモール独立史』早稲田大学出版部、2002 年。

山田満「8 章 平和構築と紛争予防ガバナンス—東ティモールの治安部門改革（S S R）を事例として—」初瀬龍平・松田哲編『人間存在の国際関係論：グローバル化のなかで考える』法政大学出版局、2015 年。

山本吉宣『「帝国」の国際政治学—冷戦後の国際システムとアメリカ』東信堂、2006 年。

<外国語文献（アルファベット順）>

AGLD (Administração para Governo Local e Desenvolvimento, Ministério da Administração Estatal, República Democrática de Timor-Leste). (2003). *Local Government Options Study Final Report*.

Avant, Deborah. (2009). "Making Peace Makers Out of Spoilers: International Organizations, Private Military Training, and Statebuilding after War." In Roland Paris and Timothy D. Sisk (eds.), *The Dilemma of State-Building: Confronting the Contradictions of Postwar Peace Operations*, pp.104-126, London and New York: Routledge.

Babo-Soares, Dionício. (2002). "Challenges of the Political Transition in East Timor." In Hadi Soesastro and Landry Subianto (eds.), *Peacebuilding and Statebuilding in East Timor*, pp.12-38, Jakarta: Centre for Strategic and International Studies.

Babo-Soares, Dionício. (2012). "Conflict and Violence in Post-Independence East Timor." In Astrid Suhrke and Mats Berdal (eds.), *The Peace in Between: Post-war Violence and Peacebuilding*, pp.212-226, London and New York: Routledge.

Bäck, Hanna and Hadenius, Axel. (2008). "Democracy and state capacity: exploring a J-shaped Relationship," *Governance*, 21(1), 1-24.

Bates, Robert H. (2008a). "State failure," *Annual Review of Political Science*, 11, pp.1-12.

Bates, Robert H. (2008b). *When Things Fell Apart. State Failure in Late-Century Africa*, Cambridge: Cambridge University Press.

Berdal, Mats and David H. Ucko. (2009). *Reintegrating Armed Groups After Conflict: Politics, Violence and Transition*. New York: Routledge.

Bellows, John and Edward Miguel. (2009). "War and Local Collective Action in Sierra Leone," *Journal of Public Economics*, 93(11-12), pp. 1144-1157.

Blattman, Christopher. (2009). "From Violence to Voting: War and Political Participation in Uganda," *American Political Science Review*, 103(2), 231-247.

Blaydes, Lisa. (2011). *Elections and Distributive Politics in Mubarak's Egypt*, Cambridge: Cambridge University Press.

- Borzello, Anna. (2009). "The Challenge of DDR in Northern Uganda: the Lord's Resistance Army." In Berdel, Mats and David H. Ucko (eds.), *Reintegrating Armed Groups After Conflict: Politics, Violence and Transition*, pp.144-171, New York: Routledge.
- Box-Steffensmeier, Janet M. and Bradford, S. Jones. (2004). *Event History Modeling: A Guide for Social Scientists*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Box-Steffensmeier, Janet M., Dan Reiter, and Christopher Zorn. (2003). "Nonproportional Hazards and Event History Analysis in International Relations," *Journal of Conflict Resolution*, 47(1), 33-53.
- Boyle, Michael J. (2012). "Revenge and Reprisal in Kosovo." In Astri Suhrke and Mats Berdal (eds.), *The Peace in Between: Post-war Violence and Peacebuilding*, pp.212-226, London and New York: Routledge.
- Brancati, Dawn and Jack L. Snyder. (2012). "Time to Kill: The Impact of Election Timing on Postconflict Stability," *Journal of Conflict Resolution* , 57(5), pp.822-853.
- Brancati, Dawn and Jack L. Snyder. (2011). "Rushing to the Polls: The Causes of Premature Postconflict Elections," *Journal of Conflict Resolution*, 55 (3), pp.469-492.
- Bratton, Michael and Eric C.C. Chang. (2006). "State Building and Democratization in Sub-Saharan Africa: Forwards, Backwards, or Together?," *Comparative Political Studies*, 39(9), 1059-1083.
- Bromber, Thomas, William Roberts Clark, and Matt Golder. (2006). "Understanding Interaction Models: Improving Empirical Analyses," *Political Analysis*, 14, 63-82.
- Call, Charles. T. (2008). "The Fallacy of the 'Failed State,'" *Third World Quarterly*, 29(8), 1491-1507.
- Cawthra, Gavin and Robin Luckham. (2003). "Democratic Control and the Security Sector: The Scope for Transformation and its Limits." In Gavin Cawthra and Robin Luckham (eds.), *Governing Insecurity: Democratic Control of Military and Security Establishments in Transitional Democracies*, pp. 305-327, London: Zed Books.

- Chandler, David. (2007). "The State-Building Dilemma: Good Governance or Democratic Government?" In Aidan Hehir and Neil Robinson (eds.), *State-building: Theory and Practice*, pp. 70-88, London and New York: Routledge.
- Charron, Nicholas and Lapuente, Victor. (2010). "Does democracy produce quality of government?," *European Journal of Political Research*, 49(4), 443-470.
- Chopra, Jarat. (2000). "The UN's Kingdom of East Timor," *Survival*, 42(3), 27-40.
- Christensen, Maya M. and Mats Utas. (2008). "Mercenaries of Democracy: The 'Politricks' of Remobilized Combatants in the 2007 General Elections, Sierra Leone," *African Affairs*, 107/429, pp. 515-39.
- Chwe, Michael Suk-Young. (1998). "Culture, Circles, and Commercials: Publicity, Common Knowledge, and Social Coordination," *Rationality and Society*, 10(1), 47-75.
- Clarke Kevin A., and David M. Primo. (2012). *A Model Discipline: Political Science and the Logic of Representations*, Oxford: Oxford University Press.
- CNRM. ----. CNRM (*National Council of the Maubere Resistance*) . <http://www1.ci.uc.pt/timor/cnrm.htm> (accessed 27 February, 2015)
- Collier, Paul and Anke Hoeffler. (2004). "Greed and Grievance in Civil War," *Oxford Economic Papers*, 56(4), 563-96.
- Collier, Paul and Dominic Rohner. (2008). "Democracy, Development and Conflict," *Journal of the European Economic Association*, 6(2/3), 531-40.
- Collier, Paul, Anke Hoeffler and Dominic Rohner. (2009). "Beyond Greed and Grievance: Feasibility and Civil War," *Oxford Economic Papers*, 61(1), 1-27.
- Collier, Paul, Anke Hoeffler, and Mans Soderbom. (2008). "Post-Conflict Risks," *Journal of Peace Research*, 45(4), 461-78.

- Collier, Paul, Lani Elliott, Havard Hagre, Anke Hoeffler, Marta Reynal-Querol, and Nicholas Sambanis. (2003). *Breaking the Conflict Trap. Civil War and Development Policy*, World Bank Policy Research Report, Washington D.C.: World Bank and Oxford University Press.
- Collier, Paul, and Pedro C. Vicente. (2012). "Violence, Bribery, and Fraud: The Political Economy of Elections in Sub-Saharan Africa," *Public Choice* 153(1-2), pp.117-47.
- Commission for Reception, Truth and Reconciliation Timor-Leste (CAVR). (2005). *Chega! The Report of the Commission for Reception, Truth and Reconciliation in Timor-Leste, Executive Summary*.
- Cotton, James. (2004). *East Timor, Australia and Regional Order: Intervention and its aftermath in Southeast Asia*, London and New York: Routledge
- Da Costa, Cristiano. (2000). *Secure East Timor's Place in the Region and in the World – in the Year 2000 and Beyond*, May 2000.
- Da Silva, Kelly Cristiane. (2008). "The Bible as Constitution or the Constitution as Bible?", *Horizontes Antropológicos*. Porto Alegre 13(27), 213-235. (Traslated version).
- De Araujo, Fernando. (2003). "The CNRT campaign for independence." In James J. Fox and Dionicio babo Soares (eds.), *Out of Ashes: Destruction and Reconstruction of East Timor*, pp.99-116, Canberra: ANU E Press.
- De Figueiredo, Rui J.P. and Barry R. Weingast. (1999). "The Rationality of Fear: Political Opportunism and Ethnic Conflict." In Barbara F. Walter and Jack Snyder (eds.), *Civil Wars, Insecurity, and Intervention*, New York: Columbia University Press.
- De Zeeuw, Jeroen, ed. (2008). *From Soldiers to Politicians. Transforming Rebel Movements After Civil War*, Boulder and London: Lynne Rienner Publishers.
- Doyle, Michael W., and Nicholas Sambanis. (2000). "International Peacebuilding: A Theoretical and Quantitative Analysis," *American Political Science Review* 94(4), pp.779-801.

- Doyle, Michael W., and Nicholas Sambanis. (2006). *Making War and Building Peace: United Nations Peace Operation*, Princeton: Princeton University Press.
- Duch, Raymond M. and Randolph T. Stevenson. (2008). *The Economic Vote: How Political and Economic Institutions Condition Election Results*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Downs, George W. and David M. Rocke. (1994). "Conflict, Agency, and Gambling for Resurrection: The Principal-Agent Problem Goes to War," *American Journal of Political Science*, 38(2), 362-80.
- Downs, George W. and David M. Rocke. (1997). "Gambling for Resurrection." In George W. Downs and David M. Rocke (eds.), *Optimal Imperfection?: Domestic Uncertainty and Institutions in International Relations*, Princeton: Princeton University Press.
- Eide, Trine. (2012). "Violence, Denial and Fear in Post-Genocide Rwanda." In Astrid Suhrke and Mats Berdal (eds.), *The Peace in Between: Post-war Violence and Peacebuilding*, pp.267-286, London and New York: Routledge.
- Edelstein, David M. (2009). "Foreign Militaries, Sustainable Institutions, and Postwar Statebuilding." In Roland Paris and Timothy D. Sisk (eds.), *The Dilemma of State-building: Confronting the Contradictions of Postwar Peace Operations*, pp.81-103, London and New York: Routledge.
- Ellingsen, Tanja. (2000). "Colorful Community or Ethnic Witches' Brew? Multinationality and Domestic Conflict During and After the Cold War," *Journal of Conflict Resolution*, 44(2), 228-49.
- Fearon, James D. (1995a). "Ethnic war as a Commitment Problem," Paper presented at the 1994 Annual Meetings of the American Political Science Association, New York, August 30-September 2.
- Fearon, James D. (1995b). "Rationalist Explanations for War," *International Organization*, 49(3), 379-414.
- Fearon, James D. (1998a). "Commitment Problems and the Spread of Ethnic Conflict." In David A. and Donald S. Rothchild (eds.), *The International Spread of Ethnic Conflict: Fear, Diffusion, and Escalation*, pp.107-117, Princeton: Princeton University Press.

- Fearon, James D. (1998b). "Bargaining, Enforcement, and International Cooperation," *International Organization*, 52, 269-305.
- Fearon, James D. (1999). "Electoral Accountability and the Control of Politicians: Selecting Good Types versus Sanctioning Poor Performance." In Adam Przeworski, Susan Stokes, and Bernard Manin (eds.), *Democracy, Accountability, and Representation*, pp. 56-97, Cambridge: Cambridge University Press.
- Fearon, James D. and David D. Laitin. (2003). "Ethnicity, Insurgency, and Civil War," *American Political Science Review*, 97(1), 75-90.
- Fearon, James D and David D. Laitin. (2004). "Neotrusteeship and the Problem of Weak States," *International Security*, 28(4), 5-43.
- Federer, Juan. (2005). *The UN in East Timor: Building Timor Leste, a Fragile State*, Darwin: Charles Darwin University Press.
- Fiorina, Morris. P. (1981). *Retrospective Voting in American National Elections*, New Haven: Yale University Press.
- Fisher, Jeff. (2002). *Electoral Conflict and Violence: A Strategy for Study and Prevention*, IFES White paper.
- Fortna, Virginia P. (2004). "Does Peacekeeping Keep Peace? International Intervention and the Duration of Peace after Civil War," *International Studies Quarterly* 48(2), 269-92.
- Fortna, Virginia P. (2008). *Does Peacekeeping Work?: Shaping Belligerent's Choices after Civil war*, Princeton: Princeton University Press.
- FRETILIN (Frente Revolucionária do Timor-Leste Independente). (2006a). *Timor-Leste Chronology of Events. January 11 to August 31st 2006*. NAKROMA Magazine no.5, vol.9, Department of Information and Mobilization of FRETILIN.
- FRETILIN (Frente Revolucionária do Timor-Leste Independente). (2006b). *Situation Analysis and Perspectives*, 29, October, 2006.

- Geddes, Barbara. (2009). *Paradigms and Sand Castles: Theory Building and Research Design in Comparative Politics*, Ann Arbor: University of Michigan Press.
- Giustozzi, Antonio. (2009). "Bureaucratic Façade and political realities of disarmament and demobilization in Afghanistan." In Berdel, Mats and David H. Ucko (eds.), *Reintegrating Armed Groups After Conflict: Politics, Violence and Transition*, pp.67-88, New York: Routledge.
- Gleditch, Kristian Skrede and Andrea Ruggeri. (2010). "Political Opportunity Structures, Democracy, and Civil War," *Journal of Peace Research*, 47(3), 299-310.
- Goemans, H.E. (2000). *War and Punishment: The Causes of War Termination and the First World War*, Princeton: Princeton University Press.
- Guáqueta, Alexandra. (2009). "The Way Back In: Reintegrating Illegal Armed Groups in Colombia Then and Now." In Mats Berdel and David H. Ucko (eds.), pp.10-46, *Reintegrating Armed Groups After Conflict: Politics, Violence and Transition*, New York: Routledge.
- Gurr, Ted Robert. (2000). *People Versus Status: Minorities at Risk in the New Century*. Washington, D.C.: Institute of Peace Press.
- Gurr, Ted Robert. (1970). *Why Men Rebel*, Princeton: Princeton University Press.
- Gusmão, Kay Rala Xanana. (2003). *Message End of Year: 2004 Must be the Year of Stability*, 22 December 2003, Dili: National Parliament.
- Gusmão, Kay Rala Xanana. (2005). "Message to the Nation: Twenty-three Days after Independence." In *Timor Lives! : Speeches of Freedom and Independence*, Woollahara: Longueville Books.
- Hadenius, Axel. (2001). *Institutions and Democratic Citizenship*, Oxford: Oxford University Press.
- Hadfield, Gillian K. and Barry R. Weingast. (2014). "Microfoundations of the Rule of Law," *Annual Review of Political Science*, 17, 21-42.

Hardin, Russel. (2007). "Chapter 10. Compliance, Consent, and Legitimacy." In Carles Boix and Susan C. Stokes (eds.), *The Oxford handbook of Comparative Politics*, pp. 236-255, New York: Oxford University Press.

Hartzell Caroline A. and Matthew Hoddie. (2005). "Power Sharing in Peace Settlements: Initiating the Transition from Civil War." In Philip G. Roeder and Donald Rothchild (eds.), *Sustainable Peace: Power and Democracy after Civil Wars*, pp. 83-106, Ithaca and London: Cornell University Press.

Hartzell Caroline A. and Matthew Hoddie. (2007). *Crafting Peace: Power-Sharing Institutions and the Negotiated Settlement of Civil Wars*, University Park, Penn.: the Pennsylvania State University Press.

Hartzell, Caroline A., Matthew Hoddie and Donald Rothchild. (2001). "Stabilizing the Peace After Civil War: An Investigation of Some Key Variables," *International Organization*, 55(1), 183-208.

Hasegawa, Sukehiro. (2013). *Primordial Leadership: Peacebuilding and National Ownership in Timor-Leste*, Tokyo, New York, Paris: United Nations University Press.

Healy, Andrew and Neil Malhotra. (2009). "Myopic Voters and Natural Disaster Policy," *American Political Science Review*, 103(3), 387-406.

Healy, Andrew and Neil Malhotra. (2013). "Retrospective Voting Reconsidered," *Annual Review of Political Science*, 16, 285-306.

Hegre Havard, Tanja Ellingsen, Scott Gates, and Nils Petter Gleditsch. (2001). "Toward Democratic Civil Peace? Democracy, Political Change, and Civil War 1816-1992," *American Political Science Review*, 95(1), 38-44.

Hoddie, Matthew and Caroline A. Hartzell. (eds.) (2010). *Strengthening Peace in Post-Civil War States: Transforming Spoilers into Stakeholders*, Chicago and London: University of Chicago Press.

Hoeffler, Anke, Syeda Shahbano Ijaz and Sarah von Billerbeck. (2010). *Post-Conflict Recovery and Peacebuilding*, *World Bank Development Report 2011: Background Paper*. October 10, 2010.

- Höglund, Kristine. (2008). "Violence in War-to-Democracy." In Anna K. Jarstad and Timothy D. Sisk (eds.), *From War to Democracy Dilemmas of Peacebuilding*, pp.80-102, Cambridge: Cambridge University Press.
- Höglund, Kristine. (2009). "Electoral Violence in Conflict-Ridden Societies: Concepts, Causes, and Consequences," *Terrorism and Political Violence*, 21(3), 412-27.
- Hohe, Tanja. (2002a). "The Clash of Paradigms: International Administration and Local Political Legitimacy in East Timor," *Contemporary Southeast Asia*, 24(3), 569-589.
- Hohe, Tanja. (2002b). "Totem Polls: Indigenous concepts and 'Free and fair' Elections in East Timor," *International Peacekeeping*, 9(4), 69-88.
- Hood, Ludovic. (2006). "Security Sector Reform in East Timor, 1999-2004," *International Peacekeeping*, 13(1), 60-77.
- Huntington, Samuel. (1962). "Introduction." In Franklin M. Osanka (ed.), *Modern Guerilla Warfare: Fighting Communist Guerilla Movements, 1941-1961*, New York: The Free Press.
- Huntington, Samuel. (1991). *The Third Wave: Democratization in the Late Twentieth Century*. Norman and London: University of Oklahoma Press.
- The Institute of International Affairs (IPS) and Japan Institute of International Affairs (JIIA). (2003). *The United Nations Transitional Administration East Timor (UNTAET) Debriefing and Lessons. Report of the 2002 Tokyo Conference*, Leiden, Boston: Martinus Nijhoff Publishers.
- Jastard, Anna. (2008). "Power Sharing: Former Enemies in Joint Government." In Anna K. Jastard and Timothy D. Sisk (eds.), *From War to Democracy: Dilemmas of Peacebuilding*, pp.105-133, Cambridge: Cambridge University Press.

- Jastard, Anna and Timothy D. Sisk. (2008). "Introduction." In Anna K. Jastard and Timothy D. Sisk (eds.), *From War to Democracy: Dilemmas of Peacebuilding*, pp.1-14, Cambridge: Cambridge University Press.
- Kaldor, Mary. (2003). "Security Structures in Bosnia and Herzegovina." In Gavin Cawthra and Robin Luckham (eds.), *Governing Insecurity: Democratic Control of Military and Security Establishments in Transitional Democracies*, pp.205-231, London: Zed Books.
- Kalyanaraman, S. (2003). "Conceptualisation of Guerrilla Warfare," *Strategic Analysis*, 27(2), 172-85.
- Kalyvas, Stathis N. (2007). "Civil Wars." In Carles Boix and Susan C. Stokes (eds.), *The Oxford handbook of Comparative Politics*, pp. 416-434, New York: Oxford University Press.
- Kalyvas, Stathis N. and Laia Balcells. (2010). "International System and Technologies of Rebellion: How the End of the Cold War Shaped Internal Conflict," *American Political Science Review*, 104(3), 415-29.
- Kaufmann, Chaim. (1996). "Possible and Impossible Solutions to Ethnic Civil Wars," *International Security*, 20(4), 136-75.
- Keane, John. (2004). *Violence and Democracy*, Cambridge: Cambridge University Press.
- King, Dwight. (2003). "East Timor's Founding Elections and Emerging Party System," *Asian Survey* 43(5), 745-57.
- King's College (Conflict Security& Development Group). (2003). *A Review of Peace Operations: A Case for Change: East Timor*.
- Kingsbury, Damien. (2009). *East Timor: The Price of Liberty*, London: Pargrave MacMillan.
- Kovacs, Mimmi Soderberg. (2008). "When Rebels Change Their Stripes: Armed Insurgents in Post-war Politics." In Anna K. Jastard and Timothy D. Sisk (eds.), *From War to Democracy. Dilemmas of Peacebuilding*, pp. 104-134, Cambridge: Cambridge University Press.
- Krain, Matthew and John Myers. (1997). "Democracy and Civil War: A Note on the Democratic Peace Proposition," *International Interactions*, 23(1), 109-18.

- Krasner, Stephan D. and Thomas Risse. (2014). "External Actors, State-Building, and Service Provision in Areas of Limited Statehood: Introduction," *Governance: An International Journal of Policy, Administration, and Institutions*, 27(4), 545-67.
- Kreutz, Joakim. (2010). "How and When Armed Conflict End: Introducing the UCDP Conflict Termination Dataset," *Journal of Peace Research*, 47(2), 243-50.
- Kumar, Krishna. (1997). *Rebuilding Societies after Civil War: Critical Roles for International Assistance*. Boulder and London: Lynne Rienner Publishers.
- Kydd, Andrew H. (2015). *International Relations Theory: the Game-Theoretic Approach*, Cambridge: Cambridge University Press.
- La'o Hamutuk (2005). "An Overview of FALITNTIL's Transformation to FDTL and its Implication," *Buletin La'o Hamutuk*, 6(1-2), Dili: La'o Hamutuk (April 2005).
- Laitin, David D. (2002). "Comparative Politics: The State of the Subdiscipline." In Ira Katznelson and Helen V. Miller (Eds.), *Political Science: The State of the Discipline*, pp.630-659, New York and London: W.W. Norton&Company.
- Laitin, David D. (2003). "The Perestroika Challenge to Social Science," *Polity & Society*, 31(1), 163-184.
- Lake, David A. (2010). "Building Legitimate States after Civil Wars." In Matthew Hoddie and Caroline A. Hartzell (eds.), *Strengthening Peace in Post-Civil War States*, pp.29-52, Chicago and London: The University of Chicago Press.
- Lake, David A. and Donald Rothchild. (1998). "Spreading Fear: The Genesis of Transnational Ethnic Conflict." In Lake A. David and Donald Rothchild (eds.), *The International Spread of Ethnic Conflict. Fear, Diffusion, and Escalation*, pp. 3-32, Princeton: Princeton University Press.
- Lebas, Adrienne. (2006). "Polarization as Craft: Party Formation and State Violence in Zimbabwe," *Comparative Politics*, 38(4), 419-38.

Lijphart, Arend. (1977). *Democracies in Plural Societies: A Comprehensive Exploration*, New Haven and London: Yale University Press.

Lijphart, Arend. (1991). "Constitutional Choices for New Democracies," *Journal of Democracy*, 2(1), 72-84.

Lijphart, Arend. (1999). *Patterns of Democracy: Government Forms and Performance in thirty-six Countries*, Yale University Press.／柏谷裕子訳『民主主義対民主主義：多数決型とコンセンサス型の36か国比較研究』勁草書房、2005年。

Lindley, Dan. (2007). *Promoting Peace with Information: Transparency As a Tool of Security Regimes*, Princeton University Press.

Linz, Juan. (1990). "The Perils of Presidentialism," *Journal of Democracy*, 1 (1), 51-69.

Linz, Juan J. and Alfred Stepan. (1996). *Problems of Democratic Transition and Consolidation: Southern Europe, South America, and Post-communist Europe*, Baltimore: The Johns Hopkins University Press.

Linz, Juan J. and Alfred Stepan. (1997). "Toward Consolidated Democracies." In Larry Diamond, marc F. Plattner, Yun-han Chu, and Hung-mao Tien (eds.), *Consolidating the Third Wave Democracies: Themes and Perspectives*, pp. 40-57, Johns Hopkins University Press.

Lyons, Gene M. and Michael Mastanduno, eds. (1995). *Beyond Westphalia? State Sovereignty and International Intervention*, Baltimore: The Johns Hopkins University Press.

Lyons, Terrence. (2002). "The Role of Postsettlement Elections." In Stephen John Stedman, Donald Rothchild, and Elizabeth M. Cousens (eds.), *Ending Civil Wars the Implementation of Peace Agreements*, pp.215-236, Boulder, London: Lynne Rienner Publishers.

Machado, Fabriana, Carlos Scartascini, and Mariano Tommasi. (2011). "Political Institutions and Street Protests in Latin America," *Journal of Conflict Resolution*, 55(3), 340-365.

- Manning, Carrie. (2008). "Mozambique: RENAMO's Electoral Success." In Jeroen De Zeeuw (ed.), *From Soldiers to Politicians: Transforming Rebel Movements After Civil War*, pp.55-80, Boulder and London: Lynne Rienner Publishers.
- Mansfield, Edward D. and Jack L. Snyder. (2005). *Electing to Fight: Why Emerging Democracies Go To War*, Cambridge and London: MIT Press.
- Mansfield, Edward D. and Jack L. Snyder. (2002). "Democratic Transitions, Institutional Strength, and War," *International Organization*, 56(2), pp. 297-337.
- Mansfield, Edward D. and Jack L. Snyder. (1995). "Democratization and the Danger of War," *International Security*, 20(1), pp. 5-38.
- Maravall, José María and Adam Przeworski. (2003). "Introduction." In Maravall, José María and Adam Przeworski (eds.), *Democracy and the Rule of Law*, pp. 1-18, Cambridge University Press.
- Marker, Jamsheed. (2003). *East Timor: A Memoir of the Negotiations for Independence*, Jefferson: McFarland.
- Marshall, Monty G. (1999). *Third World War: System, Process, and Conflict Dynamics*, Boulder: Rowman and Littlefield Publication Inc.
- Marshall, Monty G. and Benjamin R. Cole. (2009). *Global Report 2009: Conflict, Governance, and State Fragility*. Center for Systemic Peace. www.systemicpeace.org.
- Martin, Ian and Alexander Mayer-Rieckh. (2005). "The United Nations and East Timor: From Self-Determination to State-Building," *International Peacekeeping*, 12(1), 113.
- Matsuno, Akihisa. (2008). "The UN Transitional Administration and Democracy Building in Timor-Leste." In David J. Mearns (ed.), *Democratic Governance in Timor-Leste: Reconciling the Local and the National*, pp.52-70, Casuarina: Charles Darwin University Press.
- McCarthy, John. (2002). *FALINTIL Assistant Program (FRAP) Final Evaluation Report*, International Organization for Migration/USAID.

- Mitton, Kieran. (2009). "Engaging with Disengagement: The Political Reintegration of Sierra Leone's Revolutionary United Front." In Mats Berdel and David H. Ucko (eds.), *Reintegrating Armed Groups After Conflict: Politics, Violence and Transition*, pp. 172-198, New York: Routledge.
- Molnar, Andrea Katalin. (2009). *Timor Leste: Politics, History, and Culture*, London and New York: Routledge.
- Mozaffar, Shaheen. (2010). "Electoral Rules and Post-Civil War Conflict Management: The Limitations of Institutional Design." In Matthew Hoddie and Caroline A. Hartzell (eds.), *Strengthening Peace in Post-Civil War States: Transforming Spoilers into Stakeholders*, pp. 79-104, Chicago and London: University of Chicago Press.
- Mukherjee, Bumba. (2006). "Does Third-Party Enforcement or Domestic Institutions Promote Enduring Peace After Civil Wars? Policy Lessons From an Empirical Test," *Foreign Policy Analysis*, 2(4), 405-30.
- Muller, Edward. (1972). "A Test of Partial Theory of Potential for Political Violence," *American Political Science Review*, 66, 928-59.
- National Democratic Institute (NDI). (2003). *National Opinion Poll in East Timor*.
- Niner, Sarah. (2007). "Martyrs, Heroes and Warriors: the Leadership of East Timor." In Damien Kingsbury and Michael Leach (eds.), *East Timor: Beyond Independence*, pp.113-128, Clayton: Monash University Press.
- Newman, Edward, Roland Paris and Oliver P. Richmond. (2009). *New Perspectives on Liberal Peacebuilding*, Tokyo: United Nations University Press.
- Nixon, Rod. (2012). *Justice and Governance in East Timor: Indigenous Approaches and the 'New Subsistence State'*. New York: Routledge.
- Nordhaus, William D. (1975). "The Political Business Cycle," *Review of Economic Studies*, 42, 169-90.

- O'Donnell, Guillermo. (1999). "Horizontal Accountability in New Democracies." In Andreas Schedler, Larry Diamond, and Marc F. Plattner. (eds.), *The Self-Restraining State: Power and Accountability in New Democracies*, pp.29-52, Boulder: Lynne Rienner Publishers.
- O'Donnell, Guillermo. (1997). "Illusions about Consolidation." In Larry Diamond, marc F. Plattner, Yun-han Chu, and Hung-mao Tien (eds.), *Consolidating the Third Wave Democracies: Themes and Perspectives*, pp. 40-57, Johns Hopkins University Press.
- OHCHR (United Nations High Commissioner for Human Rights). (2006). *Report of the United Nations Independent Special Commission of Inquiry for Timor-Leste*, Geneva, 2 October, 2006.
- Paris, Roland. (2004). *At War's End: Building Peace after Civil Conflict*, Cambridge: Cambridge University Press.
- Paris, Roland and Timothy D. Sisk. (2009). "Introduction: Understanding the Contradictions of Postwar Statebuilding" In Roland Paris and Timothy D. Sisk (eds.), *The Dilemma of State-building: Confronting the Contradictions of Postwar Peace Operations*, pp.1-20, London and New York: Routledge.
- Peou, Sorpong. (2000). *Intervention & Change in Cambodia: Towards Democracy?*, New York: St Martin's Press, Singapore: Institute of Southeast Asian Studies.
- Powell Jr., G. Bingham. (2000). *Elections as Instruments of Democracy: Majoritarian and Proportional Visions*, New Haven: Yale University Press.
- Prunier, Gerard. (2009). *Africa's World War: Congo, the Rwandan Genocide and the Making of a Continental Catastrophe*, Oxford: Oxford University Press.
- Przeworski, Adam. (1991). *Democracy and the Market: Political and Economic Reforms in Eastern Europe and Latin America*, Cambridge: Cambridge University Press.

- Przeworski, Adam, Susan C. Stokes, and Bernard Manin (1999). "Introduction." In Adam Przeworski, Susan C. Stokes, and Bernard Manin (eds.), *Democracy, Accountability, and Representation*, pp. 1-26, Cambridge: Cambridge University Press.
- Quinn, J. Michael, T. David Mason, and Mehmet Gurses. (2007). "Sustaining the Peace: Determinants of Civil War Recurrence," *International Interactions*, 33, 167-93.
- RDTL Constitution (The Constitution of República Democrática de Timor-Leste). (2002). / 横田洋三 訳「東ティモール共和国憲法」『中央ロー・ジャーナル』第3巻第1号, 2006年6月。
- RDTL (República Democrática de Timor-Leste). (2002). *State of the Nation*.
- RDTL (República Democrática de Timor-Leste). (2006). *Combating Poverty as a National Cause: Promoting Balanced Development and Poverty Reduction*, Dili: RDTL (March 2006).
- Rees, Edward. (2002). "Security Sector Reform and Transitional Administrations," *Conflict, Security & Development*, 2(1), 151-56.
- Regan, A.J. (2003). "Constitution Making in East Timor: Missed Opportunities?" In Da Costa Babo Soares et al. (eds.), *Elections and Constitution Making in East Timor*, pp. 35-42, Australian National University Press.
- Reilly, Benjamin. (2005). "Does the Choice of Electoral System Promote Democracy? The Gap between Theory and Practice." In Philip G. Roeder and Donald Rothchild (eds.), *Sustainable Peace: Power and Democracy after Civil Wars*, pp. 159-172, Ithaca and London: Cornell University Press.
- Reilly, Benjamin. (2008). "Post-War Election: Uncertain turing points of Transition." In Anna K. Jarstad and Timothy D. Sisk (eds.), *From War to Democracy Dilemmas of Peacebuilding*, pp. 157-181, Cambridge: Cambridge University Press.
- Reynal-Querol, Marta. (2002a). "Ethnicity, Political Systems, and Civil Wars," *Journal of Conflict Resolution*, 46(1), 29-54.

- Reynal-Querol, Marta. (2002b). "Political Systems, Stability and Civil Wars," *Defense and Peace Economics*, 13, 465-83.
- Reynal-Querol, Marta. (2004). "Does Democracy Preempt Civil Wars?" *European Journal of Political Economy*, 21, 445-65.
- Robinson, James A. and Ragnar Torvik. (2009). "The Real Swing Voters Curse," *American Economic Review: Papers & Proceedings* 99:2, 310-15.
- Rogoff, Kenneth. (1990). "Political Budget Cycles," *The American Economic Review*, 80(1):21-36.
- Rokkan, Stein. (1975). "Dimensions of State Formation and Nation-Building: Possible Paradigm for Research on Variations within Europe." In Charles Tilly (ed.), *The Formation of National States in Western Europe*, Princeton and London: Princeton University Press.
- Rose, Richard and Doh C. Shin. (2001). "Democratization Backwards: the Problem of Third-Wave Democracies," *British Journal of Political Science*, 31(2), 331-54.
- Roberts, David. (2008). "Post-conflict Statebuilding and State Legitimacy: From Negative to Positive Peace?" *Development and Change*, 39(4): 537-555.
- Rummel Rudolph J. and Raymond Tantar. (1974). *Dimensions of Conflict Behaviour within and between Nations, 1955-1960*, Inter-University Consortium for Political Research.
- Rummel, Rudolph J. (1995). "Democracy, Power, Genocide, and Mass Murder," *Journal of Conflict Resolution*, 39(1), 3-26.
- Ryan, Gavin. (2007). *Political Parties and Groupings of Timor-Leste* (2nd Edition), Australian Labor Party.
- Sakabe, Yukako. (2008). "International Assistance to Nation-building Efforts of Timor-Leste." In David Mearns (ed). *Democratic Governance in Timor-Leste: Reconciling the Local and the National*, Charles Darwin University Press.

- Saldanha, João, (2008). "Anatomy of Political Parties in Timor-Leste." In Roland Rich, Luke Hambly, Michael G. Morgan (eds.), *Political Parties in the Pacific Islands*, pp.69-81, ANU E Press.
- Sambanis, Nicholas. (2004). "What Is Civil War?: Conceptual and Empirical Complexities of An Operational Definition," *Journal of Conflict Resolution*, 48(6), 814-58.
- Sambanis, Nicholas. (2008). "Short- and Long-Term Effects of United Nations Peace Operations," *The World Bank Economic Review*, 22(1), 9-32.
- Scambary, James. (2009). "Anatomy of a Conflict: the 2006-2007 Communal Violence in East Timor," *Conflict, Security & Development*, 9-2 (2009), 265-288.
- Shoesmith, Dennis. (2003). "Timor-Leste: Divided Leadership in a Semi-Presidential System," *Asian Survey*, 32-2, 249-250.
- Shoesmith, Dennis. (2011). *Political Parties and Groupings of Timor-Leste*. An Initiative of Australian Labor International under the auspices of the Australian Political Parties for Democracy Program. 3rd.Edition, October 2011.
- Shoesmith, Dennis. (2013). "Political Parties." In Michael Leach and Damien Kingsbury (eds.), *The Politics of Timor-Leste: Democratic Consolidation after Intervention*, pp.121-144, Ithaca: Southeast Asia Program Publications.
- Shugart, Matthew Soberg. (1992). "Guerillas and Elections: An Institutionalist Perspective on the Costs of Conflict and Competition," *International Studies Quarterly*, 36(2), 121-51.
- Simonsen, Sven Gunnar. (2006). "The Authoritarian Temptation in East Timor: Nationbuilding and the Need for Inclusive Governance," *Asian Survey*, 46(4), 575-596.
- Sisk, Timothy D. (2010). "Sustaining Peace: Renegotiating Post-War Settlements." In Hoddie, Matthew and Caroline A. Hartzell (eds.) *Strengthening Peace in Post-Civil War States: Transforming Spoilers into Stakeholders*, pp.105-122, Chicago and London: University of Chicago Press.

- Slater, Dan. (2008). "Can Leviathan be Democratic? Competitive Elections, Robust Mass Politics and State Infrastructural Power," *Studies in Comparative International Development*, 43, 252-272.
- Small, M. and J.D. Singer. (1982). *Resort to Arms: International and Civil Wars 1816-1980*, Beverly Hills: Sage Publication.
- Smith, Anthony L. (2004). "Timor-Leste: Strong Government, Weak State," *Southeast Asian Affairs*, 2004, 279-94.
- Snyder, Jack. (2000). *From Voting to Violence: Democratization and Nationalist Conflict*, New York: Norton.
- Stedman, Stephan John. (2002). "Policy Implication." In Stephan John Stedman, Donald Rothchild, and Elizabeth M. Cousens (eds.), *Ending Civil Wars: The Implementation of Peace Agreements*, pp. 663-671, Boulder, London: Lynne Rienner Publishers.
- Suhrke, Astrid and Mats Berdal (eds.). (2012). *The Peace in Between: Post-war Violence and Peacebuilding*, London and New York: Routledge.
- Tilly, Charles. (1975). "Western State-Making and Theories of Political Transformation." In Charles Tilly (ed.), *The Formation of National States in Western Europe*, pp. 601-638, Princeton: Princeton University Press.
- Tilly, Charles. (1978). *From Mobilization to Revolution*, New York: McGraw-Hill.
- Tilly, Charles. (1985). "War Making and State Making as Organized Crime." In Peter B. Evans, Dietrich Rueschemeyer and Theda Skocpol (eds.), *Bringing the State Back In*, pp.169-181, Cambridge: Cambridge University Press.
- Toft, Monica D. (2010). "Ending Civil Wars: A Case for Rebel Victory?" *International Security*, 34(4), 7-36.
- Uppsala Conflict Data Program (UCDP). (2012). *UCDP Conflict Encyclopedia: Myanmar*. (http://www.ucdp.uu.se/gpdatabase/gpcountry.php?id=112®ionSelect=7-Eastern_Asia, 最終閲覧日 2012年6月29日).
- UN(United Nations) Documents.

- UN. (2012). Peace Dividends and Beyond: Contributions of Administrative and Social Services to Peacebuilding. United Nations Peacebuilding Support Office.
- Vines, Alex and Bereni Oruitemeka. (2009). "Beyond Bullets and Ballots: The Reintegration of UNITA in Angola." In Berdel, Mats and David H. Ucko (eds.), *Reintegrating Armed Groups After Conflict: Politics, Violence and Transition*, pp. 199-223, New York: Routledge.
- Wagner, R. Harrison. (1993). "The Causes of Peace." In Roy Licklider, (ed.), *Stop the Killing: How Civil Wars End*, pp.235-268, New York: New York University Press.
- Wallensteen, Peter and Margareta Sollenberg. (1997). "Armed Conflicts, Conflict Termination and Peace Agreements, 1989-96," *Journal of Peace Research*, 34(3), 339-358.
- Wallis, Joanne. (2014). *Constitution Making during State-Building*, New York: Cambridge University Press.
- Walsh, Patrick. (2011). *At the Scene of the Crime: Essays, Reflections and Poetry on East Timor, 1999-2010*, Victoria, Australia: Mosaic Press.
- Walter, Barbara F. (2002). *Committing to Peace: The Successful Settlement of Civil Wars*, Princeton: Princeton University Press.
- Walter, Barbara F. (2004). "Does Conflict Beget Conflict? Explaining Recurring Civil War," *Journal of Peace Research*, 41(3), 371-88.
- Wantchekon, Leonard. (2004). "The Paradox of "Warlord" Democracy: A Theoretical Investigation," *American Political Science Review*, 98(1), 17-33.
- Weber, Max. (1947). *The Theory of Social and Economic Organization*, translated by A.M Henderson and Talcott Parsons, New York: The Free Press.
- Weingast, Barry R. (1997). "The Political Foundations of Democracy and the Rule of Law," *American Political Science Review*, 91(2), 245-63.

Wilkinson, Steven. I. (2004). *Votes and Violence: Electoral Competition and Ethnic Riots in India*, Cambridge: Cambridge University Press.

World Bank. (1999). *The Peace Dividend: Military Spending Cuts and Economic Growth*, Policy Research Working Paper.

World Bank. (2004). *Background Paper for the Timor-Leste and Development Partners Meeting*, Dili.

Yamada, Mitsuru. (2010). "Peace Building and State Building of East Timor: What is the Role of Civil Society?," *Waseda Studies in Social Sciences*, 11(1), 17-36.

<データセット>

Banks, Authur S. (2010) *Cross-National Time-Series Data Archive*.

Chiebub, José Antonio, Jennifer Gandhi, and James Raymond Vreeland. (2009). "Democracy and Dictatorship Revisited," *Public Choice* 143, 67-101.

Heldt, Birger and Peter Wallenstein. (2006). *Peacekeeping Operations: Global Patterns of Intervention and Success, 1948-2004, Second Edition*, Volke Bernadotte Academy Publications.

IMF (International Monetary Fund) (2012). *World Economic Outlook*, April 2012.

(<http://www.imf.org/external/pubs/ft/weo/2012/01/weodata/index.aspx>, 最終閲覧日 2012 年 9 月 3 日)

Marshall, Monty G., Keith Jagers, Ted Robert Gurr (2011) *Polity IV Project, Political Regime Characteristics and Transitions, 1800-2010, Dataset Users' Manual*.

United Nations Statistical Book. (2012). (<http://unstats.un.org/unsd/syb/>, 最終閲覧日 2012 年 9 月 3 日)

United Nations, Department of Peacekeeping Operations (2012) *List of Peacekeeping Operations 1948-2012*.

(<http://www.un.org/en/peacekeeping/operations/current.shtml>, 最終閲覧日 2012 年 9 月 3 日)

UCDP (Uppsala Conflict Data Program) *Conflict Termination Dataset v.2010-1, 1946-2009*.

<ニュースソース>

ウォールストリートジャーナル.

ABC (Australian Broadcasting Cooperation).

AFP (L'Agence France-Presse).

The Age.

BBC (British Broadcasting Corporation).

ETAN (East Timor & Indonesia Action Network).

IRIN (Integrated Regional Information Networks).

Jakarta Post.

The Southeast Asian Times.

Suara Timor Lorosa'e.

Sydney Morning Herald.

Timor Post.

UNOTIL Daily Media Review.